

高知県公報

発行
高知県
高知市丸の内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

| 監査公表 | ページ |
|------------------|-----|
| ○包括外部監査の結果に関する報告 | 1 |

監 査 公 表

監査公表第7号

平成20年5月13日

高知県監査委員 樋口 秀洋
同 黒岩 直良
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人武田裕忠から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成19年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

平成19年度

高知県包括外部監査 結果報告書

試験研究機関の財務に関する 事務の執行について

高知県包括外部監査人

武 田 裕 忠

| | | | |
|---|----|--------------------------------------|----|
| 包括外部監査の結果報告書..... | 8 | (1) 産業技術部におけるアウトソーシングの基本方針..... | 14 |
| 第1 外部監査の概要..... | 8 | (2) 産業技術部における業務のアウトソーシングに際しての課題..... | 15 |
| 1. 外部監査の種類..... | 8 | (3) 産業技術部におけるアウトソーシングの実態..... | 15 |
| 2. 選定した特定の事件..... | 8 | 6. 高知県における研究課題の決定および評価手続き..... | 16 |
| (1) 外部監査対象..... | 8 | (1) 平成19年度新規研究課題の決定手続き..... | 16 |
| (2) 外部監査対象機関..... | 8 | (2) 継続課題の中間内部評価手続き..... | 16 |
| (3) 外部監査対象期間..... | 8 | (3) 終了研究課題の評価手続き..... | 16 |
| 3. 事件を選定した理由..... | 8 | 7. 外部資金の導入および特許権の実施料収入の状況..... | 18 |
| 4. 外部監査の方法..... | 9 | II. 機関別監査の結果及び意見ー工業技術センター..... | 19 |
| (1) 監査の観点..... | 9 | 1. 高知県工業技術センターの概要..... | 19 |
| (2) 主な監査手続き..... | 9 | (1) 沿革等..... | 19 |
| (3) 外部監査の結果報告書の構成..... | 9 | (2) 組織及び職員の状況..... | 20 |
| 5. 外部監査の実施時期..... | 9 | (3) 財務の状況..... | 20 |
| 第2 外部監査の結果..... | 10 | (4) 施設の概要..... | 20 |
| I. 高知県の試験研究機関の概要..... | 10 | (5) 主な業務の分担..... | 20 |
| 1. 産業技術部の概要..... | 10 | (6) 研究成果の普及状況..... | 21 |
| (1) 産業技術部の沿革..... | 10 | (7) 試験・研究成果の公表..... | 21 |
| (2) 産業技術部の組織..... | 10 | 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 21 |
| (3) 試験研究機関の組織の一元化について..... | 11 | (1) 規定と異なる物品管理台帳の様式について..... | 21 |
| (4) 産業技術部の事務分掌..... | 11 | (2) 物品の現物確認結果について..... | 22 |
| 2. 高知県における試験研究機関の定員数の推移..... | 12 | (3) 特許情報検索システムの管理について..... | 25 |
| 3. 高知県における試験研究機関の財政状態の概略..... | 12 | (4) 工業技術センターの設備等の稼働状況について..... | 25 |
| 4. 高知県における試験研究機関の運営方針..... | 12 | 3. 薬品管理に関する事項..... | 26 |
| (1) 高知県科学技術振興指針(平成10年3月)..... | 12 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 26 |
| (2) 今後の産業技術政策の基本方針(平成13年3月)..... | 13 | (2) 現物管理について..... | 26 |
| (3) 産業技術部経営方針(平成15年10月)..... | 13 | 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 26 |
| (4) 高知県科学・技術アカデミーミッション統括会議中間報告(平成17年5月)..... | 14 | (1) 公有財産台帳に記載されていない土地について..... | 26 |
| (5) 産業振興に貢献する公設試験研究機関の役割・あり方等を検討するワーキンググループ 会議とりまとめ(平成18年5月)..... | 14 | (2) 施設設備の建設に当たっての将来予測について..... | 27 |
| (6) 産業振興ビジョン《モノづくりや地域資源を活かした元気な高知づくり》(平成19年9月)..... | 14 | (3) 火災保険の付保状況について..... | 27 |
| 5. 産業技術部におけるアウトソーシング..... | 14 | (4) NTTに対する使用許可について..... | 27 |
| | | 5. 利用料・使用料に関する事項..... | 28 |
| | | (1) 利用許可の申請手続きについて..... | 28 |

| | |
|--|----|
| (2) 利用料の納付方法について..... | 28 |
| 6. 契約に関する事項..... | 29 |
| (1) 消防・防災設備の保守管理業務委託について..... | 29 |
| (2) 清掃業務委託契約について..... | 29 |
| (3) 警備業務委託契約について..... | 30 |
| (4) 空調機保守管理業務委託について..... | 30 |
| (5) 長期継続契約には該当しない複写サービス契約の再契約について..... | 31 |
| 7. その他の事項..... | 31 |
| (1) 企業支援研究室の入居企業の退居後追跡調査について..... | 31 |
| III. 機関別監査の結果及び意見－紙産業技術センター..... | 32 |
| 1. 紙産業技術センターの概要..... | 32 |
| (1) 沿革等..... | 32 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 32 |
| (3) 財務の状況..... | 32 |
| (4) 施設の概要..... | 33 |
| (5) 主な業務の分担..... | 33 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 33 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 33 |
| 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 34 |
| (1) 物品の現物確認結果について..... | 34 |
| (2) 紙産業技術センターの設備等の稼働状況について..... | 35 |
| (3) 大型主要設備の稼働状況について..... | 36 |
| 3. 薬品管理に関する事項..... | 36 |
| (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 36 |
| (2) 現物管理について..... | 37 |
| (3) 酢酸ウラニル亜鉛(核燃料物質)について..... | 37 |
| 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 37 |
| (1) 行政財産の目的外使用許可について..... | 37 |
| (2) 研究室等施設の利用状況について..... | 39 |
| (3) 火災保険の付保状況について..... | 39 |
| 5. 利用料・使用料に関する事項..... | 40 |
| (1) 使用料について..... | 40 |

| | |
|--|----|
| (2) 手数料について..... | 40 |
| (3) 利用料の納付方法について..... | 41 |
| 6. 契約に関する事項..... | 42 |
| (1) 清掃業務委託における仕様書と業務基準表について..... | 42 |
| (2) 警備業務委託契約について..... | 42 |
| 7. その他の事項..... | 42 |
| (1) 持ち込み物について..... | 42 |
| IV. 機関別監査の結果及び意見－農業技術センター..... | 43 |
| 1. 農業技術センターの概要..... | 43 |
| (1) 沿革等..... | 43 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 44 |
| (3) 財務の状況..... | 44 |
| (4) 施設の概要..... | 44 |
| (5) 主な業務の分担..... | 45 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 45 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 46 |
| 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 46 |
| (1) 高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳および物品管理簿の様式について..... | 46 |
| (2) 物品修繕簿について..... | 46 |
| (3) 物品の現物確認結果について..... | 46 |
| 3. 薬品管理に関する事項..... | 49 |
| (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 49 |
| (2) 現物管理について..... | 49 |
| 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 49 |
| (1) 旧職員宿舍について..... | 49 |
| (2) 「ふれあい広場」の有効活用について..... | 49 |
| (3) 工作物の財産表示について..... | 50 |
| (4) 試験場敷地内の町有施設について..... | 50 |
| 5. 生産品に関する事項..... | 50 |
| (1) 生産品等の受払の事務手続きについて..... | 50 |
| (2) スイカの栽培について..... | 51 |
| 6. 契約に関する事項..... | 51 |

| | | | |
|--|-----|-----------------------------------|-----|
| (1) 敷地及び建物等の警備業務委託契約について..... | 5 1 | (2) 組織及び職員の状況..... | 5 9 |
| (2) 本館棟空調機設備等委託について..... | 5 2 | (3) 財務の状況..... | 6 0 |
| (3) バイテク棟等空調設備等保守管理委託については是正改善すべきもの..... | 5 2 | (4) 施設の概要..... | 6 0 |
| (4) 随意契約について複数の見積書を徴取すべきもの..... | 5 3 | (5) 主な業務の分担..... | 6 0 |
| (5) 日々雇用職員等とする必要がある業務委託について..... | 5 3 | (6) 研究成果の普及状況..... | 6 0 |
| 7. その他の事項..... | 5 4 | (7) 試験・研究成果の公表..... | 6 0 |
| (1) 耕運機等農機具用軽油について..... | 5 4 | 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 6 1 |
| (2) 情報セキュリティ管理について..... | 5 4 | (1) 物品の現物確認結果について..... | 6 1 |
| (3) 高知県農業技術センター名義の通帳について..... | 5 4 | 3. 薬品管理に関する事項..... | 6 1 |
| V. 機関別監査の結果及び意見ー農業技術センター 果樹試験場..... | 5 5 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 6 1 |
| 1. 農業技術センター 果樹試験場の概要..... | 5 5 | (2) 現物管理について..... | 6 1 |
| (1) 沿革等..... | 5 5 | 4. 旅費に関する事項..... | 6 1 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 5 5 | (1) 同一区間の旅行で区間距離が異なる旅行について..... | 6 1 |
| (3) 財務の状況..... | 5 5 | 5. その他の事項..... | 6 2 |
| (4) 施設の概要..... | 5 5 | (1) 情報セキュリティ管理について..... | 6 2 |
| (5) 主な業務の分担..... | 5 6 | VII. 機関別監査の結果及び意見ー畜産試験場..... | 6 2 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 5 6 | 1. 畜産試験場の概要..... | 6 2 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 5 6 | (1) 沿革等..... | 6 2 |
| 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 5 6 | (2) 組織及び職員の状況..... | 6 3 |
| (1) 物品の現物確認結果について..... | 5 6 | (3) 財務の状況..... | 6 3 |
| (2) 備品管理シールについて..... | 5 7 | (4) 施設の概要..... | 6 3 |
| 3. 薬品管理に関する事項..... | 5 7 | (5) 主な業務の分担..... | 6 3 |
| (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 5 7 | (6) 研究成果の普及状況..... | 6 4 |
| (2) 現物管理について..... | 5 7 | (7) 試験・研究成果の公表..... | 6 4 |
| 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 5 7 | 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 6 4 |
| (1) 未規制の自家用水道からの給水について..... | 5 7 | (1) 物品の現物確認結果について..... | 6 4 |
| (2) 自家用水道について公有財産台帳で明確にしておくべきもの..... | 5 8 | 3. 薬品管理に関する事項..... | 6 5 |
| 5. 契約に関する事項..... | 5 8 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 6 5 |
| (1) 果樹試験場園地除草等委託業務契約について..... | 5 8 | (2) 形式的にしか作成されていなかった管理台帳について..... | 6 6 |
| VI. 機関別監査の結果及び意見ー農業技術センター 茶業試験場..... | 5 9 | (3) 現物管理について..... | 6 6 |
| 1. 農業技術センター 茶業試験場の概要..... | 5 9 | 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 6 6 |
| (1) 沿革等..... | 5 9 | (1) 火災保険の付保状況..... | 6 6 |

| | | | |
|-----------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|
| 5. 生産品に関する事項..... | 6 7 | 5. 利用料・使用料に関する事項..... | 8 2 |
| (1) 凍結精液について..... | 6 7 | (1) 機械器具の利用及び依頼試験について..... | 8 2 |
| (2) 牛の廃棄処分の記載漏れについて..... | 6 9 | (2) 利用料の納付方法について..... | 8 3 |
| (3) 食卵の販売単価について..... | 6 9 | 6. 契約に関する事項..... | 8 3 |
| (4) 鶏に係る生産品等管理簿の記載漏れ及び誤謬について..... | 7 1 | (1) 警備業務委託契約について..... | 8 3 |
| (5) 土佐ジローの種卵譲渡価格について..... | 7 2 | 7. その他の事項..... | 8 3 |
| 6. 契約に関する事項..... | 7 3 | (1) 情報セキュリティ管理について..... | 8 3 |
| (1) 宿直業務委託契約について..... | 7 3 | IX. 機関別監査の結果及び意見ー海洋深層水研究所..... | 8 4 |
| (2) 液体窒素購入価格について..... | 7 4 | 1. 海洋深層水研究所の概要..... | 8 4 |
| 7. 旅費に関する事項..... | 7 4 | (1) 沿革等..... | 8 4 |
| 8. その他の事項..... | 7 4 | (2) 組織及び職員の状況..... | 8 4 |
| (1) 情報セキュリティ管理について..... | 7 4 | (3) 財務の状況..... | 8 5 |
| (2) 電気料金の支払遅延について..... | 7 5 | (4) 施設の概要..... | 8 5 |
| (3) 弁当代金の取扱いについて..... | 7 5 | (5) 主な業務の分担..... | 8 5 |
| VIII. 機関別監査の結果及び意見ー森林技術センター..... | 7 6 | (6) 研究成果の普及状況..... | 8 5 |
| 1. 森林技術センターの概要..... | 7 6 | (7) 試験・研究成果の公表..... | 8 6 |
| (1) 沿革等..... | 7 6 | 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 8 6 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 7 6 | (1) 物品の現物確認結果について..... | 8 6 |
| (3) 財務の状況..... | 7 6 | 3. 薬品管理に関する事項..... | 8 7 |
| (4) 施設の概要..... | 7 6 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 8 7 |
| (5) 主な業務の分担..... | 7 7 | (2) 現物管理について..... | 8 7 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 7 7 | 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 8 7 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 7 7 | (1) 取水施設設備点検結果について..... | 8 7 |
| 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 7 8 | 5. 生産品に関する事項..... | 8 8 |
| (1) 物品の現物確認結果について..... | 7 8 | (1) ミネラル調整液の大量廃棄について..... | 8 8 |
| (2) 森林技術センターの設備等の稼働状況について..... | 8 1 | (2) 施設園芸用ハウスにおける生産物について..... | 9 0 |
| 3. 薬品管理に関する事項..... | 8 1 | 6. 契約に関する事項..... | 9 0 |
| (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 8 1 | (1) 委託契約の保証金還付について..... | 9 0 |
| (2) 現物管理について..... | 8 1 | (2) 設備保守管理契約について契約方法等改善すべきもの..... | 9 0 |
| 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 8 1 | (3) 一定期間経過ごとに競争入札とすべきもの..... | 9 1 |
| (1) 旧林業試験場用地等について..... | 8 1 | 7. 旅費に関する事項..... | 9 2 |
| (2) 火災保険の付保状況について..... | 8 2 | (1) 旅費事務センターの入力ミスについて..... | 9 2 |

| | | | |
|---------------------------------|-----|--|-------|
| (2) 旅行命令簿等の紙出力について..... | 9 2 | 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 9 9 |
| 8. その他の事項..... | 9 3 | (1) 監査資料の「財産に関する調」及び「重要物品に関する調」の記載について.... | 9 9 |
| (1) 「海洋深層水研究所長」名義の通帳について..... | 9 3 | (2) 物品の現物確認結果について..... | 1 0 0 |
| X. 機関別監査の結果及び意見ー内水面漁業センター..... | 9 4 | 3. 薬品管理に関する事項..... | 1 0 1 |
| 1. 内水面漁業センターの概況..... | 9 4 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 1 0 1 |
| (1) 沿革等..... | 9 4 | (2) 現物管理について..... | 1 0 1 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 9 4 | (3) 毒劇物の保管方法について..... | 1 0 2 |
| (3) 財務の状況..... | 9 4 | 4. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 1 0 2 |
| (4) 施設の概要..... | 9 4 | (1) 自家用水道施設（工作物）について..... | 1 0 2 |
| (5) 主な業務の分担..... | 9 4 | (2) 財産の所管関係を明確にし、支出すべきもの..... | 1 0 3 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 9 5 | 5. 契約に関する事項..... | 1 0 3 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 9 5 | (1) 清掃業務の内部処理について..... | 1 0 3 |
| 2. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 9 5 | (2) 運行等業務委託の検査調書について..... | 1 0 3 |
| (1) 物品の所属替え処理漏れおよび登録漏れについて..... | 9 5 | 6. 旅費に関する事項..... | 1 0 4 |
| (2) 物品の現物確認結果について..... | 9 5 | (1) 旅費事務センターの入力ミスについて..... | 1 0 4 |
| 3. 薬品管理に関する事項..... | 9 6 | (2) 紙ベースでの二重決裁について..... | 1 0 5 |
| (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 9 6 | (3) システム上やむを得ないとされる事例..... | 1 0 6 |
| (2) 現物管理について..... | 9 6 | 7. その他の事項..... | 1 0 6 |
| 4. 契約に関する事項..... | 9 6 | (1) 情報セキュリティ管理について..... | 1 0 6 |
| (1) 警備業務委託契約について..... | 9 6 | X II. 事務処理の種類別監査の結果及び意見..... | 1 0 7 |
| 5. その他の事項..... | 9 7 | 1. 物品管理及び利用状況に関する事項..... | 1 0 7 |
| (1) 財務会計システムの利用について..... | 9 7 | (1) 物品管理台帳、物品修繕簿の帳簿について..... | 1 0 7 |
| (2) 事業所資金の前渡資金交付状況について..... | 9 7 | (2) 物品の現物確認結果について..... | 1 0 7 |
| X I. 機関別監査の結果及び意見ー水産試験場..... | 9 8 | (3) 物品が見つからなかったもの..... | 1 0 8 |
| 1. 水産試験場の概況..... | 9 8 | (4) 備品台帳等に登録されていなかった原因について..... | 1 0 8 |
| (1) 沿革等..... | 9 8 | (5) 管轄外の物品について..... | 1 0 8 |
| (2) 組織及び職員の状況..... | 9 8 | (6) 設備等稼働状況について..... | 1 0 9 |
| (3) 財務の状況..... | 9 8 | (7) 物品の所属替え処理漏れおよび登録漏れについて..... | 1 0 9 |
| (4) 施設の概要..... | 9 9 | 2. 薬品管理に関する事項..... | 1 1 0 |
| (5) 主な業務の分担..... | 9 9 | (1) 管理規程及び台帳管理について..... | 1 1 0 |
| (6) 研究成果の普及状況..... | 9 9 | (2) 現物管理について..... | 1 1 0 |
| (7) 試験・研究成果の公表..... | 9 9 | (3) 形式的にしか作成されていなかった管理台帳について..... | 1 1 0 |

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 3. 財産管理及び利用状況に関する事項..... | 1 1 1 |
| (1) 公有財産の管理状況の把握について..... | 1 1 1 |
| (2) 火災保険の付保状況について..... | 1 1 1 |
| 4. 生産品等の受払の事務手続きについて..... | 1 1 2 |
| (1) 生産品等の受払の事務手続き..... | 1 1 2 |
| (2) 棚卸差異について..... | 1 1 2 |
| 5. 利用料・使用料に関する事項..... | 1 1 2 |
| (1) 利用許可の申請手続きについて..... | 1 1 2 |
| (2) 利用料の納付方法について..... | 1 1 2 |
| (3) 使用料・手数料に関する実勢価格等の調査について..... | 1 1 2 |
| 6. 契約に関する事項..... | 1 1 3 |
| (1) 機械警備委託の長期継続契約化について..... | 1 1 3 |
| (2) 清掃委託において経費積算の基準化・統一化を行うべきもの..... | 1 1 4 |
| 7. 旅費に関する事項..... | 1 1 5 |
| (1) 同一区間の旅行で区間距離が異なる旅行について..... | 1 1 5 |
| (2) 旅費事務センターでのデータ入力ミスについて..... | 1 1 5 |
| (3) 旅費システムと決裁システムの紙ベースでの二重決裁について..... | 1 1 5 |
| 8. 情報セキュリティーに関する事項..... | 1 1 6 |
| 9. アウトソーシングに関する事項(清掃業務の内部処理について)..... | 1 1 6 |
| 10. 研究員の大学院派遣研修費用について..... | 1 1 6 |
| 第3 利害関係..... | 1 1 7 |
| 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見..... | 1 1 7 |
| 1. 物品の管理に関して..... | 1 1 7 |
| 2. 毒劇物の管理に関して..... | 1 1 7 |
| 3. コスト意識の低さ..... | 1 1 7 |
| 4. 形式的な外部評価..... | 1 1 8 |
| 5. 試験研究機関における業務のアウトソーシングについて..... | 1 1 8 |
| (1) コア業務についてはさらに十分な検討をすべきである。..... | 1 1 8 |
| (2) 民間に負担を付け回してはいけない..... | 1 1 8 |
| (3) 外部リソースの有効活用にも配慮する必要がある..... | 1 1 8 |
| < 参 考 資 料 >..... | 1 1 9 |
| 参考資料 1 産業技術部の事務分掌..... | 1 1 9 |

| | |
|--|-------|
| 参考資料 2 産業技術部・産業委員会事務局関連機関の職員定数の推移..... | 1 2 0 |
| 参考資料 3 平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)..... | 1 2 0 |
| 参考資料 4 平成16年度から平成19年度科学技術振興費の状況..... | 1 2 1 |
| 参考資料 5 国の科学技術基本計画及び施策と戦略的重点課題並びに高知県における主な取り組み経過..... | 1 2 2 |
| 参考資料 6 高知県科学技術振興指針「創造的活力をもつ社会の構築をめざして」..... | 1 2 2 |
| 参考資料 7 平成19年度新規課題決定・継続課題の中間内部評価及び終了課題の外部評価..... | 1 2 6 |
| 参考資料 8 各試験研究機関の研究成果の普及状況..... | 1 2 7 |
| 参考資料 9 職員の旅費に関する規則第10条..... | 1 2 9 |
| 参考資料 10 普通旅費(公共交通機関利用なし)の事務処理フロー..... | 1 3 0 |

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

試験研究機関の財務に関する事務の執行について

(2) 外部監査対象機関

産業技術部

工業技術センター

紙産業技術センター

農業技術センター

農業技術センター 果樹試験場

農業技術センター 茶業試験場

畜産試験場

森林技術センター

海洋深層水研究所

内水面漁業センター

水産試験場

及び関係機関

(3) 外部監査対象期間

平成18年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

但し、必要に応じて平成17年度以前及び平成19年度についても対象とした。

なお、平成19年度からは、従来試験研究機関を主管していた産業技術委員会が廃止され、替わって新設された産業技術部が試験研究機関を主管している。従って本年度の包括外部監査の対象期間は、主として平成18年度であるが、組織としては、平成19年度に設置された産業技術部を対象に監査を実施している。

3. 事件を選定した理由

高知県においては、平成14年度の当初予算では収支の均衡をほぼ達成していた。しかし、その後の「三位一体の改革」とそれに続く「歳出・歳入一体改革」によ

り、地方交付税や国庫補助金が大幅に削減されたこともあり、マイナスの予算編成が強いられてきた。

このような厳しい財政状況の中で、高知県では平成16年7月に「財政危機宣言」を行い、同年9月には平成19年度までの3年間を目標期間とした、行政のスリム化と聖域を設けない事務事業の見直しを柱とする「財政危機への対応指針」を取りまとめ行財政改革に取り組んできた。

さらに、平成17年12月には、新たに平成21年度までを目標期間とする「行政改革プラン」を策定し、財政再建団体への転落の回避を最優先に考え、持続可能な財政基盤の確立を目指して、引き続き積極的な行財政改革の取り組みを推進している。この取り組みにおいて人件費の削減をはじめとする行政のスリム化や事務事業の見直しに取り組み、歳出の規模を大幅に圧縮したが、歳入面で臨時財政対策債の減少、あるいは県税収入の伸びが全国並みには見込まれないことなどから、平成19年度においても、およそ193億円の財源不足を生じ、基金の取り崩しや行政改革推進債、退職手当債の借入れといった緊急避難的な措置を講じることで予算を編成している状況にある。

その一方では、「産業の振興と雇用の拡大による経済の基盤づくり」をはじめとする4つの重要課題に加えて、若年者の雇用対策や医師の確保対策、あるいは少子化対策といった最優先で取り組むべき政策課題など、厳しい選別を経て予算に計上された事業の効果を最大限に発揮させ、県民満足度の向上に確実に繋げていくことを要請されている。

このような厳しい財政状態のなか、投資の効果が直接的、短期的に認識しにくい面があり、更に、結果論だけでは評価の難しい試験研究事業の執行が、課題の選定、途中での継続か撤退かの決断を含めた評価、最終段階での評価と新規課題選定へのフィードバック、研究成果の活用といった局面で適切に行われているか検討することは重要であると判断した。

また、現在高知県は、行政コストの節減への取り組みとして、組織のスリム化を目指して、県が直接担わなければならない業務以外はすべて民間に委託するという基本姿勢でアウトソーシングを推進している。高知県にとっての重要な施策であるアウトソーシングが試験研究機関においてどのように実施されているか検討することはこれまた、重要であると判断し特定のテーマとして選定することとした。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の観点

- ① 試験研究機関の事務手続きは法令等に従い適切に行われているか。また運営は、設置目的等に従って効率的になされているか。
- ② 研究課題の選定手続きには、透明性が確保されているか。また、結果の評価は途中での継続か断念かの判断も含めて、適切に評価されているか。
- ③ 知的所有権は適切に管理されているか。また、活用は十分なされているか。
- ④ アウトソーシングに対する対応は、どのようになされているか。
- ⑤ 物品は適切に管理されているか。
- ⑥ 毒劇物は、安全に、適切に管理されているか。
- ⑦ 収入調定は適正になされているか。また、その根拠となる条例等は適正に改訂されているか。
- ⑧ 生産物の管理は、収穫から販売および廃棄に至るまで適切になされているか。
- ⑨ 契約事務は、効率的に、適正になされているか。
- ⑩ 情報セキュリティは適切に管理されているか。
- ⑪ 旅費事務は、効率的に行われているか。
- ⑫ 表面的に規定類を遵守しているかというレベルにとどまらず、事務手続きの必要性や有効性、簡素化等の提案や議論がされやすい職場環境が育っているか。

(2) 主な監査手続き

- ① 要覧、定期監査において提出する監査資料と同様の資料（重要契約、工事、資産等）、業務年報、パンフレット等入手し、業務の概要を聴取するとともに、施設を視察した。
- ② 資産の管理状況を検証するため、備品管理台帳と現物との照合確認及び現地の視察を行った。
- ③ 毒劇物の管理状況を検証するため、薬品台帳と現物との照合確認及び現地の視察を行った。
- ④ 契約事務の執行状況を検証するため、契約一覧表により、主要契約の概要を把握するとともに、主に契約金額を基準に選定した個々の契約について契約手続きの妥当性、効率性を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。
- ⑤ 収入の調定事務を必要な書類により検証した。
- ⑥ 歳入歳出個別表より重要な取引についてその内容を調査した。

(3) 外部監査の結果報告書の構成

監査の結果については、試験研究機関ごとに、監査の結果及び意見を記述するとともに、今回の包括外部監査で監査の対象とした試験研究機関において共通して発生していた事項や特に重要と思われる事項について契約事務、資産管理、収入調定、旅費事務といった事務処理の種類ごとに監査の結果及び意見を記載する構成とした。

その際、試験研究機関ごとの監査の結果及び意見と事務処理の種類ごとの監査の結果及び意見は重複する記載が発生する場合がある。監査の結果の理解が容易になると考え、あえてこのような記載方法をとることとした。

なお、記載内容が重複すると思われる場合には、事務処理の種類ごとの監査の結果及び意見への具体的な事象の記載は、可能な限り省略している。

5. 外部監査の実施時期

平成19年4月11日から平成20年3月28日まで

第2 外部監査の結果

I. 高知県の試験研究機関の概要

1. 産業技術部の概要

(1) 産業技術部の沿革

高知県における試験研究機関は、平成9年度までは工業系、農林水産系といった産業部局の系列毎に主管課が分かれていた。高知県では、平成9年度のサマーレビューにおける組織・機能等の議論や、同年に検討され策定された高知県科学振興指針等を受け、研究組織や研究分野の枠を超えた連携・交流を図ることなどを目指して、分野ごとの試験研究機関を総合的に管理する方針を打ち出した。

具体的には、平成10年度より、産業部局の出先機関としての位置づけであった各試験研究機関を、商工労働部内に新設した産業技術委員会（現産業技術部）の出先機関として一元管理することとした。

個々の試験研究機関の概要や沿革の記載は各々の機関の項にゆずるが、産業技術委員会発足から産業技術部への組織変更に至る沿革は以下のとおりである。

産業技術部（産業技術委員会）の沿革

- H10年4月 産業技術委員会が商工労働部内に、局に準ずる組織として発足（事務局・11試験研究機関）
- H15年4月 産業技術担当理事配置（部相当の権限を付与）
山間試験場を農業技術センター山間試験部に改組（10試験研究機関）
- H16年1月 水産試験場（海洋開発調査船「土佐丸」廃船）
- H16年2月 科学・技術アカデミーの発足（ミッション統括会議開催）
- H17年11月 産業振興に貢献する公設試験研究機関の役割・あり方等を検討するワーキンググループの検討（18年6月まで）
- H19年3月 産業技術委員会の廃止
科学・技術アカデミーの廃止
- H19年4月 商工労働部から独立し12ある部の一つとして産業技術部発足（産業技術振興課・研究開発課・知的財産課・10試験研究機関）
農業技術センター山間試験部を山間試験室に改組

(2) 産業技術部の組織

① 平成9年度の組織状況

高知県における試験研究機関は平成9年度までは工業系、農林水産系といった系列毎に主管課が分かれていた。平成9年度においては、各試験研究機関は以下のような所属となっていた。

| 試験研究機関 | 主管課 |
|------------------|--------------|
| 工業技術センター | 商工労働部 工業振興課 |
| 紙産業技術センター | |
| 農業技術センター | |
| 農業技術センター 山間試験場 | 農林水産部 農業技術課 |
| 農業技術センター 果樹試験場 | |
| 農業技術センター 茶業試験場 | 農林水産部 畜産課 |
| 畜産試験場 | |
| 林業試験場（現森林技術センター） | 森林局 森林政策課 |
| 海洋深層水研究所 | 海洋局 海洋深層水対策室 |
| 内水面漁業センター | 海洋局 水産振興課 |
| 水産試験場 | |

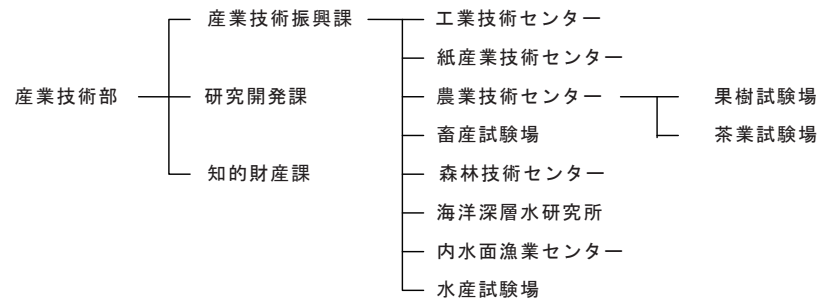
(注) 主管課の名称は平成9年度当時の名称による。

② 平成18年度における産業技術委員会の組織

産業技術委員会は、平成19年3月に廃止されたのであるが、平成18年度における組織は以下のとおりであった。



③ 平成19年度における産業技術部の組織



平成19年度からは、従来の産業技術委員会に替わって、産業技術部が試験研究機関を主管している。本年度の包括外部監査の対象期間は、主として平成18年度であるが、組織改編の結果、産業技術委員会は廃止されたため、平成19年度に設置された産業技術部を対象に監査を実施している。

そのため、本報告書中では、「産業技術担当理事」「産業技術委員会」「産業技術委員会事務局」等の表記については、特に厳密さを要求される場合を除いて「産業技術部」と表記している。

(3) 試験研究機関の組織の一元化について

産業技術部においては、試験研究機関の組織の一元化について事後的にアンケートを実施している。その概要を示すと以下のとおりである。

① 一元化のメリット

- i) プロジェクト研究等他の分野との連携が実施しやすくなり研究開発力の向上につながった。
- ii) 大学や民間との共同研究の機会が増えた。
- iii) 研究評価システムの運用により、ニーズや緊急性があり普及につながる研究課題が重点実施されることとなった。
- iv) 研究予算の重点配分や予算の効率的執行が可能となるとともに、試験研究機関の自主性が尊重されるようになった。
- v) 県の研究機関の研究成果の発表が一同になされるようになった。
- vi) 他分野を知ることで、職員の研究マネジメント能力が向上するなど、意

識改革につながった。

- vii) 知的財産に関する取り組みの一元化が図られた。
- viii) 水域に関する関係部署が連携する機運が生まれるなど、県政のプロジェクト事業に関する部局横断的な取り組みがめばえつつある。

② 一元化のデメリット

- i) 政策部局との連携や情報交換が不十分な場合がある。
- ii) 研究と事業で主管課が二つあり、意志決定に時間がかかる。
- iii) 産業技術に特化した研究が主体となり、息の長い政策課題に対する研究がしづらい。

内部的にとりまとめられたアンケートの結果であり、メリットについては、一元化によらなくても実現可能であった成果も含まれていると思われるが、少なくとも組織の一元化によりその実現が促進したとして一定の評価が出来るものである。

一方、これら、アンケート意見にあるデメリットのうち、i) については、研究企画会議の充実や、会議の開催情報及び参加要請の徹底などの対応をしている。しかしii) については止むを得ないものとの立場を取り、iii) については一元化によるデメリットと言うよりは産業技術部全体の方向性の問題ととらえている。

ii) のデメリットについては、一元化により意志決定に時間がかかると感じている職員がいることが判明しているが、これについての産業技術部の認識は、産業部局の所管であったころは、事業と試験研究の違いについての認識が十分でなく、試験研究に焦点をあてて対応するために一元化がなされたわけであり、事業を所管する産業部局と試験研究を所管する産業技術委員会が、それぞれ必要な手順を決める以上、一定やむをえないと捉えている。また、iii) については、産業技術委員会発足当時、産業化に向けての実用・応用研究開発に特化しすぎた傾向はあったため、その反省からモニタリングや技術支援を認めているし、息の長い政策課題への対応といえども試験研究を実施する以上、何らかの成果を時点時点で返していく必要があるとしている。

(4) 産業技術部の事務分掌

産業技術部の所掌事務の詳細は、参考資料1 産業技術部の事務分掌のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

① 産業技術振興課

部の予算・組織定数に関すること、部内の事務事業の見直しやアウトソーシングの推進に関することなど

② 研究開発課

産業分野の試験研究開発の企画・調整に関すること、産業分野の技術支援に関することなど

③ 知的財産課

県の知的財産権に関すること、職員の職務発明に関すること、知的財産の創造・保護及び活用の推進に関することなど

2. 高知県における試験研究機関の定員数の推移

平成10年度から平成19年度までの産業技術部・産業委員会事務局および試験研究機関の全職員定数の推移は下表の通りである。なお、試験研究機関別の詳細は参考資料2「産業技術部・産業委員会事務局関連機関の職員定数の推移」のとおりである。

| 年度 | 事務 | 技術 | 技能 | 合計 | 県 | 率 |
|-----|----|-----|----|-----|-------|-------|
| H10 | 32 | 195 | 68 | 295 | 4,494 | 6.65% |
| H11 | 30 | 196 | 68 | 294 | 4,463 | 6.59% |
| H12 | 30 | 194 | 67 | 291 | 4,398 | 6.62% |
| H13 | 31 | 194 | 67 | 292 | 4,322 | 6.76% |
| H14 | 31 | 194 | 67 | 292 | 4,231 | 6.90% |
| H15 | 31 | 195 | 67 | 293 | 4,117 | 7.12% |
| H16 | 32 | 187 | 58 | 277 | 4,047 | 6.84% |
| H17 | 30 | 183 | 56 | 269 | 3,972 | 6.77% |
| H18 | 31 | 180 | 51 | 262 | 3,828 | 6.84% |
| H19 | 38 | 178 | 45 | 261 | 3,692 | 7.07% |

注) 1. 平成18年度および平成19年度は実人員で表示してある。定員はそれぞれ、259人および258人である。
2. 県は知事部局、率は合計/県の比率である。

平成10年度と平成19年度を比較すると、知事部局においては802人、率にして17.8%の減少となっているのに比較して、試験研究機関においては34人、率にして11.5%の減少となっている。非常勤職員や臨時職員を含めたデータでないため、一概に結論付けられないが、ことに平成18年から平成19年の変動は、試験研究機関と他の知事部局のアウトソーシングに対する対応の違いによる部分が大きいと思われる。

3. 高知県における試験研究機関の財政状態の概略

科学技術振興費の状況 (単位:千円 千円未満切捨て)

| | 平成16年度決算 | 平成17年度決算 | 平成18年度決算 | 平成19年度予算 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総額 | 258 | 71,166 | 69,953 | 70,259 |
| 指針 | 1,234,077 | 1,157,954 | 1,117,614 | 1,070,167 |
| 職員事務等 | 621,541 | 601,647 | 584,588 | 588,233 |
| 云々費 | 363,348 | 369,112 | 350,127 | 338,083 |
| 資金 | 11,850 | 42,108 | 25,568 | 30,509 |
| 設備費 | 2,083 | 5,392 | 6,208 | 12,763 |
| 調査 | 29,534 | 43,463 | 36,514 | 45,224 |
| 高知管 | 101,493 | 306,071 | 282,504 | 290,593 |
| 技術費 | 6,499 | 20,135 | 16,019 | 19,723 |
| 研究費 | 23,161 | 173,810 | 174,063 | 173,463 |
| 旅費及び出張費 | 5,088 | 7,969 | 6,899 | 7,289 |
| 土地建物費 | 5,491 | 207,549 | 1,863 | 288,500 |
| 印刷費 | 8,678 | 7,999 | 3,103 | 2,233 |
| 旅費 | 66,680 | 59,669 | 41,733 | 159,563 |
| 旅費補助及び交付金 | 6,535 | 7,415 | 7,252 | 6,874 |
| 旅費補助及び出張費 | 121 | 940 | 545 | 394 |
| 旅費補助及び出張費 | 0 | 26 | 0 | 0 |
| 旅費 | 11 | 214 | 251 | 274 |
| 合計 | 2,485,311 | 3,053,597 | 2,724,845 | 3,054,199 |

科学振興技術費の平成16年度から平成18年度の決算及び平成19年度の予算の状況は上表のとおりである。なお、各年度の決算額の詳細及び平成18年度の試験研究機関別の執行状況(他部局分を除く)は「参考資料3 平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」及び「参考資料4平成16年度から平成19年度科学技術振興費の状況」として添付してある。

4. 高知県における試験研究機関の運営方針

平成7年度から平成22年度までの、国の科学技術基本計画および政策と戦略的重点課題と、高知県における、指針等の策定、組織見直し、評価制度の概要、新規研究課題の設定方法の概要および研究成果のとりまとめの公表状況を一覧表にまとめたものが「参考資料5 国の科学技術基本計画及び施策と戦略的重点課題並びに高知県における主な取り組み経過」である。

国の政策と高知県における主な対応が把握しやすい表であり、その内容は、本項「4. 高知県における試験研究機関の運営方針」および次項以降の「5. 産業技術部におけるアウトソーシング」「6. 高知県における研究課題の決定および評価手続き」において記載する。

(1) 高知県科学技術振興指針(平成10年3月)

高知県は平成10年3月に、21世紀に向けて本県の更なる飛躍を図るため、本県の科学技術振興の基本方針と戦略を示し、総合的、計画的に科学技術振興

行政を推進していくための基本となる「高知県科学技術振興指針」を策定した。

指針の中で高知県知事は「今後は、この指針に基づき、具体的な科学技術振興施策の展開を図り、創造的活力を持つ社会の構築に取り組んでまいります。」とし本指針が高知県における、科学振興の基本となるものであることを表明している。なお、その概要は以下のとおりである。さらに、詳細は「参考資料 6 高知県科学技術振興指針「創造的活力をもつ社会の構築をめざして」」として添付してある。

① 基本方針

- ・「知的空間」を支える高知
- ・「ものづくり」を大切にする高知
- ・「持続発展」する高知

② 取り組むべき方向

- ・高度情報社会の構築 情報プラットフォーム
- ・産業の振興 地域特性を活かした産業振興、先端技術産業の創出
- ・持続発展型社会の構築 快適な生活環境の創出、高齢者等への対応、新しい文化づくり

③ 振興基盤のあり方

- ・人材の育成、確保
- ・研究成果の活用と普及
- ・研究開発基盤の整備と産学官民の連携
- ・推進体制の整備

(2) 今後の産業技術政策の基本方針（平成 13 年 3 月）

高知県産業技術委員会事務局は平成 13 年 3 月に「今後の産業技術政策の基本方針」において、高知県の社会・経済並びに産業技術行政の現状を分析するとともに、産業技術行政の課題をとりまとめ、今後の産業技術政策の基本方針を明らかにしている。

その主な内容に簡単に触れると、高知県の産業技術行政の課題として、「社会的ニーズに応えた課題設定への転換」「戦略的な試験研究の必要性」「試験研究から技術移転までのシステム化の必要性」をあげている。そのうえで今後の高知県の産業技術政策の基本方針として、「第一次産業を支える研究開発」「産

業構造転換への研究開発」「環境・循環型社会等への研究開発」の 3 点を試験研究における戦略課題として設定し、産学官共同研究による研究開発機能の向上、試験研究課題の評価制度の構築、組織機構の再編整備等を求めている。

(3) 産業技術部経営方針（平成 15 年 10 月）

高知県においてはいわゆる中長期の政策方針を定めた「総合計画」は作成していない。平成 15 年度の政策協議により策定された「県政の経営方針」と「各部署の経営方針」は平成 19 年度を目途に策定された県の中期的な方針を示すものである。

当時の産業技術委員会の経営方針は以下のとおりであるが、平成 16 年度以降は、この経営方針を受けて作成される「経営方針の展開」に沿って部署の経営を行っている。

① 目的と役割

科学技術の振興及びその戦略的な産業利用の推進

② 重点目標と主な取り組み

i) 高知県科学・技術アカデミー

- 本県の科学技術振興政策や事業の検証と評価
- 特定プロジェクト研究の企画立案及び推進
- 公設試験研究機関が実施する研究課題の事前、中間、事後評価
- 公設試験研究機関や産学官連携による研究成果の公表及び公開
- 科学技術に関する情報発信と情報収集
- 県民に対する科学技術や科学技術に関する政策等の啓発活動

ii) 公設試験研究機関の研究の見直し

- 産業利用に役立つ研究へ重点化を図る
 - ・産業振興センターとの連携
 - ・農業改良普及センターとの連携
 - ・産学官連携による重点プロジェクトの企画立案と推進
 - ・生産現場での潜在的なニーズの発掘
 - ・ビジネスを意識した研究
 - ・研究成果の技術移転率の向上（56%（H13 年度）→70%（H19 年度））

③ 断念・転換の方向

技術成果や技術移転が見込まれない研究課題の中止、廃止

なお、従来は①高知県科学・技術アカデミー②産学官連携強化のための推進体制の整備および重点プロジェクトの企画・推進③研究マネジメントの導入④成果の見える試験研究機関への再生、という4項目を重点的取組みとしていたが、平成18年度をもって高知県科学・技術アカデミーの組織を廃止したことに伴い、平成19年度においては上記①高知県科学・技術アカデミーに替わって「知的財産の活用による産業振興」を重点的な取組みにしている。

(4) 高知県科学・技術アカデミーミッション統括会議中間報告(平成17年5月)

高知県科学・技術アカデミーミッション統括会議は、平成10年3月に策定された、「高知県科学技術振興指針」をふまえて、高知県の科学・技術振興の具体的な方向について検討した結果について中間的とりまとめを行い、平成17年5月に中間報告として公表している。

この中間報告は、「あなたは高知に住んで幸せですか。幸せのために科学・技術に何を期待しますか?」と題され、自立する地域社会・経済を築いていくために、本県の持つ地域資源や科学・技術をどのように活かしていくかという観点から今後の方向性を示したものである。

なお、ミッション統括会議とは、知事から委嘱された委員(県内外の有識者20人以内)で構成される、科学・技術アカデミーの目的を実現させるため、安全・安心の社会づくりのための研究、産学官・民連携の方策や科学・技術の倫理と社会的責任などの主要なミッションを推進するための統括組織であったが、平成16年2月から平成17年5月にかけて延べ4回の会議を経て本中間報告を行った後会議は開催されておらず、19年3月に産業技術委員会の廃止とともに同会議も廃止されている。

(5) 産業振興に貢献する公設試験研究機関の役割・あり方等を検討するワーキンググループ 会議とりまとめ(平成18年5月)

高知県産業技術委員会事務局は平成17年10月から平成18年5月にわたって、農業、林業、水産業、工業の四つのグループ別に検討してきた結果をとりまとめて、「産業振興に貢献する公設試験研究機関の役割・あり方等を検討するワーキンググループ会議とりまとめ」として公表している。このとりまとめで、各グループは公設試験研究機関の仕事の仕方の見直しの観点から、今後の公設

試験研究機関に期待される役割、新たに追加したり維持・強化する機能などを整理するとともに、今後の公設試験研究機関の方向を、アウトソーシングや、機能の役割の分担と連携・協働の面から検討し今後の公設試験研究機関の姿を示そうと試みている。

(6) 産業振興ビジョン《モノづくりや地域資源を活かした元気な高知づくり》(平成19年9月)

県は、県内の製造業などを中心とした産業の振興を図り、より豊かで活力ある県民生活を実現するため、高知県の産業が今後目指す方向性を示すとともに、その方向性のもとに重点的に取り組む方策を明確にするため、「産業振興ビジョン」を策定している。

「産業振興ビジョン」においては、高知県の県産業の目指す方向性として、「地域の資源や強みを活かした産業群の形成」と「競争力強化と地域経済の活性化を図る取り組み」の二つの柱を設けた。

また、県は、農業・林業・水産業・観光など産業ごとに指針やビジョン等を策定しているが、この産業振興ビジョンは、こうした各産業の指針やビジョン等と相互に連携を図り、連動した取り組みを進めていくために商工業の視点から本県産業の方向性と重点的に実施する方策を示すものである。

5. 産業技術部におけるアウトソーシング

高知県では、平成16年度より、県庁の仕事の仕方の見直しにあたり、①県民サービスの質の向上②民間との協働による人材育成、雇用創出③県民の参画、地域の活性化④県庁の自発的なスリム化を目的とし、県庁業務のアウトソーシングをその主たる手法として強力に推進している。

(1) 産業技術部におけるアウトソーシングの基本方針

産業技術部においてもアウトソーシング実施計画策定に際し、まず公設試験研究機関の使命は i) 一次及び二次産業を支援する実用・応用研究開発、技術的支援の推進による地域産業振興への貢献 ii) 政策部局の政策立案や課題解決のための技術的支援であるとの考え方を基本に以下のような方針を立てた。

- ① 先導的基礎研究については、基本的に大学、独法等に任せる。また、共同研究等により他機関との役割分担を行い研究コストの削減、期間短縮を図る。
- ② 公設試で普及可能と判断された技術の現地実証試験・調査は、生産者等と一緒に進められ、技術の普及促進に努める。

- ③ 試験研究や技術支援機関としての機能に支障を及ぼさない範囲で定型的な依頼分析は他の機関にアウトソーシングする。
- ④ 公設試が行う実用研究では、研究と栽培は一体であり精度が要求されること、また、専門的技能を要する作業の存在や守秘義務も生じることなどからコア業務の分析を進め、できるだけ広範なアウトソーシング推進と試験研究機能の低下の防止に努める。
- ⑤ 特定分野単位でのアウトソーシングは当該分野の視点やノウハウを失うことにつながることから見直しにあたっては関係機関等との協働を主体として業務を行う。

(2) 産業技術部における業務のアウトソーシングに際しての課題

上記のような方針のもと、各試験研究機関の業務のアウトソーシングの実施について検討したのであるが、その際の課題等は以下のとおりである。

- ① 既上記のような対応でアウトソーシングと同様の効果を得ている業務がある。すなわち、すでにアウトソーシングを先取りしている業務があり、数値目標の余地はその分狭い。
- ② もともと試験研究という業務は、性質上、業者にまかせきりとなる業務委託には馴染みにくい。
- ③ 膨大な仕様書が予想される。
- ④ 天候等による変動要因の処理の仕方など課題が多い。
- ⑤ 適当な受け皿も存在しない。

そのため、試験研究や技術支援を担う中核である研究員を温存し、維持管理業務や研究補助作業をアウトソーシングするとの方針から、実質的アウトソーシング率を高めるためには補助作業等を派遣形態でアウトソーシングするという選択肢以外に有力なものがないという状況認識に至っている。

なお、そのほかに、全庁的には技能職員の廃止という方針があるが、公設試験研究機関の特性として、純粋な試験研究部門と研究結果の普及部門の役割分担や、特に1次産業に属する試験研究においては、技能職員が担っている業務の中に実用試験研究の本質部分と密接不可分で廃止もアウトソーシングもできない部分があり、仮に技能職員のコア業務について研究員等技術職員が対応することになると、それまで技能職員の担っていた業務を技術職員が担っていくための技術伝承システムの構築が必要になり、貴重な技術が継承されずに途絶えてしまう可能性があることが課題となっている。

(3) 産業技術部におけるアウトソーシングの実態

産業技術部におけるアウトソーシングの実施計画及び実績は下表のようなが、産業技術部においては、平成19年4月までのアウトソーシングによる人員削減は、7人(2%)と県庁全体でみると、非常に低い削減率となっている。これは、上記のように、試験研究機関の業務の特性等からその困難性を認識していたため、計画策定当初から平成20年4月時点での補助作業業務等のアウトソーシングをメインとする計画であったためであり、平成20年4月時点では、52人(15.1%)となっている。

アウトソーシング実施計画(数値表)

(部局名 産業技術部)

| アウトソーシングの年次 | 総人員数の変動 | | 年次ごとのアウトソーシング(スリム化含む)の合計(整数) | | | | | | |
|---------------------------|---------|------|------------------------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | 19年度 | 20年度 | 実施計画(前期) | 実施計画(後期) | 実績(平成19年2月時点) | 実績(平成20年4月まで) | 実績(平成20年4月まで) | 実績(平成20年4月まで) | |
| 前期総人員数(アウトソーシング実施計画上の基準日) | 349人 | — | | | | | | | |
| 平成17年4月までの削減実績 | 322人 | | 削減人数 | — | — | — | — | △27 | |
| | | | 削減率 | — | — | — | — | -8.3% | |
| 平成18年4月まで | 304人 | 304人 | 職員 | △12 | △4 | △12 | △4 | △12 | △4 |
| | | | 非常勤職員 | △1 | △1 | △1 | △1 | △1 | △1 |
| | | | 臨時職員 | △5 | △5 | △5 | | △5 | |
| | | | 計 | △18 | △10 | △18 | △5 | △18 | △5 |
| | | | 削減人数 | △41 | △10 | △41 | △5 | △41 | △5 |
| | | | 削減率 | -11.9% | -2.9% | -11.9% | -1.6% | -11.9% | -1.6% |
| 平成19年4月まで | 290人 | 290人 | 職員 | △13 | △9 | △5 | △1 | △5 | △1 |
| | | | 非常勤職員 | △1 | | 0 | △1 | 0 | △1 |
| | | | 臨時職員 | △0 | | △0 | | △0 | |
| | | | 計 | △14 | △9 | △5 | △2 | △5 | △2 |
| | | | 削減人数 | △35 | △19 | △46 | △7 | △46 | △7 |
| | | | 削減率 | -16.0% | -5.9% | -13.4% | -2.0% | -13.4% | -2.0% |
| 平成20年4月まで | 237人 | 243人 | 職員 | △9 | △3 | △23 | △17 | △12 | △12 |
| | | | 非常勤職員 | △44 | △44 | △33 | △10 | △24 | △23 |
| | | | 臨時職員 | | | | | △1 | |
| | | | 計 | △53 | △47 | △56 | △27 | △37 | △35 |
| | | | 削減人数 | △120 | △66 | △132 | △34 | △93 | △35 |
| | | | 削減率 | -31.4% | -19.7% | -29.6% | -11.3% | -27.0% | -15.1% |

※実施計画額、実績計画実績し後修正、平成19年11月時点の数字を記載していません。
 ※後修正期間(平成19年11月9日(金)まで)に業務改善推進室に属していません。

(注)上記実施計画は所轄官報の数字を元に作成されたものであり、数値に誤差が生じる場合があります。

| アウトソーシング実施計画実績 | | 実績 | 削減率 |
|----------------|-----------|--------|--------|
| 計 | 人数 | -94人 | -53人 |
| | アウトソーシング率 | -27.2% | -15.1% |

6. 高知県における研究課題の決定および評価手続き

高知県においては、研究課題の評価に際し、平成11年度から外部評価委員による事前評価、中間評価、事後評価を導入した。平成16年度において高知県科学・技術アカデミーの設置に際し研究成果等の評価手続きの見直しを行い、事前評価、中間評価は内部評価に変更するとともに、事後評価については内部評価と科学・技術アカデミー成果等検証・評価部会（以下検証・評価部会という。）による外部評価で対応することとなった。なお、平成19年度に高知県科学・技術アカデミーが廃止されたことに伴い、平成18年度終了課題の事後外部評価は新たに組織された高知県研究等成果評価会が担うこととなっている。

(1) 平成19年度新規研究課題の決定手続き

研究課題の決定手続きは、頻繁に見直しされているため主として平成18年度に実施された平成19年度新規研究課題の決定手続きについてそのフロー図は「参考資料7 平成19年度新規課題決定・継続課題の中間内部評価及び終了課題の外部評価」のとおりであるが、そのうち、新規研究課題の決定手続きの概要を示すと以下ようになる。

このフローによれば、平成19年度の新規課題の決定手続きは、平成17年12月の産業技術委員会から政策部局への要望課題の提出依頼に始まり、平成18年4月から6月に各試験研究機関において提出課題の集約と内部検討の結果、評価シートが作成される。平成18年7月に各試験研究機関から産業技術委員会に提出された評価シートは研究企画会議の討議、事務局長ヒアリング等を経て最終版が作成され、平成18年11月開催の産業技術委員会により新規課題の決定がされる。

平成19年度新規課題の決定状況

| | 新規候補課題 | 決定課題 |
|------------|--------|------|
| 政策部局要望課題 | 24 | 10 |
| 試験研究機関提出課題 | 28 | 17 |
| 合計 | 52 | 27 |

(2) 継続課題の中間内部評価手続き

継続課題について中間の内部評価を行っているのであるが、継続の可否については①技術移転の見込みのないもの②出口の見えないもの③課題決定時の状況が大幅に変化したもの等を判断基準として評価を行っている。実際の評価に当たっては、①研究計画との整合性②研究成果の対象の変化③達成の見通しの

視点から評価し、継続、条件付継続、休止、短縮及び技術支援で対応といった分類がなされる。

平成18年度における継続課題の中間内部評価は、7月に提出を受けた中間評価のための評価シートをもとに、8月上旬の研究開発推進スタッフのヒアリング、9月の事務局長ヒアリング等を経て内部評価され、平成18年11月開催の産業技術委員会により課題の継続の決定がされている。

平成16年度から平成19年度の中間評価の結果は以下のとおりである。

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 継続課題数 | 54 課題 | 49 課題 | 42 課題 | 42 課題 |
| 継続 | 44 課題 | 46 課題 | 41 課題 | 39 課題 |
| 休廃止 | 4 課題 | 1 課題 | 1 課題 | |
| 技術支援で対応 | 6 課題 | 2 課題 | | 3 課題 |

(3) 終了研究課題の評価手続き

① 終了研究課題の内部評価手続き

産業技術部としては、終了した研究課題の内部評価手続きは標準化されておらず実務上、統一した評価基準による評価は実施されていない。

現在、研究課題が終了すると、内部的には新技術選定会議においてとりまとめを行っている。このとりまとめ自体は、基本的に終了研究課題の評価を目的としたものではないが、ほぼ隔年に作成されている「公設試験研究機関が過去10年間に取り組んだ試験研究課題とその成果の概要及び普及状況」（以下「成果の概要」という。）のいわば原稿となるものである。

この、「成果の概要」では、「分類」の項目において普及、指導、開発、行政に区分しているのであるが、これが研究成果の評価に相当している。なお、この分類の意味は以下のとおりであるが、過去に設置されていた農林技術会議設置要綱に準じたものとして踏襲されているものである。

研究結果の分類

- i) 普及・・・普及に移行できる研究結果。普及奨励することによって改善効果が著しいとみなされる結果
- ii) 指導・・・技術指導に参考になる研究結果。結果の内容をそのまま普及奨励することは適当でないが、指導者の参考として適当と思われる結果
- iii) 開発・・・研究及び技術開発に有効な情報。新しい技術の試みであって、今後の試験研究により技術に仕上げられる可能性のあるも

の及び技術の基礎的知見、研究手法等に関する情報

- iv) 行政・・・行政施策に反映すべき情報。行政からのニーズに対応した調査研究結果、試験研究機関から行政への提言など行政施策の企画、立案、遂行の参考になると考えられる情報

② 終了研究課題の外部評価手続き

事後評価については内部評価と検証・評価部会による外部評価で対応することとなっているが、外部評価については、県の科学・技術振興に関する政策や事業等に対して、公正（客観性）な視点に立って検証・評価を行い、次の新しい政策や事業に反映させるシステム（失敗事例の中から次の成功事例の芽を育てる仕組み）と位置づけ、おおむね次の手順で実施している。

検証・評価部会運営要領別記1によれば終了した研究課題は、翌年度の7月を目途に試験研究実績報告書（終了課題の概要＝終了課題概要調書）としてまとめられる。検証・評価部会の委員は、終了した研究課題の中からいくつかの課題（平成19年より10課題以内とされた。）を任意に選定し、成果等のプレゼンテーションを受けて、評価を実施している。

評価結果は、評価・検証の手順によれば産業技術担当理事に報告するとともに公表することになっている。また、評価結果を事業に反映させるために、担当部署に評価結果を通知し対応策の報告を求め、共通する機関に周知することとしている。

実際には、公設試験研究機関が実施した試験研究等の成果に対して研究が終了した課題について、外部の科学・技術全般に知識のある専門家又は有識者からなる委員（以下、外部評価委員という）7名による評価会を行っている。

i) 評価会における課題選定基準

試験研究等の成果の評価課題の選定基準は特にあるわけではなく、各外部評価委員が任意に選定したもののうち10課題を選び評価する。

ii) 課題評価基準

課題評価の基準についても特に明文化されたものはなく、各外部評価委員の判断で4段階評価をしている。

iii) 評価結果の公表

外部評価委員による評価会の評価結果については、研究開発課のホームページへ評価対象課題、評価委員及び日程について掲載されているのみで評価結果の公表は行われていない。

iv) 評価結果の内部報告

内部的には、外部評価委員による評価結果は、試験研究機関長会議及び研究企画会議で報告されるが、その評価結果に対する対応策を何ら文書化したものはなく、会の中で特に評価結果の指摘等で参考になるものについては対応している。

v) 評価結果への対応について

平成18年度の試験研究等の成果に対する評価について対応したものを確認したところ、研究データの取り方、まとめ方、報告書のまとめ方等、研究成果の実証性を高めるための指摘には対応しているとの回答であった。

また、平成19年度に実施した評価会において、海洋深層水についての研究課題である、「海洋深層水を利用した養液栽培における高糖度トマトの多収生産技術」及び「海洋深層水を栽培に用いた農林産物の加工利用」の評価をしている。

「海洋深層水を利用した養液栽培における高糖度トマトの多収生産技術」に対する外部評価委員の指摘の中に、「コストが高くなる問題がある」、「海洋深層水の農業利用は断念したほうがよい」、という指摘があった。一方で、「海洋深層水を栽培に用いた農林産物の加工利用」について評価した結果では、「他の農林水産物の研究も進めてはどうか」、「県下には海洋深層水のみではなく海水やにがりを農法に採用している農家も多い。経験知も取り入れた方がよい」等の指摘がありこちらは研究を推進する立場をとっている。

このように外部評価委員によって評価が異なることもあり、実用性や実効性といった面からの指摘については参考にしている程度である。

なお、平成19年度に高知県科学・技術アカデミーが廃止されたことに伴い、平成18年度以降終了する課題の事後外部評価は新たに組織された高知県研究等成果評価会が担うこととなっていることは、先に触れたとおりである。

③ 終了研究課題の広報手続き

終了した研究課題の広報手続きとしては、従来の政策部局ごとに異なった取扱いが行われているが、普及部門のある試験研究機関とない試験研究機関で成果の普及に対する対応が異なることが主な理由である。

具体的な公表方法は各試験研究機関の概要に記載してある。

特許権実施料収入

| 事業名 | 所在地 | 特許権収入 | 実施料率 | 実施件数(件) | 実施特許名称 | 掲載 |
|--------------|-----------------|------------|------|-----------|--------------------------|------|
| バイオ・ナノテクノロジー | 高知 | 48,290,750 | 7% | 2,414,527 | | |
| 食品 | | 0 | 2% | 0 | 海洋深層水を利用した清涼飲料工法3/5 | エ3/5 |
| 食品 | | 0 | 2% | 0 | 深層水2/5 | 深2/5 |
| 食品 | | 0 | 2% | 0 | | |
| 食品 | 高知 土佐の柿・柿1号 | 13,877 | | 0 | | |
| 食品 | 1号 | 437,430 | | 0 | | |
| 食品 | 2号 | 29,512 | | 0 | | |
| 食品 | 3号 | 341,862 | 7% | 10,522 | | |
| 食品 | 産学共同1号 | 151,332 | | 0 | | |
| 食品 | 2号 | 28,502 | | 0 | | |
| 食品 | 産学日本産 | 84,402 | | 0 | 海洋深層水を利用した味噌又は漬物及び | エ3/3 |
| 食品 | 産学と大産の産 | 318,770 | | 0 | その製造方法工法3/3 | |
| 食品 | | 293,508 | 7% | 17,792 | | |
| 食品 | 産学共同1号 | 224,800 | | 0 | | |
| 食品 | 産学共同2号 | 68,698 | | 0 | | |
| 食品 | りまみま、りまみま山産 | 408,720 | | 0 | | |
| 食品 | | 1,008,332 | 7% | 38,122 | | |
| 食品 | | 0 | 2% | 0 | | |
| イフフジ工業 | プロアイ | 1,230,000 | 7% | 25,000 | 木材の仕度法用プロセッサ装置及び木材の仕度法 | 森1/1 |
| 繊維 | すいとる4 | 4,176,320 | 7% | 41,763 | 多量の血液等を吸収できる吸収性物品とその製造方法 | 繊4/4 |
| 繊維 | すいとるシート | 2,624,800 | 7% | 26,248 | 家庭用洗剤の製造方法及び製造装置の設計シート | 繊5/5 |
| 繊維 | | 5,801,120 | | 0 | | |
| 木材 | | 281,800 | 0.4% | 1,344 | シート製造装置 | 木2/2 |
| 木材 | | 180,000 | 7% | 1,800 | 穀物貯蔵方法及びその製造方法 | 木4/7 |
| 木材 | | 0 | | 0 | | 木3/7 |
| くじらハウス | おとシート | 719,200 | | 0 | | |
| くじらハウス | おとシート | 14,800 | | 0 | | |
| くじらハウス | | 734,000 | 7% | 7,340 | 抗菌性の紙、平織布または糊糊製品 | 繊6/6 |
| アクリル樹脂 | 高知テクノコンコ | 119,000 | 7% | 2,380 | 高知テクノコンコ | ア4/4 |
| 高知試験場 | 高知 | 224,720 | 7% | 2,247 | | |
| (社)高知産業センター | 土佐じしとニューター(じしと) | 1,491,840 | 7% | 14,918 | | 農3/3 |
| | | | | 7,604,292 | | |

所属…所属試験機関
 エ…工業技術センター
 森…森林技術センター
 繊…繊維技術センター
 木…木材技術センター
 農…農業技術センター
 高…高知試験場

II. 機関別監査の結果及び意見－工業技術センター

1. 高知県工業技術センターの概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

高知県工業技術センターは、工業及び鉱業の技術に関する試験、研究等を行い工鉱業の振興発展を図るために設置された施設であり、県内企業の技術力向上と産業振興を促進するために必要な試験研究、技術指導などを行う地域製造業の総合支援機関である。地域産業の技術支援機関として①研究開発 ②技術支援 ③人材育成支援及び④情報発信等の広報活動の4つを柱にして、研究開発・技術支援を推進している。

工業技術センターには、一次産業系の試験研究機関とは異なり普及のための機関が別途開設されていない。そのため、依頼試験を業界の生産活動の支援と同時に情報収集のアンテナと位置付けている。定型的なものであっても事案にきめ細かく対応することで多くの情報が入手可能であり、技術の普及にも重要な役割を担っている。

② 平成19年度の重点事業

- i) 自動車産業モノづくりクラスター形成・支援事業
- ii) 地域資源活用による県西南地域活性化総合支援事業
- iii) 技術力強化のための人材育成事業

③ 所在地

高知県高知市布師田 3992-3

④ 沿革

昭和16年11月 高知県商工奨励館試験場から独立し、高知県工業試験場設立

昭和19年 8月 高知市棧橋通 2-11-15 に新築

平成 2年 3月 高知市布師田 3992-3 (現在地) へ移転

平成 2年 4月 高知県工業試験場を高知県工業技術センターに改称
 同時に企画情報室及び技術部4部制に機構改革

平成10年 4月 企業化支援センターを工業技術センター内に設置

平成11年 4月 工業技術センター土佐山田分室を設置

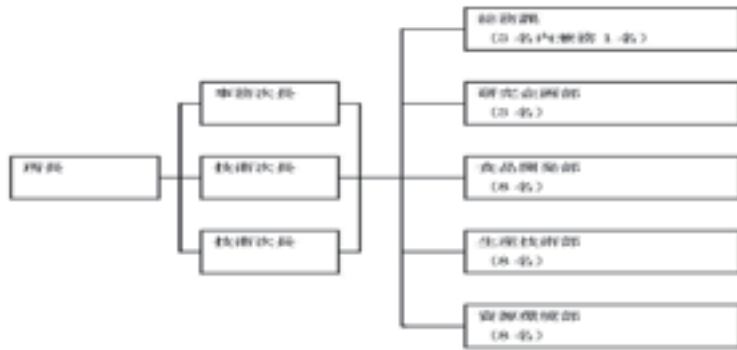
平成17年4月 企画室を研究企画部に、食品加工部を食品開発部に、生産情報部と材料技術部を生産技術部に、それぞれ再編して改称

土佐山田分室を森林技術センターに業務移管

平成19年4月 研究企画部、食品開発部、生産技術部、資源環境部をそれぞれ課に改称

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図(平成19年4月1日現在)



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 37 | 38 | 36 |
| 人件費(千円) | 266,484 | 268,202 | 256,755 |
| 1人当たり人件費(千円) | 7,202 | 7,058 | 7,132 |

(注) 千円未満4捨5入。人件費は給料、職員手当、共済費(給料費で按分)、諸手当の合計。平成19年度については見込額である。1人当たり人件費は単純平均している。以下、すべての試験研究機関の概要の職員の状況において同様である。

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入歳出の概況は以下のとおりであるがその詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」として添付してある。

| 工業技術センター | | (単位:円) | |
|--------------------------------|------------|--------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 37,206,346 | 歳出合計 | 360,922,864 |
| 使用料 | 6,773,361 | 人件費 | 272,942,889 |
| 手数料 | 13,015,640 | 旅費 | 7,158,606 |
| 財産収入 | 2,243,958 | 需用費 | 51,572,876 |
| 諸収入 | 15,173,377 | 役務費 | 963,902 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 26,194,526 |
| | | その他の支出 | 2,060,067 |
| 人件費: 報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 13,757.76 m²

② 建物の状況

建物面積 9,108.09 m²

| 名称 | 面積(m ²) | 名称 | 面積(m ²) |
|-------------------|---------------------|-----------|---------------------|
| 本館棟 | 3,833.15 | 車庫棟 | 107.21 |
| 技術研修棟 | 777.19 | 産業廃棄物置場 | 6.00 |
| 機械・金属・電子・窯業・木材工芸棟 | 2,387.46 | 危険物倉庫 | 10.00 |
| | | 木材乾燥棟 | 48.15 |
| 機械金属実験棟 | 299.39 | 特殊ガス、LPG棟 | 31.50 |
| 材料実験棟 | 377.47 | 計量検定所 | 462.77 |
| 渡り廊下 | 28.80 | 企業化支援センター | 739.00 |
| | | 合計 | 9,108.09 |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|-------|--|
| 研究企画課 | ①試験研究、技術者養成、産学官連携及び企画調整並びに成果の普及、技術移転に関すること ②調査及び情報の収集提供に関すること ③研究予算の調整に関すること |
| 食品開発課 | ①食品開発技術に関する試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関すること ②依頼試験 |
| 生産技術課 | ①機械・金属加工技術、情報通信技術及び工業材料に関する試 |

| | |
|-------|---|
| | 験研究、調査、技術相談指導並びに技術者養成に関すること ②依頼試験 |
| 資源環境課 | ①工鉱業分野に関する資源・環境関連技術及び化学分析技術に係る試験研究、調査、技術相談指導並びに技術者養成に関すること ②依頼試験 |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費※ | 結果の分類※ | | | |
|------|-----|---------|--------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 5 | 53,693 | 1 | 1 | 3 | |
| 16 | 6 | 46,572 | 4 | | 2 | |
| 15 | 22 | 235,279 | 10 | 1 | 11 | |
| 14 | 15 | 114,759 | 6 | 2 | 7 | |
| 13 | 12 | 105,556 | 2 | | 10 | |
| 12 | 23 | | 8 | 7 | 8 | |
| 11 | 5 | | 4 | | 1 | |
| 10 | 12 | | 5 | 4 | 3 | |
| 9 | 24 | | 10 | 12 | 2 | |
| 8 | 19 | | 7 | 7 | 5 | |
| 計 | 143 | | 57 | 34 | 52 | 0 |

※ 研究費・・・各年度の終了課題に要した研究費(千円)

※ 結果の分類 普及…普及に移行できる研究結果 指導…技術指導に参考となる研究結果
開発…研究及び技術開発に有効な情報 行政…行政施策に反映すべき情報 以下各機関同様

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に年1回、主にセンター会議室において実施

② 出版物等

- i) 研究開発&企業支援成果報告書 年報
- ii) 技術情報高知 年3回程度
- iii) 工業技術センター研究報告 年報
- iv) メールニュース 随時
- v) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 規定と異なる物品管理台帳の様式について

工業技術センターにおいては、高知県財産規則に規定される備品台帳及び物品管理簿(以下備品台帳等という。)と異なる、独自の物品管理台帳を作成して、物品の管理をおこなっている。

高知県財産規則において、高知県が管理する物品のうち、重要物品(注)を取得した場合には備品台帳を、備品(注)を取得した場合には物品管理簿を作成しなければならないことが規定されている。

包括外部監査にあたって、工業技術センターの所管する物品の管理状況を検証するために備品台帳等の提出を求めたところ、工業技術センターでは、高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳等とは別に、独自の物品管理台帳を作成していた。

工業技術センターの作成する物品管理台帳の様式は、高知県財産規則に基づいて作成される備品台帳等の様式に加えて設置場所、担当課及び管理責任者の欄が設けられている。

工業技術センターで物品管理台帳を別途作成する理由は、工業技術センターの所管する物品は、重要物品242点、備品341点、合計で583点にのぼっており、その物品を適正に管理するには、備品台帳等の様式に加えて設置場所、担当課及び管理責任者の情報が必要であると判断し独自の様式を設定したためである。

なお、農業技術センター及び森林技術センターでは、これまで備品台帳等と現物の照合を行ったことがなかったのであるが、今回の外部監査において現物の確認を行うに当たり、現行の備品台帳等では現物と備品台帳等の照合が困難として、設置場所、担当課を記載した台帳を現物の照合に使用するために急遽作成している。

備品台帳等は、現物との照合が容易に実施できる必要がある。今回の工業技術センター、農業技術センターおよび森林技術センターの事例は、高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳および物品管理簿の様式が、現物管理を行うには十分でない部分があるということを現している。適正で効果的な物品管理を行うため備品台帳および物品管理簿の様式を検討すべきである。

(注) 備品台帳に記載すべき重要物品とは、

- i) 自動車(道路運送車両法に規定する自動車をいう。)
- ii) 船舶(総トン数20トン未満の船舶であって、調達した価格が1隻につき100万

円以上のものをいう。)

iii) 1点100万円以上の物品をいう。

物品管理簿に記載すべき備品とは、

性質形状を変えずに、長期にわたり使用し、かつ保存することができる物品で1件の取得価額が100,000円(コンピューターについては20,000円)以上の物品及び公印規程による公印をいう。

(2) 物品の現物確認結果について

工業技術センターの所管する物品について、その管理状況を検証するために所管する重要物品及び備品全点について備品台帳等と現物を確認した。(重要物品242点、備品341点、合計583点)

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの10点、備品台帳等に登録がなかったもの72点(現物確認の対象とした備品341点に対し各々2.9%及び21.1%)と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものと認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら、管理対象とする物品の取得価格を2万円以上から10万円ないし20万円以上にするなど管理範囲の見直しも含めて、管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表のように備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものがあった。

現物が確認できなかった物品

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 取得価格 | 摘要 |
|-------|-----------------|-----------|---------|-------|
| 11099 | 印刷機器類(その他) | 08-007203 | 107,120 | 所在不明 |
| 10437 | オーバーヘッド・プロジェクター | 08-005102 | 568,800 | 重複登録 |
| 14008 | インキュベーター | 08-005565 | 118,000 | 廃棄処分済 |
| 14008 | インキュベーター | 08-006245 | 214,000 | 廃棄処分済 |
| 14342 | 振とう培養器 | 08-006253 | 125,900 | 廃棄処分済 |

| | | | | |
|-------|--------------|-----------|---------|-------|
| 15016 | 攪拌機 | 08-007425 | 153,470 | 廃棄処分済 |
| 14115 | 乾燥機 | 08-006295 | 285,000 | 所在不明 |
| 12112 | 電話機 | 08-005158 | 276,040 | 廃棄処分済 |
| 11103 | パーソナルコンピューター | 09-000294 | 118,240 | 所在不明 |
| 11103 | パーソナルコンピューター | 08-005141 | 273,465 | 所在不明 |

摘要の内、廃棄処分済みの物品は、廃棄処理した事実が確認できたものであり、所在不明の物品は、取得年月日が古い物品であることから使用不能等で廃棄されたものと推定される。

ともに、廃棄の際の台帳削除もれと推定されるためこの際、台帳から削除処理するとのことである。

② 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表のように備品台帳等に登録がない物品があった。

備品台帳等に登録がなかった物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|-----------|-----------------|---|
| 第3機器分析室 | PHメーター計測用組立パソコン | 需用費で購入 |
| ネットワーク実験室 | デジタルカメラエネレーター | 中小企業事業団委託事業で設置したものであるが、相当年数経過しているため当時の記録が残っていない |
| 同上 | マイクロプロセッサエネレーター | 中小企業事業団委託事業で設置したものであるが、相当年数経過しているため当時の記録が残っていない |
| 電子応用実験室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| ソフトウェア開発室 | 組立パソコン×4台 | 需用費で購入 |
| 電子技術試験室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 同上 | インペーガス測定装置 | 中小企業事業団委託事業で設置したものであるが、相当年数経過しているため当時の記録が残っていない |
| 同上 | メモリスコープ | 中小企業事業団委託事業で設置したものであるが、相当年数経過しているため当時の記録が残っていない |
| 生産技術部職員室 | 組立パソコン×8台 | 需用費で購入 |
| CAE解析室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 企業化支援センター | 振動解析装置 | 中小企業事業団委託事業で設置したものであるが、相当年数経過しているため当時の記録が残っていない |
| 同上 | ソニッククリーナー | 地域結集グループの装置 |
| 鋳造実験室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 成膜応用試験室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 資源開発試験室 | 乾燥機 | 雰囲気焼成炉付帯設備 |
| 第2加工実験室 | 純水製造装置 | 恒温恒湿槽付帯設備 |

| | | |
|----------|-----------|------------------------------------|
| 塗装試験室 | 乾燥機 | 台帳での廃棄処理ミス。再登録する。 |
| 同上 | コンプレッサー | 台帳での廃棄処理ミス。再登録する。 |
| 建設材料試験室 | 振とう器 | 産業振興センター所有物品のため、同センターにて処分するよう依頼する。 |
| 同上 | ドラフトキャブ | 産業振興センター所有物品のため、同センターにて処分するよう依頼する。 |
| 同上 | 乾燥機 | 産業振興センター所有物品のため、同センターにて処分するよう依頼する。 |
| 同上 | 粉碎機 | アルカリ骨材試験機付帯設備 |
| 熱分析室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 資源応用試験室 | オートクレーブ | 台帳での廃棄処理ミス。再登録する。 |
| 次長室 | 組立パソコン×2台 | 需用費で購入 |
| 所長室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 資源環境職員室 | 組立パソコン×9台 | 需用費で購入 |
| 第1機器分析室 | 乾燥機 | 廃棄済原子吸光分析装置付帯設備。備品登録する。 |
| 有機材料分析室 | 乾燥機 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 環境技術実験室 | 純水製造装置 | 廃棄済原子吸光分析装置付帯設備。備品登録する。 |
| 食品開発課職員室 | 組立パソコン×3台 | 需用費で購入 |
| 食品機器分析室 | 遠心分離器 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 食品特殊分析室 | 真空凍結乾燥機 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 同上 | 乾燥機 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 発酵食品実験室 | 乾燥機 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 同上 | 恒温振とう培養器 | 台帳での廃棄処理ミス。再登録する。 |
| 同上 | 遠心分離器 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 発行醸造試験室 | 圧搾機×3台 | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 同上 | インキュベーター | 廃棄備品の付帯設備。備品登録する。 |
| 食品試作室 | 冷蔵テーブル | 製菓製パン用機械装置の一部。枝番登録もれ。 |
| 食品加工試験室 | 卓上ミキサー | 製菓製パン用機械装置の一部。枝番登録もれ。 |
| 資料作成室 | 製本機 | 県内企業が試用してほしいと5年程前に設置したもの |
| 研究企画部 | 組立パソコン×4台 | 需用費で購入 |
| 総務課 | 組立パソコン×3台 | 需用費で購入 |

i) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。

しかしながら、備品台帳等に登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について(依命通達)」(昭和62年3月30日61管第114号)において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のものが台帳登録の対象に定めら

れている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

ii) 中小企業事業団委託事業で設置した備品について

中小企業事業団委託事業で設置した備品は、担当者の記憶によれば、昭和60年頃の事業により設置した物であり、設置から5年経過した後に中小企業事業団が関係施設の施設に譲渡する等の方法で処分する予定であったらしいということである。

しかし、当時正式な手続等がとられなかったため、備品の帰属すら不明確なまま今日に至っており、当然に備品台帳等には登録されていなかった。

工業技術センターによれば、事業終了から相当年数が経過しているため当時の書類が同センター及び産業技術振興課にも残っていなかった。

また、当該委託事業で設置した備品の事業管理法人は産業振興センター(旧高知県中小企業公社)であり、当初の計画に従って譲渡されていれば、本来は産業振興センターの備品になるはずのものであるため、産業振興センター及び当初の所有者である中小企業基盤整備機構(旧中小企業事業団)にも確認したが、ともに財産台帳への記載はなく、当時の書類も残っていないことからその経緯は確認することが出来なかった。

いずれにしても、明確に工業技術センターの所有物とはいえない物品が工業技術センターの建物内に存在しており、台帳登録等の事務手続きはともかく、処分時の費用は誰が負担するのかといった問題も生じるため、この機会にその帰属を明確にしておくべきである。

iii) 企業化支援センターのソニッククリーナーについて

企業化支援センターのソニッククリーナーは、産業振興センターが主管した地域結集型共同研究事業で購入したものである。当該共同事業には、工業技術センターは、直接は参加していないものである。

しかし、当時、工業技術センターから産業振興センターへ出向していた職員が当該共同研究事業に参加しており、当該出向職員の判断で当該設備は本来の保管場所とはいえない工業技術センター内に保管したままになっていたものである。

たとえ、工業技術センターから出向した職員であろうと、工業技術センターの承諾なしに、工業技術センターの施設にこのような設備を保管する

ことは、適切とはいえない。速やかにしかるべき手続をとる必要がある。

工業技術センターでは監査時点(平成19年10月12日)でこの事実を把握しておらず、監査の指摘に基づいた調査で上記の事実が判明した。なお、その後の処理について確認したところ、同センターではこの物品について移動させるよう要請したとのことであるが、平成20年2月26日現在では移動されておらず、相手先からは近いうちに地域結集型共同研究事業に参加している企業へ移動させるとの回答を得ているとのことである。

iv) 備品登録方法について

設備の取得に際し、設備一式で台帳登録していたものについて、主要設備を廃棄した際に、使用可能な付属設備をいわゆる部品取りの様に、引き続き使用し続ける場合がある。その際、台帳上は設備一式として廃棄処分し、継続使用する付属設備については、台帳への再登録はほとんどおこなっていない。

設備一式で登録した備品等を廃棄する場合に主要設備のみ廃棄し、付帯設備は引き続き使用するような場合には、付帯設備の取得価格が1点10万円以上のものについては、その付帯設備を台帳登録し管理すべきである。

なお、工業技術センターでは、重要物品等で、設備一式で購入した物のうち、備品管理番号に枝番を付けてその設備を主要設備と付帯設備に分け、それぞれに枝番のついた備品管理シールを貼付して管理しているものがあった。

設備一式で購入した物の構成品の内、単体で機能するものは、別の場所で別の用途に使用される場合もあるため、物品管理上、工業技術センターのように枝番を付けて管理することは有効であると思われる。他の試験研究機関においても参考にされたい。

v) 資料作成室の製本機について

資料作成室の製本機は、県内企業が、公的機関に導入すれば実績になるため、試用してほしいと5年程前に無償で設置したものであり、寄付に該当するが、書類上の手続は何も行っていなかったものである。

物品の寄付を受けた場合には、高知県財産規則第19条及び第79条(注)においてとるべき手続が決められている。高知県財産規則に従い、本来であれば寄付受領して、台帳登録しておくべきであった。

地方公共団体が民間企業から寄付を受ける場合、寄付を受けることによ

り、その相手方に対しなんらかの反対給付や利益供与が発生するおそれもあり、場合によっては公平性を損なう要因ともなりうることから、寄付を受領する際には財産規則に従った手続を行わなくてはならない。

(注) 物品の寄付を受けた場合には、高知県財産規則において、次のとおり規定されている。

第19条 部局の長は、土地又は建物の寄附を受納しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 土地又は建物の所在地名及び地番
- (2) 寄附を受納しようとする事由
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 寄附を受納しようとする物件の明細(土地の地目及び面積又は建物の構造、種目及び面積を記載すること。)
- (5) 価格評定調書
- (6) 寄附者の住所及び氏名
- (7) 寄附者の申出書の写し
- (8) 寄附の条件
- (9) 第17条第11号から第13号までに掲げる事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

第79条 第19条の規定は、重要物品の寄附の受納についてこれを準用する。ただし、普通物品については、部局の長において処理することができる。

③ 重要物品の利用状況について

現物確認時に一部の重要物品について使用状況を確認したところ、監査資料においては、重要物品242点はすべて有効活用していることになっているが、下記の表の通り、設備自体十分実用に耐えるが実験終了により今後使用見込みがない、特段の理由はないが最近においては使用実績がない、旧式により実用性がない、廃棄の予定はないが使用ができない、廃棄予定等の理由により実際には使用していない重要物品があった。

さらに、有効活用しているとされている重要物品の内カラーコピーインターフェイス他(H06.01取得3,889,280円)はその所在すら不明となっていた。

| 備品番号 | 品名 | 取得年月 | 取得価格 | 摘要 |
|-----------|----------------|--------|-----------|------|
| 08-000917 | カラーコピー | H02.11 | 3,390,000 | 廃棄予定 |
| 10-001831 | ワークステーション | H10.07 | 1,217,920 | 廃棄予定 |
| 08-001082 | サーバー一式 | H08.03 | 9,998,000 | |
| 08-001014 | カラーコピーインターフェイス | H06.01 | 3,889,280 | 所在不明 |

| | イス他 | | | |
|-----------|------------------|--------|------------|----------------|
| 08-000829 | アミ/酸分析装置 | S57.09 | 1,713,056 | 使用不可 |
| 08-000789 | マイクロコンピュータ開発支援装置 | S61.10 | 5,860,000 | 旧式化により実用性なし |
| 08-000790 | ロジックアナライザ | S61.09 | 2,613,000 | 旧式化により実用性なし |
| 08-000983 | 画像処理装置 | H03.12 | 9,999,240 | 旧式化により実用性なし |
| 08-000988 | ファジィ開発支援装置 | H04.03 | 3,388,700 | 使用不可 |
| 08-000994 | 電子系CAE | H04.12 | 37,904,000 | 使用不可 |
| 08-000960 | メカトロ制御実習装置 | H03.03 | 2,987,000 | 使用していない |
| 08-000963 | 信号解析装置 | H03.03 | 7,820,000 | 使用不可 |
| 11-004113 | カム設計・加工支援ツール | H12.01 | 4,410,000 | 使用していない |
| 08-000866 | エコーチップ | H02.01 | 1,200,000 | 使用していない |
| 08-000899 | プラズマ溶射装置 | H02.03 | 16,789,000 | 使用不可、一部使用 |
| 10-005167 | ロボット溶接装置 | H11.01 | 66,675,000 | 実験終了により使用していない |
| 09-016861 | 振動試験装置(油圧加振機) | H10.03 | 19,005,000 | 使用していない |

工業技術センターでは、導入後15年以上経過した重要物品が重要物品全体の約41%を占めており、設備の更新が課題となっているのであるが、近年の厳しい財政状態もあり、更新は困難な状態になっている。しかし、設備等はたとえ使用不能の廃棄待ち状態であっても敷地内に存在するだけで不必要なコストの発生をきたすものもある。また、早期の処分により相当額の投資の回収ができる可能性も存在しないわけではない。新規の取得のみでなく、処分の方法まで含めた予定を検討することはこのような時期においては必要なことであり、そのためには、設備の稼働状況や稼働の見込みを把握し、関係書類に明記するとともに関係者に周知することは重要なことである。

同時に、監査資料は、監査時においてその所管する部課の財産管理状況を把握する上で重要な書類であることから、財産の使用状況について適切に記載すべきである。

(3) 特許情報検索システムの管理について

紙産業技術センター及び農業技術センターは、古くて全く使用されていないパソコンを保有しているが、往査日(H19.9.21及びH19.10.5)現在、それぞれの技術センターの備品台帳には登録されておらず、その所属も不明であるとの説明である。

ところで、紙産業技術センターで調査したところ、これは、労働経済部が、平成9年度に「特許庁情報システム」を利用するために立上げた「特許情報検索システム」で工業技術センターのサーバーを介して検索することとして各試

験研究機関に配置されたものの一部であるとのことである。この特許情報検索システムは、平成11年度に特許庁が新しくインターネットにより情報システムとして一般に情報公開されたことによって不用となったものである。これに付随する電話回線は、平成11～12年に解約されている。

このシステムの中心である工業技術センターにおける一連の事務処理は、次のとおりである。

- ① H19.3.7 回議書「重要物品の不用の決定(伺)」 産業技術振興課長宛
- ② H19.3.15 物品不用決定書 産業技術振興課決定
- ③ H19.9.7 工業技術センター廃棄処分

この物品不用決定書(廃棄処分)による物品は、次のとおりである。

| 品名 | 備品管理番号 | 金額 | 購入年月日 |
|----------------------|-----------|-------------|----------|
| CD-ROM 公報編集機器一式特許庁仕様 | 08-001089 | 2,243,340円 | H8.10.17 |
| 特許情報検索システム | 09-019532 | 18,999,750円 | H10.3.31 |
| 特許情報検索システム | 09-019533 | 18,999,750円 | H10.3.31 |

しかしながら、各試験研究機関に配置された端末機器(パソコン等)については、一式表示の中にも含まれているにもかかわらず、工業技術センターにおいて各所の端末機を確認しないまま、単に机上の事務処理で廃棄処分しているのは適切でない。

また、物品台帳に端末機の配布先等具体的に記録されないのは、物品管理が不明確となる原因となることから適切でない。

紙産業技術センター等各試験研究機関に配置された端末機等(パソコン等)については各試験研究機関に早急に連絡のうえ廃棄処分を行うとともに所属不明確な物品の発生防止するためには物品の記録管理が基本であることから配布先等正確な記録を行うべきである。

(4) 工業技術センターの設備等の稼働状況について

平成18年度当初の工業技術センター所管の重要物品は242点であり備品は341点で合計583点にのぼる物品を管理していることになっている。また、同センターのホームページによれば主要設備として、食品開発課51設備、生産技術課74設備、資源環境課47設備、合計172設備を紹介している。

一方で、これら諸設備の稼働状況を確認しようとしたところ、運転日報、稼働報告、稼働統計等稼働に関する体系的な資料は一切提示されることがなかつ

た。物品の現物確認においても、重要物品についてその利用状況を口頭では確認をとったが、運転日誌等の証拠書類によりその利用の事実が証明されたものではない。

そもそも、これらの設備は、基本的には利用されて初めて効果を発揮するものであるとともに、設備導入の効果は、その稼働状況が明らかになって初めて可能なものである。

現状の管理状態では、工業技術センターのほぼすべての設備について、その投資額に見合う効果を上げているのか検証する術すらないといっても過言ではない。管理している設備については、その稼働状況を適切に把握する手続きを確立するとともに、いつでも、稼働実績を説明できるよう体制を整えるべきである。

なお、稼働状況を把握することは、何も稼働率という指標のみを持って投資の効果を測定しようと目論むものではない。稼働回数が少なくても、そのことに合理的説明が付けば何ら問題はないと思われる。また、稼働状況を把握することは、継続的メンテナンスの要否や効果についても貴重な資料が入手できるはずであり、現在はその検証資料すらないことの問題点を指摘しているのである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

工業技術センターでは、毒劇物の管理について、ISOにもとづき化学物質管理規程を作成するとともに、管理簿による管理を行っている。具体的には、劇物については、一般薬品台帳という名称で一覧表を作成し、年一回棚卸をして管理をしており、毒物については、毒物管理簿という名称で受払簿を作成し使用の都度記載し管理をしている。(以下台帳という。)

なお、工業技術センターは今回監査の対象とした高知県の公設試験研究機関の中で唯一管理規程を作成し、毒劇物の台帳管理をしていた。しかし、毒劇物の管理は、県の施設が各々独自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項であり、嚴重の上にも嚴重になされるべきものである。他の公設試験研究機関のみならず、県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と管理の嚴重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

毒物について台帳をもとに実地棚卸をおこなったところ、水銀の廃棄処理の

台帳への記載漏れが発見された。この記載漏れが発生し補正されなかった理由は、水銀を扱っていた担当が異動の際に水銀現物を廃棄処分していたが、その際台帳への記載を失念してしまい、当該担当が異動してからは他の職員は水銀を扱わなかったため、台帳と現物に差異が発生していることに気づかなかったためとのことであった。

毒物の管理について、担当者の記帳を信頼して棚卸まではしていないとのことであったが、毒物についても、受払の記帳のみではなく、少なくとも年1回は棚卸を実施し適正な管理をすべきである。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 公有財産台帳に記載されていない土地について

工業技術センターの監査資料によると、工業技術センター用地の面積13,757.76㎡と記載され、工業技術センター及び計量検定所の敷地に供されている旨、表示されている。また、建物は、監査資料のとおり、平成19年4月1日、産業技術課から工業技術センターに分属替えとされ、その公有財産台帳建物総括には敷地欄で県有地：公簿面積13,757.76㎡と表示されている。

ところで、当該土地について県の「公有財産台帳システム」で検索を依頼したところ、この土地について所属部署であるはずの工業技術センターの土地としては検索できない状況にある。これを同センターで保管されている旧土地総括台帳((写)、H13.6.13作成)で見ると、所属：商工労働部、口座名：中小企業総合センター所在地：高知市布師田四郎右衛門3992-3と記載され、その土地明細台帳に面積(公簿、実測なし)13,757.76㎡で登録されており、監査資料の面積と一致することから同センター所管用地と推測される。もっとも、平成6年4月1日、商工政策課より所属替えと記録された後について何ら変更の記録はない。

この原因及び経緯等について往査日現在、当工業技術センターにおいて明確な回答はなかったが、その後の調査で、中小企業総合センターとは、昭和50年代に高知市布師田地区において地場産センター、工業試験場(現工業技術センター)及び職業訓練センターの整備に際し使用した3つの団体の総称である。土地については、周辺に点在していた県有地の交換等により1筆の土地として取得したため、県有地として台帳登録する際に口座名を3つの団体の総称である「中小企業総合センター」とした。その後、各団体の整備に伴い、順次土地は分筆され、地場産センターの入居地(3992-1,-2)は当該団体の名義を付したが、残りの土地(3992-3)の名義は変更されなかった。なお、訓練センター整備の際

には土地は所管する国の所管法人に売却している。

工業試験場については、当時商工労働部所管で所管課において台帳登録を行ったがこのとき名称の変更がなされなかった。さらに平成10年の組織改編により、所管が商工労働部から産業技術委員会に移管された際に所管換えの手続がなされなかった。ということが判明した。

しかしながら、この口座名に記載されている中小企業総合センターの名称は、監査資料による沿革をみても工業技術センターに改称する平成2年度以前にも同センターの前身等ではない。上記のように中小企業総合センターは工業技術センターとは全く異なる組織であるにもかかわらず、放置されたままとなっているのは財産管理上、適正でない。

財産の管理を明確にするためには、所管する財産について公有財産台帳において財産区分及び種類、用途、所在、数量、取得価格その他必要な事項を記載し、変動があった場合には、その都度修正(入力)しておくべきである。

(2) 施設設備の建設に当たっての将来予測について

工業技術センターは、平成2年4月1日、工業試験場から名称変更し、これに伴って現在地に建築、移転している。当工業技術センターは、この新築本館棟(鉄筋コンクリート5階、延床面積3,833.15㎡、取得価格892,508,000円)建設に併せて屋上部分(屋上の約1/3、面積約300㎡)にヘリポートを建設し、建物の一部として管理されている。

しかしながら、当該ヘリポートは、建設当時(平成2年)、知事が一度使用した後は20年近く全く使用実績がない。しかもヘリポート面積、建物の荷重等の関係から2人乗用のヘリコプターしか利用できず、現在、県が保有する大型機は使用できないため遊休施設化しているのは妥当でない。

建設当初は、災害対策等緊急用の目的をもって建設されたものと思われるが、20年近くも使用されない施設・設備は全くの税金の無駄使いであることから、今後このような施設設備の建設に当たっては将来予測を十分に検討して行うべきである。

(3) 火災保険の付保状況について

工業技術センター所管の建物について、火災保険の付保状況を確認するために、財産管理システムから出力した財産一覧と建物共済承認明細書を突合した。

その結果、工業技術センター所管の建物について、加入対象となる物件には全て保険が掛けられていることを確認した。しかし、工業技術センターでは所

管する建物以外に、下記の重要物品について火災保険が掛けられていた。なお、工業技術センターにはこれ以外にも高額な機器があるにもかかわらず、これらの設備は保険に加入していない。

| 品名 | 取得年度 | 取得価格 |
|---------------|--------|-----------|
| 高速液体クロマトグラフ | 昭和59年度 | 6,097,000 |
| イオンクロマトアナライザー | 平成6年度 | 8,570,000 |
| 腹厚計 | 平成7年度 | 1,244,240 |
| 軟X線TV検査装置 | 平成8年度 | 7,467,500 |

これらの機器は、平成17年度に県民生活課から産業技術振興課に移管されたものであり、移管される前から、保険に加入していたため、継続して掛けていたものである。上記機器は工業技術センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過している。他の設備の状況からも、あえて上記機器についてのみ火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われる。

火災保険の加入対象物件は、工作物、動産については部局長が特に加入の必要を認めるものとされており、火災保険の付保にあたっては、その必要性を十分に検討する必要がある。

(4) NTTに対する使用許可について

工業技術センターは、NTTに対して本館棟1F階段下部分(0.75㎡)を多重電送装置の設置のために使用させているが、行政財産の目的外使用許可の手続きがなされていない。

目的外使用許可していない理由は、周辺地域および工業技術センターが利用する光ファイバーの回線を他の地区に優先して敷設する条件として、当該場所に多重電送装置を設置することを認めたという経緯にあるということである。

しかし、光ファイバー回線および多重電送装置は工業技術センターを含む周辺地域のためのものであって、工業技術センター占有のものではないため、目的外使用許可の手続きをとらない理由にはならない。目的外使用許可の手続きをとるべきである。

なお、当該装置には子メーターを設置し電気料相当額を使用料として徴収している。

5. 利用料・使用料に関する事項

(1) 利用許可の申請手続きについて

① 利用許可の申請手続きの概要

工業技術センターでは、「高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例」(以下この項においては「条例」という。)に基づき、センターの利用を許可している。センターを利用しようとする者は、「高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則」(以下この項においては「施行規則」という。)第1号様式による「高知県工業技術センター利用許可申請書」(以下この項においては利用許可申請書という。)を提出し、知事はその利用の許可をするときは第3号様式による「高知県工業技術センター利用許可書」(以下この項においては利用許可書という。)を交付するものとされている。また、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第10号様式による「使用料(手数料)減額(免除)申請書」(以下この項においては減免申請書という。)を、上記の利用許可申請書とともに提出し、その使用料等の減免を承認するときは、知事は第11号様式による「使用料(手数料)減額(免除)承認通知書」(以下この項においては減免承認通知書という。)を交付することとなっている。

② 利用許可書の交付について

上記のように施行規則では、知事は申請の許可をするときは、申請者に対して利用許可書を交付することとなっている。しかし、工業技術センターでは数年前から事務手続きを簡素化するためとして、利用者から利用許可申請書の提出があった場合には、担当者が口頭で利用者に対し利用の許可をしている。利用許可申請書には所長、次長、部長(以下この項においては所長等という。)が許可したことを示す押印欄が設けられているが、これらの押印は後日行われている。また、利用の許可をした場合に交付すべき利用許可書が利用者に対して交付されていない。

これらの事務手続きは、数年前から事務手続きの簡素化のため慣例化されているとのことであるが、現状は簡素化という言葉を隠れ蓑にした利用許可手続の逸脱以外のなものでもない。所長等の許可なしで利用させ、さらに許可があったことを証する許可書の交付を省略することは施行規則に従った適切な事務処理とは認められない。

施行規則に従って事務手続きをするのが困難であるならば、施行規則自体を見直すことを含めて検討し、不適切な事務処理が放置されたまま黙認され

るような状態を解消すべきである。

③ 研修室の利用許可申請書のないものについて

研修室を利用した場合には、電気又はエアコンの消し忘れ等を防止するために、施設利用点検簿を記載することとしている。平成18年度の研修室に係る利用許可申請書と施設利用点検簿を突合した結果、平成18年4月から平成18年9月までの間に、利用許可申請書の提出がないものが27件あった。これらの利用申請は、すべて使用料が徴収されていないものであった。

これらの利用のうち17件は県関係機関の利用で、10件は減免申請のものである。利用許可申請書が提出されていない理由を担当者に確認したところ、県関係機関の利用については、県庁職員の利用であるため工業技術センターの職員が利用する場合と同様に取り扱われており、減免申請のものについては数年前から事務手続の簡素化のため減免申請書の提出をもって利用の許可申請があったものとみなし、利用許可申請書の提出を省略している。施行規則では、利用許可申請書とともに減免申請書を提出することとされているため、減免申請書の提出と同時に、許可申請書を提出しなければならない。

県関係機関の利用者に対し利用許可申請書の提出なしに安易に利用させていたことにより、工鉱業に関係のない部署(教育委員会等)の利用の増加や、予約後連絡なしでのキャンセル等のトラブルが発生したこともあり、県関係機関の利用者であっても施行規則に規定する利用許可申請書を提出しなければならない旨を定めた「高知県工業技術センター研修室使用許可及び使用料免除に関する内部規定」(以下この項においては内部規定という。)を新たに作成し、平成18年10月1日から施行している。なお、この内部規定には、減免申請書を提出する場合にも利用許可申請書を提出しなければならないことも定められている。これにより平成18年10月以降は、利用許可申請書は適正に提出されている。しかし、この場合においても利用の許可をした場合に交付すべき利用許可書は利用者に対して交付されていない。

(2) 利用料の納付方法について

センターの機器設備の利用に際し、利用者は「利用許可申請書」に高知県収入証紙を貼付することにより使用料を納付するのであるが、この高知県収入証紙は、センターの窓口では販売されておらず、同センター4階にある社団法人発明協会高知支部まで収入証紙を購入にいかなくてはならない。

このような使用料の納付方法に県は全く疑問を抱いていないように思われる

が、民間企業では想像できないくらいサービス性の低い、異常といってもよいくらいの料金の納付方法である。すなわち、現在の料金の支払い方法は、料金支払いに際しての利用者の利便性は全く考慮されておらず、自らの都合による手続の押しつけであり、まさに「お役所仕事」の典型とでもいうべき料金の支払い方法である。

仮に、利用者から苦情が出ていなくても、そのことを以てこの支払い方法が優れたものであるという証拠にはならない。この指摘は、本来言葉で表現するには微妙すぎるかもしれないが、「利用させてやるのだから、従え」的な料金の支払い方法の裏面に見え隠れする「お上意識」の払拭を求めるものである。

県の職員が現金を扱うことに対しての拒否反応もあるようであるが、誰の方向を向いて仕事をするのか考えれば、自ずと方法は考えられるはずである。さらに証紙の販売に際しては、販売所に対して販売手数料も発生している。利用者の利便性も考慮した料金の支払い方法を検討すべきである。

6. 契約に関する事項

(1) 消防・防災設備の保守管理業務委託について

工業技術センターは、消防法第17条等により同センターの防災設備等の完全な機能の維持・保守を図るため東高電通(株)と消防・防災設備保守管理業務委託契約(契約額430,500円、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。

この保守管理業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 履行確認について

この保守点検は、総合点検は年1回、機能点検は年2回実施されていることになっている。工業技術センターにおいては、総合点検は平成18年8月に実施され、同年11月に点検結果報告書が同センター長名で消防署に報告されている。一方、機能点検については、平成18年8月と翌年2月に実施され、平成18年11月および翌年4月に同センターに対して点検結果表及び消防署への点検結果報告書が提出されている。

しかしながら、この機能点検結果の消防署への点検結果報告書についてみると、消防署への宛先名もなく、同センター長名もなく、消防署の受付印もないので消防署に報告されたか否かは確認できない。関係諸法令規則に基づき書類の作成、提出の義務等を県に代わり、これを代行する(契約書)とされていることから消防署への提出を未確認のまま履行確認とするのは適正で

ない。

消防署への点検結果報告書の副本を提出させるなど履行確認には十全を期すべきである。

② 保守点検結果について

この点検結果をみると、ガス漏れ火災警報装置において、前半の総合点検(含1回目の機能点検)において①バッテリー電圧なし、②誤報のため検定器取り外し箇所あり、③故障表示12個と点検結果の判定で不良と判定されたものが、後半の機能点検においても全く同様に①バッテリー電圧なし、②誤報のため検定器取り外し箇所あり、③故障表示12個と点検結果の判定で不良と判定されている。

また、機能点検では、この他自動火災報知設備において、①3階東、4階東2個発信機不良、②C棟2階生産技術部職員室煙感知器1個不良、③C棟電子顕微鏡室、第2加工実験室、同実験室前廊下3個煙感知器不良と点検結果の判定で不良と判定されたものがある。

この消防・防災設備の保守点検は、防災管理上これら設備等の完全な機能の維持・保守を図るものであることから修繕等適時適切な措置を講じるべきである。

③ 委託契約の統合について

この契約とは別に消火設備保守管理業務契約(契約額294,000円、業者:徳寿工業(株)高知営業所、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結しているが、同種の消防設備であるため契約事務の簡素化の観点から両契約を統合し、一本化について検討する必要がある。

(2) 清掃業務委託契約について

工業技術センターは、指名競争入札により高知管財(株)と庁舎清掃業務委託契約(契約額5,722,500円、期間18.4.1~19.3.31)を締結している。その清掃業務内容は、別紙清掃業務仕様書及び清掃業務基準表によるとされている。この清掃業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 日常清掃の積算について

仕様書等によると清掃業務は日常清掃(休祭日を除く毎日)と定期清掃・特別清掃とがある。このうち日常清掃における人件費の積算をみると、全体

の清掃対象面積が示されないままに、配置されるべき従事者4名必要として、年間3,840,000円(=パート80,000円×4名×12ヶ月)が積算されている。

しかしながら、このように仕様書等により業務量を十分に把握しないまま人件費の積算をするのは的確な積算とは言い難い。

この契約書の仕様書等において清掃対象面積等明示するなどにより業務量を正確に把握し、適切な単価をもって積算すべきである。

なお、当該業務に従事する委託先の従業員の賃金等是不明であるが、上記推計による日額の人件費を基準に、時間あたりの賃金を形式的に計算すると500円/時間(80,000円/20日/8時間)となり、高知県の最低賃金615円/時間に抵触するおそれがある。本契約の基本は委託契約であり委託先の勤務時間を8時間とすることには異論があるが、仕様書の記載から当該委託業務に従事する時間は1日あたり8時間と推定したものである。また、この部分は最低賃金に抵触することを指摘する目的ではなく、仕様書の積算根拠が明確でなく如何様にも解釈が可能なのは適切な仕様書とはいえないこと及び県庁の軽量化が民間の犠牲の上に実現されているのではないかということについて慎重に検証してみる必要があるのではないかということについて指摘しているのである。

② 履行確認について

仕様書において床・ワックス塗り及び磨き仕上げにおいて、砂・泥・ゴミ等を掃き取り、汚れを絞るモップで拭き取った後、ワックスを塗布し、ポリシャーで磨き、仕上げることとされている。

しかしながら、本館棟5階の階段部分について往査時(H19.10.12)に建物内を視察したところ、仕様書どおりに行わず、汚れを取らないままワックス塗りが行われたと推測できる状態の部分が見受けられたのは清掃業務が十分でなく適切でない。

検査調査をみると、検査の方法及び参照した書類として契約書及び清掃完了報告書としているが、清掃場所等についても随時確認するなど履行確認について十全を期すべきである。

(3) 警備業務委託契約について

工業技術センターは、単独随意契約により、同センター、企業化支援センター及び計量検定所の敷地及び建物等の機械警備についてケイエスエープロテック(株)と警備業務委託契約(契約額3,128,832円、期間H18.4.1~H19.3.31)

を締結している。これは、自動警報装置により夜間・休日等における①火災・盗難及び損壊行為の拡大防止、②事故確知時における関係者への通報・連絡、③警備実施事項の報告の警備業務を行うことを契約内容とするものである。

ところで、この委託契約をするに当たり、「当該機械警備による制御システムは、見積書を徴取する警備会社のオリジナルで、契約相手を変更すると集積回路盤を取替えなければならず、多額の経費を要するとともにその実績と信頼性を…」を理由としてこの業者と単独随意契約をしている。確かに、自動警報装置及びその付帯設備は、同社のシステムとも連動しており、毎年度、設置と撤去とを繰り返すことは警備面でも齟齬をきたす恐れがあるとともに経費的に不経済な面もあることから短期の取替えはすべきでないとは推測できる。

しかしながら、毎年度、このような理由によって警備委託契約を締結するのは、実質的にその契約を自動更新していると同じであり、これを継続することは当該警備会社が存続する限り未来永劫に契約を約束していることを意味することから、契約の正当な競争性を阻害することとなり、妥当でない。

自動警報装置等機械設備には耐用年数が定められており、減価償却年限があることから同償却年限等を調査し、その一定年限をもって長期継続契約等複数年契約とするなど、一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

(4) 空調機保守管理業務委託について

工業技術センターは、各種空調機器が正常に機能するように、指名競争入札によって徳寿工業(株)高知営業所と空調機器保守管理業務委託契約(契約額3,885,000円、期間H18.6.1~H19.3.31)を締結している。

この保守管理業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 仕様書について

この契約書に添付されている仕様書をみると、保守管理を要する機器の名称、保守管理・点検整備作業内容及び点検回数が記載され、項目別に保守点検内容が示されており、この仕様に基づいて各種空調機器が保守点検されることとなる。

しかしながら、同センターは、A棟からF棟までの外にも建物があり、事務室及び研究室等多くの部屋がある。しかも、多数の保守点検機器及び同一機種で数10個あるものもあるため入札業者の入札額積算及び保守管理の履行において場所及び数量が明確に把握できず、また契約書及び仕様書等で履

行確認が出来ないことから適正でない。

入札の事前説明において機器の名称、仕様、単位及び数量は提示されているものの、契約は、これらが添付されて初めて有効であることから、設置場所機器の名称及び個数等を明確にし、保守管理対象の機器類を特定すべきである。

② 委託業務実施計画表について

この空調機保守管理業務委託契約、その他槽類保守管理業務委託契約（契約額 273,000 円、期間 H18. 4. 1～H19. 3. 31）及び中和処理装置保守点検業務委託契約（契約額 498,750 円、期間 H18. 4. 1～H19. 3. 31）において委託業務実施計画表を作成し、提出をして同センターの承認を受けることになっている。この実施計画表をみると、その備考欄に受託業者以外の…空調（株）とか…設備とかが記載されている。

しかしながら、この実施計画表は、単に点検整備作業内容をどの月に実施するかという簡単なもので、他の業者を敢えて備考欄に記載するほどのものでなく、その他の契約における実施計画表には見受けられないものである。これが実際に保守管理を行う業者の可能性も否定できないことから、調査確認すべきであるが、これが行われていないのは適切でない。

保守作業報告書の段階ではその他の業者の記載はないが、再委託等について確認調査をするとともに契約条項において再委託の禁止を加えるべきである。

(5) 長期継続契約には該当しない複写サービス契約の再契約について

工業技術センターは、平成 15 年度、債務負担行為により（株）三愛商会とリコー複写機（Neo601 型）による複写サービス契約（契約額-基本料金（月額）70,400 円、期間 H15. 7. 1～H18. 6. 30）を締結している。

ところで、当該複写サービス契約は、平成 18 年 6 月 30 日を以って契約が切れるが、当該機種に支障はなく、この契約を再契約すれば 44,200 円で大幅に減額になるという理由から、当該機種を以って新たに複写サービス契約（契約額-基本料金（月額 44,200 円）、期間 H18. 7. 1～H19. 6. 30）を締結している。また、平成 19 年度においても同様な契約を締結している。この新たな契約は、年度をまたがる 1 年間の契約であるが、この根拠として「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」（第 2 条（2）オ-書類等の複写に係るサービス）を挙げている。

しかしながら、当該契約は、債務負担行為により一度長期契約を締結し、契約期限経過後、別途競争入札等によって新規契約を結ぶより、経済的に有利であるとして、（株）三愛商会と単独随意契約により契約金額、契約期間等について新たに合意して 1 年間の契約するものであることから、この条例でいう長期継続契約には該当しない。

長期継続契約を締結することができる契約は、単年度主義を貫くと事務執行上不経済であることなどの理由により定められたものであり、地方自治法上例外的な契約であることから年度をまたがる短期の契約について安易に適用すべきなく、当該会計年度期間内とすべきである。

7. その他の事項

(1) 企業支援研究室の入居企業の退所後追跡調査について

工業技術センターは、平成 10 年 4 月 1 日、企業化支援センターを設立し、その活動拠点として技術交流実験棟（鉄筋コンクリート 2 階建、延床面積 756.00 ㎡、取得価格 201,075,000 円）を建設している。1 階は企業の新製品試作や性能検査に利用する開放機械実験室、2 階は研究開発型企業やベンチャー企業が入居できる企業化支援研究室（レンタルラボ 5 室）になっている。同センターは、これら入居企業と連携し、企業の新製品開発新規産業の創出を支援することとしている。また、既設設備・機器を利用し、関連企業の品質管理、商取引上の証明、新製品開発のための分析試験を行うとともに、これらの機器を企業技術者に開放することにより企業の技術向上を図ることとしている。

この利用状況について調査（H19. 10. 12）したところ、この 10 年間で 19 社が企業化支援研究室に入居し、現在入居中の企業は 7 社であり、同研究室を退去後の当該企業の経営状況等現況の把握をしているのは 8 社である。その把握に若干の漏れもあり、必ずしも十分ではない。

この把握している企業のうち、3 社は倒産、廃業及び休眠状態となっているが、失敗及び成功事例は企業化支援には大いに役立つものと認められることから、企業支援研究室の退所後の経営状態等について追跡調査を行い、企業化支援の効果を高めるべきである。

Ⅲ. 機関別監査の結果及び意見－紙産業技術センター

1. 紙産業技術センターの概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

高知県立紙産業技術センターは、紙産業の技術に関する試験、研究等を行い、紙産業の振興及び発展を図るために設置された施設である。

重要な地場産業である製紙業の技術振興を支援するため、「地域に開かれ、高度に機能し、より親しみのある」試験研究機関として、基礎・応用・開発研究、先端技術の導入、人材育成や技術指導などを行っている。

② 平成19年度の重点事業

- i) 高機能な紙・不織布の開発など産学官連携による共同研究の推進
- ii) 産業振興並びに企業の良質な雇用確保のための技術的支援の実施
- iii) 和紙を用いた文化財修復に関する支援機関としての地位確立
- iv) 大学院派遣研修やスキルアップのための各種セミナーの参加
- v) 危機管理のための点検

③ 所在地

高知県吾川郡いの町波川 287-4

④ 沿革

昭和 7年 明治41年に設立された土佐紙業組合製紙試験場が県に移管され、高知県商工課工業試験所となる。

昭和16年 製紙部門を工業試験所から独立させ、高知県紙業試験場となる。

昭和34年 機械すき抄紙設備を改築する。

昭和40年 第一工場（機械すき、手すき試験室）が竣工する。

昭和42年 本館が竣工し、加工科を新設する。

昭和43年 第二工場（加工試験室、パルプ室、車庫）が竣工する。

昭和57年 機構改革に伴い、手すき紙科を新設し機械紙科、加工科の3科体制となる。

平成 3年 高知県紙業試験場整備構想を策定

平成 5年 吾川郡伊野町波川（現在地）で新社屋建設に着手

平成 6年 建築工事が竣工、プラント設備をはじめ、試験研究設備を整備拡

充する。

平成 7年 吾川郡伊野町波川に高知県立紙産業技術センターと名称変更して移転する。

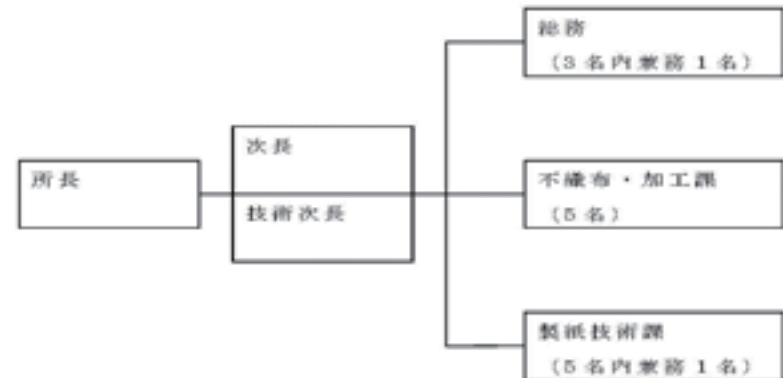
機構改革により、組織を総務班、技術第一部、技術第二部とする。

平成15年 組織改革により、技術第一部を不織布・加工部に、技術第二部を製紙技術部に変更する。

平成19年 部を課に改称

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 14 | 14 | 14 |
| 人件費(千円) | 115,299 | 110,422 | 108,485 |
| 1人当たり人件費(千円) | 8,236 | 7,887 | 7,749 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況（他部局分を除く）」として添付してある。

| 紙産業技術センター | | (単位：円) | |
|-------------------------------|------------|--------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 19,315,440 | 歳出合計 | 152,940,160 |
| 使用料 | 1,392,985 | 人件費 | 116,786,760 |
| 手数料 | 13,033,270 | 旅費 | 5,126,574 |
| 財産収入 | 75,748 | 費用費 | 19,128,836 |
| 雑収入 | 4,813,426 | 役員費 | 461,859 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 10,284,991 |
| | | その他の支出 | 1,051,140 |
| 人件費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 14,062.08 m²

② 建物の状況

建物面積 5,788.51 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|-------|----------------------|--------|----------------------|
| 本館棟 | 2,615.42 | 排水処理施設 | 59.78 |
| 第一研究棟 | 1,465.60 | 車庫 | 31.33 |
| 第二研究棟 | 1,550.40 | 駐輪場 | 17.62 |
| 受水槽施設 | 40.00 | 焼却炉 | 8.36 |
| | | 合計 | 5,788.51 |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|---------|--|
| 不織布・加工課 | ①乾式不織布及び紙加工の研究開発に関すること ②加工用薬品・素材の基礎・応用研究に関すること ③生産設備の合理化、省エネルギー、公害防止に関すること ④多目的不織布製造装置、テストコーター&ラミネーターによる試作評価に関すること ⑤乾式不織布及び紙加工技術の技術者養成に関すること ⑥施設・設備の開放促進事業に関すること ⑦依頼試験、技術相談指導等に関すること |
| 製紙技術課 | ①機械すき紙及び手すき紙の研究開発に関すること ②抄紙用薬品・原材料の基礎・応用研究に関すること ③生産設備の合理化、省エネルギー・公害防止に関すること |

- ④多目的テスト抄紙機、大型懸垂短網抄紙機による試作評価に関すること
- ⑤古文書等の修復用和紙に関すること
- ⑥機械すき紙及び手すき紙技術の技術者養成に関すること
- ⑦施設・設備の開放促進事業に関すること
- ⑧依頼試験、技術相談指導等に関すること

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|--------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 2 | 9,230 | 2 | | | |
| 16 | 5 | 57,025 | 5 | | | |
| 15 | 1 | 7,350 | 1 | | | |
| 14 | 2 | 17,841 | 1 | 1 | | |
| 13 | 2 | 29,259 | 1 | | 1 | |
| 12 | 5 | | 2 | 1 | 2 | |
| 11 | 7 | | 2 | 3 | 2 | |
| 10 | 4 | | 3 | 1 | | |
| 9 | 5 | | 3 | 1 | 1 | |
| 8 | 6 | | 2 | 4 | | |
| 計 | 39 | | 22 | 11 | 6 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

- ① 研究成果報告会
関係機関を対象に実施
- ② 出版物等
 - i) 紙産業技術センター報告 年報
 - ii) 技術情報高知 年3回程度
 - iii) メールニュース 月1回及び随時
 - iv) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

紙産業技術センターの所管する物品について、管理状況を検証するために備品台帳等と現物を確認した。現物実査の対象とした範囲は重要物品については1点1,000万円以上の重要物品全点(15点)及び任意に抽出したもの(重要物品102点中69点)であり、備品については任意に抽出したもの(備品292点中67点)である。

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの4点、備品台帳等に登録がなかったもの4点と、現物確認の対象とした備品67点に対し各々5.8%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表のように備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものがあった。

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 取得価格 | 摘要 |
|-------|-------------------|-----------|---------|-------|
| 11103 | パーソナルコンピュータ(ノート型) | 11-003765 | 252,000 | 入替処理分 |
| 11103 | パーソナルコンピュータ(ノート型) | 12-006796 | 273,000 | 入替処理分 |
| 11099 | 印刷機器類(その他) | 09-006191 | 970,690 | 重複登録 |
| 11099 | 印刷機器類(その他) | 09-006192 | 970,690 | 重複登録 |

なお、上記表中で入替処理分との理由で現物が確認できなかったノートパソコン2台(分類11103、品名パーソナルコンピュータ(ノート型)、備品管理番号11-003765、12-006796)については、次項「②備品台帳等に登録がなかった物品」の入替処理分と同一の原因により発生したものであり、その経緯は以下のとおりである。

i) 発見の経緯

現物実査を実施していた際、職員室で使用しているノートパソコン1台デスクトップパソコン1台に、取得年が平成11年度及び平成12年度となっている備品管理シールが貼付されていた。しかし、現物は、比較的新しいもので明らかに取得後数年経過したとは認められないものであった。

ii) 事実関係の整理

平成17年度に平成11年度及び平成12年度に取得したノートパソコンを廃棄し、その代替としてノートパソコン1台デスクトップパソコン1台を新規取得した。取得に際し、新規取得したパソコンに廃棄したパソコンの備品管理シールを貼付していた。

本来であれば、新規取得したパソコンをその取得した時点で台帳に登録するとともに、廃棄したパソコンは廃棄した時点で台帳から削除すべきであったのに、紙産業技術センターではこの処理が行われていなかった。

iii) このような処理をした理由

なぜ、新規取得としてではなく修繕費として処理したのか確認したところ、対象のパソコンは、老朽化と高負荷での使用により操作の無効や不具合が多発し、OSの入替えなども繰り返して再生を試みたが再生できず、業務の遂行に支障をきたしたため、ノートパソコンを修繕に出したところ、修理するよりも新品に換えたほうが安く上がると聞き、新品を購入した。平成17年度当時はパソコンなど備品購入費の予算の流用を行うことは許されていないとの認識をもっており、備品購入費で処理するにはその予算がなかったため修繕費で処理したとの回答であった。なお、現在は弾力的流用が許されている。

iv) 購入時の決裁書類について

このノートパソコンは平成18年3月に購入したものであるが、購入の際の決裁書類によると、経費支出何では「使用中に全ての操作が無効となったり、文書情報システムが起動不能となったりしたので、内部のハードウェア及びOS等を交換し修理する。」としており、業者から徴取した見積書及び請求書も「事務用パソコン修理費(ハードディスクその他交換含)」となっていた。

実態は、新規の購入であるにもかかわらず、業者まで巻き込んで意図的

に虚偽の書類を作成し決裁を受けていたことになる。

v) 決裁書類の偽造について

上記のとおり、紙産業技術センターでは、ノートパソコンの購入に際し備品購入費の予算がなかったため、修繕費で処理することとし、修繕費で処理するための決裁書類を作成し、業者には見積書及び請求書に「事務用パソコン修理費（ハードディスクその他交換含）」と記載させており、意図的につじつま合わせの書類を作成している。

たとえ業務上使用するものであっても、事実と異なる書類を偽装して作成し、予算を執行することは許されるべき事務処理ではない。

また、「備品購入費で購入できないから修繕費で処理する」というのは、「業務遂行の為」という理由により、思考が停止してしまっており、備品購入費で購入するためにはどうしたらいいかを検討するべきであった。いかなる理由があろうとも、事実と異なる処理を行うことは、決裁書類の偽造という犯罪性を孕んでいることを認識すべきである。

② 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表のように備品台帳等に登録がないものがあった。

備品台帳等に登録がなかった物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|-----|------------|-----------------|
| 職員室 | ノートパソコン | 入替処理分 11-003765 |
| 職員室 | デスクトップパソコン | 入替処理分 12-006796 |
| 総務 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 図書室 | 手漉和紙大鑑 | 登録漏れ |

i) 入替処理分について

上記、備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものについて記載したとおりである。

ii) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。しかしながら、備品台帳等に

登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について（依命通達）」（昭和62年3月30日61管第114号）において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のもが台帳登録の対象に定められている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

③ 借用物品について

紙産業技術センターでは、下記の物品を(財)四国産業技術振興センターから地域新生コンソーシアム研究開発事業（平成17～18年度）での委託事業用として借用しており、事業が終了した翌年度（平成19年度）は、(財)四国産業技術振興センターから「経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」の規定により無償借受している。

| 品名 | 数量 | 借用年月日 | 借用期限 |
|------------------|----|-----------|-----------|
| 三次元計測機能付走査型電子顕微鏡 | 1 | 平17.09.30 | 平19.03.31 |
| 水分蒸散量・油分測定装置 | 1 | 平18.01.06 | 平19.03.31 |
| 動的粘弾性測定装置 | 1 | 平18.01.06 | 平19.03.31 |
| テーブルコーター | 1 | 平18.01.16 | 平19.03.31 |
| 摩擦感テスター | 1 | 平18.09.15 | 平19.03.31 |
| カード機用ガーネット | 1 | 平18.09.29 | 平19.03.31 |
| ドレープテスター | 1 | 平18.10.31 | 平19.03.31 |

また、その借受期間は、借受書に「平成19年4月2日から平成20年3月31日まで」となっているが、「借受期間満了日までに四国経済産業局長から特段の意思表示がないときは同一条件で更に1年間借り受けるものとし、翌年度以降においても同様とする」旨の但し書きがあり、現時点では半永久的に借用する予定である。

以上のことから、当該借用物品についてはその使用可能期間にわたって使用することが予定されており、実質的に県の所有物と何ら変わりはないと言える。借用物品については全庁で統一的な管理台帳を作成するとともに、備品管理シールも貼付して管理すべきである。

(2) 紙産業技術センターの設備等の稼働状況について

平成18年度当初の紙産業技術センター所管の重要物品は102点であり備品は

292点で合計394点にのぼる物品を管理していることになっている。また、同センターのホームページによれば主要設備として、試験設備67設備、加工設備18設備、抄紙・原料処理設備35設備、合計120設備を紹介している。

一方で、これら諸設備の稼働状況を確認しようとしたところ、運転日報、稼働報告、稼働統計等稼働に関する体系的な資料は次項でふれる5基の設備をのぞいて一切提示されることがなかった。物品の現物確認においても、重要物品についてその利用状況を口頭では確認をとったが、運転日誌等の証拠書類によりその利用の事実が証明されたものではない。

工業技術センターにおいても指摘しているがそもそも、これらの設備は、基本的には利用されて初めて効果を発揮するものであるとともに、設備導入の効果は、その稼働状況が明らかになって初めて可能なものである。

管理している設備については、その稼働状況を適切に把握する手続きを確立するとともに、いつでも、稼働実績を説明できるよう体制を整えるべきである。

なお、次項でふれる5基の設備の稼働状況の記録は制度化されたものではなく、すべての運転がもれなく記録されていることが保証された記録でもないことを申し添える。

(3) 大型主要設備の稼働状況について

平成18年度における大型主要設備の稼働状況について、稼働日誌をもとに有効利用されているか検証してみた。以下は、平成18年度における大型主要設備の稼働状況である。

平成18年度における大型主要設備の稼働状況

| 設備名 | 取得日 | 取得価額 | 稼働日数 | 依頼試験及び共同研究の回数 |
|----------------|---------|-------------|------|---------------|
| 多目的不織布製造装置 | H7.3.20 | 123,085,000 | 44日 | 32回 |
| テストコーター&ラミネーター | H7.3.10 | 68,804,000 | 11日 | 5回 |
| 多目的テスト抄紙機 | H7.3.15 | 149,865,000 | 6日 | 4回 |
| 大型懸垂短網抄紙機 | H7.3.20 | 55,959,900 | 11日 | 7回 |
| 小型傾斜短網抄紙機 | H7.3.7 | 26,749,100 | 9日 | 6回 |

多目的テスト抄紙機については、稼働回数4回のうち実際の依頼試験として稼働したのは1回(使用時間は年間で1時間)のみで、後の3回のうち2回は専門家を対象としたデモンストレーションであり、残り1回は見学会によるものである。大型懸垂短網抄紙機については、稼働回数8回のうち実際の依頼試験として稼働したのは3回で、残り5回は展示会用のテーブルクロスを作成(4回)及び見学会(1回)である。

定期監査資料によると、いずれの大型主要設備も有効に活用していることになっているが、このような稼働状態では、一般的には有効活用しているとは認めがたい。多目的テスト抄紙機に至っては1億5千万円近い装置が、年間に3回しか試験研究に利用されていない状態を有効に活用されているとしているが、どのような根拠を以て有効と判断しているのかはなはだ疑問である。

上記のような指摘に対し同センターは「運転に携わる研究員は同じメンバーであり、3台を合わせて考えると平成18年度の運転日数は26日となり、月に2日以上以上の運転が極端に少ないとは考えていない。」との見解を寄せている。

なお、依頼試験以外の稼働時間が不明なため仮に4時間稼働したと仮定して計算した各機械の依頼試験の手数料ベースでの収入金額と原価は以下のとおりであり、仮定の計算ではあるが、手数料ベースでは大幅な赤字であることがわかる。

平成18年度における大型主要設備の稼働状況 (①～④の単位:千円)

| 設備名 | 稼働時間 | | | 手数料 単価 | 収入 ① | 変動費 ② | 減価償却 費③ | コスト④ =②+③ | 差引①-④ |
|-----------|------|----|----|-----------|---------|----------|------------|--------------|--------|
| | ア | イ | 計 | | | | | | |
| 多目的テスト抄紙機 | 1 | 20 | 21 | 28,030 | 588 | 694 | 7,493 | 8,187 | -7,493 |
| 大型懸垂短網抄紙機 | 15 | 20 | 35 | 16,020 | 801 | 511 | 2,798 | 3,309 | -2,508 |
| 小型傾斜短網抄紙機 | 11 | 8 | 19 | 9,520 | 180 | 257 | 1,337 | 1,594 | -1,414 |

- ① 「稼働時間ア」は依頼試験にかかる稼働時間であり、「稼働時間イ」は依頼試験以外の稼働時間が不明なため1回4時間稼働と仮定し稼働時間である。
- ② 変動費は手数料事務所経費算出表の、人件費等減価償却費以外の経費の1時間あたりの金額×稼働時間である。原則的には平成7年の導入時の金額であるが、その後人件費については大幅な見直しがあったためその金額によった。
- ③ 減価償却費は、県が採用している償却期間20年(残存価格0円)で計算した1年分の減価償却費である。償却期間を一般的な14年より長い20年にした理由は、資料が残っていないためわからない。

機械装置は、時の経過により陳腐化も発生し、日々減価していく。大規模高額設備は、その使用見込みを十分検討するとともに、設置後は、当初見込んだ稼働が確保されるよう計画的な活動を継続しなくてはならない。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

紙産業技術センターでは、毒劇物の管理について、管理規程は作成していないが、人事委員会より労働安全衛生法に基づく「有機溶剤中毒予防規則」、「特定化学物質等障害予防規則」等から有機溶剤や薬品の使用に際して適切に管理するためには台帳を作成し管理すべきではないかと口頭で指摘を受けたことか

ら、一昨年から化学物質管理台帳（以下台帳という）を作成し管理している。

この台帳の様式についてみると、台帳は受払簿とはなっておらず、ある時点での在庫量を表す様式となっている。年1度は棚卸の実施をしており、また、有害毒薬物取扱手当も出るため、薬品の使用記録は残すようにしているとのことであるが、この様式ではいつの時点での在庫量であるかの記載がないことから、最低限いつの時点での在庫量か分かる様式にすべきである。

毒劇物の管理は、嚴重の上にも嚴重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と嚴重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

紙産業技術センターの毒劇物の管理状況を把握するために、台帳をもとに毒劇物の実地棚卸を行った。その結果、下記の劇物について、台帳に記載が漏れていた。

| 場所 | 品名 | 実査時台帳数量 | 実査時現物数量 | 摘要 |
|--------|-------------|---------|---------|------------------|
| 化学分析室 | ヘキサメチレンジアミン | — | 500ml | 保管場所を移動した際の台帳処理も |
| 同上 | クロロホルム | — | 500ml | |
| 同上 | クロロ酢酸 | — | 500ml | |
| 機器分析室I | ホルマリン 20% | — | 500ml | |
| 同上 | ホルマリン 10% | — | 500ml | |

また、毒劇物を保管している部屋は施錠されているのであるが、保管棚の施錠をしていないものや机の上に出したままになっているものがあつた。防犯上及び地震対策上問題があり早急に改善する必要がある。

(3) 酢酸ウラニル亜鉛（核燃料物質）について

紙産業技術センターでは、酢酸ウラニル亜鉛（核燃料物質）を所有している。この酢酸ウラニル亜鉛は、平成17年3月に紙産業技術センター職員が同センターで保管していた廃薬品の整理中に発見したものである。紙産業技術センターのまとめた酢酸ウラニル亜鉛発見にかかる報告書によれば、酢酸ウラニル亜鉛は、昭和50年代以前のナトリウムの分析に用いられる唯一の試薬であつたらしく、当該核燃料物質はナトリウム分析用の試薬として購入されたものと推測されるが、現在では分析機器を用いて直接分析することが可能であるため、不要

である。このため紙産業技術センターにおいて所有しておく必要のないものであり、発見後廃棄する予定であつたが、引取先が見つからないため同センターが所有しているまま現在に至っている。

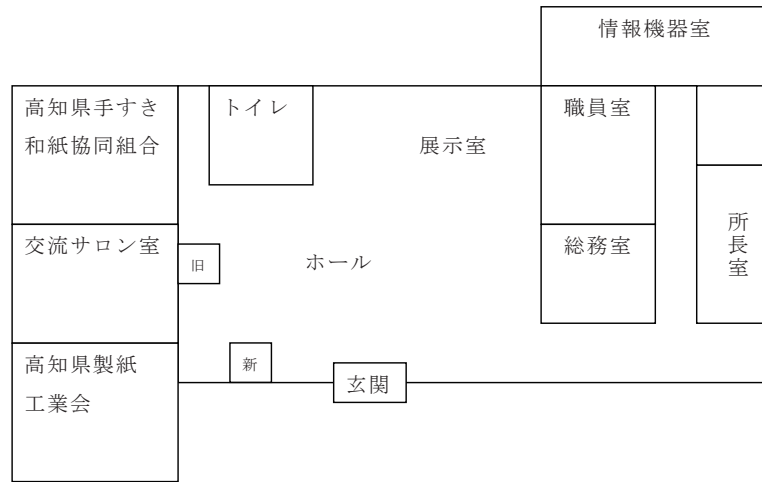
酢酸ウラニル亜鉛は、紙産業技術センターにおいて嚴重に保管されており放射線等による周囲への影響は問題ないが、そこにあるというだけで近隣への無用な不安をおこすこと、核燃料物質を管理することによる事故、盗難等のリスク、また、核燃料物質を所有する場合には国への年2回の報告義務が課せられていることによる報告にかかる事務コスト等は、処分すれば不要なものであることから、処分先を見つけることは困難かもしれないが、同種の物質を保管する他県の試験研究機関と情報交換するなどして、可能なかぎり速やかに処分されたい。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 行政財産の目的外使用許可について

高知県は、産業振興のため（社）高知県製紙工業会に対して事務室として紙産業技術センター本館棟1階部分219.00㎡を行政財産の目的外使用許可（使用料免除）している。これは、同工業会からの昭和7年における土地・建物の寄付条件及び昭和41年の土地の寄付条件を確認し、商工労働部長と同工業会長との間で交わされた「甲（県）は、新設される本館のうち専用事務室及び交流サロン室を乙（工業会）又は乙の継承者たる紙業団体に対して無償で貸与するものとする」との覚書（H5.3.31）によるものである。

使用許可の場所等は以下の1階部分の概略平面図のとおりであるが、この使用許可について次のとおり、是正改善すべき事項が見受けられる。



※「旧」及び「新」はそれぞれ旧自販機設置場所及び新自販機設置場所である。

① 使用許可を受けた行政財産の転貸しについて

当該目的外使用許可対象箇所の利用実態をみると、上記概略平面図のとおり(社)高知県製紙工業会、交流サロン室及び高知県手すき和紙協同組合が、それぞれその面積をほぼ三等分し、利用している。

しかし、高知県手すき和紙協同組合が高知県製紙工業会の傘下団体であるとして現状のように使用しているのであるが、両団体は紛れもなく別法人格を有している。従って高知県手すき和紙協同組合は、その使用許可の対象者ではなく、実態は転貸しそのものであり、適正でない。

「行政財産の目的外使用許可を受けたものが他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することは、許可処分の性質上認められないので知事は黙認して放置すべきではない。」(40.1.12 行政実例)とされていることから、県は、高知県手すき和紙協同組合に、別途目的外使用許可を受けさせるなど適切な措置を講じるべきである。

② 共益費の負担状況について

当該行政財産の目的外使用許可については上記の覚書によって使用料免除となっているが、別途共益費(「使用料」として収入)として(社)高知県製紙工業会から平成18年度に電気料(実績227,115円)及び水道料(実績1,131円)を負担させている。

しかし、庁舎の清掃費については清掃業務委託契約において清掃の対象外としているにもかかわらず、同じ庁舎維持管理経費である空調機保守管理費(契約額619,500円)及び警備費(契約額1,423,800円)については保守管理業務等契約において対象外ともなっていない。

この結果空調機保守管理費及び警備費は、全額、高知県立紙産業技術センターが負担しており、(社)高知県製紙工業会に対し別途その応分の負担をさせていないのは妥当でない。

空調機設置状況 (台)

| | 総数 | センター | 工業会 |
|-----|----|------|-----|
| 室内機 | 51 | 45 | 6 |
| 室外機 | 12 | 9 | 3 |

警備設備設置箇所 (機)

| | 総数 | センター | 工業会 |
|------------|-----|------|-----|
| マグネットスイッチ | 122 | 111 | 11 |
| パンプセンサー | 33 | 30 | 3 |
| リスボンダ | 42 | 39 | 3 |
| カードリモコンBOX | 5 | 4 | 1 |

上記の表は、空調機及び警備設備の台数である。(社)高知県製紙工業会に設置されている空調機及び警備設備は明確に区分できることから、電気料・水道料のような負担を求めると、清掃業務委託契約のように委託業務契約の対象外とするなど適切な措置を講じるべきである。

③ 自動販売機の設置許可について

(社)高知県製紙工業会は、行政財産の目的外使用許可(交流サロン室)部分に隣接し、玄関ホールに属する部分(上記概略平面図参照)にお茶等飲料水の自動販売機を1台設置しているが、この部分は当該目的外使用許可の対象外で無許可であるので適正でない。

当該部分に使用許可を与えるなど適切な措置を講じるべきである。

なお、監査の過程における本指摘に対応して、(社)高知県製紙工業会の自動販売機を撤去し、職員の福利厚生を目的で高知県庁生協に対し自動販売機の設置に関し目的外使用許可を行っている。

(2) 研究室等施設の利用状況について

紙産業技術センターは、「高知県紙業試験場整備構想」(H3.10)の整備基本方針に基づき、本県製紙業界の技術特性を生かし、より多くの価値を追及した製品開発を積極的に推進するため、企画・情報機能を充実し、国際化への積極的な対応を図るとともに先端技術の開発や試験研究、技術指導、人材育成などの業務を先導し、開放型試験研究施設として現在地に移転し、新たなニーズに応えることとしている。

当技術センターは、本館棟(RC3階建)、第1研究棟(RC2階建)及び第2研究棟(RC2階建)を有する施設として平成7年3月に竣工しているが、各棟の研究室等について往査時(H19.9.19)に建物内を視察したところ、本館3階の先端技術ソフト研究室及び新分野研究室について、次のとおり、それぞれの用途に従って使用されていない部分が見受けられる。

① 先端技術ソフト研究室について

先端技術ソフト研究室(本館3階約37㎡)は、産学公や他の試験研究機関と連携し、紙関係の装置の改良設計やコンピュータを用いた計装類のソフト開発を行うとして、設計のためのコンピュータによるCADシステムを設置した。しかし、現在ではCADソフトは、パソコンの急激な発達に伴い県庁職員に配布されているコンパクトなノートパソコンでも十分な対応が可能となっており、当初設置したコンピュータやサーバーは平成17年10月5日不要決定し廃棄したため、先端技術ソフト研究室は本来の目的では利用されていない。

現状は、床等0A構造仕様の研究室であるにもかかわらず、その大部分を物置として使用し、一部が研究員のレポート作成等に利用されているに過ぎない。結果的には、無駄な設備となってしまう可能性があるため、紙産業技術センターといった枠組みにとらわれることなく、県庁全体として有効活用の可能性を検討すべきである。

② 新分野研究室について

新分野研究室(本館3階約61㎡)は、業際分野や新しい分野への展開のための異業種や創作活動の場としているが、現状、試験研究によって発生する製品等の保管庫に使用している。

当紙産業技術センターの設計、建設時においては「先端技術等新分野の研究」には国の補助金が付き易かったが、その後、地方試験研究機関における

環境が変わり(国の方針の方向転換)、出口が見える研究ということで、現状では「地元企業等に密着した研究」にシフトチェンジしたことによって上記の研究室は、当初予定した用途には利用しがたい状況にあるとのことである。

地方試験研究機関における環境が変化している以上、単に空室状態あるいは物置等に使用するのではなく、時代変化に即した利用方法を検討、模索するなど研究室等施設を有効活用すべきである。

(3) 火災保険の付保状況について

紙産業技術センターの火災保険の付保状況を確認するために、財産管理システムから出力した財産一覧と建物共済承認明細書を突合した。

その結果、紙産業技術センター所管の建物について、加入対象となる物件には全て保険が掛けられていることを確認した。

紙産業技術センターでは建物以外に紙産業技術センターの主要な設備である多目的テスト抄紙機、多目的不織布製造装置、テストコーター&ラミネーター、大型懸垂短網抄紙機、原質調整装置1、原質調整装置2及び重要物品であるガスクロマトグラフ、フーリエ変換赤外分光光度計について保険が掛けられていた。

このうちガスクロマトグラフ(昭和63年度取得、取得価格4,110,000円)及びフーリエ変換赤外分光光度計(平成11年度取得、取得価格4,767,000円)は所属替えにより消費生活センターの所管から紙産業技術センターの所管となったものであるが、当初の主管課で保険が掛けられていたため、継続して保険を掛けていたものである。上記ガスクロマトグラフ及びフーリエ変換赤外分光光度計は紙産業技術センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過しているとともに、紙産業技術センターにはこれ以外にも高額な機器があるにもかかわらず、あえてこの2つの物品について火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われる。

火災保険の加入対象物件は、工作物、動産については部局長が特に加入の必要を認めるものとされており、火災保険の付保にあたっては、その必要性を十分に検討されたい。

5. 利用料・使用料に関する事項

(1) 使用料について

① 利用許可の申請手続きの概要

紙産業技術センターでは、「高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例」(以下この項においては「条例」という。)に基づき、センターの機械器具、研修室等の利用を許可している。利用しようとする者は、「高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則」(以下この項においては「施行規則」という。)第1号様式による「高知県立紙産業技術センター利用許可申請書」(以下この項においては利用許可申請書という。)を提出し、知事はその利用の許可をするときは第2号様式による「高知県立紙産業技術センター利用許可書」(以下この項においては利用許可書という。)を申請者に交付するものとされている。

紙産業技術センターでは、利用者から利用許可申請書の提出があった場合、そのほとんどは事前に連絡がっており、前もって所長の許可を得ている。また、事前に連絡がなく利用許可申請書の提出があった場合には、所長がいれば所長の許可をもらい、いなければ次長その他担当者が許可をし、利用させている。いずれにせよ利用許可申請書への許可した旨を証する所長、部長、班長、担当者の押印は後日されており、許可した場合に交付すべき利用許可書は交付していない。

② 利用許可書の交付について

紙産業技術センターでは、許可した場合に交付すべき利用許可書は交付していないのであるが、往査当日、そのことを次長に確認したところ、利用許可書を交付しなければならないこと自体を認識していなかったとの回答を得た。なお、後日、次長に再度利用許可書の交付について確認したが、同様の回答を得ている。

そのため、このことについて所長に確認したところ、センター設立時から利用許可書を交付しなければならないことは認識していたが、当時から事務手続きの簡素化がうたわれており、また、利用許可書の交付には数10分要し、申請者を待たせることとなるため、利用許可書を交付することは実情に即していないということであった。

しかし、利用者側の立場においては、当センターを利用したことを証する書類としては証紙を購入した際の証紙販売所から交付される領収書しか証憑書類がないため、利用許可申請書のコピーを求める利用者もいる。利用許

可書を交付していればこのような問題は生じていない。現状は簡素化という言葉を隠れ蓑にした利用許可手続の逸脱以外のなにもでもない。許可があったことを証する許可書の交付を省略することは施行規則に従った適切な事務処理とは認められない。

なお、利用許可書の記載事項は、高知県知事の押印、申請年月日、利用の目的、機械器具等の名称、利用年月日及び利用時間、使用料、利用する人数であり、これらを記載するのに数10分要するとは考えにくい。また、森林技術センターでは、現に申請時に利用許可書を交付しており、利用許可書の作成時間を確認したところ約1分ということであった。

申請時に利用許可書を交付することは十分可能であると思われるが、さらに、利用許可の手続の簡素化等を検討し、不適切な事務処理が放置されたまま黙認されるような状態を解消し、適正な事務手続きが可能な状態にすべきである。

なお、利用許可書の交付に関しての最終の再々確認においては、次長からは、当時から利用許可書を交付しなければならないことは認識していたと前回及び前々回の回答と異なる回答を得ている。

(2) 手数料について

① 分析・試験等(以下依頼試験という。)の依頼手続きの概要

紙産業技術センターでは、条例に基づき、紙産業の技術に関する分析・試験等の依頼を受けている。施行規則では、「分析・試験等を依頼しようとする者は、第3号様式による依頼書に試料及び手数料を添えて、紙産業技術センター所長に提出しなければならない。」として、手数料の前納を明示している。そのため依頼者は依頼書に事前に購入した証紙を貼り付け提出しなければならない。

また、所長は依頼を受けた分析、試験等が終了したときは、当該依頼をした者に対し、第5号様式による成績報告書を交付しなければならないとなっている。

② 手数料が前納されていない依頼試験の事務処理について

前述のように、紙産業技術センターにおいて、設備の稼働状況を一応把握している5基の大型主要設備(多目的不織布製造装置、テストコーター&ラミネーター、多目的テスト抄紙機、大型懸垂短網抄紙機、小型傾斜短網抄紙機)について、その稼働実績を検証するため依頼試験の依頼書と稼働日誌の

照合を行った。その過程において依頼書の申請日または証紙の消印日が設備の稼働日後であるものが発見された。これは、試験中又は試験後に依頼書が依頼試験の実施に先立って依頼書が提出され手数料の納付がなされなかったことを現している。

施行規則によれば「依頼書に試料及び手数料を添えて提出しなければならない」と定められており、依頼者は依頼書に事前に購入した証紙を貼り付け提出しなければならないことになっている。なぜこのような事態になったのかについて担当者に確認したところ、抄紙試験及び加工試験は、

- i) 他の1分析又は1試験ごとに手数料が徴収される依頼試験とは異なり、主要設備の使用時間に応じて1時間当たりの条例で定める手数料を徴収している。
- ii) 基本的には依頼人により持ち込まれた原材料を、上記主要設備を利用して加工品を製造する試験であるが、依頼時においては設備の稼働時間がどのくらいかかるのかはわかりにくい試験である。

といった特徴がある。このため、上記抄紙試験及び加工試験は、施行規則の規定に従い依頼時に手数料を添えて提出することは困難であるということであった。

これらの抄紙試験及び加工試験は、施行規則自体がこれらの試験の実態を想定していないのではないかと推測されるのであるが、担当者に聞き取り調査した結果としても、施行規則の規定通り前納するには無理があるとの感触を得た。

施行規則に従って事務手続きをするのが困難であるならば、施行規則自体を見直すことを含めて検討し、不適切な事務処理が放置されたまま黙認されるような状態を解消すべきである。

③ 成績報告書の交付について

上記抄紙試験及び加工試験は、施行規則によればその試験が終了したときは成績報告書を交付しなければならないとなっているのであるが、その製造された加工品をもって報告とされるものであるため、成績報告書は交付されていない。しかし、加工品を成績報告書とみなし、成績報告書の交付を省略する根拠はどこにも見いだせず、「成績は、別途交付する加工品のとおりである。」等の記載をした成績報告書の交付が、著しく事務手を煩雑にするとは考えられない。施行規則に従った成績報告書を交付すべきである。

④ 小型カード機を利用した加工試験の手数料について

小型カード機(サンプルローラーカード)を利用した加工試験については、条例により手数料の金額が定められていないため、類似する試験「樹脂加工試験機による加工試験」とみなして、1時間当たり6,000円徴収している。

従来は、小型カード機は多目的不織布製造装置のライン上に設置されており、小型カード機のみ利用した依頼試験は行われていなかった。平成7年に多目的不織布製造装置を更新した際に旧多目的不織布製造装置のライン上に設置されていた小型カード機の有効利用を目指して単体で活用できるようにしたのであるが、利用頻度が少ない等を理由に当該小型カード機を利用した加工試験の手数料を条例に定めることはしなかった。

本来は、その移転時において小型カード機を利用した加工試験としての手数料を条例に定めなければならなかったものを、頻度が少ないからといって10数年にわたり類似する試験「樹脂加工試験機による加工試験」による手数料を徴収することは適正でない。なお、平成20年2月18日に担当者に確認したところ、平成20年4月1日の施行を目処に現在改正手続中であった。

(3) 利用料の納付方法について

センターの機器設備の利用に際し、利用者は「利用許可申請書」に高知県収入証紙を貼付することにより使用料を納付するのであるが、この高知県収入証紙は、センターの窓口では販売されておらず、同センター1階にある高知県家庭紙工業組合まで収入証紙を購入にいかなくてはならない。

このような使用料の納付方法に県は全く疑問を抱いていないように思われるが、民間企業では想像できないくらいサービス性の低い、異常といってもよいくらいの料金の納付方法である。すなわち、現在の料金の支払い方法は、料金支払いに際しての利用者の利便性は全く考慮されておらず、自らの都合による手続の押しつけであり、まさに「お役所仕事」の典型とでもいべき料金の支払い方法である。

仮に、利用者から苦情が出ていなくても、そのことを以てこの支払い方法が優れたものであるという証拠にはならない。この指摘は、本来言葉で表現するには微妙すぎるかもしれないが、「利用させてやるのだから、従え」的な料金の支払い方法の裏面に見え隠れする「お上意識」の払拭を求めるものである。

県の職員が現金を扱うことに対しての拒否反応もあるようであるが、誰の方向を向いて仕事をするのか考えれば、自ずと方法は考えられるはずである。さらに証紙の販売に際しては、販売所に対して販売手数料も発生している。利用

者の利便性も考慮した料金の支払い方法を検討すべきである。

6. 契約に関する事項

(1) 清掃業務委託における仕様書と業務基準表について

紙産業技術センターは、指名競争入札によって(有)高知ビルサービスセンターと清掃業務委託契約(契約額2,378,000円、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。その業務は大別すると日常清掃と特別清掃に区分され、清掃業務委託契約書によれば業務内容には清掃業務仕様書及び清掃業務基準表のとおりとされている。

ところで、日常清掃について清掃業務仕様書をみると、床清掃、その他の清掃について具体的な清掃の仕方を示し、その清掃日時(休日を除く月曜日~金曜日、8:30~17:15)を指定している。一方、清掃業務基準表においては清掃場所、清掃回数を指定しているが、1日1回であった前年度の清掃回数を2日に1回に変更したため、平成18年度においては実際の日常清掃日は月・水・金曜日であるとの説明を受けた。

しかしながら、清掃業務仕様書と清掃業務基準表とが相互に矛盾することは予定価格及び入札業者の的確な積算の阻害要因となることから適正でない。

例えば、日常清掃はそのほとんどが人件費であると思われることから、予定価格調書における積算基礎の日常清掃1,020,000円を仮に人件費と見なして、仕様書に従い、日額の人件費を算出すると4,163円/日(=1,020,000円/245日)となる。

一方、同基準表によると日額の人件費は6,538円/日(1,020,000円/156日)となるのであるが、仕様書によった場合と基準書によった場合でそれぞれ相互に積算内容が大きく異なることとなる。

清掃業務委託契約の契約に当っては、予定価格及び入札業者の的確な積算の阻害要因とならないよう、前年度の書類等を踏襲するのではなく、個々の内容を吟味し、仕様書と清掃業務基準表とを整合させるべきである。

なお、当該業務に従事する委託先の従業員の賃金等は不明であるが、上記推計による日額の人件費を基準に、時間あたりの賃金を形式的に計算すると520円/時間(4,163円/8時間)となり、高知県の最低賃金615円/時間に抵触するおそれがある。本契約の基本は委託契約であり委託先の勤務時間を8時間とすることには異論があろうが、仕様書の記載から当該委託業務に従事する時間は1日あたり8時間と推定したものである。また、この部分は最低賃金に抵触することを指摘する目的ではなく、仕様書の積算根拠が明確でなく如何様にも解

釈が可能なことは適切な仕様書とはいえないこと及び県庁の軽量化が民間の犠牲の上に実現されているのではないかということを慎重に検証してみる必要性があるのではないかということについて指摘しているのである。

(2) 警備業務委託契約について

紙産業技術センターは、単独随意契約により、その敷地及び建物等の機械警備についてケイエスエープロテック(株)と警備業務委託契約(契約額1,424,000円、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。警備業務の内容は、本契約に定めるとおりとしているのみで「警備計画書」の添付もないが、自動警報装置により夜間・休日等における火災・盗難及び損壊行為の拡大防止等の警備業務を行うものと推測する。

ところで、この委託契約をするに当たり、「この業者、当センターの機械警備の設置業者で当該設備に精通しており、トラブル発生時には迅速に対応できる」ことを理由としてこの業者と単独随意契約をしている。

しかしながら、設置業者が即受託業者とはならず、また、当該機械設備に精通していること及びトラブル発生時に迅速に対応できることは、当該警備業務を受託する者の具有すべき必須条件であって、そのみでは直ちに単独随意契約理由とはなり得ない。毎年度、このような理由によって警備委託契約を継続することは、契約の正当な競争性を阻害することとなり、妥当でない。

自動警報装置及びその付帯設備の短期の取替えは、警備面及び経費面での非継続性・不経済性は推測できるが、この点を補いながら正当に競争性を発揮させるためには、その減価償却年限を基準とし、一定年限を区切って長期継続契約等複数年契約とするなど、公平の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

7. その他の事項

(1) 持ち込み物について

高知県紙技術センターでは機械器具の利用及び依頼試験の際、センター利用者又は依頼者により原材料等が持ち込まれる。センター内に持ち込んだ原材料等は、原則として利用者又は依頼者が持ち帰らなければならないことになっている。平成19年9月19日の往査時においてセンター内を視察した際に、数年前に持ち込まれた原材料(200kg袋が2袋と紙の原材料1ロール)がそのまま放置されていた。その時点では、持ち主は不明であるということであったが、平成19年12月27日の往査時においては、紙の原材料1ロールについては持ち

主が判明し、すでに持ち帰られていた。200 k g 袋は、持ち主が判明しなかったため、1 袋は同センターで原材料として使用可能であるので、無償で原材料として受け入れ保管されていた。残りの1袋は原材料の種類は分かるものの規格等の数値が不明であり原料として使用することができないため平成19年12月19日に他の廃棄物とともに廃棄されていた。廃棄費用は約5,000円(200 k g 袋×25円/k g)で同センターが負担している。

持ち込んだ原材料は、依頼者自身が処分しなくてはならない旨の注意喚起の張り紙をセンター内に掲示するなどの他、依頼試験終了時に使用機器周辺の確認励行するとともに、依頼書の交付時の持ち帰り指導の徹底などにより、持ち込み物の放置を防止し、不必要なコストの発生を避けるべきである。

IV. 機関別監査の結果及び意見－農業技術センター

1. 農業技術センターの概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

農業技術センターは、高知県における農業に関する総合的な研究を行う目的で設置された施設である。

消費地に信頼される園芸産地づくりを目指すとともに、地域特性を生かした農業の展開と農村の振興を支援するための技術開発に重点的に取り組んでいる。

② 平成19年度の重点事業

- i) 施設野菜の高品質・安定多収のための生産技術の開発
- ii) 野菜の新品種の育成および新品目・新作型の開発
- iii) 付加価値を高める品質管理(鮮度保持)技術の開発
- iv) 環境保全型農業技術の開発

③ 所在地

高知県南国市廿枝1100

④ 沿革

明治33年4月 高知県立農事試験場として長岡郡長岡村(現南国市)字東崎に創設。

昭和25年3月 高知県農業試験場と改称する。

昭和29年10月 本場を長岡郡香長村大桶に移転する。

昭和38年4月 朝倉分場を果樹試験場として独立する。

昭和40年4月 高知県農林技術研究所を分離独立する。

昭和41年4月 高知県農業試験場を高知県農事試験場と改称。
園芸科が高知県園芸試験場として独立。

昭和42年9月 高知県農林技術研究所を吾川郡伊野町波川に新築移転。

昭和43年1月 高知県園芸試験場を野市町西野へ移転。

昭和46年1月 高知県農事試験場を南国市廿枝に新築移転。

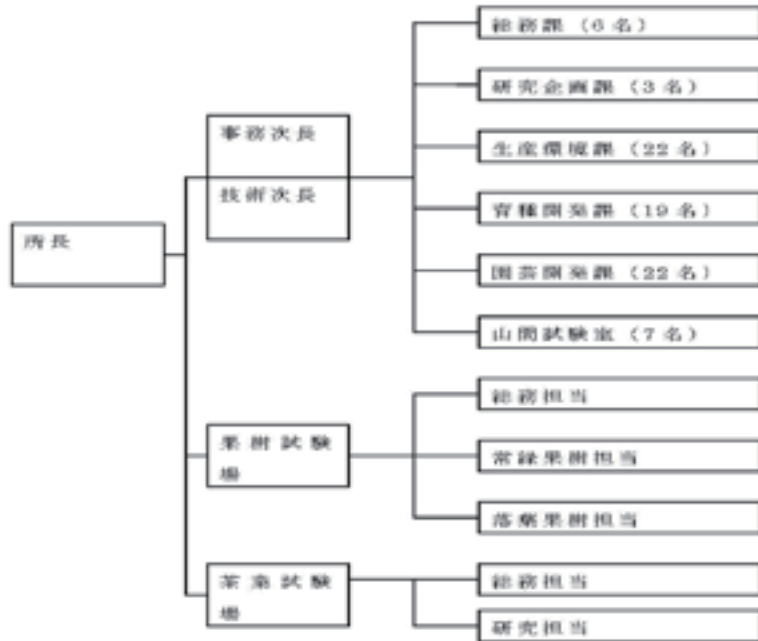
昭和46年5月 高知県園芸試験場の本館完成。

昭和41年4月 山間分場が高知県山間農業試験場として独立。

昭和48年4月 茶業センターを仁淀村に発足。
 平成3年4月 試験研究機関の機構改革により、農林技術研究所、農事試験場、山間農業試験場、園芸試験場、果樹試験場、茶業センターを統合し、高知県農業技術センターとして発足。
 農林技術研究所、農事試験場、園芸試験場の3場については、旧農事試験場の敷地を拡大して庁舎を建築。
 山間農業試験場他2場については、それぞれ高知県農業技術センター山間試験場、同果樹試験場、同茶業試験場と改称し、従来の敷地内で試験・研究業務を継続。
 平成15年4月 高知県農業技術センター山間試験場を高知県農業技術センターの内部組織として再編し、名称を山間試験部とした。
 平成19年4月 研究企画、生産環境、育種開発、園芸作物の各部を課に、山間試験部を室に改称。環境システム開発室を廃止した。

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図(平成19年4月1日現在)



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 85 | 84 | 82 |
| 人件費(千円) | 658,382 | 654,111 | 638,205 |
| 1人当たり人件費(千円) | 7,746 | 7,787 | 7,783 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」として添付してある。

| 農業技術センター | | 《単位：円》 | |
|-------------------------------|------------|--------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 24,268,256 | 歳出合計 | 792,270,966 |
| 使用料 | 482,497 | 人件費 | 688,264,406 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 8,114,628 |
| 財産収入 | 6,826,518 | 需用費 | 76,375,973 |
| 雑収入 | 26,445,241 | 役務費 | 1,519,117 |
| その他収入 | 614,000 | 委託料 | 14,218,285 |
| | | その他の支出 | 3,878,558 |
| 人件費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、転居費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 153,209.66㎡(借用含む)

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|------------|------------|------------|
| 南国市廿枝1100他 | (県有) 建物敷地 | 15,199 |
| | (県有) 田・畑等 | 57,148 |
| | (県有) その他 | 47,630.53 |
| (借用) | 試験研究用地 | 9,655 |
| 大豊町中村大王他 | (県有) 建物敷地 | 906.50 |
| | (県有) ほ場用地等 | 17,870.63 |
| (借用) | 試験研究用地 | 4,800 |
| 県有計 | | 138,754.66 |
| 借用計 | | 14,455.00 |
| 山林 | | 3,246.63㎡ |

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|---------|------|----------|
| 大豊町中村大王 | 圃場用地 | 3,246.63 |

② 建物の状況

建物面積 南国市廿枝 1100 18,157.08 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|-------|----------------------|----------|----------------------|
| 本館 | 3,625.26 | 研修棟 | 410.96 |
| 機械室棟 | 329.70 | 宿泊棟 | 210.25 |
| 圃場管理棟 | 310.32 | 作物育苗棟 | 148.50 |
| ボンベ庫 | 15.00 | 硬化室棟 | 118.80 |
| バイテク棟 | 865.95 | アメニティハウス | 199.50 |
| 作物乾燥棟 | 160.16 | ガーデンハウス | 199.50 |
| 園芸調査棟 | 180.00 | 便所棟 | 27.00 |
| 農機工作棟 | 175.50 | ガラス温室 | 2,880.50 |
| 資材保管棟 | 684.80 | 特殊ハウス管理棟 | 50.00 |
| 試薬保管棟 | 15.40 | ハウス管理棟 | 103.44 |
| 恒温室棟 | 70.71 | 植物残渣処理場 | 100.00 |
| 抗血清棟 | 30.71 | 圃場便所・電話棟 | 15.00 |
| 天敵飼育棟 | 494.25 | 宿舍 | 202.61 |
| 自然飼育棟 | 60.00 | 職員宿舍 | 365.84 |
| 順化温室 | 118.80 | 焼却場 | 100.00 |
| 種子貯蔵庫 | 112.00 | 自転車置き場 | 27.00 |
| 採取作業棟 | 306.64 | 渡り廊下 | 8.00 |
| 作物作業棟 | 399.87 | ビニールハウス | 4,599.00 |
| 農機具棟 | 436.11 | 計 | 18,157.08 |

建物面積 大豊町中村大王他 2656.98 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|--------|----------------------|--------|----------------------|
| 作業舎 | 56.00 | 車庫棟 | 74.00 |
| 事務所 | 427.00 | 調査室棟 | 84.00 |
| 圃場管理棟 | 313.16 | 強化型ハウス | 300.00 |
| 強化型ハウス | 240.00 | 強化型ハウス | 450.00 |
| 蚕業研究棟 | 440.82 | 作業舎 | 72.00 |
| 堆肥舎棟 | 200.00 | 計 | 2656.98 |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|-------|--|
| 研究企画課 | ①農業技術センター、果樹試験場及び茶業試験場の企画調整に関する事 ②農業技術センターに属する職員の研修業務に関する事 ③研修施設の運営に関する事 |

| | |
|-------|--|
| | ④試験研究結果の取りまとめに関する事 ⑤図書及び文献の管理に関する事 ⑥前各号に掲げるもののほか、農業についての企画情報に関する事 |
| 生産環境課 | ①農産物の病害虫についての試験研究に関する事 ②農産物の施肥改善及び生理障害対策に関する事 ③地力保全に係る調査及び試験研究に関する事 ④農薬に関する事 ⑤前各号に掲げるもののほか、農業の生産及び環境に関する事 |
| 育種開発課 | ①農産物の品種改良及び栽培法についての試験研究に関する事 ②バイオテクノロジーの手法を用いた農産物の試験研究に関する事 ③農産物の遺伝資源の収集及び保存に関する事 ④水田の高度利用に係る試験研究に関する事 ⑤野菜、花き及び水田作物の種子の育成及び配付に関する事 ⑥前各号に掲げるもののほか、農産物及び育種に関する事 |
| 園芸開発課 | ①野菜及び花きの栽培法についての試験研究に関する事 ②野菜及び花きの生産安定化並びに収量及び品質の向上技術に関する事 ③農産物の品質管理に関する事 ④農業機械に関する事 ⑤農業経営に関する事 ⑥前各号に掲げるもののほか、農産物及び生産流通に関する事 |
| 山間試験室 | ①中山間地域に適合した農産物の生産技術に関する事 ②中山間地域における生産体系の研究実証に関する事 ③野菜及び花きの種苗の配付に関する事 ④前各号に掲げるもののほか、中山間地域の農業に関する事 |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

農業技術センター 本場

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|---------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 16 | 72,271 | 12 | 11 | 15 | |
| 16 | 12 | 81,880 | 9 | 8 | 8 | |
| 15 | 22 | 137,319 | 10 | 8 | 15 | |
| 14 | 13 | 32,715 | 13 | 6 | 5 | |
| 13 | 16 | 45,363 | 8 | 15 | 4 | |
| 12 | 17 | | 12 | 6 | 4 | |
| 11 | 12 | | 5 | 8 | 4 | |
| 10 | 21 | | 14 | 10 | 2 | |
| 9 | 13 | | 4 | 8 | 3 | |
| 8 | 18 | | 11 | 8 | 3 | |
| 計 | 160 | | 98 | 88 | 63 | 0 |

農業技術センター 山間試験場 (H15年度から農業技術センター山間試験部として統合)

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 (千円) | 結果の分類 | | | |
|------|-----|-------------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 14 | 3 | 5,667 | | 6 | 3 | |
| 13 | 7 | 23,912 | 2 | 5 | 1 | |
| 12 | 1 | | | 2 | | |
| 11 | 7 | | 5 | 5 | | |
| 10 | 6 | | 3 | 4 | | |
| 9 | 4 | | | 3 | 1 | |
| 8 | 5 | | 2 | 3 | | |
| 計 | 33 | | 12 | 28 | 5 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

- i) 農業技術センター研究報告(要約) 年報
- ii) 高知の農業新技術 年報
- iii) センターニュース 年4回
- iv) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳および物品管理簿の様式について

農業技術センターでは、高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳等により物品を管理しているが、備品台帳等と現物の照合は未だ行ったことがなかった。

今回の監査において備品台帳等と現物の照合確認を実施しようとしたところ、高知県財産規則所定の備品台帳等に記載されている情報のみでは、物品の特定が非常に困難な作業になると予想されたため、今回の監査時に備品台帳等と現物の照合に使用するために備品台帳等とは別に、設置場所、担当課を記載した書類を作成している。

備品台帳等は、現物との照合が容易に実施できる必要がある。今回の工業技術センター、農業技術センターおよび森林技術センターの事例は、高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳および物品管理簿の様式が、現物管理を行うには十分でない部分があるということを表している。適正で効果的な物品管理を行うため備品台帳および物品管理簿の様式を検討すべきである。

(2) 物品修繕簿について

高知県財産規則第105条において「部局の長は、別記14号様式による物品修繕簿を備え、物品の修繕をした場合は、備品台帳に登載するものを除き、これにその状況を記録しなければならない。ただし、1件5万円未満の修繕については、この限りでない。」とし、物品修繕簿を作成することが義務づけられている。このことについて確認したところ、農業技術センターでは物品修繕簿を作成しておらず、物品の修理・修繕に当たっては、これまで物品修繕簿で管理しなければならないとの認識を持たずに、その都度経費支出伺いで処理していた。規程に従い適切な処理をすべきである。

(3) 物品の現物確認結果について

農業技術センター所管の物品について、その管理状況を検証するために重要物品については全点、備品については1点50万円以上の備品全点及び平成8年度以前取得備品を任意に抽出し、備品台帳等と現物を確認した。(農業技術センター所管物品(含む山間試験室所管物品)点数1,054点中重要物品103点、備品514点、計617点確認)

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの51点、備品台帳等に登録がなかったもの5点と、現物確認の対象とした備品514点に対し

各々10.0%及び1%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品管理シールの貼られていないものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品管理シールを付していないものがあった。財産規則第89条において「備品には、室課名又は出先機関名等を表示し備品管理番号を付して保管しなければならない。ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」と規定されており、取得した物品には原則として備品管理シールを付さなければならないこととなっている。今回備品管理シールの貼られていなかったものは、「ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」という但し書きに該当することにより備品管理シールを貼らなかつたわけではない。

備品管理シールの貼り付けについては、その規定が形骸化しているきらいがあり、規定を遵守することの必要性について十分に理解されているとは認めがたい。別の表現をすれば、規定があるから貼り付けるがその作業の価値はほとんど認識していないように見受けられる。

規定には、決められているから守らなければならないという形式遵守の側面があり、形式的に遵守することで、たとえ本質を理解していない場合でも、事故や事件の発生を防止したり、能率の向上や効果の発揮を実現したりするという効果を有している。しかし、その作業の価値が十分に理解されず、もし守らなくても実質的に何ら不都合を生じないような規定を形式的に守らせることが、本当に必要なことなのか検討してみる必要がある。高知県における物品管理に関係する問題点は項を改めてまとめて指摘するが、実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

② 備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等に記載があるが現物の確認

ができなかったものがあり、その内訳は下記のとおりである。

現物の確認ができなかった物品
(農業技術センター)

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 取得価格 | 実査時確認 | センター事後調査 |
|-------|-------------------|-----------|---------|-------|----------|
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-121840 | 330,000 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-060915 | 254,410 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-060918 | 234,840 | 廃棄済 | |
| 11103 | パーソナルコンピュータ(ノート型) | 08-121839 | 200,000 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-121842 | 234,840 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-121841 | 330,000 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-121838 | 288,000 | 廃棄済 | |
| 18199 | 農産機器類(タ〜ワその他) | 08-097489 | 377,000 | 廃棄済 | |
| 18134 | 糶摺機 | 08-096466 | 547,000 | 廃棄済 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-123092 | 367,500 | 廃棄済 | |
| 13402 | 水分計 | 08-075150 | 578,448 | 廃棄済 | |
| 14199 | 試験検査機器類(カ〜キot) | 08-089455 | 705,344 | 廃棄済 | |
| 14739 | ホーミル粉砕器 | 08-093457 | 799,000 | 廃棄済 | |
| 14739 | ホーミル粉砕器 | 08-093448 | 791,040 | 廃棄済 | |
| 11103 | パーソナルコンピュータ(ノート型) | 10-005912 | 155,904 | 廃棄済 | |
| 11103 | パーソナルコンピュータ(ノート型) | 10-005915 | 155,904 | 廃棄済 | |
| 13699 | 測定機器類(ツ〜トot) | 08-075419 | 751,797 | 廃棄済 | |
| 14899 | 試験検査機器類(マ〜ワot) | 11-003504 | 655,200 | 重複登録 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 12-06863 | 104,265 | 重複登録 | |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 12-06864 | 104,265 | 重複登録 | |
| 11101 | コンピュータ | 08-053349 | 389,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14008 | インキュベーター | 08-122501 | 896,100 | 所在不明 | 花き担当 |
| 13207 | 光沢計 | 08-088049 | 595,000 | 所在不明 | 施設野菜担当 |
| 13608 | 電圧計 | 08-088002 | 710,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 13706 | 濃度計 | 08-088054 | 500,000 | 所在不明 | 廃棄済 |

(山間試験室)

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 取得価格 | 実査時確認 | センター事後調査 |
|-------|----------|-----------|---------|-------|----------|
| 18125 | 噴霧機 | 12-003231 | 352,910 | 所在不明 | 農薬保管庫 |
| 14742 | ホモジナイザー | 08-072430 | 283,250 | 所在不明 | 品質管理 |
| 12908 | ポンプ | 13-001278 | 116,287 | 所在不明 | 管理棟2階 |
| 13208 | 光度計 | 11-000336 | 157,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 13328 | 自動葉面積計 | 08-072397 | 990,000 | 所在不明 | 蚕業棟2階 |
| 13611 | 電導率計 | 08-068839 | 245,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 13708 | 秤 | 12-003230 | 720,300 | 所在不明 | 蚕業棟1階 |
| 13906 | 葉緑素計 | 08-068438 | 140,000 | 所在不明 | コンピュータ室 |
| 13906 | 葉緑素計 | 08-068441 | 114,000 | 所在不明 | コンピュータ室 |
| 14008 | インキュベーター | 08-072451 | 190,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14008 | インキュベーター | 08-072449 | 260,000 | 所在不明 | 廃棄済 |

| | | | | | |
|-------|----------------|-----------|---------|------|---------|
| 14008 | インキュベーター | 08-072452 | 306,425 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14008 | インキュベーター | 08-072447 | 300,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14202 | クリーンベンチ | 08-072464 | 285,000 | 所在不明 | 園芸精密調査室 |
| 14214 | 顕微鏡位相差装置 | 08-072686 | 372,300 | 所在不明 | 管理棟2階 |
| 14299 | 試験検査機器類(ク〜コot) | 08-072667 | 106,360 | 所在不明 | 管理棟2階 |
| 14399 | 試験検査機器類(サ〜シot) | 08-072429 | 227,115 | 所在不明 | 管理棟2階 |
| 14899 | 試験検査機器類(マ〜ワot) | 08-072441 | 507,069 | 所在不明 | 管理棟2階 |
| 18008 | 運搬車 | 08-072894 | 220,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 18099 | 農産機器類(ア〜ソot) | 08-072735 | 439,727 | 所在不明 | 資材庫 |
| 18108 | 動噴 | 08-073265 | 158,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 18111 | 農薬煙霧機 | 08-073552 | 365,000 | 所在不明 | 蚕業棟裏 |
| 18121 | 肥料混合機 | 08-072991 | 618,000 | 所在不明 | ハウス |
| 18127 | 孵卵機 | 08-072567 | 373,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 23654 | 土壌水分計 | 08-099987 | 820,704 | 所在不明 | 実験室 |
| 24327 | 自動蒸留水製造装置 | 08-072432 | 220,000 | 所在不明 | 廃棄済 |

なお、農業技術センターにおいては、実査日に所在不明で現物の確認が出来ないものが多数存在したが、その現物確認の結果は実査時確認欄に記載したとおりである。所在不明点数が非常に多かったため、後日センター独自に再確認をおこなっている。その結果をセンター事後調査欄に記載した。

i) 廃棄済物品について

廃棄済物品は、既に廃棄しているが備品台帳等からの削除がもれていた物品である。

なぜ台帳からの削除がもれたのか、廃棄時には決裁が必要でないのか確認したところ、廃棄時には「物品不要・廃棄決定書」による決裁が必要であるが、「廃棄済」となっている物品のほとんどは、平成8年に物品管理システムが開始された時点で旧の台帳から、転記、登録した古いものである。物品の数が多くに加えて類似した物も多いことから、登録の際、十分に整理されずに書類の作成が抜かったものと考えられるとの回答であった。

ii) 重複登録物品について

重複登録物品は、備品台帳等に重複して登録されていた物品である。なぜ重複登録になったのか確認したところ、重複登録は、登録作業者と購入担当者との連携が不十分でミスが起こったものと思われる。例えばパーソナルコンピュータ(デスク型)は、実際には2台購入しているが台帳上では4台購入したことになっており、登録時に本体とその周辺機器(モニター等)をそれ

ぞれ登録したことから4台となっているのではないかと考えられるとの回答であった。

iii) 所在不明物品について

農業技術センターの物品の内、監査日現在において所在不明であった物品5点について監査後において農業技術センターで現物を確認した結果、2点の物品は現物の確認をしており、他3点は廃棄済であるとの回答であった。

次に山間試験室の物品の内、監査日現在で所在不明であった物品26点について、監査後において農業技術センターで現物の確認をした結果、16点の物品は現物の確認をしており、他10点は廃棄済であるとの回答であった。

③ 備品台帳等に登録がなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等に登録がなく現物があったものがあり、下記がその内訳である。

物品台帳等に登録がなかった物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|----------|------------|-----------------|
| 生化学実験室 | 蒸留水製造装置 | 台帳登録もれ |
| 低温恒温室 | インキュベーター×2 | 台帳登録もれ |
| クリーンベンチ室 | クリーンベンチ | 台帳登録もれ |
| 細胞 | 遠心分離器 | 重要物品(細胞融合装置)の一部 |

遠心分離器は、重要物品である細胞融合装置の一部であるとのことであるが、物品管理シールは本体にのみ貼付されており、遠心分離器には貼付されていない。単体で機能するものは単体で別の場所で別の用途に使用する場合もあるため、物品管理上、備品管理シールは、主要設備のみに貼付するのではなく、単体で機能するものについては枝番をつけるなどしてそれぞれに備品管理シールを付して管理する必要がある。

④ 備品台帳等に登録している品名と現物の名称が異なるものがあった。

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等に登録している品名と現物の名称が異なるものがあり、下記の表がその内訳である。

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 現物 |
|-------|----------|-----------|----------|
| 14555 | ドラフトチャパー | 08-089446 | インキュベーター |

| | | | |
|-------|-----------|-----------|--|
| 14555 | ドラフトチャンパー | 08-089448 | |
| 14555 | ドラフトチャンパー | 08-089449 | |

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

毒劇物の管理について、農業技術センターでは、管理規定を作成しておらず、また毒劇物の管理簿も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に9/28 現在より毒劇物使用等記録簿（以下台帳という。）という名称で受払簿の作成を開始している。

毒劇物の管理は、嚴重の上にも嚴重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と嚴重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

農業技術センターの毒劇物の管理状況を把握するために、台帳をもとに毒劇物の実地棚卸を行った。その結果は下記の通りである。

| 場所 | 品名 | 実査時台帳数量 | 実査時現物数量 | 摘要 |
|-------|----------|----------|---------|---------------------------------------|
| 水田実験室 | ホルムアルデヒド | — | 500ml | 台帳記載もれ及び実験台の棚に保管されており薬品庫に保管されていなかった。※ |
| | 塩酸 | — | 200ml | |
| | 水酸化ナトリウム | — | 500ml | |
| | アンモニア水 | — | 200ml | |
| | 水酸化カリウム | — | 5ml | |
| ドラフト室 | 硫酸 | 10,190 g | 6,670 g | 台帳記載もれ |
| 山間試験室 | アンモニア水 | 1,300 g | 1,750 g | 台帳記載もれ |
| | ブリグロックス | — | 1,200 g | 台帳記載もれ |

※ 実査時において、実験室の実験台の棚に保管されており、台帳にも記載されていなかった。なお、実査時に実験台より施錠可能な薬品庫へ保管場所を移動させている。

なお、園芸実験室の薬品棚の転倒防止柵について、試薬を保管している棚には転倒防止柵があるのに、毒劇物を保管している棚の転倒防止柵がとりはずされていた。地震対策上も問題があり、日常業務を行うには転倒防止柵がない方が取り出し易いからといって安易に取り外すべきではない。なお、この件については実査時においてその場で転倒防止柵を取り付け、改善している。

また、山間試験室で毒劇物を保管している薬品棚には転倒防止柵はなくガラス戸になっていた。そのため、防災上の観点から、地震等の災害発生時に、毒

劇物が飛散する等により二次災害の原因となりうる可能性があること、また、防犯上の観点からは、外部から視認ができ、安易に取り出しが可能な箇所に毒劇物を保管することにより盗難のリスクが高まるおそれがあることから、毒劇物の保管方法について、より安全性の高い保管方法を検討する必要がある。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 旧職員宿舎について

農業技術センターの北西部の一隅に建築されている職員宿舎(木造平屋3棟、合計延べ床面積202.61㎡、S45.12.19取得)は、平成2年度まで旧農事試験場の職員宿舎として使用されており、最近3年～4年前までその一部が職員住宅として利用されていたものであるが、往査日(H19.10.5)現在、全く利用されておらず閉鎖されている。あくまで目視による確認では、再使用が困難の状態にあると認められた。さらに、平成3年度、当農業技術センターの発足に合わせて同敷地内に新しい職員住宅(5世帯用-3世帯入居)が建設されているため、旧職員宿舎は今後も使用される予定はない。そのような状態にもかかわらず、当該宿舎は公用財産として行政財産のままであるのは適切でない。

当該宿舎は、職員宿舎として公用に供されていないことから当該宿舎敷地について同技術センターの試験用地等として有効活用を行うことができるよう、早急に財産規則に則り用途廃止等適切な措置を講じるべきである。

(2) 「ふれあい広場」の有効活用について

敷地の北東隅に設置されている「ふれあい広場」は、農業技術センター建設の際に国庫補助の付帯条件(地域住民利用)としてテニスコート、公衆トイレ、芝生広場及びガラスハウス2棟が本体工事に併せて建設され、地域住民に公開されている施設である。

しかしながら、当該広場の利用状況についてみると、公衆トイレがお遍路さんなどに利用され、また一部芝生広場が散歩に来る近隣の保育園児等に利用されている程度であり、さらにテニスコートについてはフェンスにより囲われ施錠されており、草茫々で全く利用されない状況である。その他アメニティハウス及びガーデンハウスは「ふれあい広場」としてではなく、別途同技術センターの試験研究用ハウスとして利用されている。

現状は地域住民に公開し、利用するという観点からは十分に有効利用されているとは言いがたい状態である。県は、補助条件に沿って必要な施設を造ればそれで終わりではなく、地域住民に利用されなければ形式的に補助条件を充たし

たに過ぎず、それは単に税金の無駄使いである。当該施設について地域住民の自主管理等を積極的検討するなど「ふれあい広場」の有効活用について適切な措置を講じるべきである。

(3) 工作物の財産表示について

農業技術センターの工作物は、公有財産台帳（工作物明細）によると、次のとおり、10件の工作物が登録されているが、下表1行目の排水処理装置を除き、いずれも平成3年度と同センターの発足当時に建設された工作物である。

| 財産区分 | 財産名称(種目) | 数量 | 取得年月日 | 取得価格 |
|------|---------------|----|----------|-------------|
| 工作物 | 排水処理装置(下水) | 1件 | S51.11.5 | 1,780,000円 |
| 工作物 | 外溝工事(舗床) | 1件 | H2.7.6 | 6,630,000円 |
| 工作物 | (舗床) | 1件 | H3.3.8 | 19,363,000円 |
| 工作物 | (舗床) | 1件 | H3.3.27 | 8,765,000円 |
| 工作物 | 堆肥置場(諸工作物) | 1件 | H3.3.27 | 6,629,200円 |
| 工作物 | ネットフェンス(諸工作物) | 1件 | H3.3.27 | 2,353,000円 |
| 工作物 | フェンス(困障) | 1件 | H3.2.25 | 503,000円 |
| 工作物 | (舗床) | 1件 | H3.2.25 | 183,000円 |
| 工作物 | (昇降機) | 1件 | H2.12.17 | 14,317,000円 |
| 工作物 | 予察灯(諸工作物) | 1件 | H3.8.29 | 371,000円 |

しかしながら、旧地下水井戸・給水塔、遊水地・遊水地内のテニスコート及びふれあい広場テニスコートなど外見からも工作物と認められるものが登録されておらず、また、新しく建設した地下水井戸(工事費6,232,800円)が工作物に登録されていないのは適正でない。その他水道施設等多くの工作物が未登録となっているものと推測されるが、当農業技術センターにおいては工作物が公有財産であるという認識はあるものの、例えば具体的に「遊水池」が工作物という認識がなく、明確な登録の基準をもたず、極論すると、その有無は担当者が適宜判断する状態にある。

工作物については、決算書の付属書類である財産に関する調書に掲載される財産ではないが、これも公金を投じて建設された資産であり、当然に公有財産の一つであることからその的確な把握を行い、正確な財産表示を行うべきである。

(4) 試験場敷地内の町有施設について

農業技術センター山間試験室(大豊町)は、平成15年度、同技術センター山

間試験場から同技術センターの内部組織に再編され、山間試験部となり、室に名称変更されている。当該山間試験室は、借地(4,800.00㎡)を含めて23,577.13㎡の土地を果樹園地、圃場用地等及び建物用地として利用している。

ところで、同試験室の駐車場の延長線上であって、車庫棟及び作業舎等の建物用地の一段下の同試験室用地に大豊町大王下集会所(1階建、床面積105.54㎡)が建設されている。このことは、同駐車場内に設置されている山間試験室見取り図においても、明示されている。

当該集会所底地を含む周辺用地(277㎡)は、元々、高知県が大豊町から寄付受領(S53.6.6)した土地である。しかしながら、時間の経過によって山間試験室においては、その所有認識が曖昧な状況にあり、往査時(H19.10.4)に視察及び確認したところ、県と大豊町との間に目的外使用許可、賃貸契約及び覚書等何らの手続きもとられておらず、無断使用の状態にあり適正でない。

当該地は、大豊町から寄付されたもので、今後の方針としては同町に返還する方向で解決したいとのことであるが、現状、無断使用の状態にあることから管理している行政財産については現状把握を十分に行い、使用許可等適切な措置を講じるべきである。

5. 生産品に関する事項

(1) 生産品等の受払の事務手続きについて

① 生産品等の受払の事務手続き

「高知県生産品等事務取扱要領」(以下この項では取扱要領という。)は、出先機関における生産品等(収穫物および漁獲物を含む。)の受払及び調定手続きについて必要な事項を定め、生産品等に係る事務処理の適正化を図ることを目的として定められたものであるが、この取扱要領によれば、所属長はあらかじめ職員のうちから生産(払出)担当責任者を指定しておくものとされ、農業技術センターでは、生産(払出)担当責任者として各課、各担当ごとに合計10名の担当者が指定されている。生産(払出)担当責任者は、生産品等の生産又は払出日ごとに第1号様式による生産(払出)伝票を2部作成し、所属長に提出し、これをもとに所属長は第2号様式による生産品等管理簿を作成することとされている。

また、生産品等管理簿には収穫された生産品等を生産数量として記載し、試験用・廃棄・売り払い等された場合に払出処理として記載しなければならないこととなっている。

② 生産（払出）伝票の作成及び生産品等管理簿の記載について

しかし、農業技術センターの各担当者は第1号様式による生産（払出）伝票を作成しなければならないことを認識しておらず、生産（払出）伝票がすべての生産担当責任者において全く作成されていなかった。

また、生産品等管理簿には収穫された生産品等を生産数量として記載し、試験用・廃棄・売り払い等された場合に払出処理として記載しなければならないのであるが、農業技術センターでは、総務課の経理員が生産品等の売上明細書をもとに、売上明細表の出荷数量を生産品等の生産数量、および売り払いとしての払出数量として記載している。そのため、試験調査用および廃棄された生産品等は生産品等管理簿に記載されず、生産品のすべてを対象に整理するという本来の生産品等管理簿の役目を果たしていない。

取扱要領に従って事務手続きをするのが困難であるならば、取扱要領自体を見直すことを含めて検討し、不適切な事務処理が放置されたまま黙認されるような状態を解消すべきである。

なお、同センターにおいては上記のように生産品等管理簿は、実質的には不備な内容で形式的に作成されているにすぎない。しかし、今年度の監査委員事務局からの生産品等管理簿を作成していない旨の指摘に対し、「監査時に提示できなかっただけで整備・記帳している」と回答している。形式的で不十分な記載内容の生産品等管理簿を以て「整備・記帳している」とするのは適切な対応とはいえないことをあわせて指摘しておきたい。

(2) スイカの栽培について

山間試験室での監査において現地視察をした際、試験室本館から約30分離れた場所にある上東試験地のハウスでスイカの栽培が行われていた。このスイカの栽培は研究課題にも存在しなかったため室長に内容を確認したところ、上東試験地は、平成18年以後試験研究は行われておらず遊休状態となっており、有効利用されていないと地域住民からの目もあるため、地域住民に対し上東試験地は有効利用しているとアピールするためにスイカの栽培をしているという説明を受けた。

スイカの栽培は、研究用予算により購入した種子及び一部試供品を使用し、他の試験研究により購入した肥料のうち古くなり変質等により試験研究には供試できない肥料を主に利用し栽培され、週1回程度現地に赴き栽培管理を行っている。生産されたスイカは交配日が不明であるため販売することもできず山間試験室の職員の食に供されている。なお、このスイカの管理に要する経費は、

概算で年間20万円程度になると思われる。

地域住民に対し有効利用をアピールしているとの説明を受けたが、その周辺には同試験地の土地の賃貸人である民家が1軒あるのみであり、他に民家はない。また、スイカの栽培はハウス内で行われているため、ハウス内を覗かない限りスイカを栽培していることは分からない。実際に現場を視察したが、ハウス内も雑草だらけであり有効利用をアピールしているようには思えなかった。

アピールできているかどうか以前に、有効利用するためでなく有効利用しているようにアピールするために、県の予算を使って試験研究でもないスイカを栽培し、販売もせず職員で特段のレポートの作成もせず、漫然と試食していることは、本末転倒であり、かつ資源の無駄使いといわれても致し方ない。上東試験地において対応しなくてはならない試験課題の委託等今後の具体的な対応策も含めて撤退の方向で検討をすべきである。

6. 契約に関する事項

(1) 敷地及び建物等の警備業務委託契約について

農業技術センターは、単独随意契約により、その敷地及び建物等の機械警備について総合警備保障（株）と警備業務委託契約（契約額1,134,000円、期間H18.4.1～H19.3.31）を締結している。これは、自動警報装置により夜間・休日等における①火災・盗難・特定（ガス漏れ）及び損壊行為の発見時の処置、②事故確知時における関係者への通報・連絡、③警備実施事項の報告の警備業務を行うことを契約内容とするものである。

ところで、この委託契約をするに当たり、「当該警備会社は当該警備システムの施工業者であり、会社との間に警報専用回線を有している」を理由としてこの業者と単独随意契約をしている。確かに、自動警報装置及びその付帯設備は、同社のシステムとも連動しており、毎年度、設置と撤去とを繰り返すことは警備面でも齟齬をきたす恐れがあるとともに経費的に不経済な面もあることから短期取替の困難性は推測できる。

しかしながら、毎年度、このような理由によって警備委託契約を締結するのは、実質的にその契約を自動更新していると同じであり、これを継続することは当該警備会社が存続する限り未来永劫に契約を約束していることを意味することから、契約の正当な競争性を阻害することとなり、妥当でない。

自動警報装置等機械設備には耐用年数が定められており、減価償却年限があることから同償却年限等を調査し、その一定年限をもって長期継続契約等複数年契約とするなど、公平の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべ

きである。

(2) 本館棟空調機設備等委託について

農業技術センターは、単独随意契約により(株)マエカワエアコンと本館棟空調設備及び給水設備保守管理業務委託契約(契約額1,785,000円、契約期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。

この業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 単独理由について

当該業務委託契約に関する回議書(伺い)によると、「当社は、当該設備の施工業者であり、設備のメカニズム等に精通しているため他の業者以上に適正な管理が期待できる。」ことを理由として(株)マエカワエアコンと随意契約している。また、相手の見積額が即予定価格となっている。

しかしながら、設備施工業者が即保守管理者となるのではなく、また設備のメカニズム等に精通していることは保守管理を行う委託業者が当然に具有すべき条件であって、そのみで直ちに単独随意契約理由とはなり得ない。その他の保守管理を行うべき業者がいない場合に初めて認められることから他の業者についての調査が不十分な場合にはその理由としては認められない。

契約に当っては、公平の観点から他の業者についても十分な調査を行い、可能な限りより競争性を発揮できるような契約方法に改善すべきである。

② 再委託について

当該業務委託契約について(株)マエカワエアコンから提出された業務完了報告書をみると、重油空調機については(株)高知日立の空調機点検表が添付され、給水設備には(有)四国パイプクリーナーの作業報告書がそれぞれ添付されていることから、これら業務を再委託しているものと認められる。

しかしながら、この再委託は単独随意契約理由と矛盾することとなり、妥当でない。また、当該契約には再委託禁止条項は規定されていないが、「この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合には、この限りでない。」

(第6条)とし、あらかじめ書面による承諾はないことから、この契約条項に抵触するものと認められ、適正でない。

再委託は、競争入札による契約における公正、公平な競争性を阻害し、仮に業務の一部であってもそれを十分に把握していなければ、いわゆる「丸投

げ」の遠因とも成り得るものであるとともに履行責任あるいは賠償責任等について不明確となりやすい。再委託の実態を正確に把握するとともに、今後、このような事のないように当該契約に再委託禁止条項を追加し、明確にすべきである。

なお、平成19年度においては給水設備保守管理業務委託については、直接、(有)四国パイプクリーナーと契約している。

③ 仕様書等について

当該契約書における委託業務内容(第2条)は、別紙設備保守業務仕様書及び設備保守基準表(以下「仕様書」という。)のとおりとあるが、これがこの契約書に添付されていない。また、業者説明資料として使用されたとする「仕様書」をみると、点検機種として点検対象機種及び場所の記載があり、最後に、概略保守点検業務内容として清掃点検、冷暖房切り替え及び点検(メーカー標準内容とする)、フィルター清掃、電気系統チェックが対象設備類型ごと示されているに過ぎない。

契約の効力は仕様書を含む契約書の記載内容に限られるとともに契約書及び添付された仕様書等に基づいて検査が行われることから、契約に当っては契約規則に則り、適切な仕様書等を作成、添付して契約書を作成すべきである。

(3) バイテク棟等空調設備等保守管理委託については是正改善すべきもの

農業技術センターは、単独随意契約により昭栄設備工業(株)とバイテク棟等空調設備等保守管理委託(契約額1,548,750円、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。

この業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 単独理由について

当該業務委託契約に関する回議書(伺い)によると、「当社は、当該設備の施工業者であり、設備のメカニズム等に精通しているため他の業者以上に適正な管理が期待できる。」ことを理由として昭栄設備工業(株)と随意契約している。

しかしながら、設備施工業者が即保守管理者となるのではなく、また設備のメカニズム等に精通していることは保守管理を行う委託業者が当然に具有すべき条件であって、そのみで直ちに単独随意契約理由とはなり得ない。

その他の保守管理を行うべき業者がない場合に初めて認められることから他の業者についての調査が不十分な場合にはその理由としては認められない。書類上当該調査をした形跡はない。

契約に当っては、公平の観点から他の業者についても十分な調査を行い、可能な限りより競争性を発揮できるような契約方法に改善すべきである。

② 仕様書等の作成について

当該契約書における委託業務内容（第2条）は、別紙設備保守業務仕様書及び設備保守基準表（以下「仕様書」という。）のとおりとあるが、仕様書と記載された書類をみると点検対象機種、台数及び場所の記載があるのみで、設備保守基準表はなく、この契約の委託業務内容は契約表題の「設備等保守管理」が全てであり、具体性に欠ける。

契約の効力は仕様書を含む契約書の記載内容に限られるとともに契約書及び添付された仕様書等に基づいて検査が行われることから、単独随意契約ということで安易に業者任せとするのではなく、適切な仕様書等を作成して契約書を作成すべきである。

③ 予定価格調書の作成について

予定価格調書は、業者見積額を参考に1,548,960円（消費税込み）と積算されているが、業者から提出された見積額は1,548,750円（消費税込み）であり、予定価格調書の方が210円多く積算している。

最終的には契約金額は見積額と同額となっており、見積額を超えてはいないが、金額は小額とはいえ、何の根拠もなく予定価格を業者の見積額より高額に積算することは適正でない。単なる間違いとは思われるが、予定価格調書の決定に当っては遺漏のないよう十分注意すべきである。

(4) 随意契約について複数の見積書を徴取すべきもの

農業技術センターは、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により次のとおり契約を締結している。

| 委託契約名 | 契約額 | 契約期間 | 委託先 |
|----------------|----------|------------------|------------|
| 浄化槽維持管理業務委託 | 485,000円 | H18.4.1～H19.3.31 | 日本加工(株) |
| エレベーター設備保守管理委託 | 630,000円 | H18.4.1～H19.4.31 | 日本エレベーター製造 |
| 電子顕微鏡保守点検委託 | 806,400円 | H18.4.1～H19.3.31 | 篠原化学薬品(株) |

これらの契約に当り、いずれも「契約の相手方は、当該設備の施工業者であり設備に精通しているため適正な管理が期待できることや部品の調達においても有利性が期待できる」こと等を理由として1者からしか見積書を徴取していない。

ところで、この随意契約は予定価格が100万円を超えない少額の契約の場合の契約に該当するが、これは、特別の関係にある業者に特定の業務を委託するときは単独見積ができるとし、その単独見積の理由である。

しかしながら、一般の単独随意契約理由同様、設備施工業者が即保守管理業者となるのではなく、また設備に精通していることはこれを行う委託業者が当然に具有すべき条件であって、そのみで直ちに単独随意契約理由とはなり得ない。

これらの委託業務が必ずしも競争性をもち得ないものとは認められないことから、2者以上から見積書を取り、比較検討するなど契約に当っては、公平の観点からより一層競争性をもたせるような契約方法に改善すべきである。

(5) 日々雇用職員等とする必要がある業務委託について

農業技術センターは、ハウス管理業務について3人（個人）とそれぞれ個別にハウス管理業務委託契約（契約額1日当たり5,700円、契約期間H18.6.1～H19.3.31）を締結している。なお、全体の支払予定額は1,692,900円（＝564,300円×3人、実績）1,675,800円）である。

これは、当初（H18.4.1～H18.5.31）、当センターの試験研究用栽培等に使用しているハウス等について休日等の軽微な作業による管理業務（ハウス内植物への灌水、ハウスサイドの開閉、電照カーテンの開閉等）を行うため職業安定所を通じて日々雇用職員として「賃金」により支出していたものである。これを平成18年6月以降、作業者の適性が確認されたことから委託契約に改めている。

しかしながら、当該委託契約書は、業務内容については「委託業務は、別添の実施計画表（月別実施日、日数、日額及び合計額を掲載したもの）に基づく閉庁日における農業技術センター圃場地内の試験研究用ハウスの管理業務とする（第2条）」と規定しているだけで、具体的な管理業務の内容及び作業要する時間帯等を示す仕様書は添付されていない。

なお、山間試験室においても同様にハウス管理業務について個人と業務委託契約（契約額1日当たり4,500円、契約期間H18.4.1～H19.3.31）を締結しているが、この場合は、その他に1時間当たり賃金をみると563円（＝4,500円/8時

間)で高知県の最低賃金615円に抵触するものである。

本契約の基本は委託契約であり委託先の勤務時間を8時間とすることには異論があるが、契約で「1日あたり4,500円」としていることから当該委託業務に従事する時間は1日8時間と推定したものである。また、この部分は最低賃金に抵触することを指摘する目的ではなく、仕様書の積算根拠が明確でなく如何様にも解釈が可能なのは適切な仕様書とはいえないこと及び県庁の軽量化が民間の犠牲の上に実現されているのではないかということについて慎重に検証してみる必要があるのではないかということについて指摘しているのである。

7. その他の事項

(1) 耕運機等農機具用軽油について

農業技術センターは、平成18年度において同センター本場及び山間分室で使用する耕運機等農機具に使用する軽油1,736ℓ(購入額168,178円)を購入しているが、軽油引取税の免税の措置を講じていないのは適正でない。

軽油引取税は、道路財源に充てるための目的税であるため、農業用機械の動力源に供す軽油の引き取りについては同税の課税が免除(地方税法第700条の6)されることから、耕運機等農機具用軽油について軽油引取税の免税手続きをすべきである。

なお、畜産試験場においては免税手続きをとり、免税軽油を使用している。

(2) 情報セキュリティ管理について

園芸データ処理室に個人所有のパソコンを持ち込み、業務に使用していた。これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第6-1-(8)「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内(所属がその分掌事務を行うために使用する部屋等の区域、以下「室」という。)を持ち込み、かつ、使用してはならない。」に違反しており、対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

(3) 高知県農業技術センター名義の通帳について

包括外部監査により出先機関に往査したときは、県有財産の適切な保管と、県有以外の財産の不適切な混入がないことを確認するため、必ず金庫の内部の保管物を実査しているのであるが、農業技術センターの金庫内には、高知県農業技術センター名義の預金通帳(長岡農業協同組合総合口座通帳 口座番号1572007)が保管されていた。なお、通帳に記帳されていた取引の大部分は、米代金の振り込み入金と現金引き出しであり、入金後直ちに現金で引き出しが行

われており平成19年8月14日現在の残高は0円であった。

取引の内容を確認したところ、長岡農協への玄米販売に関連して、その代金を通帳管理しているものであり、平成19年5月16日の監査委員事務局の監査において、「県で一元化すべきではないか。」という指摘を受け、長岡農協と話し合った結果、平成19年8月17日から同農協での販売代金精算の方法を納付書による処理に変更している。

しかし口座自体は未だ解約はされておらず平成19年11月19日に利息が6円入金され、さらなる指摘を受けて平成20年2月15日ようやく普通預金を解約するとともに利息6円を雑入処理した。

処理の方法を変更したことは、評価できるのであるが、口座自体を解約しなかったため、利息分の預金が口座に残ったままになるという不適切な状態が継続していたことになる。

問題の本質は異なるが、かつて、預け金問題においては、予算執行の適正化を全庁に周知し、取り組んできた以降については、新たな預け金は発生させなかったもののその残高については適切に処理せず放置されたものもあったという事例もある。この件に限らず表面的な問題の解決のみでなく根本的な対策をとることを習慣づける必要がある。

V. 機関別監査の結果及び意見－農業技術センター 果樹試験場

1. 農業技術センター 果樹試験場の概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

果樹試験場では、消費動向に対応できる高品質な特産果実を効率的に生産するために、生産技術の開発や生産性向上のための技術体系の確立に取り組んでいる。特産果樹を中心とした本県独自の品種育成や、これらの高品質・安定生産技術の確立、また、弱体化する経営体強化のための低コスト栽培や省力生産技術の確立を目指している。あわせて、適応できる品目については、消費者の安心・安全志向に呼応した環境保全型生産技術を追求している。

② 平成19年度の重点事業

- i) 新品種の育成及び導入による新商品開発
- ii) 高品質、安定多収のための生産技術の開発

③ 所在地

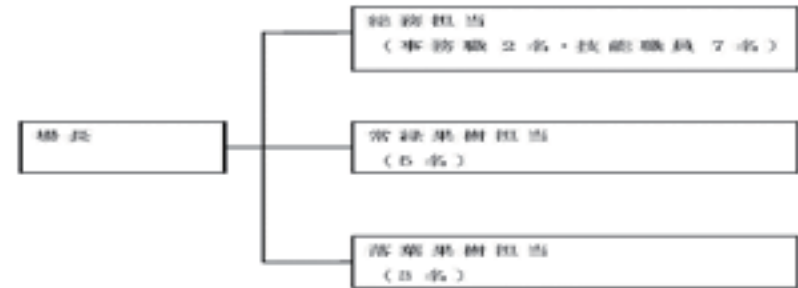
高知県高知市朝倉丁268

④ 沿革

- 昭和4年4月 農事試験場朝倉試験地として発足。
- 昭和30年8月 農事試験場朝倉分場となる。
- 昭和38年4月 果樹試験場として発足。
- 平成3年4月 高知県農業技術センター果樹試験場として発足。
- 平成10年4月 機構改革により商工労働部産業技術委員会へ所属する。
- 平成19年4月 機構改革により産業技術部へ所属する。

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 17 | 18 | 18 |
| 人件費(千円) | 128,712 | 131,142 | 135,636 |
| 1人当たり人件費(千円) | 7,571 | 7,286 | 7,535 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況（他部局分を除く）」として添付してある。

| 果樹試験場 | | | (単位：円) |
|-------------------------------|------------|--------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 17,869,498 | 歳出合計 | 164,185,815 |
| 使用料 | 376,314 | 人件費 | 141,981,582 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 1,561,030 |
| 財産収入 | 3,092,437 | 需用費 | 15,033,749 |
| 雑収入 | 14,400,747 | 役務費 | 543,759 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 4,039,455 |
| | | その他の支出 | 1,026,240 |
| 人件費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 83,884.72 m²

② 建物の状況

建物面積 3,085.71 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|-------------------|----------------------|----------|----------------------|
| 事務所 (本館) | 407.96 | ほ場管理棟 | 201.00 |
| 実験室 | 147.42 | 貯蔵庫 (2棟) | 244.93 |
| 温室・ビニルハウス・網室 (9棟) | 1,771.12 | その他施設 | 313.28 |
| | | 合計 | 3,085.71 |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|--------|--|
| 常緑果樹担当 | ①常緑果樹の品種、系統に関する試験 ②常緑果樹の栽培法に関する試験 ③常緑果樹の施設栽培に関する試験 ④柑きつの鮮度保持に関する試験 ⑤生育調節剤、除草剤に関する試験 |
| 落葉果樹担当 | ①落葉果樹の品種、系統に関する試験 ②落葉果樹の栽培法に関する試験 ③落葉果樹の施設栽培に関する試験 ④落葉果樹の鮮度保持に関する試験 ⑤生育調節剤、除草剤に関する試験 |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|--------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 3 | 10,983 | 1 | 2 | 2 | |
| 16 | 2 | 10,674 | | 2 | 2 | |
| 15 | 3 | 11,078 | 1 | 1 | 3 | |
| 14 | 3 | 21,572 | 1 | 3 | 1 | |
| 13 | 3 | 7,129 | 1 | 2 | 2 | |
| 12 | 0 | | | | | |
| 11 | 2 | | 1 | 3 | 0 | |
| 10 | 2 | | 1 | 2 | 1 | |
| 9 | 3 | | 1 | 3 | | |
| 8 | 1 | | | 1 | 1 | |
| 計 | 22 | | 7 | 19 | 12 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

i) 農業技術センター研究報告 (要約) 年報

ii) 高知の農業新技術 年報

iii) センターニュース 年4回

iv) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

果樹試験場所管の物品について、その管理状況を検証するためにその所管する建物、重要物品及び備品全点について備品台帳等と現物を確認した。(建物23点、重要物品16点、備品66点)

その結果は下記の通りであるが、備品台帳等に登録がなかったものが4点(現物確認の対象とした備品66点に対し6.1%)発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品台帳等に登録されていないものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等に記載がなく現物があったものがあり、その内訳は下記の通りである。

備品台帳等に登録されていないもの

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|--------|--------|-----------------|
| 研究員事務室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 実験室 | 乾燥機 | 台帳登録もれ |
| 第1圃場倉庫 | 自走カッター | 15年位前に購入された物で予算 |

| | | |
|--------|--------|------------------------------|
| | | 不明。登録もれと思われる。 |
| 第1圃場車庫 | 歩行型運搬車 | 25年位前に購入された物で予算不明。登録もれと思われる。 |

i) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。しかしながら、備品台帳等に登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について(依命通達)」(昭和62年3月30日61管第114号)において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のものが台帳登録の対象に定められている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

(2) 備品管理シールについて

重要物品に備品管理シールを貼付していなかった。財産規則第89条において「備品には、室課名又は出先機関等を表示し備品管理番号を付して保管しなければならない。ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」と規定されているが、今回備品管理シールの貼られていなかったものは、「ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」という但し書きに該当することにより備品管理シールを貼らなかつたわけではなく、重要物品の全部に備品管理シールを貼付していなかった。

備品管理シールの貼り付けについては、その規定の形骸化傾向を含めて、高知県における物品管理に関係する問題点を項を改めてまとめて指摘するが、実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

果樹試験場では、毒劇物の管理について、管理規程を作成しておらず、台帳も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に台帳を作成している。果樹試験場の薬品は主に常緑実験室と落葉実験室で管理している。

常緑実験室内の薬品の台帳管理は、毒劇物について受払簿を作成しているが、落葉実験室内の薬品の台帳管理は、毒劇物について受払簿は作成しておらず、

保管場所を記載した台帳を作成しているが、日付の記載がないため、どの時点での数量であるかが不明である。

担当者によって取扱が異なることのないよう台帳管理方法について統一すべきである。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

果樹試験場の毒劇物の管理状況を把握するために、常緑実験室内の毒劇物について台帳をもとに実地棚卸を行った。その結果は下記の通りである。

なお、下記棚卸差異については、棚卸実施時において台帳を修正している。

| 場所 | 品名 | 実査時 台帳数量 | 実査時 現物数量 | 摘要 |
|-------|--------|-------------|-------------|--------|
| 常緑実験室 | 塩化バリウム | 1,200 | 400 | 台帳記載もれ |
| 同上 | 酢酸鉛 | — | 1,200 | 台帳記載もれ |

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 未規制の自家水道からの給水について

高知県は、農業技術センター果樹試験場の一部(受水槽)について、次のとおり、目的外使用許可をしている。

件名： 農業技術センター果樹試験場の一部目的外使用許可について
 許可対象： 果樹試験場敷地内の受水槽
 許可対象者： 高知市朝倉北城山水利組合及び(社)高知県森林整備公社
 使用の目的： 受水槽(貯槽) 組合員(組合)・庁舎(公社)の飲料水を供給するため及び防火施設として使用
 使用期間： 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 使用料： 高知市朝倉北城山水利組合33,544円、(社)高知県森林整備公社工作物使用料免除(ただし、共益費2,857円)

高知市朝倉北城山水利組合(任意団体、17戸)に対して当該目的外使用許可をするに至った経緯は、「昭和39年当時、果樹試験場周辺の住宅での井戸水の枯渇等により高知市に水道布設の陳情をするも水源の問題等で市全体の給水量

不足や地理的条件等により早急な実現は困難であり、また簡易水道についても対象人数及び経費負担等により実現不可能と状態にあり、日々の飲料水にも事を欠く現状」という同水利組合からの要望によって同試験場の井戸水を水源とする水道施設について使用許可し、現在に至るものである。ただし、当年度における目的外使用許可対象は上記のとおり受水槽（貯槽）のみである。

しかしながら、当該受水槽は、果樹試験場が直接管理しているものであり、この朝倉北城山水利組合及び森林整備公社が直接、間接問わず受水槽を管理するものではなく、これに対する占有の実態もない。同試験場は、地下水を汲み上げ、受水槽にプールした水を単にこれら水利組合（各戸）等に提供（給水）しているに過ぎず、いわば、「水道」における給水契約のようなもので行政財産の目的外使用許可に馴染まないものと認められる。

これらは、毎年度の事務処理に際し、再検討することなく当初の判断を踏襲し続けたことにより長期間適切ではない状態が継続したと思われる。毎年の定型的と思われる処理であっても、実際の決裁に当たっては、前例に依存するだけでなく、新たな発想で事務処理を見直す必要があることを物語っている事例である。

また、果樹試験場の水道は、地下水を水源とし、農場への灌水を主とする自家用の水道であるなどから水道法の専用水道としての規制の適用を受けていないが、未規制の水道については衛生上の問題等の発生により水道法の規制を拡大する方向にある。このような観点から高知県果樹試験場という公的機関が、本来の農場への灌水に加えて一般住民（同水利組合）に水を提供することは安全衛生面からみて適切でない。

さらに、昭和39年当時の高知市営水道の供給量不足等を斟酌し、同試験場が同水利組合に便宜供与を与えたとしても、それから既に半世紀近く経過している。現在、同市営水道は、水源等整備拡充され給水量には余裕があるとともに、地理的条件も技術的には可能であることから、このような状況を長期間継続させることは適切でない。

高知県は、このような状態を解消するため高知市朝倉北城山水利組合と十分な協議を行い、地域住民に対して水の安全、安心供給の観点から未規制の果樹試験場の自家用水道から高知市営水道への敷設替えについて積極的に働きかけるべきである。

(2) 自家用水道について公有財産台帳で明確にしておくべきもの

農業技術センター果樹試験場の水道施設は、地下水を水源とする自家用水道

である。当該水道施設は、現在、漏水等給水管等の老朽化によって平成18年度においては多くの緊急修繕工事（工事費1,439,550円（7件）、H17年度工事費239,400円（3件））を行っている。具体的には給水装置油漏水修繕、水中ポンプケーブル、止水栓修繕、配水管漏水修繕及び揚水ポンプ修繕である。

ところで、この水道施設に係る公有財産台帳の登載状況についてみると、建物（非木造、雑屋建て）としてポンプ室（S38.9.12取得、4.82㎡、鉄筋コンクリート造り、取得価格178,000円）及び工作物として貯槽（H3.2.8取得、鉄筋コンクリート、取得価格1,723,190円）の二つの公有財産しか記載されていない。そのポンプ室については、これに揚水ポンプを含んでおり、貯槽（受水槽）については基礎のみしか表示されていないがポンプとセットで作ったもので受水槽設備であるとの説明である。

しかしながら、水道管の埋設図面及びその取得価格等必要な付属書類は現場の試験場には配布、常備されていない。また、このような表示（登載）方法によっては水道施設全体を表示しているとは言い難く、緊急修繕工事の対象となった揚水ポンプ、給水装置、止水栓及び配水管等が財産台帳で特定できず、工事施工等必要な記録もすることができないことから適切でない。

工作物のうち水道については、数量・単位は一式をもって1個とする（S39.5.18総務部長通達）とされており、したがって、個々具体的には水道管及び揚水ポンプ等施設設備について図面、設計書等必要な付属書類の添付が必要であることから、これを添付し、地下水を水源とする自家用水道の水道施設の全体像を明確にしておくべきである。

5. 契約に関する事項

(1) 果樹試験場園地除草等委託業務契約について

果樹試験場は、指名競争入札により（株）ビル環境衛生管理と果樹試験場園地除草等委託業務契約（契約額3,349,500円、期間H18.4.24～H19.3.22）を締結している。この委託契約は、平成15年度及び同16年度は、緊急地域雇用創出事業（国庫補助事業）として実施してきたものであるが、同17年度以降においては補助事業としてではなく、一般的な委託事業として実施している。このような経緯もあり、仕様書及び実績報告書をみると、当初から雇用・就業予定者数及び雇用日数等入日（人役）が契約内容の中心となっている。

その業務内容は、①園地内の除草作業（除草、集草、病害虫除去）及び防風垣の管理作業（剪定、清掃）とあるが、具体的な作業場所及び作業内容は職員の指示に従うこととしている。その業務による雇用・就業予定者の数は、405

人日（人役）としてその各月の割振りが仕様書の別添「年間作業計画」に示され、就業予定の数、即ち、延べ人数が重要な要素となっている。

しかしながら、このように就業延べ人数が委託契約の重要な要素となり、しかも、業務量は概略示されるだけで広大な試験場の全体面積のうち除草等対象面積、実施時期及び回数等業務量が明確に指示されることなく、個々具体的には試験場職員の指示によるとすることは、委託ではなく、職員の派遣的なものであって、委託契約には馴染まない。業務委託契約は、試験場の業務の一部を委託するのであって、その対象業務、例えば除草ならばその対象面積、回数、時期等が仕様書によって示され、それに従って受託者はその業務を遂行するもので、雇用・就業予定者数その契約の中心とはならない。

なお、平成18年度においては、仕様書で除草対象面積等が全く示されていないが、平成19年度の仕様書においては、敷地面積84,024㎡、除草対象約35,800㎡（除草：年6回実施）、剪定対象風防垣概算長約2,700m（剪定：年1回実施）と作業すべき面積等が示されており、平成19年度の業務委託契約（仕様書）においては業務量及び作業内容等において改善が認められるのであるが、当該仕様書の3「実績報告書等」の項をみると実績報告に労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等の提出を求めるなど就業者人数重視については必ずしも変わっているとは認められない。

そもそも、業務委託契約における仕様書の内容は、たとえば除草ならまず除草の対象面積、除草量など業務量について、方法、時期、作業期間を明確に割り出し、積算基準に基づいて積算し、予定価格を決定して入札等を行って契約するものである。本契約の仕様書に記載されている「業務量として404人日」は、積算書の内容であり、仕様書に記載する内容ではないと考える。

VI. 機関別監査の結果及び意見－農業技術センター 茶業試験場

1. 農業技術センター 茶業試験場の概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

茶業試験場では、茶樹の栽培技術、品質選定、製茶技術について試験研究を実施している。近年特に農薬や化学肥料を極力削減したお茶の栽培技術の確立に取り組んでいる。

② 平成19年度の重点事業

- i) 消費者にアピールできる特徴ある高品質な土佐茶の採算技術の開発
- ii) 人と環境にやさしい栽培技術の開発
- iii) 本県特産茶の高位・安定製造技術の開発
- iv) 土佐茶の県内流通・消費促進

③ 所在地

高知県吾川郡仁淀川町森 2792

④ 沿革

昭和48年4月 高知県山間試験場の茶関係研究部門が分離し、高知県茶業センターとして発足する。

平成3年4月 研究組織の統合により、高知県農業技術センター茶業試験場となる。

平成10年4月 機構改革により、産業技術委員会へ所属する。

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 人数 | 6 | 6 | 6 |
| 人件費(千円) | 51,859 | 51,183 | 52,958 |

| | | | |
|--------------|-------|-------|-------|
| 1人当たり人件費(千円) | 8,643 | 8,530 | 8,826 |
|--------------|-------|-------|-------|

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」として添付してある。

| 茶業試験場 | | (単位:円) | |
|-------------------------------|-----------|--------|------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 3,586,046 | 歳出合計 | 66,320,386 |
| 使用料 | 167,250 | 人件費 | 60,017,270 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 1,143,005 |
| 財産収入 | 1,233,323 | 需用費 | 4,713,457 |
| 諸収入 | 1,828,473 | 役員費 | 99,150 |
| その他収入 | 357,000 | 委託料 | 63,000 |
| | | その他の支出 | 284,509 |
| 人件費:報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 22,927.22 m²

| 総面積 | ほ場 | 宅地 | その他 |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|
| 22,927.22 m ² | 11,704 m ² | 2,158.22 m ² | 9,065 m ² |

② 建物の状況

建物面積 980.70 m²

| 名称 | 面積(m ²) | 名称 | 面積(m ²) |
|---------|---------------------|-------|---------------------|
| 本館 | 225.00 | 寄宿舍 | 159.80 |
| 製茶作業室 | 357.40 | 実験室 | 50.00 |
| 農具舎・堆肥舎 | 39.66 | 車庫 | 19.44 |
| 農具舎 | 99.38 | ボイラー室 | 9.62 |
| ガラス室 | 20.40 | 計 | 980.70 |

(5) 主な業務の分担

| 業務内容 |
|----------|
| ①茶樹品種選定 |
| ②茶樹の栽培技術 |

- ③茶樹の病害虫防除
- ④茶樹の凍霜害防止
- ⑤製茶技術の改善
- ⑥茶樹の優良種苗の増殖
- ⑦ほ場の管理及び調査

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|-------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 0 | | | | | |
| 16 | 1 | 6,185 | | | 2 | |
| 15 | 3 | 8,156 | | 3 | 1 | |
| 14 | 0 | | | | | |
| 13 | 2 | 3,156 | | 2 | | |
| 12 | 0 | | | | | |
| 11 | 0 | | | | | |
| 10 | 1 | | 1 | | | |
| 9 | 3 | | 2 | 1 | | |
| 8 | 0 | | | | | |
| 計 | 10 | | 3 | 6 | 3 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

- i) 農業技術センター研究報告(要約) 年報
- ii) 高知の農業新技術 年報
- iii) センターニュース 年4回
- iv) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

茶業試験場所管の物品について、その管理状況を検証するためにその所管する重要物品及び備品全点について備品台帳等と現物を確認した。(重要物品12点、備品89点、計101点)

その結果は下記の通りであるが、備品台帳等に登録がなかったものが3点(現物確認の対象とした備品89点に対し3.3%)発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

備品台帳等に登録されていない物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|--------|---------|--|
| 製茶工場1F | 少量製茶中採機 | 耐用年数が経過し更新した際に登録から外したが、必要があつて再使用しているもの |
| 製茶工場2F | 中採機 | 大型製茶機全体を更新した際に登録から外したが、中採機のみ「釜入り茶製造試験」で使用するために残したものの |
| 農具舎 | 耕耘機 | 耐用年数が経過し更新した際に登録から外したが、必要があつて再使用しているもの |

上記備品は現在使用中であるため、備品台帳等に再登録する必要がある。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

茶業試験場では毒劇物の管理について管理規程を作成しておらず、台帳も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に台帳を作成している。なお、農薬については、別途農薬取締法に基づいて台帳を作成していた。

台帳の様式について確認したところ、農薬の台帳については、受払簿となっているが、毒劇物の台帳については、年月日の記載がなく、受払の記録もないため、いつの時点で作成されたものが不明となっているため、最低限いつの時点での在庫量であるか分かる様式にすべきであると思われる。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各

独自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

茶業試験場の毒劇物の管理状況を把握するために、農薬について、台帳をもとに実地棚卸を行った。その結果、台帳と現物は一致した。

4. 旅費に関する事項

(1) 同一区間の旅行で区間距離が異なる旅行について

平成18年度からの新旅費システムへの移行に伴う旅費に関する事務処理の状況を庶務全般を担当している職員に聞き取り調査をした際、出発地から目的地までが同じ旅行について、区間距離が異なり、結果的に支払われる旅費額が異なるものがあるという報告を受けた。

職員の旅費に関する国内旅行における路程の計算について定めている規定は「参考資料 9 職員の旅費に関する規則第10条」として添付してあるが、これによれば公用車又は自家用車を利用する場合の路程は、インクリメント・ピー株式会社の提供する「MapFan OnPage データ配信タイプ」及び「MapFan OnPage ルート検索オプション」(注)により路程を自動算出することとなっている。
(注) インクリメント・ピー株式会社の提供するGIS(地理情報システム Geographical Information System の略称)機能の名称。

そのGISはデータ更新に際し区間距離の見直しも行っている。そのため更新時期を挟んで全く同一の区間において、同一の区間距離とならない場合が発生する。平成18年度のデータ更新は、平成18年10月24日のエンジンの更新と平成18年6月12日及び平成18年12月6日の地図情報の更新の計3回である。

茶業試験場で発生した事象は平成18年10月24日の更新により生じたものである。なお、これらの事象は高知県の旅費計算においてはやむを得ない事象として取り扱われている。

茶業試験場 旅行命令簿117(旅行日:平成18年10月3日)

| 陸路区間/高速区間 | | 区間距離 | 金額 |
|-----------|--------|--------|----|
| 茶業試験場 | 仁淀川町坂本 | 14.7km | |
| 仁淀川町坂本 | 仁淀川町遅越 | 8.2km | |

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 仁淀川町遅越 | 茶業試験場 | 6.6km | |
| | | 29.5km | 841円 |

茶業試験場 旅行命令簿136 (旅行日:平成18年10月31日)

| 陸路区間/高速区間 | | 区間距離 | 金額 |
|-----------|--------|--------|------|
| 茶業試験場 | 仁淀川町坂本 | 14.4km | |
| 仁淀川町坂本 | 仁淀川町遅越 | 8.2km | |
| 仁淀川町遅越 | 茶業試験場 | 6.2km | |
| | | 28.8km | 812円 |

5. その他の事項

(1) 情報セキュリティ管理について

個人所有のパソコンを持ち込み、業務に使用していた。

これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第6-1-(8)「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内(所属がその分掌事務を行うために使用する部屋等の区域、以下「室」という。)に持ち込み、かつ、使用してはならない。」に違反しており、対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

VII. 機関別監査の結果及び意見－畜産試験場

1. 畜産試験場の概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

畜産試験場は、家畜や家きんの改良増殖並びに畜産に関する研究を行うため設置された施設である。

県の行政機関と密接な関係を保ちながら、畜産農家に必要な新しい技術の開発や、普及を図ると共に、優良種畜の払下、凍結精液の払下等を行い、畜産農家の興隆に寄与する事を目的として事業を実施している。

② 畜産試験場の主要な業務

- i) 家畜・家禽、ならびに飼料作物に関する試験研究
- ii) 畜産農家等の技術指導
- iii) 優良土佐褐毛牛の種雄牛の選抜、育成
- iv) 凍結精液の普及促進並びに家畜人工受精師の養成
- v) 牛の受精卵移植技術
- vi) 土佐ジローの実用化推進
- vii) 飼料分析、土壌分析による飼料利用高度化対策
- viii) 環境保全型畜産確立推進
- ix) 家畜ふれあい施設や家畜学習館の活用による子ども達への情操教育や畜産に対する理解と関心の醸成

③ 所在地

高知県高岡郡佐川町中組 1247

④ 沿革

大正13年3月 長岡郡長岡村東崎(現南国市)に種畜場として設立

大正14年4月 高岡郡東又村黒石に移転

昭和41年4月 畜産試験場と改称

昭和44年4月 高岡郡佐川町中組の現在地に移転

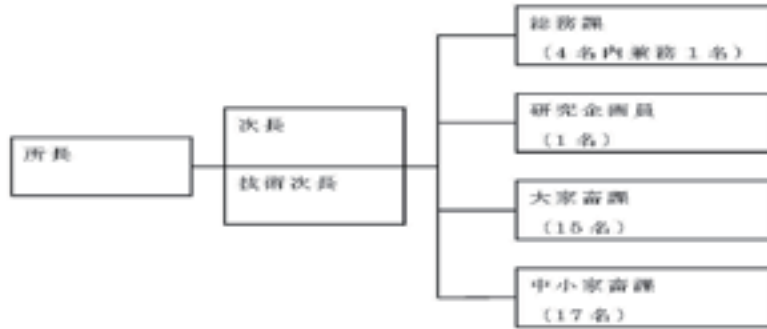
平成2年4月 家畜ふれあい広場開設

平成5年4月 家畜学習館を開設

平成19年4月 機構を一部改正し、総務課、大家畜課、中小家畜課となる。

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図(平成19年4月1日現在)



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 40 | 38 | 38 |
| 人件費(千円) | 321,831 | 297,423 | 309,550 |
| 1人当たり人件費(千円) | 8,046 | 7,827 | 8,146 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局を除く)」として添付してある。

| 畜産試験場 | | (単位:円) | |
|-------------------------------|-----------|--------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 6,175,852 | 歳出合計 | 359,282,076 |
| 使用料 | 117,904 | 人件費 | 314,852,346 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 1,979,836 |
| 財産収入 | 4,609,645 | 需用費 | 26,946,728 |
| 諸収入 | 1,448,303 | 役務費 | 1,486,465 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 3,419,378 |
| | | その他の支出 | 1,597,323 |
| 人件費:報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 139,012.19㎡

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|------------|------|------------|
| 高岡郡佐川町中組西組 | 建物敷地 | 33,890.16 |
| | 飼料圃 | 105,122.03 |
| | 合計 | 139,012.19 |

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|------------|------|------------|
| 高岡郡佐川町中組西組 | 建物敷地 | 33,890.16 |
| | 飼料圃 | 105,122.03 |
| | 合計 | 139,012.19 |

山林 156,522.71㎡

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|------------|---------------------------|------------|
| 高岡郡佐川町中組西組 | 放牧試験地及び水源涵養地及び山地保全のための保安林 | 156,522.71 |

② 建物の状況

建物面積 8,990.69㎡

| 名称 | 棟数 | 面積(㎡) | 名称 | 棟数 | 面積(㎡) |
|-------|----|----------|----------|----|----------|
| 事務所 | 2 | 861.52 | 受精卵処理施設 | 1 | 252.00 |
| 種雄牛舎外 | 32 | 6,116.49 | トレンチサイロ外 | 2 | 103.05 |
| 乳用雌牛舎 | 1 | 281.88 | 育成豚舎 | 1 | 62.62 |
| 乳用牛舎 | 1 | 754.00 | 低コスト畜舎 | 1 | 116.81 |
| 精液処理場 | 11 | 442.32 | 合計 | 52 | 8,990.69 |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|-------|---|
| 研究企画員 | ①試験研究ニーズ等に関する情報収集 ②試験研究課題及び事業の企画調整 ③国・大学・民間・公設試等との連携 |
| 大家畜課 | ①乳用牛及び肉用牛の改良増殖・飼養管理技術の研究 ②受精卵移植技術の研究 ③受精卵及び凍結精液生産配布 ④和牛産肉能力検定事業 ⑤乳用牛群検定推進事業 ⑥採卵・移植の現地普及 ⑦種牛及び肥育牛の飼養管理 |
| 中小家畜課 | ①豚の飼養管理技術の研究 ②種豚の育成・管理 ③肉豚の生産・管理 ④鶏の改良及び飼養管理技術研究 ⑤種鶏及び種卵の生産配布 ⑥試験情報管理 |

| |
|--------------------------|
| ⑦畜産経営技術支援 |
| ⑧家畜排泄物の処理及び利用技術研究 |
| ⑨飼料作物の栽培及び利用技術研究 |
| ⑩草地の管理及び造成技術研究 |
| ⑪耕作放棄地及び山林等における放牧利用技術の研究 |
| ⑫圃場及び農機具の運用管理 |
| ⑬粗飼料及び堆肥成分分析指導事業 |
| ⑭場内の環境整備 |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|---------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 3 | 9,760 | 2 | 2 | | |
| 16 | 4 | 28,523 | 1 | 1 | 2 | |
| 15 | 4 | 36,880 | 2 | 2 | 4 | |
| 14 | 4 | 109,880 | 2 | 3 | 2 | |
| 13 | 3 | 92,032 | 1 | 2 | | |
| 12 | 6 | | 1 | 3 | 6 | |
| 11 | 3 | | 3 | | 1 | |
| 10 | 4 | | 2 | | 2 | |
| 9 | 3 | | 3 | 1 | 1 | |
| 8 | 2 | | | | 2 | |
| 計 | 36 | | 17 | 14 | 20 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

i) 畜試だより 年2回

ii) 要覧 年報

iii) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

畜産試験場所管の物品について、管理状況を検証するためにその所管する重要物品及び備品の全点について、備品台帳等と現物を確認した。(重要物品 42点、備品 340点、合計 382点)

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの48点、備品台帳等に登録がなかったもの18点と、現物確認の対象とした備品340点に対し各々14.1%及び5.3%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品台帳等に登録があるが現物の確認ができなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等上登録されているが現物の確認ができなかったものがあり、下記の表がその内訳である。

現物が確認できなかった物品

| 分類番号 | 品名 | 管理番号 | 取得価格 | 摘要 |
|-------|-------------------|-----------|---------|------|
| 10403 | 撮影機 | 08-063915 | 200,000 | 廃棄済 |
| 10405 | ビデオカメラ | 08-015091 | 105,000 | 廃棄済 |
| 11001 | プリンター | 08-015293 | 113,568 | 廃棄済 |
| 11002 | ワードプロセッサ | 08-015322 | 149,350 | 廃棄済 |
| 11102 | パーソナルコンピュータ(デスク型) | 08-015344 | 839,000 | 廃棄済 |
| 11108 | スキャナ | 11-006612 | 118,239 | 所在不明 |
| 11999 | 雑品類(その他) | 08-018218 | 129,000 | 所在不明 |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-018376 | 225,000 | 所在不明 |
| 12702 | ジェットプリンター | 09-009106 | 321,300 | 所在不明 |
| 12705 | 超音波洗浄機 | 08-022371 | 398,610 | 廃棄済 |
| 13016 | 温湿度記録計 | 08-040776 | 298,000 | 所在不明 |
| 13317 | 自記温度計 | 08-040755 | 620,000 | 所在不明 |
| 13317 | 自記温度計 | 08-040757 | 200,000 | 廃棄済 |
| 13612 | 天秤台 | 08-040620 | 329,800 | 廃棄済 |
| 13699 | データ集録装置 | 08-040784 | 960,000 | 所在不明 |

| | | | | |
|-------|--------------|-----------|---------|------|
| 13799 | 日射計 | 08-040403 | 115,000 | 所在不明 |
| 13908 | 卵殻強度計 | 08-040808 | 101,000 | 廃棄済 |
| 14016 | 遠心分離器 | 08-044684 | 194,000 | 廃棄済 |
| 14016 | 遠心分離器 | 08-044645 | 100,000 | 廃棄済 |
| 14099 | イメージスキャナ | 08-047606 | 134,724 | 所在不明 |
| 14324 | 純水製造装置 | 08-044946 | 292,000 | 廃棄済 |
| 14402 | 水道加圧装置 | 08-047656 | 190,550 | 所在不明 |
| 14599 | 超酸性水製造装置 | 10-014269 | 175,000 | 所在不明 |
| 14599 | 電導度計デジタル | 08-044608 | 170,000 | 廃棄済 |
| 14999 | 百葉箱 | 08-047714 | 112,500 | 廃棄済 |
| 18199 | デスクバイン | 08-051285 | 779,607 | 廃棄済 |
| 18199 | ドッキングフレーム | 08-050264 | 233,000 | 所在不明 |
| 18199 | 徹粉機 | 08-048793 | 150,000 | 所在不明 |
| 18199 | 徹粉機 | 08-048788 | 162,500 | 所在不明 |
| 18407 | 去勢器 | 08-052302 | 100,000 | 廃棄済 |
| 18409 | 鶏糞乾燥機 | 10-003686 | 546,000 | 廃棄済 |
| 18414 | 子宮洗浄器 | 08-052396 | 370,000 | 廃棄済 |
| 18422 | 飼料運搬車 | 08-057097 | 365,000 | 廃棄済 |
| 18422 | 飼料運搬車 | 08-057092 | 280,000 | 廃棄済 |
| 18422 | 飼料運搬車 | 08-057161 | 422,000 | 廃棄済 |
| 18423 | 飼料配合機 | 08-052339 | 169,950 | 所在不明 |
| 18427 | 打診器 | 08-056015 | 100,000 | 廃棄済 |
| 18431 | 陰鏡 | 08-052355 | 100,000 | 廃棄済 |
| 18432 | 超音波診断装置 | 09-012460 | 341,250 | 所在不明 |
| 18442 | 孵卵機 | 08-059767 | 900,000 | 廃棄済 |
| 18442 | 孵卵機 | 08-059757 | 200,000 | 廃棄済 |
| 18499 | ダイラントタンクA型 | 12-008736 | 368,025 | 所在不明 |
| 18499 | リングブローア | 08-059753 | 109,000 | 所在不明 |
| 18499 | 紫外線滅菌器 | 08-052086 | 100,000 | 所在不明 |
| 18499 | 低温用エアコン | 09-020777 | 144,900 | 所在不明 |
| 18499 | 廃棄物処理装置 | 08-060209 | 142,140 | 所在不明 |
| 18499 | 廃棄物処理装置 | 08-060210 | 142,140 | 所在不明 |
| 23725 | 光ファイバー分光測光装置 | 13-009841 | 997,500 | 所在不明 |

② 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の物品について台帳登録されていないが、実際に使用していた物品があった。

備品台帳等に登録がなかった物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|------|-----------|--------------|
| 本館1F | 組立パソコン×6台 | 需用費で購入 |

| | | |
|-------|------------|--------------------|
| 本館2F | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 養豚研究棟 | バクテリアフリーザー | 取得後相当年数経過しており詳細は不明 |
| 同上 | バクテリアフリーザー | 取得後相当年数経過しており詳細は不明 |
| 繁殖研究棟 | 滅菌器 | 登録もれ |
| 同上 | クリーンベンチ×4台 | 建築費で購入 |
| 同上 | 超低温フリーザー | 中央病院からの所属替え手続もれ |
| 精液処理室 | 分光光度計 | 登録もれ |
| 飼料分析室 | 上皿電子天秤 | 土木事務所からの所属替え手続もれ |
| トビサヨ裏 | マニユアスプレッダー | 登録もれ |

i) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。しかしながら、備品台帳等に登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について(依命通達)」(昭和62年3月30日61管第114号)において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のもものが台帳登録の対象に定められている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

ii) 建築費で購入した備品について

クリーンベンチについては施設を建築する際の設備として購入した物であり、その購入額は施設費の中に含まれている。しかしながらクリーンベンチは建物に付属し取り外しできない設備ではなく移動可能な備品である。建築費の中でも備品に該当する物は備品として分類し台帳管理すべきであると思われる。台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

畜産試験場では、毒劇物の管理について管理規程を作成しておらず、また台帳も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に毒劇物管理簿(以下台帳という。)という名称で受払簿を作成している。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各

独自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 形式的にしか作成されていなかった管理台帳について

畜産試験場における毒劇物の管理台帳は今回の外部監査に対応するためだけに形式的にのみ作成され、監査以後放置されている。このような管理の実態は全く無意味であると同時に勤務時間中に無駄な作業をしているとしかいいようがない。毒劇物管理の重要性を認識するとともに、安全で効果的な管理を実施すべきである。

畜産試験場における毒劇物の現物確認の過程においてなお、養鶏担当の管理するクロロホルムについて台帳と現物に差異が生じていたため、実査後の平成20年2月22日においてあらためて台帳を確認したところ、台帳と現物の差異の訂正もしておらず、実査時以降は台帳の作成もしていないとの回答を口頭で得た。そのため、その台帳の提出を求めたところ、実査日の平成19年12月5日から平成20年2月22日までの台帳を畜産試験場で平成20年2月22日に訴求して記入したものが提出された。

この台帳の作成は、そもそも、今回の包括外部監査にあたって最初に監査を行った紙産業技術センターで毒劇物を管理するための規定を作成すべきではないかと指摘したところ、県でこの指摘に対し迅速に対応し、他の試験研究機関においてそれぞれ独自で管理規程及び管理簿を作成したことによるもので、紙産業技術センターの次の試験研究機関を監査した際には、既にそれぞれの方法で対応がされており、畜産試験場においてもこの指摘に基づき毒劇物管理簿の作成を開始しているものである。

しかしながら、上記の監査後には台帳を作成していないという事実は、今回の県の対応は実効性のあるものにはなっておらず、その場しのぎで台帳を作成し、実際に毒劇物を台帳管理する為には作成していないと言われても仕方のないことである。

(3) 現物管理について

毒劇物の管理状況を把握するために実地棚卸を行い、台帳と現物を照合した。その結果は下記の表のとおりである。

| 場所 | 品名 | 実査時 台帳数量 | 実査時 現物数量 | 摘要 |
|---------|-----------------|-------------|-------------|---------------|
| 環境養豚実験棟 | NH4-N分析試薬 | — | 1,400ml | 冷蔵庫内保管、台帳記載もれ |
| | DNA試薬セット | — | 1セット | |
| | トオグ法P205発色試薬原液A | — | 200ml | |
| | SiO2発色試薬A | — | 100ml | 実験台上保管、台帳記載もれ |
| | アンモニア性窒素/全窒素 | — | 1,500ml | |
| 農薬保管庫 | ネグホン | — | 500g | 台帳作成していない。 |
| | ダイアジノン | — | 6,000g | |

① 管理簿に記載されていない毒劇物について

環境養豚実験棟に、毒劇物管理簿に記載されていない毒劇物が、施錠されていない冷蔵庫内及び実験台の上にあり、そのことを担当者が把握していなかった。これらについては、単なる台帳への記載もれであるのみでなく、何がどこに保管されているかを十分に把握し管理できていなかったことを示すものである。管理簿に記載するとともに施錠可能な棚へ保管するなど適切な管理をすべきである。

② 農薬管理について

農薬については台帳管理していないとのことであったが、農薬の保管庫を視察した際に劇物であるネグホン(500g)、ダイアジノン(6,000g)があり、そのことを担当者が把握していなかった。現在畜産試験場で使用している農薬は普通物でありこういった劇物は使用しないとのことであるが、不要な劇物は処分するか、処分しないのであれば、台帳を作成し管理すべきである。

③ 異なる場所で管理されている薬品の台帳作成について

中小家畜課環境・養豚担当の管理する薬品は2箇所保管されているが、台帳の作成を場所ごとではなく2箇所の薬品量の合計で作成していた。どこにどれだけの量があるかについては、管理簿とは別に担当者がメモをとっていたが、この方法ではどこにどれだけの量があるのか担当者以外では分からなくなるため、保管場所ごとに管理簿を作成するべきであると思われる。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 火災保険の付保状況

畜産試験場所管の建物について、火災保険の付保状況を確認するために、財

産管理システムから出力した財産一覧と建物共済承認細書を突合した。

その結果、堆肥舎について、火災保険の対象は建物共済承認細書では面積318.75㎡、見積価格10,189,000円となっていたが財産一覧では面積483.15㎡、取得価格16,055,297円であり、面積では164.4㎡、取得価格では5,866,297円の差異が生じていた。このことについて確認したところ、火災保険を堆肥舎の増築部分のみに掛けており元の部分の加入がもれていたものであった。

なお、畜産試験場では、この差異の部分について、施設は一体として機能しており、また、堆肥は高熱を発するため平成20年度においてこの差異の部分を加えて火災保険に加入するとしている。

5. 生産品に関する事項

(1) 凍結精液について

① 凍結精液普及促進事業について

高知県畜産試験場では、凍結精液普及促進事業として県内農家の肉用牛の繁殖促進のため、当场繁養の土佐褐毛和種種雄牛から生産した凍結精液を家畜人工授精用として半永久的に使用可能状態に凍結保存し、社団法人高知県畜産会（以下、高知県畜産会という。）を通じて県下に配布している。以下は、平成18年度における凍結精液の生産及び高知県畜産会への配布状況である。

| | 種雄牛 | 凍結精液 |
|-------|------|----------|
| 期首保存数 | 111頭 | 108,466本 |
| 生産数 | 24頭 | 8,608本 |
| 配布数 | | 2,284本 |
| 廃棄数 | | 4,644本 |
| 期末保存数 | 111頭 | 110,146本 |

需要のなくなった過去の種雄牛の凍結精液については、遺伝資源の保存ということで各種種牛ごとに1,000本から3,000本保存している。

平成18年度の凍結精液の販売収入は1,199,100円（2,284本×525円）である。

② 凍結精液の配布方法について

凍結精液は1本一律525円で同試験場から高知県畜産会に販売され、高知県畜産会は毎月1回定期的に県下の基幹センターや地域センターを通じて農家又は家畜人工授精師に1本一律1,050円で配布している。農家は高知県畜産会から直接凍結精液を購入するか、家畜人工授精師に人工受精を依頼して

いる。参考までに家畜人工授精師への手数料は個々で異なるが、1回当たり約5,000円である。

精液の配布を同試験場が直接行わず、高知県畜産会（注）を通じて行っている理由は、凍結精液の県内への配布には毎月約1週間かかり、輸送に際し特殊な輸送車を要するためコスト面から高知県畜産会を通じて配布しているとのことである。しかし、今回の監査にあたり、コスト面での有利性を検証した資料は提示されなかった。なお、下記④の「精液ストローの販売単価」で確認した西日本地域11県とも高知県と同様に農家への直接の販売は行っておらず、何らかの凍結精液取扱団体が農家等への配布を取り扱っていた。

（注）高知県畜産会は農民に対する家畜の飼育管理・保健衛生等家畜に関する技術及び経営の指導、家畜に関する指導員の教育及び養成等、家畜の振興に寄与する事を目的とする組織である。

③ 精液ストローの生産コストについて

畜産試験場の高知県畜産会への精液ストローの販売単価については、畜産農家の振興という政策的要請もあり生産コストでの評価には困難な側面もあるが、全く経済性を無視してもよいというものではない。

同試験場においては、記録で確認できる限りにおいては、一回も凍結精液の生産コストを算定したことがなく、経済性の観点からは適切な生産コスト管理がなされているとは認めがたい。

同試験場には、コスト管理の概念が全くないためその基礎となるデータは、当然に適切に集計されてはいない。しかし、あくまで概算であってもストローの生産コストを金額で把握することは重要と判断し、この際、非常にラフなデータであることを前提に、凍結精液1本あたりの生産コストを計算したものが下表である。

高知県の凍結精液1本あたりの生産コスト

| | |
|------------|-----------|
| 年間生産本数 | 8,000本/年 |
| 種雄牛候補もと牛代 | 3,000千円/年 |
| 精液採取用消耗品費 | 200千円/年 |
| 精液採取用医薬材料費 | 150千円/年 |
| 液体窒素代 | 3,675千円/年 |
| 飼料代 | 3,500千円/年 |
| 人件費 | 1,774千円/年 |
| 種雄牛売却代金 | △ 200千円/年 |

| | |
|-----------|------------|
| 合計 | 12,099千円/年 |
| 凍結精液生産コスト | 1,512円/本 |

上表によれば、同試験場における凍結精液一本の概算生産コストは1,512円であり、同試験場から高知県畜産会への販売単価1本525円の約2.9倍になっている。経済的側面のみから評価すれば、コストと販売単価のバランスがあまりにも悪いことがわかる。今後、販売単価の見直しも含め生産コストの適切な管理を実施する必要がある。

なお概算による凍結精液生産コストは総額で12,099千円であり、凍結精液にかかる平成18年度が生産品売り払い収入は1,199,100円であった。

また、誤解が生じないようにするために重ねて確認しておくが、このコスト計算は非常にラフなデータを元に行っている。今後、有効なコスト管理を行うためにも、同試験場においてより精緻なコスト計算を実施すべきである。

④ 精液ストローの販売単価について（他県の販売単価との比較）

平成18年度の高知県畜産会への凍結精液の売り払いは、すべて土佐褐毛牛にかかるものであり、その販売単価は1本当たり525円となっていることは前述のとおりである。この販売単価は、20年ほど前に300円から525円に改訂されたものであるが、その算定根拠を示す資料は残っておらず、現担当者も算定根拠はわからないということであった。

前項においては、生産コストが販売単価の約2.9倍になっており非常にバランスが悪いことを根拠に販売単価の見直しも含めた検討を指摘した。

ここでは、他県の凍結精液の販売単価との比較により、同試験場の凍結精液の販売単価についての検討を試みた。

下記の表は、西日本地域11県の和牛凍結精液の販売単価を一覧表にしたものである。

西日本地域11県の凍結精液1本あたりの販売単価 単位：円

| 県名 | 販売価格 | | | | | |
|----|----------|-----|-----|----------|----|----|
| | 県内への販売価格 | | | 県外への販売価格 | | |
| 兵庫 | 1,450 | | | - | | |
| 鳥取 | 検定済み | | 未実施 | - | | |
| | 525 | | 420 | | | |
| 島根 | 特級 | 1級 | 2級 | 特級 | 1級 | 2級 |
| | 1,260 | 872 | 630 | 2,520 | - | - |
| 岡山 | 検定済み | | 実施中 | 3,150 | | |

| | 基幹種雄牛 | その他 | | 検定済み | | 実施中 |
|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 1,260 | 840 | | 525 | 1級 | |
| 広島 | 検定済み | | 実施中 | 検定済み | | 実施中 |
| | 1級 | 2級 | | 1級 | 2級 | |
| | 1,554 | 1,208 | 630 | 3,360 | 3,014 | - |
| 山口 | 検定済み | | 未実施 | 検定済み | | 未実施 |
| | 優秀 | その他 | | 優秀 | その他 | |
| | 1,000 | 550 | 400 | 1,000 | 550 | 400 |
| 長崎 | 検定済み | | 実施中 | | | 3,050 |
| | 優秀 | その他 | | | | |
| | 1,220 | 810 | 510 | | | |
| 熊本 | 検定済み | | 未実施 | | | - |
| | 1,155 | | 525 | | | |
| 大分 | 検定済み | | 未実施 | 検定済み | | 未実施 |
| | 520 | | | 520 | 3,060 | |
| 鹿児島 | A級 | B級 | C級 | A級 | B級 | C級 |
| | 780 | 520 | 260 | 2,730 | 1,820 | 910 |
| 沖縄 | 特A級 | A級 | B級 | 3,150 | | |
| | 2,100 | 1,050 | 420 | | | |
| 平均 | 951 | | | | | |

平均951円は、上記11県の販売価格のうち、県内への販売価格で検定未実施及び検定実施中のもの以外を単純に平均したものである。

単価について各県に電話で確認したが、農家への直接の販売単価ではなく各試験場から凍結精液取扱団体(各県、名称はまちまちであるが、高知県でいうと高知県畜産会がこれにあたる。)への販売単価である。

西日本地域11県の和牛凍結精液の販売単価を確認したところ、検定済みの種雄牛の平均販売単価は951円となっており、高知県の凍結精液の販売単価525円の約1.8倍になっている。

同試験場においては販売単価の増額について、会議等で話題にはあがるものの、農家の生産コストの増加等を考慮して未だ正式な検討、見直しには至っていない。

一方、同試験場は、農家が凍結精液を購入するにあたって、その目安となるように各種種雄牛の経済効果を数値で算出しているが、高知県畜産会への販売単価はその経済効果の数値にかかわらず、一律525円である。

この際、生産コストや、他県の実情および各種種雄牛の経済効果等を勘案し、等級による差別化も含めて販売単価の引き上げを検討する必要がある。

(2) 牛の廃棄処分の記載漏れについて

平成18年度における牛の生産又は払い出しについて生産払出伝票、生産品等管理簿、物品出納簿が適正に記載されているか確認した。

① 平成17年度における払出処理の記載漏れについて

物品出納簿を通査したところ、平成18年4月1日付けで、肉用種雌牛1頭と受精卵用種雌牛1頭が「平成17年度処分記載漏れ」として廃棄処分処理されていた。

その詳細は以下のとおりである。

| | 名称 | 処分時期 | 処分理由 |
|---------|---------|----------|------------------|
| 肉用種雌牛 | 第10なんごく | H17.8.23 | 疾病疑いにより廃用処分、病性鑑定 |
| 受精卵用種雌牛 | 第4たもつ | H17.8.24 | 疾病疑いにより廃用処分、病性鑑定 |

記載漏れをした理由は、売り払いされた家畜については収入調定書等で把握できるのだが、廃用処分された家畜については各担当部署から個別に報告がない限り把握することができないためとのことであった。

今後は、各担当部署で作成されている各家畜の登録簿と生産品等管理簿をチェックする等により、総務課においても各家畜を把握しこのような記帳の失念を防止することとしている。

しかし、同様の事例が平成18年度にも発生しており、平成19年4月2日に物品出納簿に記載されたものがある。事務処理が改善されたとはいえ、よりいっそう的確な事務処理が要請される。

なお18年度記載漏れとなったものの詳細は以下のとおりである。

| | 名称 | 処分時期 | 処分理由 |
|---------|--------|---------|----------------|
| 受精卵用種雌牛 | 第3たきやま | H19.2.6 | 疾病により廃用処分、病性鑑定 |

② 物品売払収入と生産物売払収入の区分誤りについて

物品として管理されている家畜を売り払ったときは物品売払収入として、生産品として管理されている家畜を売り払ったときは生産物売払収入として計上されるのだが、生産品等なのに物品売払収入として計上されているものが3件あった。

なお、生産品とされる家畜は、当初から販売等の処分を予定して育成するものであり、物品とされる家畜は肉用種雌牛、受精卵用種雌牛等生産品を生み出す目的で育成するものをいう。

| | 名称 | 処分時期 | 処分金額 |
|-----|-------|-----------|----------|
| 生産品 | 第6みゆき | H18.10.31 | 783,074円 |
| 生産品 | はるひかり | H18.8.1 | 510,069円 |
| 生産品 | 初桜2 | H18.6.27 | 786,193円 |

記載誤りが発生した理由は、担当者は収入調定の際これらの牛が生産品なのか物品なのか認識できていなかったため、とりあえず物品売払収入として計上していた。その後、生産品等管理簿に記載する際これらの牛が生産品等であることを確認することができたにもかかわらず、修正することを怠っていた。

今後においては、各担当部署で作成されている各家畜の登録簿と生産品等管理簿をチェックする等により、総務課においても各家畜を把握し適正に区分することとしている。

(3) 食卵の販売単価について

食卵の生産払出に関し、その事務手続きの聞き取り調査の過程で、平成19年5月の監査委員監査において食卵の販売単価が確認できていないとの指摘を受けていることが明らかになった。

食卵については、アグリビジネス高知株式会社と生産物の売買契約を締結し、出荷しているが、売買契約書第4条は「売買物品の単価は出荷翌日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格とする。」となっている。しかし、平成18年度においては、アグリビジネス高知株式会社からの販売明細書に記載された販売単価と、出荷翌日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格とは、照合されていなかった。この指摘を受けて、平成19年6月以降は、売買価格の掲載された、出荷翌日の高知新聞の切り抜きを収入調定書に添付し、販売単価の確認を行っている。

なお、平成18年度分については、販売単価が出荷翌日の売買価格に基づいて計算されているか確認するための資料が収入調定書類に添付されていないため、平成18年度の収入調定分について任意に抽出し高知新聞と照合を行った。その結果以下の問題点があった。

① 契約自体の問題点について

契約によれば「売買物品の単価は出荷翌日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格」となっているが、単価は、出荷日の単価とすべきであり、出荷日翌日の単価とする正当性は全くない。出荷日の単価に改めるべきである。

② 平成19年6月以降の収入調定に添付する高知新聞の日付誤りについて

畜産試験場では、平成19年6月以降は、指摘を受けて売買価格の掲載された、出荷翌日の高知新聞の切り抜きを収入調定書に添付している。しかし、出荷翌日に高知新聞に掲載されている売買価格は、前日の売買価格であり契約に該当する日の価格ではない。全く意味のない資料の添付であり契約上の売買価格を検証するに適切な日の新聞を添付すべきである。

なお、前述のように、平成18年度分の一部について検証したところ、食卵の出荷が、原則週3回月、水、金曜日であるため、実際上の問題は生じていなかった。

このような事態になった理由は、基本的な誤解によると思われる。すなわち①に記載したように本来単価は、出荷日の単価とすべきである。この出荷日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格は、翌日の高知新聞に掲載される。従って、契約書には、「出荷日の売買価格」ないしは「出荷日の翌日に高知新聞に掲載される売買価格」とすれば、基本的には問題が生じなかったと思われる。また実際に、両者は実際には上記のような取扱をしていることを確認している。それを「出荷翌日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格」としたため問題が生じている。

③ 適用単価の誤りについて

上記の通り、平成18年分の一部を検証したところ、以下の単価適用誤りがあった。

平成18年7月14日出荷分

| 規格 | 数量 (kg) | ①7/18の単価 | | ②7/15 の単価 | ③7/14の単価 | | 差引 (①-③) | |
|-----|------------|----------|-----|--------------|----------|-----|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 |
| L L | 0.73 | 150 | 109 | — | 140 | 102 | 10 | 7 |
| L | 2.68 | 155 | 415 | — | 150 | 402 | 5 | 13 |

| | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|---|-----|-------|-----|------|
| M | 7.32 | 150 | 1,098 | — | 155 | 1,134 | -5 | -36 |
| MS | 7.7 | 145 | 1,116 | — | 155 | 1,193 | -10 | -77 |
| S | 2.94 | 140 | 411 | — | 150 | 441 | -10 | -30 |
| S S | 0.43 | 85 | 36 | — | 95 | 40 | -10 | -4 |
| 破卵他 | 0.87 | 28 | 24 | — | 30 | 26 | -2 | -2 |
| 合計 | 22.67 | | 3,209 | | | 3,338 | | -129 |

- i) 計算書に記載されている単価 (7/18の単価)
- ii) 契約書による単価 (7/15の単価)
- iii) アグリビジネス及び畜産試験場が採用している計算 (7/14の単価)
7/14 (金) 7/15 (土) 7/16 (日) 7/17 (月・祝祭日) 7/18 (火)

上記②においてふれたように、実際の取引においては、契約書の記載内容にかかわらず、取引日の売買価格により精算している。しかし、平成18年7月14日出荷分については、従来の取扱によらず平成18年7月18日の単価を適用している。

契約書を文面通りに解釈すれば、出荷翌日の売買価格とは、翌日が休日の場合、翌営業日を指すのか、直前営業日を指すのか解釈に悩むところである。

実際の精算においても、上記のような混乱が生じている。早急に契約書文言を訂正すべきである。

④ 破卵の単価について

契約によれば「売買物品の単価は出荷翌日の全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格」となっているが破卵については、全国農業協同組合連合会高知県支部の売買価格から5円差し引いた金額を以て売買単価としている。

平成18年度調定分について契約通りの単価と実際の単価による生産金額の差は以下のとおりである。

| 単価の種類 | 年間売買金額 |
|---------------------|---------|
| アグリビジネスの計算による金額 | 11,441円 |
| 5円差し引かずに契約通りで計算した金額 | 12,597円 |
| 差引 | 1,156円 |

差額は僅少ではあるが、契約通りの単価とするか、契約書に値引きの件を明示すべきである。

(4) 鶏に係る生産品等管理簿の記載漏れ及び誤謬について

① 鶏の育成過程及び事務手続の流れ

卵は、主として販売目的の食卵及び種卵と育成目的の種卵がある。

販売目的の食卵はすべてアグリビジネス高知株式会社に譲渡され、販売目的の種卵についてはそのほとんどが土佐ジローの種卵であり、高知県土佐ジロー協会に譲渡される。

育成目的の種卵については孵卵器への入卵をもって、その入卵数を種卵の生産数として生産払出伝票に記載し、同数を入卵による種卵の払出として生産払出伝票に記載される。したがって、生産された種卵は入卵されるまでの間簿外で管理されることになる。入卵前の種卵については販売価値がなくこれらを生産払出伝票で管理することは事務手続きが煩雑になり、事務手続き簡素化のためこのような処理をしているという説明を受けた。

入卵された種卵については孵化までに約3週間要し、その間は入卵検査台帳で管理され、孵化した雛の発生数を育成鶏の生産として生産払出伝票に入卵検査台帳から転記し、その発生した雛のうち淘汰されたものについては、廃棄・へい死として育成鶏の払出として生産払出伝票に転記される。

また、育成鶏のうち150日経過したものについては、成鶏への組み替えとして育成鶏の払出として育成鶏の生産払出伝票に記載し、同数を成鶏の生産として成鶏の生産払出伝票に記載される。

そこで入卵検査台帳、生産払出伝票、生産品等管理簿を照合し、「高知県生産品等事務取扱要領」に基づき適正に記載されているかを確認した。

② 生産品等管理簿の記載漏れ及び誤謬記載について

平成18年度の実産払出伝票と入卵検査台帳を照合した結果、次の生産払出伝票への記載漏れ及び誤謬記載があった。

i) 種卵の生産及び払出の記載の生産払出伝票への転記漏れ

入卵検査台帳に入卵及び孵化の記録があるにもかかわらず、生産払出伝票に種卵の生産及び払出の記載がなかったものが4件あった。

本来なら、生産払出伝票にその入卵数を種卵の生産として記載し、同数を入卵による払出として記載しなければならない。担当者に確認したところ単純な転記漏れであった。

種卵の入卵検査台帳から生産払出伝票への転記漏れ

| | 生産数 | 処分数(払出) |
|-----------|--------|---------|
| H18.5.30 | 480個 | 480個 |
| H18.10.31 | 1,080個 | 1,080個 |
| H18.11.29 | 648個 | 648個 |
| H19.2.28 | 577個 | 577個 |

ii) 孵化した育成鶏の生産及び払出の記載の生産払出伝票への転記漏れ

入卵検査台帳に入卵及び孵化の記録があり、種卵については生産払出伝票に生産及び払出の記載があるが、孵化した育成鶏について生産及び淘汰による払出処理の記載がないものが3件あった。本来なら、生産払出伝票に孵化した発生数を育成鶏の生産として記載し、うち淘汰したものを廃棄による払出として記載しなければならない。担当者に確認したところ単純な転記漏れであった。

孵化した育成鶏の入卵検査台帳から生産払出伝票への転記漏れ

| | 生産数 | 処分数(払出) |
|----------|--------|---------|
| H18.7.5 | 409羽 | 386羽 |
| H18.9.28 | 453羽 | 173羽 |
| H19.2.6 | 1,462羽 | 1,040羽 |

iii) 種卵の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの

入卵検査台帳に記載された種卵の入卵数と生産払出伝票に記載された種卵の生産数に差異のあるものが1件あった。担当者に確認したところ単純な転記ミスであった。

種卵の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの

| | 生産払出伝票 | 入卵検査台帳 | 差異 |
|----------|-------------|-------------|------|
| H18.4.19 | 種卵生産数3,456個 | 種卵生産数3,712個 | 256個 |

iv) 育成鶏の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの

入卵検査台帳に記載された育成鶏の淘汰数と生産払出伝票に記載された育成鶏の払出処分数に差異のあるものが1件あった。担当者に確認したところ単純な転記ミスであった。

育成鶏の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの

| | 生産払出伝票 | 入卵検査台帳 | 差異 |
|--|--------|--------|----|
|--|--------|--------|----|

| | | | |
|----------|--------------|--------------|-----|
| H18.4.19 | 育成鶏処分数 600 羽 | 育成鶏処分数 599 羽 | 1 羽 |
|----------|--------------|--------------|-----|

v) 入卵検査台帳に年度を誤って転記したもの

平成 18 年度の生産品等管理簿に記載された下記の種卵又は育成鶏の生産、処分について、入卵検査台帳が確認できなかったため、担当者に確認したところ、平成 17 年度の入卵検査台帳を誤って平成 18 年度の生産払出伝票に転記されていた。

| 日付 | 種類 | 数量 | 日付 | 種類 | 数量 |
|-----------|--------|---------|-----------|--------|-------|
| H18.10.5 | 種卵生産数 | 1,420 個 | H18.10.26 | 種卵生産数 | 439 個 |
| H18.10.6 | 育成鶏生産数 | 41 羽 | H18.10.26 | 育成鶏生産数 | 753 羽 |
| H18.10.12 | 種卵生産数 | 98 個 | H18.10.26 | 育成鶏生産数 | 280 羽 |

上記の記載漏れ及び誤謬の発生原因はいずれも担当者の単純な転記漏れ又は転記ミスということであった。これらの転記漏れ及び転記ミスにより生産品等管理簿に記載された種卵、育成鶏、成鶏の残高数量は実態とは異なる数値となっており、適正に管理できているとは認めがたい。適正に管理すべきである。

③ 統計調査のための実地棚卸について

農林水産省の実施する統計調査（注）の報告のため畜産試験場では、毎年 1 月 31 日に各家畜の実地棚卸を行い、その飼養頭数等を高知農政事務所に報告している。

上記②の生産払出伝票への転記漏れ等が発見されたこともあり、高知農政事務所に報告した育成鶏及び成鶏の実地棚卸数と、生産品等管理簿に記載された平成 19 年 1 月 31 日時点の帳簿上の残数量とを照合し、実地棚卸数と帳簿上の数量の差異がどのくらいあるのか確認した。

（注） 農林水産省の実施する統計調査

主要家畜に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び状態別飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の基礎資料を得る。を目的とする。

平成 19 年 1 月 31 日現在

| | 育成鶏 | 成鶏 | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|
| 実地棚卸数量 | 1,238 羽 | 2,607 羽 | 3,845 羽 |
| 生産品等管理簿 | 1,199 羽 | 3,706 羽 | 4,905 羽 |
| 差異 | 39 羽 | 1,099 羽 | 1,060 羽 |

上記②の転記漏れ等によりある程度の差異は予想されたが、成鶏の 1,099 羽という差異は予想を遙かに超え、著しく実態と乖離している。鶏担当のチームに差異の確認をしたところ、棚卸数量自体 1 羽 1 羽正確に数えたわけではなく多少概算部分もある。さらに、上記②の記載漏れ及び誤謬の結果生産品管理簿の数値自体も、信頼性が高いとはいえない。そのせいではないかという返事が返ってきた。

仮に実地棚卸の数値に一部概算のものが含まれたとしても 20%を超える差異が発生している生産品等管理簿は、管理簿の体をなしていないどころか、まさに無用の長物であり、形式的にただ作成するという目的で作成されているといっても過言ではないものである。このような管理簿では、日々の生産品等管理簿作成にかかる事務は、全く無意味な作業であり、単なる時間の浪費、さらには県民財産の無駄使いと非難されても致し方ないものである。看過することの出来ない不適切な事務執行であり、管理簿等の必要性から、記帳方法及びその点検方法まで含めて、仕事の仕方を根本から見直す必要がある。

繰り返し指摘するが、このような実態とかけ離れ、何ら検証されることのない管理簿を無為に作成し続けるのは、まさに県民に対する背信行為であると認識すべきである。

(5) 土佐ジローの種卵譲渡価格について

① 土佐ジローについて

土佐ジローは、高知県畜産試験場で独自に開発された特産鶏である。土佐地鶏（雄）とロードアイランドレッド（雌）の一代雑種（F1）であることから、種卵生産のためには、両方の品種を数系統ずつ維持し続ける必要がある。加えて、土佐地鶏の群飼育には、一般の鶏より広い面積が必要であり、種卵生産コストが高くなる大きな要因となっている。

畜産試験場では土佐ジローの選抜交配を進め、現在より産卵能力が高く卵質が斉一な土佐ジローとして品種の固定化を図っている。また、固定化という試験研究を進める一方で、生産販売事業として土佐ジローの種卵を生産し

任意団体である高知県土佐ジロー協会を通じて、県下に配布している。

なお、平成19年度において、土佐ジローの固定化はF9まで選抜交配が進んでおり、今後は平成20年度に選抜交配されるF10を調査し、固定化が完了する予定である。

② 高知県土佐ジロー協会について

高知県土佐ジロー協会は、土佐ジローの振興を図るため、高知県土佐ジロー生産体制設備強化事業実施要領に基づき、生産から流通に至る一連の事業を計画的に実施、合わせて経営の安定と健全な発展に資する目的で設立されたものである。

高知県土佐ジロー協会では、畜産試験場から土佐ジローの種卵の供給を受けてふ化させ、育成して飼育農家に30日齢の雛を配布している。

③ 土佐ジロー種卵の譲渡価格

畜産試験場は高知県土佐ジロー協会と「土佐ジロー種卵譲渡に関する契約書」（以下「契約書」という。）を締結し、平成18年度においては一個25円42銭（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）の譲渡価格を定めている。

契約書によると種卵の譲渡価格は、過去1年間の優良雛発生率の平均値を家畜改良センターが調査を行った直近の対入卵孵化率の平均値で割り、求められた数値に土佐ジロー種卵生産原価35円を乗じて得た額とされており、譲渡対価25.42円は生産原価35円を下回っている。以下は、平成15年度から平成19年度までの譲渡価格である。

| 年度 | 土佐ジローの過去1年間の優良雛発生率 ① | 家畜改良センターが調査した直近の孵化率の平均値 ② | 譲渡価格 35円×①/② |
|--------|----------------------|---------------------------|-----------------|
| 平成15年度 | 40.41% | 88.25% | 16.02円 |
| 平成16年度 | 53.75% | 73.15% | 25.71円 |
| 平成17年度 | 48.15% | 75.65% | 22.28円 |
| 平成18年度 | 55.28% | 76.10% | 25.42円 |
| 平成19年度 | 60.48% | 82.70% | 25.59円 |

- ②の孵化率の平均値は、平成15年度までは社団法人日本解卵協会が調査した平均値を採用していたが、平成16年度以降データをもらえなくなったため、平成16年度以降は公的機関である家畜改良センターのデータを採用している。
- 譲渡価格は消費税及び地方消費税相当額は含まない。

譲渡価格の算出方法について担当者に確認したところ、土佐ジローの種卵は孵化率が非常に低く、農家への販売単価を抑え販売促進を図るため、種卵の譲渡価格を圧縮しているということであった。しかし、現在においてはこれまでの研究により孵化率は上昇し、平成19年度には平成15年度の40.41%から約20%増加し、60.48%に達している。下記の表は過去4年間に県が負担した原価割れの部分である。政策的な事情があるにせよ、生産事業として行っているものであり、少なくとも原価のうち孵化しなかった種卵部分を県が負担すべき合理性は全くない。譲渡価格の算定方法の見直しを含め、検討すべきである。

| 年度 | 土佐ジロー協会への販売実績① | 販売単価 (税抜き) | 原価35円で販売した場合の譲渡価格 ② | 高知県が負担した原価割れ部分②-① |
|--------|----------------|---------------|---------------------|-------------------|
| 平成15年度 | 1,890,399円 | 16.02円 | 4,130,085円 | 2,239,686円 |
| 平成16年度 | 2,204,462円 | 25.71円 | 3,001,018円 | 796,556円 |
| 平成17年度 | 1,708,213円 | 22.28円 | 2,683,456円 | 975,243円 |
| 平成18年度 | 1,955,310円 | 25.42円 | 2,692,205円 | 736,895円 |

- 販売単価以外の数値は消費税及び地方消費税相当額は含む。
- 原価35円で販売した場合の譲渡価格の計算は、土佐ジロー協会への販売実績を1.05で除して税抜きにし、さらに販売単価を除いて概算販売数量を算出し、これに35円×1.05を乗じて計算した金額である。

6. 契約に関する事項

(1) 宿直業務委託契約について

畜産試験場は、単独随意契約によって（社）佐川・越知・日高広域シルバー人材センターと同試験場の施設、家畜及び構内の宿直業務について業務委託契約（契約額2,315,800円、期間H18.4.1～H19.3.31）を締結している。

その宿直業務の内容は、①盗難、火災その他の事故を防止するための巡視等による施設及び家畜等の業務、②外来者及び外部からの連絡に対する応対並びに外部からの郵便物その他の物品の收受及び保管その他これに類する業務、③前号に定める外部からの連絡事項のうち、災害その他緊急事態発生の通報についての関係職員等への連絡業務、④前3号に定めるもののほか、施設等への保全上若しくは当施設の業務の特殊性等により必要とする業務である。なお、この宿直業務の実施方法については施設等の宿直業務委託契約書付覚書（以下、「覚書」という。）によっている。

しかしながら、次のとおり当該契約については是正改善すべき事項がある。

① 巡視経路について

覚書により「通常の巡視経路は、別図のとおりとし、…」とあるが、契約書に別図が添付されていない。当該人材センターから提出された宿直日誌には巡回時間の記載はあるが、巡回経路の記載はない。広大な同試験場の何処を巡回するのは重要な業務内容であることから明確にしておくべきである。

② 関係職員等への連絡業務について

連絡者名簿及び連絡順位等覚書の記載事項と考えるが、その記載がない。同試験場の緊急事態発生の場合には、即時に連絡する必要があるため具体的にどのように連絡するかを明確にしておくべきである。

(2) 液体窒素購入価格について

畜産試験場は、(社)高知県畜産会と液体窒素について単価供給契約(規格-196℃、単価525円/1kg、期間H18.4.1~H19.3.31、実績7,000kg、3,675,000円)を締結している。

これは、同畜産会が液体窒素を徳島酸素(株)と契約し、同畜産会が同試験場内に設置した液体窒素タンク(行政財産の目的外使用許可)に購入保管しているものの中から同試験場が上記の契約により小口で購入しているものである。当該単価供給契約に当り、その性質又は目的が競争入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)として畜産会と単独随意契約を行っている。

その理由として「同試験場内に液体窒素タンクが設置され、液体窒素の保全管理面及び需用者に対する土佐褐毛和牛の凍結精液供給等改良増殖事業推進面から必要不可欠である」ことを挙げている。その畜産会からの見積書を見ると、単価525円/1kgであるが、この単価は、平成15年度から同17年度の3年度とも同額であり、これをそのまま予定価格としている。

契約に当っては、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして無条件に畜産会から見積書を徴し、ただ、その見積価格を単純に予定価格とするのではなく、農家に対する売渡価格の内容検討をするとともに各市場価格を実態調査し、その実態を知ったうえで畜産会と減価交渉を行うなど、適切な対応が求められる。

7. 旅費に関する事項

平成18年度からの新旅費システムへの移行に伴い、旅費に関する事務処理の状況を総務課職員に聞き取り調査をした際、平成19年度の定期監査において、旅費額を修正された旅行が2件あるという報告を受けた。

新旅費システムへの移行により旅費額の計算等は、旅費事務センターに委託されており、その旅費計算の事務処理は「参考資料 10 普通旅費(公共交通機関利用なし)の事務処理フロー」のとおりである。

旅費事務センターでは、③「旅程作成・旅費計算」において、作成した旅程に基づき旅費額を仮計算しているが、その際にデータ入力をした者以外の者が旅費額のチェックをしている。また、⑩「旅費審査」においても完結決裁された旅行につき精算審査として、領収書の審査、旅費再計算等の旅費額の最終チェックをしている。

修正された旅行2件はいずれも、旅費事務センターでのデータ入力ミスであり、同センターの精算審査でもチェックがかけられなかったものである。

修正された内容の概要は以下のとおりである。

① 畜産試験場 旅行命令番号386-1(旅行日 平成19年1月10日)

研究員2名による旅行で、高速道路を利用しているが、高速道路代金7,400円を旅行者2名に対し支払っている。過剰に支払われた1名分の高速道路代金7,400円は戻入処理の対象となる。

② 畜産試験場 旅行命令番号289-00(旅行日 平成18年10月24日)

公用車使用の旅行であるため旅費額は支払われなかったが、実際には高速道路を利用して陸路計算書にもその旨記載されている。支払われるべき高速道路代金3,600円(往復分)は追給処理の対象となる。

このような事例は畜産試験場以外でも発生しており、旅費事務センターではこれを受け、旅費計算等の入力ミス及びチェック漏れ等の情報をセンター内で共有するようにし、③「旅程作成・旅費計算」でのチェック体制を強化し、旅費計算書を作成する段階での誤りをなくすよう、体制を強化している。

8. その他の事項

(1) 情報セキュリティ管理について

個人所有のパソコンを畜産試験場に持ち込み、業務に使用していた。(計5

台) これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第 6-1-(8)「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内(所属がその分掌事務を行うために使用する部屋等の区域、以下「室」という。)に持ち込み、かつ、使用してはならない。」に違反しており、対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

(2) 電気料金の支払遅延について

畜産試験場の電気料金は、平成 18 年度においては 4,385,179 円(電気使用実績 297,956KW)であり、電気料金支払確認票でみると電気使用月の翌月 20 日(土・日曜日を除く)に支払われていた。しかし、9 月分のみ 30 日の支払いとなっており、これは、当該月の電気料請求書が郵便受けの底から抜け落ちていたが気付かず、請求書を見付けた時には既に 10 月 23 日の早収期限日を過ぎてしまったためであった。この支払いの遅延のため、9 月分については遅収料金が適用されてしまい、早収料金の 3%(11,006 円)が翌月(10 月分)請求で加算されることとなった。

しかしながら、電気料は毎月、定期的に支払われるものであり、かつ支払確認票は、このような事態を防止するために一覧性のある様式を採っていることから、一定の時期に電力会社に確認連絡をするなど通常の事務的対応が行われていたら防止できた損害である。

直接的な原因は、郵便受けにおける予想外の事態であり、金額的には小額とはいえ、無駄な支出であることから、このように定期的に支払われる料金については常時事務的なチェックを行うことによって支払遅延防止に努めるべきである。

(3) 弁当代金の取扱いについて

畜産試験場の玄関に、弁当代金入れと書かれた箱(以下「弁当代金箱」という。)が置いてあり、かつ、その弁当代金箱は施錠されておらず中のものが自由に取り出し可能な状態であった。

このことについて確認したところ、畜産試験場では、職員の昼食用として業者に宅配弁当を注文しており、弁当代金箱はその代金を入れるための箱であった。

畜産試験場では、昼食の注文は、事務所として対応すべきことではなく、個人で行うべきことであるとして、弁当代金の集計等の管理は行っていない。しかし、現金を、玄関先に誰でも取り出し可能な状態で置いておくというのは、

あまりにも無防備である。保管場所を移動させ外部の目に触れない場所へ移すべきである。

VIII. 機関別監査の結果及び意見－森林技術センター

1. 森林技術センターの概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

森林技術センターは森林並びに木材産業の技術に関する試験・研究等を行うと共に情報の収集や提供を行い、森林の有効活用並びに林業および木材産業の振興発展に寄与する事を目的に設置されている。

② 平成19年度の重点事業（課題）

- i) 森林経営意識の向上及び林業経営基盤の強化
- ii) 循環型社会の構築に向けた木材用途開発
- iii) 現場ニーズと密着した技術支援

③ 所在地

高知県香美市土佐山田町大平 80 番地

④ 沿革

昭和 22 年 5 月 高知県告示第 292 号により高知県林業試験場創立
 昭和 22 年 11 月 香美郡土佐山田町繁藤（旧長岡郡天坪村）に建築着工
 昭和 24 年 4 月 高知県林業試験場として竣工発足
 昭和 32 年 4 月 高知県林業指導所と改称
 昭和 34 年 4 月 高知市大津乙 98（旧長岡郡大津村船戸）へ庁舎を新築移転
 昭和 41 年 4 月 高知県林業試験場と改称
 昭和 47 年 8 月 香美郡土佐山田町宮ノ口 185 へ庁舎を新築移転
 平成 8 年 10 月 香美郡土佐山田町楠目 1619-2 へ庁舎を仮移転
 平成 11 年 4 月 香美郡土佐山田町大平 80 へ庁舎を新築移転し高知県立森林技術センターと改称
 平成 12 年 4 月 森林総合センターとして全面的にオープン
 平成 19 年 4 月 部を課に

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 23 | 19 | 19 |
| 人件費（千円） | 187,466 | 161,504 | 163,601 |
| 1人当たり人件費（千円） | 8,151 | 8,500 | 8,611 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況（他部局分を除く）」として添付してある。

| 森林技術センター | | （単位：円） | |
|------------|------------|-------------------------------|-------------|
| 歳入（特定財源）合計 | 11,132,453 | 歳出合計 | 225,180,703 |
| 使用料 | 805,209 | 人件費 | 166,461,795 |
| 手数料 | 5,175,830 | 旅費 | 3,069,755 |
| 財産収入 | 25,000 | 需用費 | 24,554,159 |
| 雑収入 | 5,126,414 | 役務費 | 984,382 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 27,567,453 |
| | | その他の支出 | 2,543,159 |
| | | 人件費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 408,069.38 m²（借用含む）

| 所在地 | 用途 | 面積（m ² ） |
|-----|----|---------------------|
| | | |

| | | | |
|--------------------------|------|----------|------------|
| 土佐山田町大平、佐野 (森林技術センター) | (県有) | 建物敷地 | 149,560.69 |
| | | 堆肥舎・採取園他 | 176,989.10 |
| 土佐山田町楠目 (旧林業試験場) | (借用) | 試験研究用地 | 34,434 |
| | (県有) | 普通財産 | 45,315.45 |
| | | 職員住宅用地 | 1,770.14 |
| | 県有計 | | 373,635.38 |
| | 借用計 | | 34,434 |

山林 137,408.46 m²

| 所在地 | 面積(m ²) | 筆数 | 現在の状況 | |
|---------------------|-------------------------------|----|---------------------------|-----------------------------------|
| | | | 植林面積 (m ²) | 植林していない面積 理由 (m ²) |
| 高知市孕東町大畠 | (公)12,390.13 (実)15,114.07 | 1 | 3,600.00 | 11,514.07 (更新困難地) |
| 長岡郡大豊町馬瀬梁 の上・八ツ峠 | (公)3,890.87 (実)11,130.59 | 14 | 10,200.00 | 930.59 (更新困難地) |
| 香美郡土佐山田町繁 藤大ヤバ | (公)35,173.68 (実)111,163.80 | 8 | 89,400.00 | 21,763.80 (更新困難地) |
| 合 計 | (公)51,454.68 (実)137,408.46 | 23 | 103,200.00 | 34,208.46 |

② 建物の状況

建物面積 土佐山田町大平 2,467.08 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|------------|----------------------|----------|----------------------|
| 管理棟 | 653.20 | 林業機械棟 | 152.00 |
| 研究棟 | 942.01 | 苗床きのこ実験棟 | 171.00 |
| 育種作業棟 | 75.00 | 昆虫棟作業棟 | 58.32 |
| ガラスハウス(育種) | 150.00 | 車庫 | 60.00 |
| ガラスハウス(特産) | 50.00 | 苗畑管理舎 | 72.20 |
| 浸水槽 | 9.27 | 天然乾燥場 | 35.20 |
| 昆虫飼育網室 | 38.88 | 油庫 | 6.72 |
| | | 合計 | 2,467.08 |

建物面積 土佐山田町佐野 3,894.39 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|---------|----------------------|-----------|----------------------|
| 油庫 | 6.72 | 木質系炭化材実験棟 | 192.00 |
| 堆肥舎 | 60.00 | トイレ | 2.46 |
| 苗畑管理舎倉庫 | 240.00 | 音響実験棟 | 450.00 |
| アクリルハウス | 191.52 | 商品化研究棟 | 714.48 |
| ビニールハウス | 360.00 | 材料環境関係実験棟 | 680.00 |
| 露地ミスト | 1.70 | 材料強度構造実験棟 | 692.93 |

| | | | |
|-----|--------|----|----------|
| ほだ場 | 302.58 | 合計 | 3,894.39 |
|-----|--------|----|----------|

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|-------|---|
| 研究企画員 | ①研究企画会議に関すること ②研究業務の企画調整に関すること ③研究成果の広報に関すること ④林業普及指導員との連絡調整に関すること |
| 森林経営課 | 森林環境保全、森林管理技術及び木材生産技術並びに林業経営に係る試験研究、調査及び技術指導相談に関すること |
| 資源利用課 | 木材の特性、木材加工及び森林資源の利活用に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関すること |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了 年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|----------|-----|--------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 3 | 66,437 | | 2 | 1 | |
| 16 | 2 | 23,707 | 2 | | | |
| 15 | 8 | 55,310 | 3 | 1 | 3 | 1 |
| 14 | 2 | 87,358 | | | 2 | |
| 13 | 5 | 23,688 | 1 | 4 | | |
| 12 | 6 | | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 11 | 2 | | | 1 | | 1 |
| 10 | 6 | | | 2 | | 4 |
| 9 | 4 | | | 1 | | 3 |
| 8 | 4 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 42 | | 8 | 13 | 10 | 11 |

(7) 試験・研究成果の公表

- ① 研究成果報告会
関係機関を対象に実施

- ② 出版物等
i) 成果報告書 年報

- ii) 林業関係機関誌等への寄稿等
- iii) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

森林技術センター所管の物品について、管理状況を検証するために備品台帳等と現物を照合確認した。現物実査の対象とした範囲は、森林技術センターの所管する重要物品及び備品のうち、薬品棚、実験台を除いた全点について確認した。(重要物品 86 点中 86 点、備品 458 点中 407 点)

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの 41 点、備品台帳等に登録がなかったもの 14 点と、現物確認の対象とした備品 407 点に対し各々 10.1%及び 3.4%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品管理シールについて

財産規則第 89 条において「備品には、室課名又は出先機関名等を表示し備品管理番号を付して保管しなければならない。ただし品質形態上これによることのできないものは、この限りでない。」と規定されている。従って取得した物品には原則として備品管理シールを付さなければならないのであるが、現物確認に際し、備品管理シールの貼られていないもの、異なった物品に貼り付けてあるものおよびシールの記載内容の不十分なもの等が発見された。備品管理シールについて指摘すべき事項は下記のとおりである。

なお、備品管理シールの貼り付けについては、その規定の形骸化傾向を含めて、高知県における物品管理に関する問題点は項を改めてまとめて指摘するが、実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

i) 備品管理シールを貼っていないものについて

備品管理シールを貼っていないものが散見された。財産規則に従い適切な処理をすべきである。

また、備品管理シールが付されていないものの中には、特に重要物品によく見られるケースであるが、機器一式で購入し、台帳登録も機器一式で登録し、備品管理シールは主要な機器にのみ付し、機器一式の内主要なもの以外のものには備品管理シールが付されていない場合があった。

これらについては単体で別の場所で別の用途に使用する場合もあるため、物品管理上、単体で機能するものについては枝番をつけるなどしてそれぞれに備品管理シールを付して管理する必要があると思われる。

また、備品管理シールが剥がれてしまっていたものや、備品管理シールを貼っていても記載内容が消えてしまい読み取れなくなっているものもあり、これらについては適宜、備品管理シールを貼り直すとともに、シールの材質をより剥がれにくいものにする、シールに記載する際にはインクをより消えにくいものにする等の検討をされたい。

ii) 備品管理シールの記載内容について

備品管理シールの記載内容には分類番号、品名、備品管理番号等があるが、森林技術センターで備品に貼付しているシールには分類番号の記載がないものが大半であった。

物品の確認に際しては物品管理システムから打ち出された物品調書明細を基に現物との照合を行ったが、物品調書明細の様式は分類番号が各物品の分類ごとに区分したもので通し番号となっており、備品管理番号は取得年度ごとの個々の資産の番号となっている。そのため、備品管理シールを貼っていても分類番号の記載が無い場合、現物からその分類を類推し備品管理番号により台帳上での物品に該当するかを特定することになるが、分類の方法自体が、まったく同一の物品でも異なる分類に区分されて登録されているものもあり、備品台帳等と現物の照合に必要な以上の手数を要したことから備品管理シールには、分類番号も記載すべきである。

なお、物品の分類方法について高知県では「物品の分類について（依命通達）」(昭和 62 年 3 月 30 日 61 管第 114 号)において定めている。物品の分類にあたっては通達に従った処理をすべきである。

iii) 備品管理シールの貼り間違いについて

重要物品である打撃式木材強度試験器(台帳番号 10-011287、取得価格 1,596,000円)にヤング測定装置(分類番号 14899、備品管理番号 10-012006、取得価格 640,500円)の備品管理シールが貼付されていた。

分属替えにより、森林技術センターに移管したものがあるが、備品に貼付している備品管理シールは分属替え以前のもののままで、新たに備品管理シールを貼付していないものがあった。

② 備品台帳等に登録されているが現物の確認ができなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表の重要物品及び備品について備品台帳等上登録されているが既に廃棄している等の理由により現物の確認ができなかった。

現物が確認できなかった物品

| 分類 | 品名 | 管理番号 | 取得価格 | 実査時確認 | センター事後調査 |
|-------|--------------------|-----------|---------|-------|----------|
| 10413 | テレビ | 08-043343 | 140,000 | 所在不明 | 画像解析室 |
| 11002 | ワードプロセッサ | 08-014081 | 800,000 | 所在不明 | |
| 11103 | パーソナルコンピューター(ノート型) | 10-012094 | 254,000 | 廃棄処分済 | |
| 11103 | パーソナルコンピューター(ノート型) | 10-012101 | 254,000 | 所在不明 | |
| 11103 | パーソナルコンピューター(ノート型) | 10-012102 | 254,000 | 廃棄処分済 | |
| 11999 | 書架 | 10-012373 | 101,000 | 所在不明 | 素材研究室 |
| 12199 | ISDNターミナルアダプタ | 10-012969 | 157,000 | 所在不明 | |
| 12199 | ISDNターミナルアダプタ | 10-013592 | 157,000 | 所在不明 | |
| 12302 | 石油ストーブ | 08-041803 | 175,000 | 所在不明 | |
| 12302 | 石油ストーブ | 08-041795 | 103,000 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-033965 | 287,000 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-033975 | 309,000 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-033995 | 121,540 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-033968 | 621,296 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-041757 | 204,000 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-041786 | 204,000 | 所在不明 | |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 08-041738 | 409,000 | 所在不明 | |
| 12898 | イゾーパット | 08-043885 | 157,590 | 所在不明 | |
| 13008 | 雨量計 | 08-051438 | 121,540 | 所在不明 | |
| 13008 | 雨量計 | 08-100784 | 439,501 | 所在不明 | |
| 13009 | 上皿天秤 | 08-037604 | 493,000 | 所在不明 | 保護研究室1 |
| 13101 | 化学天秤 | 10-013133 | 142,800 | 所在不明 | 森林機能研究室 |
| 13101 | 化学天秤 | 08-041986 | 309,000 | 所在不明 | |
| 13299 | 計装用コンディショナー | 10-013159 | 137,550 | 所在不明 | 材料強度実験棟 |

| | | | | | |
|-------|-------------|-----------|-----------|-------|----------|
| 13303 | 採土器 | 10-012085 | 107,100 | 所在不明 | 森林機能研究室 |
| 13599 | データ記録装置(一式) | 13-009885 | 1,548,750 | 所在不明 | |
| 13799 | 薄膜クロマトグラフ装置 | 08-045226 | 112,000 | 所在不明 | 倉庫 |
| 14099 | ウルトラアイソサー | 08-045276 | 344,000 | 所在不明 | 倉庫 |
| 14203 | クリーンエント | 08-045289 | 999,100 | 廃棄処分済 | |
| 14214 | 顕微鏡位相差装置 | 08-042031 | 283,000 | 所在不明 | 育種研究室1 |
| 14311 | 実体顕微鏡 | 08-042025 | 186,000 | 所在不明 | |
| 14527 | 低温貯蔵庫 | 08-037566 | 102,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14599 | DNA写真撮影装置 | 10-011171 | 123,900 | 所在不明 | 育種研究室1 |
| 14599 | 土壌水分測定器 | 08-100831 | 911,550 | 所在不明 | |
| 14820 | 冷蔵庫 | 08-051335 | 250,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 14820 | 冷蔵庫 | 08-051336 | 250,000 | 所在不明 | 廃棄済 |
| 18212 | 測高計 | 11-006766 | 178,500 | 所在不明 | 素材・製材研究室 |
| 24737 | フリーザー付低温器 | 10-010602 | 963,900 | 所在不明 | 標本展示室 |
| 13317 | 自記温度計 | 14-010493 | 255,500 | 重複登録 | |
| 13317 | 自記温度計 | 14-010494 | 255,500 | 重複登録 | |
| 16034 | 測高器 | 14-010482 | 228,000 | 重複登録 | |
| 重要物品 | 携帯用色差計 | 08-001431 | 1,163,589 | 所在不明 | |

なお、森林技術センターにおいては、実査日に所在不明で現物の確認が出来ないものが多数存在したが、その現物確認の結果は実査時確認欄に記載したとおりである。所在不明点数が非常に多かったため、後日センター独自に再確認をおこなっている。その結果をセンター事後調査欄に記載した。

i) 重複登録物品について

摘要欄に重複登録と記載されている物品は、その取得価格に消費税相当額が含まれておらず、かつ金額が誤っているものと、その取得価格に消費税相当額が含まれているものが重複して登録されている。このことから、一度消費税抜きの金額で登録したが誤りに気づき消費税込みで再登録したが、最初に登録したものを削除し忘れたために重複登録になったものと思われる。

③ 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と重要物品及び備品を照合した結果、備品台帳等にはないが現物があったものがあり、下記の表がその内訳である。

備品台帳等に登録がなかった物品

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|--------|----------|---------------|
| 事務室(2) | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 標本室 | インキュベーター | 不明 |
| 標本室 | 超低温槽 | 不明(10-010602) |

| | | |
|----------|----------|--------------------------------------|
| 画像解析研究室 | ノートパソコン | 物品管理システムに登録されているが 物品調書明細に表示されていない |
| 菌類研究室 | クリーンベンチ | 建築費で購入 |
| 育種2 | 恒温振とう培養器 | 不明 (10-011291) |
| 育種1 | 遠心分離器 | 不明 (08-001440) |
| 育種1 | 器具洗浄機 | 不明 (08-001428) |
| 育種1 | 顕微鏡 | 不明 (08-001433) |
| きのご実験棟 | クリーンベンチ | 建築費で購入 |
| 昆虫作業棟 | 乾燥機 | 登録もれ |
| 素材・製材実験棟 | プレハブ恒温室 | 工業技術センター廃棄 |
| 苗畑管理舎(横) | バックホー | 不明 |
| 苗畑管理舎 | バイク | 私物と思われる |

実査日には備品台帳の登録を確認できなかったが、後日、森林技術センター独自に再確認を行った結果、確認できたものは()書きで記載した。

i) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。しかしながら、備品台帳等に登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について(依命通達)」(昭和62年3月30日61管第114号)において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のものが台帳登録の対象に定められている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

ii) 物品管理システムに登録されているが物品調書明細に表示されていないノートパソコンについて

備品台帳等と物品を照合した結果、備品台帳等にはないが現物があつたもののうち、画像解析研究室に工業技術センターを所属とする備品管理シールが貼付されていたノートパソコンがあつた。

上記について、森林技術センター及び工業技術センターから提示された備品台帳等を確認したところ、どちらにも該当するものはなかったが、森林技術センターの物品管理システムの画面上では登録されていることになっていた。このような事態が発生した経緯について森林技術センターから得た回答は下記のとおりである。

このノートパソコンは平成13年度に森林技術センター内工業技術セン

ター山田分室で購入した物であるが、当時物品管理システムによる備品台帳登録の手続が取られなかった。その後平成16年度に森林技術センター総務担当者による備品の一斉点検の際に台帳登録がないことが判明したため、この時点でシステム上に登録をし、台帳番号を取得して、「工業技術センター山田分室」を所属とする備品シールを作成し、当該パソコンに貼り付け、表示を行った。

しかし、台帳登録に際して、「所属課」欄がコード番号による入力であり、工業技術センターのコード番号は、森林技術センターの担当者には知らされていなかったために、空白としていた。このため、台帳番号は取得し、システム上に記録・保存されたものの、所属課が未記入のため、当センターはもとより、どこの物品調書明細にも属することなく現在に至っているものである。本来は、工業技術センターにおいて登録作業がされるべきであったが、令達による購入執行を森林技術センターにて行っていたので、森林技術センターにおける登録を行ったために、このような事態が生じたものである。

今後の措置としては、工業技術センター山田分室は、平成17年4月1日で組織変更され、森林技術センターに組み込まれたことに伴い、これまでの分室備品のほとんどが、分属替えされて森林技術センターの備品となっていることから、このノートパソコンについても森林技術センターの備品として処理するとしている。

iii) 建築費で購入した備品について

クリーンベンチについては施設を建築する際の設備として購入した物であり、その購入額は施設費の中に含まれている。しかしながらクリーンベンチは建物に付属し取り外しできない設備ではなく移動可能な備品である。建築費の中でも備品に該当する物は、台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

iv) 素材・製材実験棟のプレハブ倉庫について

素材・製材実験棟のプレハブ倉庫は、工業技術センターの所管であつたものが、不用となり台帳上廃棄処分したものを森林技術センターへ譲り受けてきたものである。森林技術センターにおいて使用していることから、この場合は廃棄ではなく、分属替えにより処理するのが適切であつた。

v) 苗畑管理舎内のバイクについて

苗畑管理舎内にバイクが放置されていた。形状がいわゆる原付ではないため私物であると思われるが、なぜ倉庫内にバイクがあったのかその経緯は往査時点では不明である。

所有者を明確にし、所有者の責任で処分させるべきである。

(2) 森林技術センターの設備等の稼働状況について

平成 18 年度当初の森林技術センター所管の重要物品は 86 点であり備品は 458 点で合計 545 点にのぼる物品を管理していることになっている。

また、同センターのホームページによれば主要設備として、森林技術センター35 設備、産業構造改善支援センター4 設備、合計 39 設備を紹介している。

一方で、これら諸設備の稼働状況を確認しようとしたところ、運転日報、稼働報告、稼働統計等稼働に関する体系的な資料は一切提示されることがなかった。物品の現物確認においても、重要物品についてその利用状況を口頭では確認をとったが、運転日誌等の証拠書類によりその利用の事実が証明されたものではない。

そもそも、これらの設備は、基本的には利用されて初めて効果を発揮するものであるとともに、設備導入の効果は、その稼働状況が明らかになって初めて可能なものである。現状の管理状態では、森林技術センターのほぼすべての設備について、その投資額に見合う効果を上げているのか検証する術すらないといっても過言ではない。管理している設備については、その稼働状況を適切に把握する手続きを確立するとともに、いつでも、稼働実績を説明できるよう体制を整えるべきである。

なお、稼働状況を把握することは、何も稼働率という指標のみをもって投資の効果を測定しようと目論むものではない。稼働回数が少なくても、そのことに合理的説明が付けば何ら問題はないと思われる。また、継続的メンテナンスの可否や効果についても貴重な資料が入手できるはずであり、現在はその検証資料すらないことの問題点を指摘しているのである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

森林技術センターでは、毒劇物の管理規程を作成しておらず、台帳も作成していなかったが、監査を契機に「高知県森林技術センター毒物及び劇物管理要領」を作成し、台帳管理している。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

毒劇物の管理状況を検証するために実地棚卸を行い、台帳と現物を確認した。その結果、台帳と現物は一致した。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 旧林業試験場用地等について

旧林業試験場は、平成 11 年 4 月、現在地に庁舎を新築移転したことに伴い、森林技術センターに名称変更しているが、その旧林業試験場の土地及び建物は同森林技術センターの所管、所属とされている。

同センターの監査資料（財産に関する調）によると、旧林業試験場敷地 45,315.45 m²のうち、7,564.65 m²の土地は、普通財産として産業技術部産業技術振興課がそれぞれ高知工科大学（6,868.98 m²）、香美市（727.67 m²）及びソフトバンクモバイル（150 m²）に貸付けている旨、記載されている。一方、1,770.14 m²の土地については行政財産として職員住宅用地に使用され、当該職員住宅に、往査日（H19.10.17）現在、森林技術センター以外の職員（2 世帯）が入居している。この職員住宅に関する入退去事務は総務部職員厚生課が行っている。

なお、現森林技術センターと旧林業試験場の位置関係は下図の様である。

| | |
|--------------|-------------------|
| 現森林技術センター所在地 | 香美市土佐山田町太平 80 番地 |
| 旧林業試験場所在地 ① | 香美市土佐山田町楠目 1619-2 |
| 旧林業試験場所在地 ② | 香美市土佐山田町宮ノ口 185 |



上図でも明らかなように、旧林業試験場の土地及び建物等は、同森林技術センターに隣接するものではなく離れた場所にあり、その大部分が普通財産となり、同センターとしては現在将来とも全く利用計画はない。また、行政財産としての職員住宅も同センターの職員専用の宿舎ではなく、所属部署に関わりなく全体としての県職員を対象とした宿舎であり、森林技術センターにその管理権限は全くない。これは、いたずらに公有財産の所管を錯綜させているだけで財産管理上妥当でない。

普通財産の取得、管理及び処分は総務部長の専管事項であり、財産規則第7条第2項により、指定した場合は各部局で管理できるようになっており、当該物件についても部長の所管として管理することとなっているが、普通財産の一元管理の主旨も考慮し、専管事項とされる総務部長へ引継ぎ、未利用の普通財産について売却等有効活用を行うことを検討すべきである。なお、職員住宅については畜産試験場においては同敷地内に職員住宅が建設されており、総務部職員厚生課が所管しているが、この場合と同様、統一性をもった事務処理をすべきである。

(2) 火災保険の付保状況について

森林技術センター所管の施設について、建物共済の付保状況を確認したところ、木質系炭化材実験棟（鉄骨、192 m² 取得価格 10,180,281 円）について保

険が掛けられていなかった。

この木質系炭化材実験棟では、チップ製造装置及びボックス型炭化炉を配備して、関連課題の試験研究を行っている。チップ製造装置では、炭化材料としてチップを使用する場合の木材の前処理（チップ化）、木質バイオマス燃料等として利用する場合のチップ化試験を行っている。ボックス型炭化炉では各種木質材料の炭化条件の違い（最高温度、昇温条件等）による特性評価のための実験及び炭素質資材の開発研究を行っている。木質系炭化材実験棟では上記試験を行うため、平成17年10月の建物共済保険加入の次年度予算積算時において森林技術センターより産業技術委員会宛で「火災のおそれがある」ということで加入希望をしていたが、加入の申込時には、産業技術振興課との連絡が不十分となり、同センターが当該手続を取っていないため、結果的に加入には至らなかったものである。

火災のおそれがあるため火災保険の加入が必要であると判断しておきながら、連絡が不十分で加入手続がされなかったのはあまりにお粗末な事務処理である。

また、森林技術センター所管の工作物、機械設備、備品等のうち原子吸光分光光度計（平成7年度取得、取得価格 3,502,000 円）にのみ火災保険が掛けられていた。

上記原子吸光分光光度計は森林技術センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過しているとともに、森林技術センターにはこれ以外にも高額な機器があるにもかかわらず、あえてこの物品について火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われる。

火災保険の加入対象物件は、工作物、動産については部局長が特に加入の必要を認めるものとされており、火災保険の付保にあたっては、その必要性を十分に検討されたい。

5. 利用料・使用料に関する事項

(1) 機械器具の利用及び依頼試験について

① 機械器具の利用及び依頼試験の事務処理について

機械器具の利用にかかる利用許可申請書及び利用許可書並びに依頼試験の事務処理にかかる依頼書及び成績報告書又は証明書は施行規則の規定に基づき事務処理が行われていた。

② 機械器具の利用及び依頼試験の利用者の状況

機械器具の利用及び依頼試験の事務処理について確認している過程で、利

用者に県外企業が多かったため、過去3年間の機械器具の利用及び依頼試験の利用状況について、県内と県外に区分し表にしてみた。以下は、依頼試験申請一覧及び設備利用申請一覧をもとに作成した過去3年間の機械器具の利用及び依頼試験の利用状況である。

過去3年間の機械器具の利用及び依頼試験の状況

| | 機械の利用 | | 依頼試験 | | 合計 | |
|--------|-------|------------|------|------------|-----|------------|
| 平成16年度 | 1件 | 590円 | 76件 | 2,622,570円 | 77件 | 2,623,160円 |
| うち県外企業 | 0件 | 0円 | 50件 | 2,199,260円 | 50件 | 2,199,260円 |
| 平成17年度 | 31件 | 1,279,670円 | 58件 | 3,457,070円 | 89件 | 4,736,740円 |
| うち県外企業 | 3件 | 470,660円 | 41件 | 2,980,210円 | 44件 | 3,450,870円 |
| 平成18年度 | 19件 | 540,420円 | 70件 | 5,175,830円 | 89件 | 5,716,250円 |
| うち県外企業 | 3件 | 189,960円 | 48件 | 3,464,600円 | 51件 | 3,654,560円 |

森林技術センターは、県内企業のための森林並びに木材産業及び木材関連産業の技術に関する分析・試験等を行うとともに、森林並びに木材産業及び木材関連産業の振興発展を図るための総合的な施設であるから、主として県内企業のために存在しなければならない。平成16年度から平成18年度までの3年間の依頼試験及び設備利用申請一覧を確認したところ、依頼試験についてはその半数以上を県外企業が占めており、県内企業のために有効利用されているとはいえない状態になっている。今後は、より県内企業に利用してもらえるように、努めるべきである。

(2) 利用料の納付方法について

センターの機器設備の利用に際し、利用者は「利用許可申請書」に高知県収入証紙を貼付することにより使用料を納付するのであるが、この高知県収入証紙は、センターの窓口では販売されておらず、近隣の金融機関等で収入証紙を購入しなくてはならない。

このような使用料の納付方法に県は全く疑問を抱いていないように思われるが、民間企業では想像できないくらいサービス性の低い、異常といってもよいくらいの料金の納付方法である。すなわち、現在の料金の支払い方法は、料金支払いに際しての利用者の利便性は全く考慮されておらず、自らの都合による手続の押しつけであり、まさに「お役所仕事」の典型とでもいべき料金の支払い方法である。

仮に、利用者から苦情が出ていなくても、そのことを以てこの支払い方法が

優れたものであるという証拠にはならない。この指摘は、本来言葉で表現するには微妙すぎるかもしれないが、「利用させてやるのだから、従え」的な料金の支払い方法の裏面に見え隠れする「お上意識」の払拭を求めるものである。

県の職員が現金を扱うことに対しての拒否反応もあるようであるが、誰の方向を向いて仕事をするのか考えれば、自ずと方法は考えられるはずである。さらに証紙の販売に際しては、販売所に対して販売手数料も発生している。利用者の利便性も考慮した料金の支払い方法を検討すべきである。

6. 契約に関する事項

(1) 警備業務委託契約について

森林技術センターは、随意契約によりその敷地及び建物等の機械警備についてケイエスエープロテック(株)と警備業務委託契約(契約額655,200円、期間H18.4.1~H19.3.31)を締結している。その警備業務の内容は、自動警報装置等により夜間・休日等における①火災・盗難及び損壊行為の拡大防止、②事故確知時における関係者への通知・連絡、③警備実施事項の報告である。

ところで、当該委託契約は予定価格が100万円を超えない額であるため、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)ができるものであるが、2者以上から見積を取らず、単独見積としている。その理由として「この業者は、平成11年から当センターの機械警備を委託しており、施設管理上、経費の観点から有利と認められる」ことを挙げている。

しかしながら、この長年委託しているということは、その理由に何ら具体性・合理性はなく、単に前例踏襲をしているに過ぎず、毎年度、このような理由によって警備委託契約を継続することは、契約の競争性を阻害することとなり、妥当でない。

機械警備契約に当り、自動警報装置等の短期の取替えは、警備面及び経費面での非継続性・不経済性は当然に予測できるが、その点を補い、正当に競争性を発揮させるためには、その償却年限を基準に一定年限を区切って長期継続契約等複数年契約とするなど、公平性の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

7. その他の事項

(1) 情報セキュリティ管理について

庁内LANに接続しているデスクトップパソコンが故障したため、職員が自費で修理しており、このことについて、所属長の承認を得ておらず、直属の上

司の承認も得ていなかった。

これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第 8-1-(3)「改造、機器等の増設及び設定の変更を行わないこと。ただし、情報システム管理者又は所属長が業務上必要であり、かつ、情報セキュリティの確保上支障がないと認められた場合はこの限りでない。」に違反している以前に、公私の区別を混同した極めて不適切な行為である。

また、研究用として、個人所有のデスクトップパソコンを森林技術センターに持ち込み、業務に使用しており、そのことについても所属長の承認を得ていなかった。

これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第 6-1-(8)「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内（所属がその分掌事務を行うために使用する部屋等の区域、以下「室」という。）に持ち込み、かつ、使用してはならない。」に違反しており、対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

IX. 機関別監査の結果及び意見－海洋深層水研究所

1. 海洋深層水研究所の概要

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

海洋深層水研究所は、海洋深層水の有効利用に関する研究を行うために開設されたものである。

幅広い分野での技術開発を可能とするため、産官学が共同して海洋深層水の利用技術開発に取り組めるよう、開放された研究所としての役割を果たしている。

② 平成19年度の重点事業

- i) 海洋深層水の科学的な取り組み
- ii) 研究・事業機能強化による海洋深層水の高度利用、高付加価値化
- iii) 関係機関との連携
- iv) 海洋深層水の安全性・資源性の確保
- v) 情報発信による正しい認識の普及

③ 所在地

高知県室戸市室戸岬町字丸山 7156

④ 沿革

平成元年 4月 高知県海洋深層水研究所として設立

平成 6年 7月 敷地及び施設（本館棟）を拡充

平成15年 2月 海洋深層水共同研究センター開所

平成17年 7月 海洋深層水ミネラル調整液製造装置設置

平成17年12月 施設園芸実証用ハウス建設（海洋深層水共同研究センター内）

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 人数 | 6 | 6 | 6 |
| 人件費(千円) | 45,410 | 46,400 | 45,640 |
| 1人当たり人件費(千円) | 7,568 | 7,733 | 7,607 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」として添付してある。

| 海洋深層水研究所 | | (単位:円) | |
|-------------------------------|-----------|--------|------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 7,959,598 | 歳出合計 | 85,750,939 |
| 使用料 | 0 | 人件費 | 49,741,279 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 1,378,267 |
| 財産収入 | 7,502,506 | 需用費 | 24,158,522 |
| 雑収入 | 457,092 | 役務費 | 1,224,957 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 7,065,984 |
| | | その他の支出 | 2,181,039 |
| 人件費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | | | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 14,266.325㎡(借用含む)

| 所在地 | 用途 | 面積(㎡) |
|---------------------|------|----------------|
| 室戸市室戸岬町字丸山7156 | (借用) | 敷地面積 8,268.625 |
| | (県有) | 陸上施設 1,748.90 |
| 室戸市室戸岬町字キンバエ3507-14 | (県有) | 敷地面積 3,369.8 |
| | | 陸上施設 879 |
| | 県有計 | 5,997.7 |
| | 借用計 | 8,268.625 |

② 建物の状況

建物面積 室戸市室戸岬町字丸山7156 1,704.59㎡

| 名称 | 面積(㎡) | 名称 | 面積(㎡) |
|------|--------|-------|----------|
| 研究所棟 | 861.7 | 機械棟 | 40.0 |
| 研究棟 | 146.10 | 発電機室 | 25.0 |
| 実験棟 | 630.0 | プロパン庫 | 1.79 |
| | | 合計 | 1,704.59 |

建物面積 室戸市室戸岬町字キンバエ3507-14 1,024.24㎡

| 名称 | 面積(㎡) | 名称 | 面積(㎡) |
|-------|--------|----------|----------|
| 共同研究棟 | 815.74 | エネルギー供給棟 | 90 |
| プロパン庫 | 6.00 | 深層水ハウス | 112.50 |
| | | 合計 | 1,024.24 |

③ 取水施設(高知県)

| | 深層水(No1) | 深層水(No2) | 表層水 |
|----------|----------|----------|----------|
| 設置年度 | 平成元年 | 平成6年 | 平成6年 |
| 取水深度 | 320m | 344m | 0.5m |
| 取水管総延長 | 約2,650m | 約2,650m | - |
| 取水量 | 460t/日 | 460t/日 | 900t/日 |
| ポンプピット深さ | | 地下13.2m | 地下4.5m |
| 取水ポンプ | 7.5Kw | 7.5Kw | 7.5Kw×2台 |
| ピグ洗浄ポンプ | | 11.0Kw | 真空ポンプ×2台 |

(5) 主な業務の分担

| 業務内容 |
|--|
| ① 海洋深層水の有効利用技術に係る試験研究に関すること |
| ② 海洋深層水を利用した水産動植物の飼育・培養技術に係る試験研究に関すること |
| ③ 海洋深層水の利用技術に係る相談及び指導に関すること |
| ④ 前号に掲げるもののほか、海洋深層水の有効利用の推進に関すること |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|--------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 2 | 3,112 | 1 | | | 1 |
| 16 | 1 | 28,065 | | | 3 | |
| 15 | 6 | 93,278 | 1 | | 5 | |
| 14 | 5 | 31,120 | 1 | | 8 | |
| 13 | 0 | | | | | |
| 12 | 5 | | 4 | | 1 | |
| 11 | 0 | | | | | |
| 10 | 1 | | 1 | | | |

| | | | | | | |
|---|----|--|---|---|----|---|
| 9 | 1 | | | | 1 | |
| 8 | 0 | | | | | |
| 計 | 21 | | 8 | 0 | 18 | 1 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

- i) 高知県海洋深層水研究所報 2年に1回程度
- ii) 共同研究報告書 随時
- iii) その他海洋深層水関連出版物への寄稿等
- iv) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の現物確認結果について

海洋深層水研究所所管の物品について、その管理状況を検証するために所管する重要物品及び備品全点について、備品台帳等と現物を確認した。(重要物品23点、備品163点、合計186点)

その結果は下記の通りであるが、外部監査にあたって現物の確認をし、廃棄処理したもの21点、備品台帳等に登録がなかったもの4点と、現物確認の対象とした備品163点に対し各々12.9%及び2.5%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 海洋深層水研究所で処分した物品について

包括外部監査にあたって、海洋深層水研究所ではその所管する物品を事前に整理している。その際に、老朽化・塩害等の理由により使用できないもの

について廃棄手続、重複登録であったものの訂正、所属替の処理がもれてきたものの処理をしており、下記の表がその内訳である。

| 分類番号 | 品名 | 備品番号 | 取得価格 | 摘要 |
|-------|--------------|-----------|---------|------------|
| 10217 | 薬品保管庫 | 08-004108 | 270,000 | 廃棄処分済 |
| 10413 | テレビ | 08-004582 | 300,000 | 廃棄処分済 |
| 10416 | ビデオデッキ | 08-004568 | 100,000 | 廃棄処分済 |
| 11102 | パーソナルコンピュータ | 10-012571 | 113,280 | 廃棄処分済 |
| 11102 | パーソナルコンピュータ | 09-006785 | 309,750 | 廃棄処分済 |
| 13499 | 水中照度計 | 19-000215 | 474,390 | 廃棄処分済 |
| 13508 | 炭酸ガス濃度計 | 08-004513 | 317,450 | 廃棄処分済 |
| 13699 | データロガー | 08-004552 | 606,670 | 廃棄処分済 |
| 13699 | データロガー | 08-057353 | 606,670 | 廃棄処分済 |
| 13905 | 溶存酸素計 | 08-004499 | 145,024 | 廃棄処分済 |
| 13905 | 溶存酸素計 | 08-004228 | 453,000 | 廃棄処分済 |
| 14218 | 顕微鏡ビデオ撮影装置 | 08-004596 | 640,000 | 廃棄処分済 |
| 14324 | 純水製造装置 | 14-007570 | 306,000 | 重複登録 |
| 14602 | 熱交換機 | 19-000217 | 696,780 | 廃棄処分済 |
| 14820 | 冷蔵庫 | 08-004598 | 830,000 | 廃棄処分済 |
| 14820 | 冷蔵庫 | 08-004272 | 191,000 | 廃棄処分済 |
| 14821 | 冷凍庫 | 08-004599 | 960,000 | 廃棄処分済 |
| 14899 | ミネラル調整装置(改造) | 19-000216 | 735,000 | 廃棄処分済 |
| 18310 | 海水ろ過機 | 08-004287 | 216,000 | 廃棄処分済 |
| 18325 | 紫外線照射装置 | 08-004506 | 805,563 | 廃棄処分済 |
| 18337 | フードミキサー | 08-004648 | 436,000 | 水産試験場へ所属替え |

② 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等には登録されていないが、現物があったものがあり、下記の表がその内訳である。

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|----------|----------|-------------------------------|
| 研究棟 | インキュベーター | 環境総合テクノスが購入して置いてある物で現在使用していない |
| 本館2F事務室 | 組立パソコン | 需用費で購入 |
| 旧事務所 | 深層水貯蔵庫 | 海洋研究開発機構が購入して置いてある物で現在使用していない |
| 共同研究センター | 組立パソコン | 需用費で購入 |

i) 共同研究で設置した備品について

研究棟のインキュベーター及び旧事務所の深層水貯蔵庫は共同研究によ

り企業等が設置したものであるが、共同研究事業が終了し、現在使用していないとのことである。

台帳に登録する、しないは別にして、廃棄時にその処理費用は誰が負担するのかといった問題も生じるため、この機会にその帰属を明確にしておくべきである。

ii) 需用費で購入したパソコンについて

組立パソコンは各パーツが1点数千円のものから数万円のものを組み立てたものであり、各パーツで見れば備品台帳等に登録が必要な金額に達しないため需用費で処理しているものである。しかしながら、備品台帳等に登録すべき物品の判定はパソコンを組み立てるのに要した金額の合計額で判断すべきであり、「物品の分類について(依命通達)」(昭和62年3月30日61管第114号)において、パソコンについてはその取得価格が1点2万円以上のもが台帳登録の対象に定められている。従ってその合計額が2万円以上となるものについては台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

海洋深層水研究所では管理規程は作成しておらず、台帳も作成していなかったが今回の包括外部監査を契機に管理簿(以下台帳という。)を作成している。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

毒劇物の管理状況を把握するために実地棚卸を行い、台帳と現物を照合した。その結果は下記のとおりである。

| 場所 | 品名 | 実査時台帳数量 | 実査時現物数量 | 摘要 |
|---------|-----------|---------|---------|--------|
| 共同研究棟2F | ベンチアノトロン鉄 | — | 25 g | 台帳記載もれ |
| | 亜硝酸ナトリウム | — | 500 g | |

| | | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|---|
| | シュウ酸 | — | 500 g | 台帳上硫酸銅 350 g となっていたが、実際には硫酸亜鉛七水和物 470 g であった。 |
| | 硫酸銅 | 350 g | — | |
| | 硫酸亜鉛七水和物 | — | 470 g | |
| 1F 倉庫 | ホルムアルデヒド液 | 28,000 g | 45,000 g | 台帳記載もれ |
| 本館 1F 測定室 | ホルマリン | 9,500 g | 9,980 g | |

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 取水施設設備点検結果について

ポンプ・ブロー設備定期点検委託契約(契約額294,000円、受託者荏原テクノサービス(株)、期間H18.4.1~H19.3.31)は、海洋深層水研究所とは数キロ離れた場所にある同共同研究センター設置のポンプ・ブロー設備について定期的に保守点検(年2回)を行うものである。

その点検結果は、次の表のとおりである。

(表) 点検結果表

| 系統 | 表層水送水ポンプ | 深層水送水ポンプ | 深層水送水ポンプ | 深層水送水ポンプ |
|-----------------|--|----------------------------|---|----------------------------|
| 型式 | 50FQN63.7C 3.7kw200V2P | 65FQN65.5C 5.5kw200V2P | 65FQN65.5C 5.5kw200V2P | 80FQN63.7C 3.7kw200V2P |
| 総合判定 | H18.7.21 H19.1.23 異常 | H18.7.21 異常 H19.1.23 異常 | H18.7.21 異常 H19.1.23 異常 | H18.7.21 異常 H19.1.23 異常 |
| 備考 1/23 分 | 構内に表層水がなく 盤内ブレーカーOFF のため運転不可 カップリングガード 腐食 ・ カップリング手回 し重い | ポンプ軸受より異音 カップリングガード腐食 | ポンプ軸受より異音 点検時切り替えスイッチ(切) 圧力計不良 カップリングガード腐食 | ポンプ軸受より異音 外観の錆が著しい |

同共同研究センターに関する7月分及び1月分の点検結果報告書を受けて深層水送水ポンプについては平成19年3月に修繕を行っており、表層水送水ポンプについては平成18年度時点で使用を既に休止しているため修繕は行っていない。

しかしながら、稼働を休止しており、現在のところ稼働を再開する予定のないものについて、費用をかけて点検する必要はなく、税金の無駄遣いである。

なお、海洋深層水研究所では、平成19年度からは表層水送水ポンプは定期点

検の対象から除外している。

5. 生産品に関する事項

(1) ミネラル調整液の大量廃棄について

① ミネラル調整液の販売に至るまでの経緯について

海洋深層水研究所では、海洋深層水の新規性の低下と、海洋深層水の原水を原料とした商品の塩分濃度にかかる弱点への対策としてミネラル調整液の開発に成功するとともに、ミネラル調整液の粉末化にも成功した。以下は、ミネラル調整液及びミネラルトレハの販売に至るまでの経緯である。

| 経 緯 | |
|----------|---|
| 平成14年12月 | ミネラル調整液の開発及びその粉末化に関する予備試験開始 |
| 平成15年4月 | 県の重点化予算に採択され、ミネラル調整液の開発と粉末化等に関する研究を開始 |
| 平成16年5月 | 県、東レ(株)、旭硝子エンジニアリング(株)が共同で、ミネラル調整液の製造方法及び製造設備の開発に成功(平成19年10月特許査定済) |
| 平成16年6月 | 県、㈱H+Bライフサイエンス(林原グループ)が共同で、ミネラル調整液とトレハロースの複合体であるミネラルトレハ(粉末、液体)の開発に成功(特許共同出願中) |
| 平成16年7月 | 独立行政法人 国立健康・栄養研究所から「にがり」について、ダイエット効果の根拠がなく、とりすぎに注意するようとの報道 |
| 平成16年12月 | ミネラル調整液製造設備の設置を12月補正予算で決定 |
| 平成17年3月 | ミネラル調整液の安全性が、国際的な受託試験研究機関(スイスのRCC Ltd. 社)で試験を実施して証明された。 |
| 平成17年7月 | ミネラル調整液製造設備完成 |
| 平成17年9月 | ミネラル調整液を供給開始 |
| 平成17年11月 | ㈱H+Bライフサイエンスがミネラルトレハ(粉末)の販売開始 |
| 平成18年6月 | ㈱H+Bライフサイエンスがミネラルトレハ(液体)の販売開始 |

(参考)

ミネラル調整液とは深層水の原水から有用ミネラルのカルシウムとマグネシウムを、自然の海水に近い1:3の比率に保ちながら非加熱で濃縮し、人の健康や粉末化の阻害要因となるナトリウム及び硫酸イオンを軽減したものである。なお、高知県のミネラル調整液はナトリウムの除去が最大のメリットとなっている。

トレハロースとは太古から生命と深く係わり、多くの動植物を始め海水にも含まれ、広く天然に分布しているもので、生物のエネルギー源にもなっているほか、乾燥、ストレス、老化など生命にとって過酷な環境に対して、体や細胞を維持する働きをする天然糖質である。

ミネラルトレハとはミネラルとトレハロースにより形成される複合体であり、粉末化が可能になり、体内へのミネラル吸収率も上昇するとされているが、高知女子大学との共同研究において

は「効果・効能」を裏付けるデータは得られていない。

② ミネラル調整液の大量廃棄について

平成18年度のミネラル調整液の受払を確認したところ、下表のとおり年間生産量の95%以上を廃棄するという異常に大量の廃棄処分をしていることが判明した。

ミネラル調整液の平成18年度の生産払出実績 (単位:リットル)

| | |
|------------|----------|
| 期首在庫数量 | 1,978 |
| 平成18年度生産数 | 42,800 |
| 平成18年度処分数量 | 42,337 |
| (売り払い数量) | (1,563) |
| (調査・研究等) | (49) |
| (廃棄数量) | (40,725) |
| 期末在庫数量 | 2,441 |

③ 大量廃棄の原因について

上記の廃棄数量について、なぜ大量に廃棄されたのか所長に確認したところ、ミネラル調整液は、現在ほとんど需要がなく、平成18年度を生産量の大部分は本来の生産目的で製造されたものではなく、製造設備の維持管理上必要な年間の最低限度の装置の稼働に伴って出来たものであるとの回答を得た。

④ ミネラル調整液の需要予測について

ミネラル調整液について、現在ほとんど需要がないにもかかわらず、このような製造設備を整備したのか解明するために、設備設置当時の需要予測をした資料を入手しようとしたのであるが、今回の監査により提示されたのは以下の資料だけであった。

ミネラル調整液事業化計画

2004/10/2
㈱H+Bライフサイエンス

| | 初年度 (2005年) | 次年度 (2006年) | 3年度 (2007年) | 4年度 (2008年) | 5年度 (2009年) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ミネラル調整液 使用料(硬度40,000) | 100t | 200t | 300t | 400t | 480t |
| 前年対比 | — | 200% | 150% | 133% | 120% |
| 液状使用数量 | 70t | 115t | 170t | 225t | 265t |
| 粉末使用量 | 30t | 130t | 130t | 175t | 215t |

この需要予測は、㈱H+Bライフサイエンス社による単なる事業化計画に際しての使用見込量でしかなく、市場調査や、将来需要見込みを少なくとも科学的客観的視点を以て検討したものとはいえない。仮に、そのような㈱H+Bライフサイエンス社が、独自の視点で算出した使用見込量であったとしても㈱H+Bライフサイエンス社に対しその使用について何らの義務を課していない、いわば机上の空論に等しい需要量である。

「9月補正 知事復活判定結果（産業技術委員会）」（平成16年9月3日作成）によると、知事は予算化することについて、①ミネラル調整液の単価、②想定される必要量等あらゆる条件を細部にわたり詰めたうえで12月の予算化を約束している。その際に提示された需要予測が上記のものである。

このような、一般企業においては考えられないような需要予測により、高知県においては本設備投資の意志決定がなされている。

なお、当該設備の建設費用は基本設備に分析機器等の付帯設備も合わせると193,947,474円になっている。

⑤ 需要予測と実際の生産量との差異及びその理由

需要予測と、実際の生産量、販売量の状態は以下の状態である。

予定販売量に対する実績生産数量及び実際販売数量の割合 単位：リットル

| 年度 | 予定生産及び販売量① | 実績 | | 実績割合 | |
|----|------------|---------|---------|--------|-------|
| | | 生産数量② | 販売数量③ | ②/① | ③/① |
| 17 | 100,000 | 58,260 | 167.0 | 58.26% | 0.17% |
| 18 | 150,000 | 42,800 | 1,563.0 | 28.53% | 1.04% |
| 19 | 300,000 | 19,200 | 822.5 | 6.40% | 0.27% |
| 合計 | 550,000 | 120,260 | 2,552.5 | 21.86% | 0.46% |

実際販売量が予定販売量に対して著しく乖離している理由を産業技術振興課に確認したところ、

「平成17年頃から国内の深層水市場が飽和状態となり、企業は既存商品の販売に手一杯で高付加価値の商品開発の意欲が停滞し始めたこと。特に平成17年以降「にがりダイエット」ブームが終わり、関連する商品の売り上げが急降下した。そのため、計画当初は商品開発に意欲的であった赤穂化成、旭食品、東レ、サニーヘルスなどミネラルトレハの大口バルクでの販売予定先が見込めなくなった。また、H+Bライフサイエンス社が開発予定であったミネラルトレハの入浴剤も断念した。以上のことが大きな要因である。」と

の回答を受けた。しかし、当初の需要予測があまりにもずさんであったという反省は一切聞かれなかった。

⑥ 意志決定過程における問題点について

ミネラル調整液製造設備の製造原価は、基本設備に分析機器等の付帯設備も合わせると193,947,474円になっている。このような大規模な事業に対し、予定販売量の約1%しか販売できていない状況は、基本的に事前の予測があまりにもずさんであったとしか言いようがない。

上記⑤では深層水市場の飽和状態及びにがりダイエットのブームの終焉を乖離した理由として掲げているが、「① ミネラル調整液の販売に至るまでの経緯について」でも明らかなよう本投資決定の半年前にすでに独立行政法人国立健康・栄養研究所から「にがり」について、ダイエット効果の根拠がなく、とりすぎに注意するようとの報道があり、にがりブームの陰りではじめている。適切なマーケティング調査によりこのような状態を予測できなかったのか疑問である。

また、「ミネラル調整液供給設備の整備に関する論点のまとめ」（平成16年9月3日作成）によると、ミネラル調整液製造設備に関する9月補正予算につき、「今回、予算計上しなければ、どのような致命的な問題が生じるのか。」という想定質問に対し、「今回の共同研究の主体は林原企業グループのH+Bライフサイエンス社であるが、記者発表後は、グループ企業のビジネスの窓口である林原商事に数多くの商談がきており、今回予算計上が見送られれば、これまでの交渉やH+Bライフサイエンス社の社長との電話のやりとりでは、研究成果発表している企業としては方向転換せざるを得ないとの話がある。また、県としても林原を失うことになれば、この事業の大切なパートナーを失うことになるだけでなく、粉末という今回の事業のポイントも失うことになり、今後の事業展開が全く見えなくなる。」との回答が記載されている。このことから見ても分かるように、H+Bライフサイエンス社からの早期に予算化するよう要求があり、十分な検討がされずに事業化が先行したように思われる。

このような大規模な事業を行うときは、十分なマーケティング調査を行うとともに、適正な原価計算及び費用対効果を計算し、事業化にあたり十分検討した上で事業を行うべきである。

(2) 施設園芸用ハウスにおける生産物について

海洋深層水研究所において、海洋深層水及びミネラル調整液等の施設園芸への利活用を目的として、高糖度トマト、イチゴへの適応性を検討するとともに実用化へ向けた実証試験を行っているが、試験過程で生産されたトマト、イチゴについての受払の事務手続が生産品等事務取扱要領に従って適正な事務手続が行われているか確認した。

平成18年度の生産払出伝票及び生産品等管理簿（以下、伝票及び管理簿という。）を確認したところ、以下の事実が判明した。

- ① イチゴについては伝票及び管理簿を全く作成していなかった。
- ② トマトについては平成18年度の伝票及び管理簿は作成されていたが、記帳担当者に聞き取り調査したところ、平成19年度にはいつて溯って作成されたものであるということがわかった。

このことについての海洋深層水研究所の見解は、次のとおりである。

「もともと試験研究であって販売目的の栽培ではない。販売目的でないのならば、「生産払出伝票及び生産品等管理簿」は作成する必要がないのではないか。（担当のフィールドノートは別として）平成19年度に販売するにあたって、平成18年度もこの一連の書類がいるのではと誤認して遡って作成したのであり、その際には調査試験量は明確であるがその他のところは不明確であったため類推計算して書かざるを得なかったのだが、そもそもこの一連の書類は必要なかったと捉えている。

また、平成19年度に販売を開始したのは、平成19年5月に新しくできたたかおか市場（直販所）で商品として置くモノが少ないので深層水トマトを売ってくれないかとの話が出てきており、当研究所においてもトマトの収穫量も増え、味・品質等の安定が見られてきたので実践的な意味合いをこめ出荷することとなったという経緯である。」

しかしながら、まず、第一に、生産品としての条件は販売目的に限定されていない。すなわち、販売目的で生産したもののみを生産品として管理しなくてはならないとは取扱要領その他の規程のどこにも存在しないことから、伝票及び管理簿を作成すべきである。

第二に伝票及び管理簿を本来作成する必要があるがなかろうが、遡って書類を作成することは適切ではない。

また、海洋深層水研究所では生産品の一部は、職員により試食のため自宅に持ち帰られている。農業技術センターでは、センター内での試食はあるが自宅等センター外へ持ち出しはしないよう徹底しているということであった。試食

の場所については限定するつもりはないが、少なくとも試食に際しては、結果について、適切なレポートにまとめる等、研究活動に一定のフィードバックがなされている事跡を残す必要がある。

6. 契約に関する事項

(1) 委託契約の保証金還付について

平成18年度「歳入歳出外現金現計表」（H19.3.31作成）をみると、契約保証金繰越高221,000円、同払高221,000円及び残高0円と表示されている。

これは、平成15年8月25日、緊急地域雇用創出海洋深層水海藻養殖事業化実証委託契約（契約額2,210,000円、受託者高岡漁業協同組合、期間H15.8.25～H16.2.16）における契約保証金であるが、この保証金が平成15・16・17年度と3年度にわたり繰り越され、平成18年度にようやく債主に返還（H18.12.14）されたことを意味している。

しかしながら、「契約担当者は、契約者が契約の全部を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付しなければならない。」（高知県契約規則第43条）ものであり、しかも高岡漁業協同組合は、既に平成15年度中に当該委託業務を完了していることから、余りにも遅すぎ、適切でない。

契約保証金等の歳入歳出外現金については、毎月、会計企画課より各出先機関に「歳入歳出外現金現計表」がアウトプットされ、紙ベースで届けられる。少なくとも各年度末に必要なチェックを行えば簡単に防止可能なものである。会計企画課及び出先機関とも常時、問題意識をもってこれら契約保証金還付の遅滞防止に留意すべきである。

(2) 設備保守管理契約について契約方法等改善すべきもの

海洋深層水研究所は、単独随意契約により松沢満利と設備保守管理委託契約（契約額平日1時間1,100円、緊急時突発業務1,200円、契約期間H18.4.1～H19.3.31）を締結している。これは、「委託料は、平日1時間につき1,100円、緊急時突発業務1時間につき1,200円とする（第4条）」のものであり、その内容は、時間当り人件費（賃金）を単価とする単価契約である。

この保守管理業務委託契約について、次のとおり、是正改善すべき事項がある。

① 単価契約について

単価契約は、予め数量を確定することができないものについて単価を契約の主目的とし、一定の期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金

額の代価を支払うことを内容とする契約である。これは、総額による契約（総価契約）の原則に対し例外的に認められるもので、事務処理（簡素化等）の理由による便宜の手段に過ぎない単価契約は、必要最小限度にとどめるべきものとされている。

しかしながら、この契約の仕様書等をみると、契約期間は1年度間であり、業務時間は休日等を除く平日午前9時から午後4時までの6時間とされ、業務内容については点検・記帳1回/日及び2回/日が多くを占めていることから、契約締結の前には当然に業務日数（245日）は把握され、契約総額（1,617,000円＝245日×6時間×1,100円）は確定しているため単価契約とすることは適正でない。

事前に契約すべき総額が当然に確定できるものを敢えて未確定として単価契約とする必要は全くない。海洋深層水研究所において設備関係の保守管理に常駐する者の賃金単価を契約の重要な要素とするならば、パート等日々雇用とし、雇用契約すべきである。

また、設備保守点検業務が中心ならば当該設備類の保守点検業務について委託すべき業務量を的確に把握し、これを基に必要な人員（人役）及び必要経費を積算することによって公正妥当な予定価格を算出して総額による契約（総価契約）をすべきである。

② 単独理由について

この設備保守管理契約に当り、単独理由として、概略「円滑な研究活動及び企業への安定した事業用分水を行うためには、各種設備等に熟練するとともに近隣に居住し、異常事態発生時に即時に対応できることが不可欠であり、この条件を満たすのは松沢満利をおいて外にない」ことを挙げている。

しかしながら、この条件を満たすのは松沢満利をおいて外にないということは、個人は生身の人間であり、いずれこの業務を遂行できなくなる時は必ずやってくるが、その時全く選択の余地がないことをも意味し、合理的な理由があるとは認められない。

確かに、同研究所は市街地から離れた高知県の東の端の海岸地区にあるため地理的に不利な条件にあるが、たまたま条件を満たす個人が居るからといって、特定の個人に依存するのではなく、ひろく門戸を開放し、競争入札など契約方法を改善すべきである。

③ 同様事例について

同研究所は、この他同様事例として単独随意契約理由による分析等委託契約（永野千秋、契約額平日1時間875円、期間H18.5.1～H19.3.31）を締結している。

その仕様書を見ると、委託業務内容として1から6項目があるが、データ整理作業を除き全て作業補助である。補助としての業務は、その業務遂行は全て同研究所職員の指示監督の下に行われることを意味し、業務は委任されておらず、業務委託とは認め難い。

パート等日々雇用職員として雇用すべきである。ちなみに、農業技術センターにおいては農業残留分析の補助については、日々雇用職員として雇用している。

(3) 一定期間経過ごとに競争入札とすべきもの

海洋深層水研究所は、随意契約によりその敷地及び建物等の機械警備について総合警備保障（株）と警備業務委託契約（契約額579,600円、期間H18.4.1～H19.3.31）を締結している。その警備業務の内容は、自動警報装置等による夜間・休日等における①盗難・火災（ポンプ）の異常状態の感知、②事故確知時における関係者への通知・連絡、③警備実施事項の報告である。

ところで、当該委託契約は予定価格が100万円を超えない額であるため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）ができるものであるが、2者以上から見積を取らず、単独見積としている。その理由として「機械警備システム設置工事は、この業者が施工しており、警備情報はこの業者の高知ガードセンターにて遠隔送信され、管理されている」ことを挙げている。

しかしながら、機械警備装置を設置すれば翌年度以降も契約するとすれば、その会社が存続する限り、その他の業者は参入することができず、不公平である。毎年度、このような理由によって警備委託契約を継続することは、契約の競争性を阻害することとなり、妥当でない。

機械警備契約に当り、自動警報装置等の短期の取替えは、警備面及び経費面での非継続性・不経済性は当然に予測できるが、その点を補い、正当な競争性を発揮させるためには、その償却年限を基準に一定年限を区切って長期継続契約等複数年契約とするなど、公平性の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

また、同研究所の別の施設である海洋深層水共同研究センターにおける警備業務委託契約（セコム高知（株）、契約額252,000円、期間H18.4.1～H19.3.31）

についても同様である。

7. 旅費に関する事項

(1) 旅費事務センターの入力ミスについて

平成18年度からの新旅費システムへの移行に伴い、旅費に関する事務処理の状況を、事務全般を担当している職員に聞き取り調査をした際、平成18年度の監査において、旅費額を修正された旅行が1件あるという報告を受けた。

新旅費システムへの移行により旅費額の計算等は、旅費事務センターに委託されており、その旅費計算の事務処理は「参考資料 10 普通旅費（公共交通機関利用なし）の事務処理フロー」のとおりである。

旅費事務センターでは、③「旅程作成・旅費計算」において、作成した旅程に基づき旅費額を仮計算しているが、その際にデータ入力をした者以外の者が旅費額のチェックをしている。また、⑩「旅費審査」においても完結決裁された旅行につき精算審査として、領収書の審査、旅費再計算等の旅費額の最終チェックをしている。

修正された旅行の概要は以下のとおりであるが、旅費事務センターでのデータ入力ミスであり、同センターの精算審査でもチェックがかからなかったものである。

① 海洋深層水研究所 旅行命令番号23（旅行日 平成18年5月17日）

神奈川県横浜市（甲地方）への旅行であるが、自己都合により品川（都区内）に宿泊したのについて、本来なら甲地方の宿泊諸費2,800円を支給しなければならぬものに、都区内3,400円の支給をしている。過剰に支払われた金額600円は戻入処理の対象となる。

このような事例は海洋深層水研究所以外でも発生しており、旅費事務センターではこれを受け、旅費計算等の入力ミス及びチェック漏れ等の情報をセンター内で共有するようにし、③「旅程作成・旅費計算」でのチェック体制を強化し、旅費計算書を作成する段階での誤りをなくすよう、体制を強化している。

(2) 旅行命令簿等の紙出力について

平成19年1月の新旅費システムの改訂より、旅行命令簿の決裁、旅行完結の決裁等は電子ベースで行われるため、これまで紙出力されていた旅行命令簿等の帳票は紙出力されなくなった。しかし、海洋深層水研究所においては、改訂

後の平成19年1月以降も、上記(1)の旅費事務センターにおける旅費額の計算ミスを確認し、是正する目的で旅行命令簿等の帳票書類を紙出力し、その内容を確認している。

紙出力することについて、特別の場合を除き禁止しているのか、ないし避けるべきとしているのか行政管理課に問い合わせたところ、「電子決裁の導入により、画面上で旅行命令簿や旅費計算書等の確認ができるようになり、これにより電子決裁所属では必要なページ又は必要な場合のみ印刷すればよくなったのであって、紙出力を禁止、避けるべきとしているわけではない。」との回答を得ている。

しかし、新旅費システムにおいては、そもそも各所属において、旅行全点につき旅費額の確認をすることは求められておらず、かつ、これらに要する事務作業及び紙代等を考えると、新旅費システムの導入趣旨であるアウトソーシング、旅費の削減という観点に反している。

今回の外部監査における海洋深層水研究所に対する意見聴取に際し、海洋深層水研究所は、「監査委員監査は年1回であり、旅費事務センターのチェック体制も日々強化されているとはいえ完璧ではない。各所属の事務担当者が常日頃気をつけていないと訂正が遅くなり事務処理上問題があるのではないかと。現在においても毎回紙を出力しているわけではない。旅費明細書を見て違和感を覚えた時や県外出張の際に注意してチェックしている。アウトソーシングという観点から考えるとその作業は無駄であるという見解も理解はできるが、個人の旅費支給額に関わることであるのですべての旅費をチェックする必要はないにしても、複雑な旅程のものについてはその都度チェックが必要と考える。ゆえに、「やめるべき」という言い方は妥当ではないと考える。」と回答している。

再度確認するが、旅費事務のアウトソーシングの結果、各所属には旅費額の確認は一切要求されていないはずである。もし、「訂正が遅くなり事務処理上問題があるのではないかと」「個人の旅費支給額に関わることであるので」といった理由で、すべての各所属により旅費をチェックする必要があるのであれば、明確に制度化すべきである。全庁的レベルで実施されている事務手続について、特定の所属が独自の事務処理を付加することは、規定を遵守するという意味において問題がないとはいえない。もし全庁的レベルで改善が必要と判断するのであれば、所属の独自性を特に尊重する必要がないと思われる旅費のような事務については県として手続を統一して実施するべきである。

旅費額の確認は、会計指導課等の専門部署に任せ、各所属における旅費額の確認及び紙出力は、国庫補助金等の添付書類に要する場合等やむを得ない場合

を除き、極力廃止する方向で検討すべきである。

8. その他の事項

(1) 「海洋深層水研究所長」名義の通帳について

包括外部監査により出先機関に往査したときは、県有財産の適切な保管と、県有以外の財産の不適切な混入がないことを確認するため、必ず金庫の内部の保管物を実査しているのであるが、海洋深層水研究所の金庫内には、「海洋深層水研究所長」名義の預金通帳（株式会社四国銀行室戸支店普通預金口座 口座番号 0299898）が保管されていた。

① 口座開設の経緯

海洋深層水研究所では、平成7年4月1日から平成9年3月31日までの期間において、①海洋深層水研究所、②海洋科学技術センター（現、独立行政法人海洋研究開発機構）、③クロレラ工業株式会社、④清水建設株式会社（技術研究所）、⑤ニチモウ株式会社（養殖開発部）、⑥日本水産株式会社（中央研究所）、⑦日本郵船株式会社（技術開発センター）とで行う共同研究に係る庶務（研究補助員の雇用、光熱水費等の実費負担分の支払）を行うために「高知県海洋深層水共同研究事務運営協議会」を設立した。同口座はその共同研究に係る庶務を行うために開設されたものである。

② その後の流用

同口座は、「海洋深層水研究所長」名義ではあるが、「高知県海洋深層水共同研究事務運営協議会」のための口座であり、共同研究終了後には解約し残金を精算すべきであった。しかし、共同研究終了後の平成9年3月31日後においても同口座は閉鎖されず、平成13年8月29日まで次のように利用されている。

i) 海洋深層水試験分수에係る分水代金の納入

（平成12年1月31日から平成12年4月18日までの期間 10件）

海洋深層水研究所では、平成7年度から海洋深層水の商業利用のために無料で試験分수가開始されている。平成11年度の途中から有料の事業用試験分수가始まり、その代金を同口座を利用して海洋深層水研究所が歳計外現金として受け入れ、電気代として払い出したものと考えられる。

平成12年度以降は、海洋深層水売買代金を財産売り払い収入として正式に受け入れることとなり同口座を利用した現金の受け払い処理が終了した。

ii) 大旺建設株式会社からの納入

（平成9年3月24日 1件）

当時の関係者に確認したが記憶や記録がなく詳細は不明だが、大旺建設は海藻魚礁の開発を行っていたことから、県内企業への支援として、恐らく海洋深層水を用いた海藻の培養試験等を海洋深層水研究所で行わせていたのではないかと推測される。その際の高熱水費等費用（実費相当額）を同口座を通して処理していたものと思われる。

iii) 海遊館からの納入

（平成11年8月11日から平成13年8月29日までの期間 24件）

海遊館の依頼で、近辺の定置網にかかるマンボウを水槽にならすために一定期間、海洋深層水研究所の水槽で飼育している。その際、海洋深層水を水槽に運ぶための電気料相当額を海遊館から徴収している。海遊館から徴収される電気料相当額を同口座を通して処理していた。平成13年8月29日の取引以降は、納付書による処理に変更し同口座は利用していない。

同口座の共同研究終了後の残高は498円であり、その内容は不明であるが、その後の流用により平成11年2月14日に2円、平成12年8月13日に2円利息が発生し、平成20年2月21日現在の残高は502円となっている。

③ 改善すべき点

共同研究終了後において解約しなかったため、上記のように本来の目的とは異なる利用がされており、かつ、利息が発生するという不適切な状態が継続していたことになる。

問題の本質は異なるが、かつて、預け金問題においては、予算執行の適正化を全庁に周知し、取り組んできた以降については、新たな預け金は発生させなかったもののその残高については適切に処理せず放置されたものもあったという事例もある。この件に限らず表面的な問題の解決のみでなく根本的な対策をとることを習慣づける必要がある。

また、残高502円については平成20年2月26日にその後の状況を確認したところ、その中身が県のものか不明な部分もあるため、現在協議中であるということであった。

X. 機関別監査の結果及び意見－内水面漁業センター

1. 内水面漁業センターの概況

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

内水面漁業センターは、内水面水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため設置されたものである。

② 平成19年度の重点事業

- i) アユ資源の再生及び適正な管理
- ii) 河川環境の保全と再生に向けた研究の推進及び関連機関との連携強化
- iii) 内水面養殖業の振興

③ 所在地

高知県香美郡土佐山田町高川原 687-4

④ 沿革

昭和19年 高知県山田養鯉場を開設（土佐山田町八王子）
 昭和42年 高知県内水面漁業指導所を設置（養鯉場の廃止）
 昭和55年 高知県内水面漁業センターへ改組（土佐山田町高川原）
 平成10年 機構改革により、商工労働部産業技術委員会に所属

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図（平成19年4月1日現在）



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 人数 | 5 | 5 | 5 |
| 人件費(千円) | 41,255 | 41,589 | 41,192 |
| 1人当たり人件費(千円) | 8,251 | 8,318 | 8,238 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況（他部局分を除く）」として添付してある。

| 内水面漁業センター | | (単位：円) | |
|------------|---------|-------------------------------|------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 807,539 | 歳出合計 | 55,644,385 |
| 使用料 | 60,000 | 人件費 | 46,222,555 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 702,121 |
| 財産収入 | 0 | 需用費 | 7,856,715 |
| 諸収入 | 747,539 | 役務費 | 214,176 |
| その他収入 | 0 | 委託料 | 457,800 |
| | | その他の支出 | 191,018 |
| | | 人件費：報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費の合計 | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 16,145.31 m²

② 建物の状況

建物面積 1,304.46 m²

| 名称 | 面積(m ²) | 名称 | 面積(m ²) |
|---------|---------------------|-------|---------------------|
| 庁舎 | 364.49 | 管理棟 | 39.87 |
| 水槽実験作業棟 | 220.29 | 車庫 | 33.00 |
| 恒温水槽棟 | 255.64 | 水槽棟 | 133.64 |
| ボイラー室棟 | 11.36 | 飼育実験棟 | 100.51 |
| 機械室棟 | 38.86 | 廊下 | 9.60 |
| 高架水槽棟 | 97.20 | 合計 | 1,304.46 |

(5) 主な業務の分担

| 業務内容 |
|--------------------|
| ①資源・環境の調査研究に関すること |
| ②魚病対策技術の開発研究に関すること |
| ③遺伝・育種の研究に関すること |
| ④増養殖技術の開発研究に関すること |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|--------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 1 | 6,452 | 1 | | | |
| 16 | 1 | 9,254 | | 1 | | |
| 15 | 4 | 46,871 | 1 | 3 | | |
| 14 | 1 | 12,108 | 1 | | | |
| 13 | 0 | | | | | |
| 12 | 2 | | 1 | 1 | | |
| 11 | 1 | | 1 | | | |
| 10 | 1 | | 1 | | | |
| 9 | 0 | | 0 | | | |
| 8 | 0 | | 0 | | | |
| 計 | 11 | | 6 | 5 | 0 | 0 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

i) 事業報告書 年報

ii) 学会誌への寄稿等

iii) ホームページ上に研究成果の概要を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 物品の所属替え処理漏れおよび登録漏れについて

内水面漁業センターは、平成10年度に海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会へ所属が移っているが、その所管する備品(108点)について海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会へ所属替えがされていなかった。また、平成10年以降に内水面漁業センターで取得した備品(39点)について物品管理簿に登録されていなかったが、このことは、今回の外部監査にあたり、内水面漁業センター所管の物品や公用財産に関する台帳類の提示を求めた際に判明したものである。規程に従い適正な処理をすべきであったが、監査の指摘

を受けて、処理をすませた。

所属替えがなされていなかったのは、事務処理を失念したという理由により、平成10年以降に同センターで取得した備品について物品管理簿に登録されていなかったのは、同センターの所属が海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会に移った際に、同センターの財務会計処理の特殊性が、十分に引き継ぎされていなかったためと思われる。

いずれにせよ、同センターにおいては、備品について財産規則に基づいた備品台帳等による物品管理は平成10年度以降全くなされなかった、さらには、全く管理しなくても問題が発生しなかったという事実を現している。

なお、同センターの財務会計処理の特殊性とは、通常は、物品を取得した際には各出先機関に設置されている財務システムの端末により台帳登録を行うのであるが、従来から内水面漁業センターには財務システムの端末が設置されていないため、同センターで備品台帳等に直接登録ができない状態になっていた。そのため、備品を購入した際には、本課の財務システムの端末により備品台帳等に登録する必要があったのであるが、同センターの所属が海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会に移った際、その事務処理手続きの引継が十分でなく、平成10年の機構改革により今日まで処理されてこなかったということである。

(2) 物品の現物確認結果について

内水面漁業センターでは前述のとおり、備品の所属替えがされておらず、平成10年度以降に取得した備品についても台帳登録されていなかったため、同センターが備品を管理するために独自で作成していた台帳と現物を確認しその管理状況を検証した。(重要物品13点、物品132点、計145点)

その結果は下記の通りであるが、備品管理シールの貼られていないもの、備品台帳等に登録がなかったもの等が相当数発見されている。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに10年近くも、物品の現物管理を行わなくても何ら不自由しない現行物品管理システムはその拠り所となる諸規定を含めて、無用の長物と評価されても致し方ないものである。この際物品管理の方法を効率性、正確性、有効性等考慮しながら再検討する必要がある。

① 備品に管理シールが付されていないものについて

台帳登録されていない備品にはもちろん、海洋局水産振興課時代に購入し

台帳登録されている備品についても管理シールが付されていないものがあった。財産規則第89条において「備品には、室課名又は出先機関名等を表示し備品管理番号を付して保管しなければならない。ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」と規定されているが、今回備品管理シールの貼られていなかったものは、「ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」という但し書きに該当することにより備品管理シールを貼らなかつたわけではない。

備品管理シールの貼り付けについては、その規定の形骸化傾向を含めて、高知県における物品管理に関係する問題点は項を改めてまとめて指摘するが、実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

② 備品台帳等に登録されていなかったものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等にはないが現物があったものがあり、下記の表がその内訳である。

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|-----|---------|--------------|
| 無菌室 | クリーンベンチ | 建築費で購入 |

i) 建築費で購入した備品について

無菌室のクリーンベンチについては、施設を建築する際の設備として購入した物であり、その購入額は施設費の中に含まれていると思われるとのことであったが、クリーンベンチは建物に付属し取り外しできないものではなく、移動可能な備品である。建築費の中でも備品に該当するものは備品として分類し台帳管理すべきであると思われる。

台帳登録に必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

内水面漁業センターでは、毒劇物の管理について管理規定を作成しておらず、毒劇物の管理簿も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に薬品取扱管理規定を作成し、薬品管理簿（以下台帳という。）を作成している。

この台帳の様式について確認したところ、日付の記載がなく受払簿にもなっていないため、いつの時点で作成されたものが不明となっており、最低限い

つの時点での在庫量であるか分かる様式にすべきであると思われる。

毒劇物の管理は、嚴重の上にも嚴重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と嚴重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

内水面漁業センターの毒劇物についてその管理状況を確認するために台帳をもとに現地棚卸を行った。その結果は下記の通りである。

| 場所 | 品名 | 実査時台帳数量 | 実査時現物数量 | 摘要 |
|-----|------|---------|---------|--------|
| 環境4 | キシレン | — | 500ml | 台帳記載もれ |

また、台帳上薬品棚右下とあるものが実際には薬品棚左中であるなど、管理場所について、同一の棚の中であるが台帳と実際の場所が異なるものがあった。

4. 契約に関する事項

(1) 警備業務委託契約について

高知県内水面漁業センターは、随意契約によりセコム高知（株）と警備業務委託契約（契約額 378,000 円、期間 H18.4.1～H19.3.31）を締結している。その警備業務の内容は、自動警報装置による夜間・休日等における防犯サービス、火災監視サービス及び設備監視サービスである。

ところで、当該委託契約は予定価格が 100 万円を超えない額であるため、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）ができるものであるが、2 者以上から見積を取らず、単独見積としている。

それは機械警備装置には設備費を要し、その短期の取替えは警備面及び経費面での非継続性及び不経済性があることは推測することができるが、毎年度、同じ理由によって警備委託契約を継続することは、契約の競争性を阻害することとなり、妥当でない。

機械警備契約に当り、その償却年限を基準として一定年限を区切って長期継続契約等複数年契約とするなど、公平性の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

5. その他の事項

(1) 財務会計システムの利用について

内水面漁業センターは、同センターに係る事務経費及び職員に係る給与その他の給付の支払いについて、事業所資金前渡の方法によっている。

事業所資金前渡とは高知県会計規則第54条2項(1)による資金前渡であり、内水面漁業センターでは、産業技術振興課より、特に前渡を必要とするものとして事業所資金の前渡を受けているものである。この資金前渡の方法は、旧海洋局水産振興課(平成9年度)時代から続いているものであり、高知県の組織のうちこの事業所資金の前渡を受けているのは、他に海洋部水産振興課所属の漁業指導所(室戸、中央、土佐清水、宿毛)がある。

ところで、現在、高知県庁においては予算執行等会計事務については、試験研究機関等出先機関等を含めて財務会計オンラインシステムによって行われている。産業技術部の出先機関では当内水面漁業センターのみが当該財務システムの端末機が設置されておらず、事業所前渡の方法による財務会計システムを利用していない。

しかしながら、資金前渡の方法は、一般的支出の方法の特例をなすもので、特定の経費について支出の手続により概括的に資金を交付して現金払をさせる制度である。その他の試験研究機関と比べ、当該内水面漁業センターのみが現金払をしなければならない特段の理由はなく、当該事務会計システムから敢えて除外する合理的理由は見当たらない。

財務会計オンラインシステムは、全庁的なシステムであり県庁全体で統一的に行われる必要があるとともに財産管理システム及び物品管理システムにも利用されることから、県庁における同財務会計システムの変更、改訂等に併せて内水面漁業センターの同財務会計システムの利用について改善検討すべきである。

(2) 事業所資金の前渡資金交付状況について

内水面漁業センターでは、産業技術振興課より事業所資金の前渡を受けている。

この事業所資金の精算について、平成18年度末の前渡資金通帳と前渡資金精算書を突合し、清算もれがないことを確認した。

なお、平成18年4月から12月の前渡資金通帳の残高についてみると平成18年4月から12月までの間に前渡資金が本課から前渡資金通帳に振り込まれた回数は6回であるが、4月の振込時以外は、本課からの入金直前の前渡資金通帳の残高は常に100万円を超えている。このような多額の資金が、その資金需要

に関わりなく出先機関で直ちに引き出し可能な状態で保管されることは、管理上好ましい状態とはいえない。事業所資金の前渡は、資金需要にあわせて必要最低限の金額で実施すべきであり、必要以上の資金を出先機関に管理させるべきではない。

なお、同センターの所長によれば、平成18年度までは余裕をもって入金していたが、平成19年度からはできるだけ資金をもたないようにしているとのことである。

| 入金日 | 入金額 | 入金時通帳残高 | 入金直前通帳残高 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 4/7 | 2,440,410 | 2,886,349 | 445,939 |
| 6/2 | 570,000 | 2,779,810 | 2,209,810 |
| 9/5 | 850,000 | 2,336,439 | 1,486,439 |
| 10/18 | 534,000 | 2,053,309 | 1,519,309 |
| 11/2 | 55,000 | 1,647,428 | 1,592,428 |
| 12/8 | 854,000 | 2,002,515 | 1,148,515 |

X I . 機関別監査の結果及び意見－水産試験場

1. 水産試験場の概況

(1) 沿革等

① 目的・位置付け

水産試験場は水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため設置されたものである。

② 平成19年度の重点事業

- i) 重要資源の適正な利用・管理
- ii) 森里海が連携した自然環境の再生及びモニタリング体制の構築
- iii) 競争力のある養殖業の育成

③ 所在地

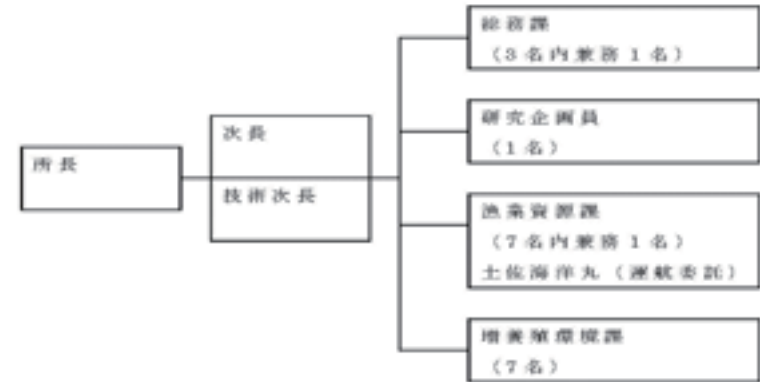
高知県須崎市浦の内灰方 1153-23

④ 沿革

明治34年 県庁内に設立
 明治35年 須崎町に新庁舎建設し移転
 昭和29年 15号台風により庁舎全壊
 昭和30年 庁舎新設
 昭和42年 増殖指導船「いそちどり」建造
 昭和43年 海洋調査船「とさ」、漁業調査船「さちかぜ」建造
 昭和46年 須崎市浦ノ内灰方に庁舎新築移転、大月町古満目に試験地設置
 昭和53年 漁業調査船「さちかぜ」廃船
 昭和54年 海洋開発調査船「こうち」建造
 昭和56年 調査船「こうち」5月27日火災により運航不能のため廃船
 昭和57年 増殖指導船「いそちどり」廃船
 昭和58年 海洋開発調査船「土佐丸」建造
 昭和61年 海洋漁業調査船「土佐海洋丸」建造、海洋調査船「とさ」廃船
 平成3年 海洋漁業センター新設
 平成10年 機構改革により、産業技術委員会事務局へ移管
 平成15年 海洋調査船「土佐丸」廃船
 平成17年 横浪林海研究交流センター設置(9月)

(2) 組織及び職員の状況

① 組織図(平成19年4月1日現在)



② 職員の状況

| 区分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 人数 | 20 | 20 | 19 |
| 人件費(千円) | 160,570 | 159,941 | 153,296 |
| 1人当たり人件費(千円) | 8,028 | 7,997 | 8,068 |

(3) 財務の状況

平成18年度決算における歳入・歳出概況は下記のとおりであるが、その詳細は「参考資料3平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)」として添付してある。

| 水産試験場 | | | (単位:円) |
|------------|------------|-------------------------------|-------------|
| 歳入(特定財源)合計 | 16,936,890 | 歳出合計 | 219,482,377 |
| 使用料 | 171,567 | 人件費 | 176,024,338 |
| 手数料 | 0 | 旅費 | 4,135,703 |
| 財産収入 | 0 | 需用費 | 28,846,134 |
| 雑収入 | 15,910,323 | 役務費 | 1,037,271 |
| その他収入 | 855,000 | 委託料 | 5,304,060 |
| | | その他の支出 | 4,134,871 |
| | | 人件費:報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費の合計 | |

(4) 施設の概要

① 土地の状況

敷地面積 14,647.5 m²

② 建物の状況

建物面積 3,198.38 m²

| 名称 | 面積 (m ²) | 名称 | 面積 (m ²) |
|----------|----------------------|-----------------|----------------------|
| 水産試験場本館 | 869.39 | プロパン庫 | 1.68 |
| ポンプ棟 | 78.00 | 焼却炉上屋 | 4.00 |
| 車庫・倉庫 | 260.00 | 横浪林海研究交流センター管理棟 | 200.71 |
| 倉庫 | 50.00 | | |
| アワビ飼育ハウス | 48.80 | 同 便所 | 39.66 |
| 職員住宅 | 171.92 | 同 シャワー室 | 10.58 |
| 海洋漁業センター | 1,428.81 | 同 ポンプ室 | 4.83 |
| 屋外便所 | 30.00 | 合計 | 3,198.38 |

③ 具有船 土佐海洋丸 48 t 750ps

④ 海水槽

| 名称 | 備考 |
|------|-------------------------------|
| 中型水槽 | 4.0×2.0×1.1m 8面 70 t |
| 小型水槽 | 2.0×1.0×0.9m 8面 15 t |
| 丸型水槽 | (外径10.0・内径3.5) ×1.5m 1面 101 t |

(5) 主な業務の分担

| 課名 | 業務内容 |
|--------|---|
| 漁業資源課 | ①漁海況予報・速報・海洋観測 ②資源評価調査事業 ③日本周辺高度回遊性魚類資源調査 ④県内重要魚類の資源調査 ⑤黒潮牧場等各種魚礁の研究・効果調査 ⑥海洋漁業調査船「土佐海洋丸」の運航管理 ⑦新調査船の建造に関する事 ⑧その他関連する業務に関する事 |
| 増養殖環境課 | ①有用水産動物の増養殖技術開発・指導 ②中間育成・放流技術開発 ③魚病対策技術開発・防疫対策指導 |

| |
|-----------------------|
| ④沿岸・内湾漁場環境調査及び漁場環境の改善 |
| ⑤赤潮調査及び被害防止技術開発・指導 |
| ⑥藻場管理手法開発研究 |
| ⑦水産物の鮮度保持に関する事 |
| ⑧その他関連する業務に関する事 |

(6) 研究成果の普及状況

研究成果の普及状況は「参考資料8各試験研究機関の研究成果の普及状況」にまとめて添付してある。なお、その概要は以下のとおりである。

| 終了年度 | 課題数 | 研究費 | 結果の分類 | | | |
|------|-----|-----------|-------|----|----|----|
| | | | 普及 | 指導 | 開発 | 行政 |
| 17 | 4 | 50,407 | | 1 | 3 | |
| 16 | 9 | 45,531 | 1 | 3 | 4 | 1 |
| 15 | 4 | 1,336,914 | | 1 | 3 | 1 |
| 14 | 4 | 36,085 | 1 | | 3 | |
| 13 | 1 | 5,151 | | | | 4 |
| 12 | 4 | | 2 | 1 | 1 | |
| 11 | 3 | | 3 | | | |
| 10 | 5 | | 3 | | 1 | 1 |
| 9 | 4 | | 3 | | | 1 |
| 8 | 5 | | 2 | | | 3 |
| 計 | 43 | | 15 | 6 | 15 | 11 |

(7) 試験・研究成果の公表

① 研究成果報告会

関係機関を対象に実施

② 出版物等

i) 事業報告書 年報

ii) ホームページ上に研究成果の概要、漁海況情報を掲載

2. 物品管理及び利用状況に関する事項

(1) 監査資料の「財産に関する調」及び「重要物品に関する調」の記載について

監査資料の「財産に関する調」及び「重要物品に関する調」では、その用途について記載する欄があり、財産については所有目的に使用中の面積と用途、所有目的に使用していない面積とその理由について記載し、重要物品について

は有効に活用している数量、不十分ではあるが使用している数量、使用していない数量と理由について記載することとなっている。

水産試験場の監査資料では上記記載事項について使用していないものとその理由を具体的に記載していた。その一例を示すと以下ようになる。

重要物品に関する調（平成19年4月30日現在）より抜粋

| 品名 | 数量 | 取得年月日 | 取得金額 | 用途 | | |
|------------|----|------------------------|-----------|-------------|------------------|---------------------------------|
| | | | | 有効に活用している数量 | 不十分ではあるが使用している数量 | 使用していない数量と理由 |
| 造粒機 | 1 | (H6.3.31) H17.02.09 | 1,384,000 | 1 | 0 | 0 |
| 稚魚微細飼料カッター | 1 | (H6.3.31) H17.02.09 | 1,014,000 | 0 | 0 | 1 事業終了に伴い他に使用する事業がないまま経過している |
| 走査顕微鏡(電子) | 1 | S57.03.31 | 6,703,200 | 0 | 0 | 1 不用・廃棄手続予定 |
| スーパーカッター | 1 | H02.03.15 | 2,010,000 | 0 | 0 | 1 故障中 |

しかし、他の試験研究機関や多くの県庁内の部署の監査資料においては、重要物品についてその所管するすべての重要物品を有効に活用していると記載している事例が比較的高い確率で認められる一方で、実際に物品台帳等と現物の照合を行った結果、使用していないものや、所在不明のものすらある。

設備の稼働状況や稼働の見込みを把握し、関係書類に明記するとともに関係者に周知することは資産の有効活用と適正な管理の上で非常に重要なことである。水産試験場のように高い精度で使用状況について記載している部署が存在する一方で、安易に「有効に活用している」といった記載により誤った情報を提供することは、事務処理の誠実さすら疑われかねないことでもあり、書類の作成は正確を期する必要がある。

当然に、監査資料の「財産に関する調」及び「重要物品に関する調」は監査時においてその所管する部課の財産管理状況を把握する上で重要な書類であることから、財産の使用状況について適切に記載すべきである。

(2) 物品の現物確認結果について

水産試験場所管の物品について、その管理状況を検証するためにその所管する重要物品及び備品全点について備品台帳等と現物を確認した。(重要物品 27点、備品 193点、合計 220点)

その結果は下記の通りであるが、現物の確認ができなかったもの11点、備品台帳等に登録がなかったもの7点と、現物確認の対象とした備品193点に対し各々5.7%及び3.6%と、相当数発見されている。この数が多いか少ないかについてはそれぞれ見解があるであろうが、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものと認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識しているのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら管理方法を根本から再検討する必要がある。

① 備品管理シールの貼られていないものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品管理シールを付していないものがあった。財産規則第89条において「備品には、室課名又は出先機関名等を表示し備品管理番号を付して保管しなければならない。ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」と規定されているが、今回備品管理シールの貼られていなかったものは、「ただし品質形態上これによることができないものは、この限りでない。」という但し書きに該当することにより備品管理シールを貼らなかったわけではない。

備品管理シールの貼り付けについては、その規定の形骸化傾向を含めて、高知県における物品管理に係る問題点は項を改めてまとめて指摘するが、実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

② 備品台帳等に登録があるが現物の確認ができなかった物品について

備品台帳等と現物を照合した結果、下記の表の物品について備品台帳等上登録されているが所在不明である等の理由により現物の確認ができなかった。

| 分類番号 | 品名 | 備品管理番号 | 取得価格 | 摘要 |
|-------|------------|-----------|---------|-----------------|
| 11001 | プリンター | 08-056664 | 200,000 | 所在不明、更新時の抹消手続もれ |
| 12602 | 冷凍庫(フリーザー) | 08-053126 | 500,580 | 所在不明、同上 |
| 14008 | インキュベーター | 08-080766 | 235,000 | 所在不明、同上 |
| 14301 | 採水器 | — | 122,325 | 8台中1台所在不明、同上 |
| 12101 | 無線発信器 | 09-014367 | 997,500 | 土佐丸備品、売却時台帳処理もれ |
| 12101 | 無線発信器 | 08-055074 | 206,000 | 同上 |
| 12103 | 無線機関連機器 | 09-019862 | 577,500 | 同上 |
| 12117 | 非常通報装置 | 09-019863 | 315,000 | 同上 |
| 12199 | 通信機器類(その他) | 08-055067 | 309,000 | 同上 |
| 12199 | 通信機器類(その他) | 08-055056 | 257,500 | 同上 |
| 12312 | 冷暖房エアコン | 12-001603 | 153,300 | 同上 |

③ 備品台帳等に登録されていないものについて

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等にはないが現物があったものがあり、下記の表がその内訳である。

| 場所 | 品名 | 台帳登録されていない理由 |
|-------|--------------|---|
| 資源実験室 | 生物顕微鏡 | 昭和54年に建造した調査船の付属設備として購入したものであるが、その後船から降ろして使用している。当該調査船が昭和56年に火災により焼失した際に台帳から抹消されたものと思われる。 |
| 調餌室 | 冷蔵庫 | 建築費で購入 |
| 倉庫 | バイク | 異動した職員の私物 |
| 小割 | 船 | 職員の私物 |
| 小割 | 海上筏施設 | 栽培漁業センター所管 |
| 小割 | 海上作業施設小割網洗浄台 | 栽培漁業センター所管 |
| 小割 | 海上作業施設作業倉庫代 | 栽培漁業センター所管 |

i) 建築費で購入した備品について

調餌室の冷蔵庫については、施設を建築する際の設備として購入した物であり、その購入額は施設費の中に含まれている。しかしながら冷蔵庫は建物に付属し取り外しできないものではなく、移動可能な備品である。建築費の中でも備品に該当するものは台帳登録の必要な備品または重要物品と認識して、備品登録し台帳管理するなど必要な管理をすべきである。

ii) 職員の私物について

30t水槽の倉庫に放置されていたバイク及び小割に係留されていた船外

機付の船は職員の私物である。所長は直ちに所有者である職員に速やかに適切な処置をとるよう指示する必要がある。

iii) 水産試験場に移管すべきものについて

海上筏施設(取得価格16,536,021円)、海上作業施設小割網洗浄台(取得価格1,815,744円)、海上作業施設作業倉庫代(取得価格1,021,356円)、海上筏施設(取得価格3,150,000円)は、栽培漁業センターの所管で工作物として財産登録されているが、これらの施設の実際の管理は水産試験場が行っている。

そのため、平成18年度末の時点で水産試験場と栽培漁業センターの所長間で話し合い、水産試験場の所管とするよう本課へ移管手続の書類を提出していたが、平成19年度になって移管されていない。これは、本課担当者の他の担当業務が繁忙を極めたという理由で処理が遅れたもので、遅くとも平成19年度中には移管手続を完了させるとのことである。

3. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

水産試験場では毒劇物の管理について管理規程を作成しておらず台帳も作成していなかったが、今回の包括外部監査を契機に毒物劇物使用簿(以下台帳という。)という名称で受払簿を作成している。この台帳の様式について確認したところ、数量に増減があった場合は記載することとなっているが、受払を一つの欄で表示しようとしているため、受払後の残量がわかりにくい様式となっているため、受払の状況が明確にわかるよう台帳の様式について改める必要があると思われる。

毒劇物の管理は、厳重の上にも厳重になされるべきものであり、各施設が各自の方法で管理するにはふさわしくない重要事項である。県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と厳重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

水産試験場の毒劇物の管理状況を把握するために、台帳をもとに毒劇物の実地棚卸を行った。その結果は下記の通りである。

| 場所 | 品名 | 実査時台帳数量 | 実査時現物数量 | 摘要 |
|----|----|---------|---------|----|
|----|----|---------|---------|----|

| | | | | |
|--------|----------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 増養殖環境課 | 水酸化ナトリウム | — | 2,000 g | 台帳記載もれ |
| 増養殖環境課 | ホルマリン | 10 k g | — | 環境倉庫へ移動しており台帳へ記載もれ |
| 環境倉庫 | 水酸化ナトリウム | 18 k g (18 k g × 1) | 18 k g (20 k g × 1) | 1 缶当たりの単位記載誤り |
| 環境倉庫 | キシレン | 108 k g (18 k g × 6) | 60 k g (15 k g × 4) | 1 缶当たりの単位記載誤り及び数量記載誤り※ |

※ 台帳上キシレン6缶となっていたが、実際にはキシレンは4缶であとの2缶はエタノールであった。

(3) 毒劇物の保管方法について

増養殖環境課の西棚に劇物である硫酸、塩酸、次亜塩素酸を保管しているが、硫酸、塩酸はガラス瓶に入っており、保管棚は木製で、ガラス戸は薄く割れやすく、転倒防止の柵もついていない。

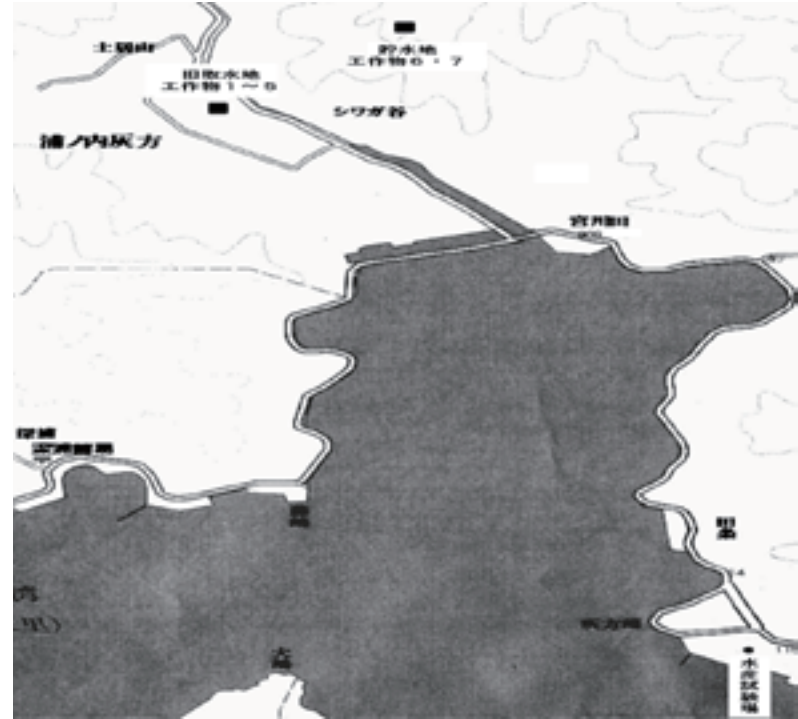
そのため、防災上の観点から、地震等の災害発生時にガラス瓶が転倒し破損するおそれがあり、そのことによる二次災害の原因となりうる可能性があること、また、防犯上の観点からは、外から視認ができ、安易に取り出しが可能な箇所に劇物を保管することにより盗難のリスクが高まるおそれがあることから、毒劇物の保管方法について、より安全性の高い薬品棚に管理する等の検討をする必要がある。

4. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 自家用水道施設（工作物）について

水産試験場は、次のとおり、20年近く前まで水道水として使用していた地下水を水源とする自家用水道施設（工作物）を所管している。現在、水道水としては全く利用されていないが、公用廃止等が行われないで行政財産（公用財産）のままである。

これらの施設の、設置場所の概略は下図のようである。



| 番号 | 財産区分 | 財産名称 | 数量 | 取得年月日 | 取得価格 |
|----|------|-------------|-----|-----------|-------------|
| 1 | 工作物 | 井 | 1 件 | S45.11.20 | 1,244,647 円 |
| 2 | 工作物 | ポンプ操作室及び滅菌室 | 1 件 | S45.11.20 | 215,828 円 |
| 3 | 工作物 | フェンス | 1 件 | S45.11.20 | 337,721 円 |
| 4 | 工作物 | 電気設備 | 1 件 | S45.11.20 | 864,432 円 |
| 5 | 工作物 | 水中ポンプ及び滅菌室 | 1 件 | S45.11.20 | 1,317,336 円 |
| 6 | 工作物 | 池 | 1 件 | S45.11.20 | 1,237,938 円 |
| 7 | 工作物 | フェンス | 1 件 | S45.11.20 | 554,668 円 |

ところで、これら施設設備の現況について往査時（H19.10.23）に現場を視察したところ、表の番号1～5の工作物については、水源用地（72.0㎡）として民有地（畑）の一角に建設・設置されているが、その給水管は道路（河川敷）脇で切断され、現在、全く利用できる状況にはない。

また、表の番号6・7の工作物については、配水池用地（100.0㎡）として集落に沿った小高い裏山に建設・設置されており、現在は当該集落において河川

水を水源とする防火用水とするための防火水槽として利用されている。最近、近くで火災があり、当該防火水槽を利用して消火に当たったとのことである。

しかしながら、当該自家水道施設は、平成2年10月18日の覚書によって土佐市の水道を利用することが出来るようになって以来、使用することはないため、同試験場にとっては全く不用なものとなっているが、これを行政財産のまま放置することは適正でない。

また、表6・7の工作物については「地元集落の防火用水槽」としては有効活用されているが、行政財産の目的外使用許可等の手続を行わないまま使用させることは適正でない。

これら工作物については行政財産の用途廃止の手続を取り、全く不用なものについては取壊し等適切な処理を行うとともに、地元集落到口頭での承諾にとどまっている施設については当面貸付等適切な措置を講じ、将来的には防火という観点から譲渡等をも検討すべきである。

(2) 財産の所管関係を明確にし、支出すべきもの

水産試験場は、小割施設(養魚用海上筏施設)の海中部分に付着物が増加し、浮力が低下しており、施設の維持管理に支障が出るおそれがあり、その除去のため潜水による水中作業が必要であるとして(有)エコシステムと小割施設潜水清掃作業委託契約(契約額294,000円、施工期限H19.3.23)を締結している。

ところで、水産試験場の公有財産台帳をみると同台帳上で小割施設(海上筏施設)に該当する工作物等の公有財産は登載されておらず、小割施設としては栽培漁業センターの公有財産台帳には4件見受けられ、同漁業センターの所管(所属)のものと推測される。また、原材料(30万円～35万円)を購入して作った小割施設もあるとのことであるが、財産台帳に登載しないで使用している。

しかしながら、水産試験場の所管(所属)外の財産に対して維持管理費用を支出することは財産管理の責任を不明確にするとともに予算統制上からも適正でない。

水産試験場と栽培漁業センターとは同一敷地内にあり、財産の所管関係については錯綜している部分があるが、その所管所属を明確にし、原材料で取得した施設については受入れ手続を採るなど公有財産台帳については正確な記録管理を行うべきである。

5. 契約に関する事項

(1) 清掃業務の内部処理について

水産試験場は、清掃業務について随意契約(競争見積)により南海ビルサービス(株)と清掃委託契約(契約額496,800円、期間H18.4.1～H19.3.31)を締結している。

ところで、前年度までは日常清掃と定期清掃を併せて実施していたものであるが、予算執行額を削減するため当年度においては床清掃年2回(床洗浄及びワックス塗布)及びガラス清掃年1回の定期清掃のみを外部業者に委託し、日常清掃については職員がローテーションを組み、毎日実施することとしている。ちなみに、平成19年度の水産試験場内清掃当番表をみると3班編成で、1班7～8名で共通部分及び男女トイレを清掃しており、その所要時間は毎日約30分を要しているとのことである。

しかしながら、この清掃当番表による1日当りの所要時間は約3.5時間(=7人×30分)/60分)となり、平成19年の使用料・手数料実勢価格調査に使用した県庁職員の平均時間単価(4,861円/時)に乗じると1日当たり約17,014円となる。これを平成17年度清掃委託契約の1日当たり単価3,780円(=@630円/時間×6時間/1日)と比較すると職員の清掃作業実施が圧倒的に経費を要することとなる。なお、職員による清掃は週1回を目安に実施している。

また、県庁内では、アウトソーシング計画が積極的に推進されている。一方、予算削減に伴い今まで業務委託されていたものが内部的に処理される傾向にある。これは、逆に高コストを招来するとともに県のアウトソーシング計画に逆行することとなる。

元々、アウトソーシングは、民間に任せられるものは任せ、行政をスリムにしてコア業務を充実させるとともに、合わせてコスト削減にも寄与させようとするものである。研究員等が直接清掃業務に従事するというは取りも直さず本来業務にゆとり、余裕があることであり、清掃業務委託と直接の職員清掃と比較検討するとともに改めて本来業務、とりわけコア業務について精査すべきである。

(2) 運行等業務委託の検査調書について

高知県は、高知県及び周辺海域における海洋資源調査事業に係る調査船「土佐海洋丸(80t)」の運行等業務について(株)西日本科学技術研究所と委託契約(契約額62,685,000円、期間H18.4.1～H19.2.13及びH19.3.17～H19.3.31)を締結している。

当該契約について契約締結その他予算執行は産業技術振興課が行っている。
一方、水産試験場は、同運行等業務委託の履行確認検査を行い、検査調書を作成し、同産業技術振興課に送付するとともに重油等需用費の執行を行っている。しかし、水産試験場には、当該委託契約が、本庁本課契約であるため仕様書を含む契約書一式(写)は正式に送付されていない。

水産試験場は、土佐海洋丸の運行によってもたらされる調査データを必要とし、利用しているため、その委託契約の設計書は、現場の水産試験場で作成されている。従って当然に水産試験場の現場では土佐丸運行業務委託契約の仕様について十分に熟知しているとして、契約書一式が送付されていないものと思われる。しかし、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類は履行確認の根拠となり、送付しないのは適切でなく、正式な契約書一式(写)によって検査し、検査調書を作成すべきである。

6. 旅費に関する事項

(1) 旅費事務センターの入力ミスについて

平成18年度からの新旅費システムへの移行に伴い、旅費に関する事務処理の状況を総務課職員に聞き取り調査をした際、平成18年度において旅費事務センターの計算ミスにより旅費額の修正を求めた旅行が3件あるという報告を受けた。

水産試験場では国からの受託事業にかかる旅行については、その資料として旅費精算書を添付しなければならないため、受託事業に関する旅行のみ金額等の内容をチェックしている。修正を求めた旅行3件はこれにより発見されたものである。なお、今回の外部監査において、上記のような報告を受けたこともあり旅行命令簿等を精査した結果、旅費事務センターの計算ミスを1件発見した。

新旅費システムへの移行により旅費額の計算等は、旅費事務センターに委託されており、その旅費計算の事務処理は「参考資料 10 普通旅費(公共交通機関利用なし)の事務処理フロー」のとおりである。

旅費事務センターでは、③「旅程作成・旅費計算」において、作成した旅程に基づき旅費額を仮計算しているが、その際にデータ入力をした者以外の者が旅費額のチェックをしている。また、⑩「旅費審査」においても完結決裁された旅行につき精算審査として、領収書の審査、旅費再計算等の旅費額の最終チェックをしている。

修正された旅行3件(①から③)及び監査時に発見した旅行1件(④)の概

要は以下のとおりであるが、いずれも、旅費事務センターでのデータ入力ミスであり、同センターの精算審査でもチェックがかからなかったものである。

① 水産試験場 旅行命令番号12

自家用車使用の旅費額は、全路程の区間距離を通算し、1km未満の端数を切り捨てて計算されるが、入力した区間距離ごとに1km未満の端数切捨処理を行った後に全区間を通算したため誤った結果となったものである。実際の支給においては合計距離が1km短くなり29円の不足を生じ追給された。

② 水産試験場 旅行命令番号220

旅費システム導入当初(平成18年3月27日から平成18年10月24日まで)は、GISが検索した経路に鋭角の右左折が含まれている場合には、これを回避し、行き過ぎてから後戻りする経路で距離が自動計測されていた。このような場合には、適正な陸路距離ではないとの考え方から、旅費事務センターで路程の作成・旅費計算を行う際に、「陸ると(陸路距離旅費計算システム)」により、当該区間の陸路距離を別途再計測する取扱いをしていた。

本旅行の経路上である土佐清水市旭町の重心点付近には、鋭角左折地点があることが当初(GIS更新前)から分かっており、旅費事務センターで距離の再計測を行う必要がある区間として周知が図られている部分であったが、事務処理の過程で、再計算を失念してしまったものである。

実際の支給においては路程距離が3km長くなり87円の過剰支給が発生し戻入された。

なお、平成18年10月24日にGISの更新が行われた後は、鋭角の右左折を回避して行き過ぎてから後戻りするような事象は解消されているため、旅費事務センターによる手作業は発生していない。

③ 水産試験場 旅行命令番号390

旅費事務センターにおいて路程を作成する際、「前泊」を見落とし、旅行命令の入力内容に合致しない路程を作成したため、誤った区間距離で自家用車の車賃が計算された。実際の支給においては路程距離が2km長くなり58円の過剰支給が発生し戻入された。

④ 陸路距離は同じなのに旅費額が異なる事例

旅行命令251番(誤)の車賃と265番(正)は、土佐清水への自家用車使

用の1泊2日の旅行であるが、全く同一内容の旅行にもかかわらず異なった旅費が支給されていた。両者の旅費計算書を比較したところ旅程及び区間距離は全く同一であったが、下記の表のように車賃のみ異なっていた。

| 265番〈正〉251番〈誤〉の旅費計算書 | | |
|----------------------|--------------|---------|
| | 場所 | 区間距離 |
| 出発地 | 公署(須崎市浦ノ内灰方) | |
| 目的地 | 土佐清水市窪津 | 130.1km |
| 宿泊地 | 土佐清水市旭町 | 7.4km |
| 目的地 | 土佐清水市以布利 | 2.8km |
| 帰着地 | 公署 | 122.8km |
| | | 263.1km |
| | 265番〈正〉 | 251番〈誤〉 |
| 計算された車賃 | 7,627円 | 7,772円 |
| 車賃から逆算した距離数 | 263km | 268km |

このような差異が発生した理由は、旅費事務センターにおける旅費の計算に際して、宿泊のある旅行の車賃部分は、すべて手計算によっていることにある。すなわち、車賃部分は区間距離を手計算で合計し1km未満を切り捨てたものに29円/kmの単価を乗じて計算した結果を、旅費計算書に直接入力しているのである。

車賃251番〈誤〉の旅費計算書への車賃の計算において、距離の集計で計算ミスを犯し268kmと計算したものに29円/kmの単価を乗じたため7,772円となってしまった。旅費事務センターにおいて、事務処理を行う過程で生じた計算ミスであるが、精算審査の過程においても誤りのチェックができていなかった。

このような事例は水産試験場以外でも発生しており、旅費事務センターではこれを受け、旅費計算等の入力ミス及びチェック漏れ等の情報をセンター内で共有するようにし、③「旅程作成・旅費計算」でのチェック体制を強化し、旅費計算書を作成する段階での誤りをなくすよう、体制を強化している。

また、監査時において発見された④の計算ミスにつき、平成20年2月26日にその後の状況を確認したところ、平成20年3月12日に戻入処理が完了している。

(2) 紙ベースでの二重決裁について

平成19年1月の新旅費システムの改訂より、旅行命令簿の決裁、旅行完結の決裁等は電子ベースで行われるため、これまで紙出力されていた旅行命令簿等の帳票は紙出力されなくなった。しかし、水産試験場においては、改訂後の平成19年1月以降も旅費命令簿等の帳票書類を紙出力し、かつ、電子決裁と平行して紙ベースでも決裁に準ずる処理をしている。これらのことにつき、場長に確認したところ次の理由により紙出力及び決裁に準ずる処理をしているということであった。

① 未発文書の発生

旅行者は旅行をしようとする場合には、旅行命令簿を作成し、所属長の決裁を受けるため作成した旅行命令簿を送信する。その際、旅行者本人が旅行命令簿を送信したつもりが、システム上のトラブルにより送信できずに「未発文書」として残っている場合がある。そのため、所属長における旅行決裁がスムーズに行えない。

② 所属長における陸路計算書等の内容のチェック

新旅費システムでは、所属長に陸路計算書の内容のチェックまで求めているが、水産試験場においては、国からの受託事業の資料として旅費精算書を添付しなければならないため、受託事業に係るもののみ金額等の内容をチェックしている。

その際、所属長における電子決裁システムでは内容の確認まですることができないため、各旅行ごとに旅費システムを立ち上げて個別に確認しなければならない。紙ベースで出力すると内容のチェックがスムーズに行える。

上記①の未発文書の発生原因について会計指導課に確認したところ、未発文書は旅行者が旅行命令簿を送信する際、所定の手続きがとられていないため発生する事象であり、システム上のトラブルではないとの回答を受けた。

また、上記②の国からの受託事業にかかる旅行については、その事業にかかる旅行のみ旅費命令簿を紙出力し、内容確認すれば十分対応できる。

したがって、上記①および②はいずれも、水産試験場においてすべての旅行について旅費命令簿等を紙出力し、紙ベースで決裁に準ずる処理をする理由とはならない。

行政管理課においては、紙ベースでの出力に関しては、「必要なページまたは

必要な場合のみ印刷すればよかった」とするとともに、紙ベースでの決裁に準ずる処理に関しても「これらの行為は、水産試験場が旅費事務処理をスムーズに行うための処理として容認している。」としてともに特段の指導はしないとの立場をとっている。

行政管理課は紙ベースでの出力が必要な場合に該当するとの見解を示しているが、そもそも平成19年1月の新旅費システムの改訂による電子決裁機能は、これまで紙出力した旅行命令簿で決裁したうえで旅費事務センターに送信するという二重の手間を排除し、決裁業務の簡素化を図るために導入されたものである。水産試験場の行為は決裁業務の簡素化という趣旨に反するとともにこれらに要する事務作業及び紙代等を考えると、新旅費システムの導入趣旨であるアウトソーシング、旅費の削減という観点にも反している。

紙ベースによる決裁に準ずる処理は、実質的に二重決裁していることに他ならない。即刻二重決裁を中止するとともに、早急に電子決裁システムによる事務処理に移行すべきである。

また、陸路計算書等の紙出力についても国庫補助金等の添付書類として出力を要する場合等やむを得ない場合を除き、中止すべきである。

(3) システム上やむを得ないとされる事例

① GISのデータ更新

出発地、目的地、経路、路程すべてが同じ旅行で、旅費額が異なるものがあった。茶業試験場のところでも述べたが、これは、GISのデータ更新をした際生ずる事象で、旅費システム上やむを得ない事象として取り扱われている。

② 出発地→目的地と目的地→出発地で距離が異なるもの

A地点を出発地としてB地点を目的地とした旅行(A旅行という。)と、B地点を出発地としてA地点を目的地とした旅行(B旅行という。)とで、旅費額が異なるものがあった。これは、GISの区間距離の計算において、出発地はその地点を起点とするのに対し、目的地はその地点の属するエリアを起点として計算されるからである。そのため、A旅行はA地点が出発地となりB地点の属するエリアが目的地となるのに対し、B旅行はB地点が出発地となりA地点の属するエリアが目的地となるため、区間距離が異なり、旅費額が異なる場合がある。これも①と同様、旅費システム上やむを得ない事象として取り扱われている。

7. その他の事項

(1) 情報セキュリティ管理について

私物のパソコン5台を持ち込み、業務に使用していた。

これは、高知県の定める情報セキュリティ対策基準第6-1-(8)「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内(所属がその分掌事務を行うために使用する部屋等の区域、以下「室」という。)に持ち込み、かつ、使用してはならない。」に違反しており、対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

X II. 事務処理の種類別監査の結果及び意見

1. 物品管理及び利用状況に関する事項

地方自治法第 239 条は物品について「この法律において物品とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）をいう。1 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）2 公有財産に属するもの（自治法第 238 条）3 基金に属するもの（自治法第 241 条）」と定めている。

高知県は、公有財産、物品、債権及び基金に関する事務取扱の制度を整え、その適正な運用を図るため「高知県財産規則」（昭和 39 年高知県規則第 39 号）を制定している。公有財産等県の財産の取得、管理及び処分に関する財産管理事務は、この規則に基づき行われる。高知県財産規則において、高知県が管理する物品のうち、重要物品を取得した場合には備品台帳を、普通備品を取得した場合には物品管理簿を作成しなければならないことが規定されている。

ところで、今回の外部監査において各試験研究機関における物品管理の現状をみると、備品台帳等に登録されているが現品の見つからないものや、逆に現品があるが備品台帳等に登録されていないものが相当数発見されている。また、所属替えが適切になされていないと思われるものや、県の管轄外と思われる物品も複数、試験研究機関の施設内で発見されている。それらについては以下にまとめている。

昨今の公会計制度の動向は、行政機関に対しても、いわゆる予算及びその執行状況といった情報のみにとどまらず企業会計に準じた財務情報の開示を求めており、当然に貸借対照表を中心とするストック情報の開示も求めている。この、貸借対照表の作成には、物品の適正な管理が前提条件になる。

また、資産の有効活用の面から、従来のような支出の適正な管理だけでは十分とはいえ、購入された物品が、どこに、どのような状態で保管され、どのように活用されているかといった、情報が求められている。物品についても、規定に従った管理をしていけばよいといったレベルを超えて、より活用するためにはといった視点が求められている。厳正で効果的な物品管理を目指すべきである。

(1) 物品管理台帳、物品修繕簿の帳簿について

① 規定と異なる物品管理台帳の様式について

工業技術センターにおいて作成されている独自の物品管理台帳は、高知県財産規則に基づいて作成する備品台帳および物品管理簿の様式が、現物管理

を行うには十分でない部分があることを現している。適正で効果的な物品管理を行うため備品台帳および物品管理簿の様式を検討すべきである。

② 物品修繕簿について

農業技術センターでは、物品修繕簿を作成していなかった。長年作成されなくても問題が生じていない帳票についてはその作成意義から抜本的に検証すべきである。

(2) 物品の現物確認結果について

① 物品の現物確認結果について

| 機関名 | 備品台帳登録数 | 実査対象数 | 現物なし | | 台帳記載なし | |
|----------------|---------|-------|------|------|--------|------|
| | | | 数 | 率% | 数 | 率% |
| 工業技術センター | 341 | 341 | 10 | 2.9 | 72 | 21.1 |
| 紙産業技術センター | 292 | 67 | 4 | 6.0 | 4 | 6.0 |
| 農業技術センター | 951 | 514 | 51 | 10.1 | 5 | 1.0 |
| 農業技術センター 果樹試験場 | 66 | 66 | 0 | 0 | 4 | 6.1 |
| 農業技術センター 茶業試験場 | 89 | 89 | 0 | 0 | 3 | 3.3 |
| 畜産試験場 | 340 | 340 | 48 | 14.1 | 18 | 5.3 |
| 森林技術センター | 458 | 407 | 41 | 10.1 | 14 | 3.4 |
| 海洋深層水研究所 | 163 | 163 | 21 | 12.9 | 4 | 2.5 |
| 内水面漁業センター | 132 | 132 | 0 | 0 | 1 | 0.1 |
| 水産試験場 | 193 | 193 | 11 | 5.7 | 7 | 3.6 |
| 計 | 3,025 | 2,312 | 186 | 8.0 | 132 | 5.7 |

- 率は各々を実査対象数で除したものである。
- 海洋深層水研究所の現物なしは、監査の事前整理での廃棄処理数である。
- 内水面漁業センターは、所管換えがなされていないため、センター独自の台帳によった。
- このほか重要物品で現物のなかったものが工業技術センター1件、森林技術センター1件あった。

試験研究機関の所管する物品について、その管理状況を検証するために所管する重要物品及び備品について備品台帳等と現物を確認した。そのうち備品に関する結果は上表の通りである。実査対象点数 2,312 点に対し、現物の確認ができなかったものが 186 点 (8.0%)、備品台帳等に登録がなかったものが 132 点 (5.7%) 発見されている。この結果によれば、少なくとも備品台帳等は現物の実態を反映したものとは認められる状態ではない。

現物との関連性が保証されていない備品台帳等の管理簿は、全く無意味の書類といわれても致し方ないものである。さらに、その必要性を認識してい

るのか疑問を抱かざるを得ない物品管理への労力の投入は、県職員の勤務時間の浪費そのものである。この際、物品管理の必要性や不必要性の確認から始め、効率性、正確性、有効性等考慮しながら、管理対象とする物品の取得価格を2万円以上から10万円ないし20万円以上にするなど管理範囲の見直しも含めて、管理方法を根本から再検討する必要がある。

② シールの貼付状況について

備品台帳等と現物を照合した結果、備品管理シールを付していないものがあった。

備品管理シールの貼り付けについては、その規定が形骸化しているきらいがあり、規定を遵守することの必要性について十分に理解されているとは認めがたい。

規定には、決められているから守らなければならないという形式遵守の側面があり、形式的に遵守することで、たとえ本質を理解していない場合でも、事故や事件な発生を防止したり、能率の向上や効果の発揮を実現したりするという効果を有している。しかし、その作業の価値が十分に理解されず、もし守らなくても実質的に何ら不都合を生じないような規定を形式的に守らせることが、本当に必要なことなのか検討してみる必要がある。

シールの取扱も含めて実質的側面から、物品管理の方法を再検討する必要がある。

③ 備品台帳への登録方法について

主要設備の従物で単体で機能するものの備品管理シールは、主要設備のみに貼付するのではなく、単体で機能するものについて枝番をつけるなどしてそれぞれに備品管理シールを付して管理する必要がある。

(3) 物品が見つからなかったもの

① 廃棄済物品について

既に廃棄しているが備品台帳等からの削除がもれていた物品があった。なぜ台帳からの削除がもれたのか、原因は明確ではないが

- i) 現物の廃棄のみ先行してしまい、事務処理が行われなかったもの。
- ii) 平成8年に物品管理システムが開始された時点で旧の台帳から、転記、登録した際、十分に整理されずに登録されたものがあった。

等の理由が考えられる。

② 重複登録物品について

備品台帳等に重複して登録されていた物品があった。なぜ重複登録になったのか明確ではないが、登録作業者と購入担当者との連携が不十分でミスが起こったものと思われる。

③ 物品が見つからなかったものの発生原因の特定について

現状の物品管理状態では、現物と台帳等の差が、いつどのような状態で発生したのか調査し原因を特定することは、非常な労力がかかる。

各試験研究機関では現物が見つからなかった物品について、その原因が盗難や、返却漏れ等によるとの見解は持っていないようであるが、管理の現状をみると、それすら保証されるものではない。物品管理の受託責任が正当に果たされていることを証明するためにも、効果的で効率的な物品管理の手続を検討すべきである。

(4) 備品台帳等に登録されていなかった原因について

備品台帳等と現物を照合した結果、備品台帳等に登録がない物品が発見されているがその発生の原因は

- ① 需用費で購入したパソコン
- ② 建築費で購入した備品
- ③ 他の部署で不要となったものの再利用
- ④ 寄付を受けた物品
- ⑤ 現品の廃棄処分漏れ

等であった。

原材料から内製したり、主要設備から部品取りしたりしたような物品はそれぞれを一体のものとして評価し、その取得価格により台帳登録の必要な備品または重要物品か否かの判断をする必要がある。

(5) 管轄外の物品について

物品の現物確認にあたり、それぞれの試験研究機関の管轄外の物品が見つかる。その主な内容は以下のようなものであるが廃棄費用の負担が生じる可能性もあり、早急に適正な所有者を確定し処理すべきである。

- ① 工業技術センター内の中小企業事業団委託事業で設置した備品
- ② 工業技術センター企業化支援センター内のソニッククリーナー

- ③ 紙産業技術センター内の地域新生コンソーシアム研究開発事業での委託事業用半永久的借用物品について
- ④ 海洋深層水研究所の共同研究で設置した備品
- ⑤ 森林技術センター内の私有物品

(6) 設備等稼働状況について

① 設備等の稼働状況の記録について

工業技術センター所管の諸設備の稼働状況を確認しようとしたところ、運転日報、稼働報告、稼働統計等稼働に関する体系的な資料は一切提示されることがなかった。

そもそも、これらの設備は、基本的には利用されて初めて効果を発揮するものであるとともに、設備導入の効果は、その稼働状況が明らかになって初めて可能なものである。しかし現状の管理状態では、工業技術センターのほぼすべての設備について、その投資額に見合う効果を上げているのか検証する術すらないといっても過言ではない。管理している設備については、その稼働状況を適切に把握する手続きを確立するとともに、いつでも、稼働実績を説明できるよう体制を整えるべきである。

なお、稼働状況を把握することは、何も稼働率という指標のみをもって投資の効果を測定しようと目論むものではない。稼働回数が少なくても、そのことに合理的説明が付けば何ら問題はないと思われる。また、稼働状況を把握することは、継続的メンテナンスの要否や効果についても貴重な資料が入手できるはずであり、現在はその検証資料すらないことの問題点を指摘しているのである。

② 大型主要設備の稼働状況について

紙産業技術センターにおいて、大型主要設備の稼働状況を検証した結果、多目的テスト抄紙機については、稼働回数4回のうち実際の依頼試験として稼働したのは1回（使用時間は年間1時間）のみで、後の3回のうち2回は専門家を対象としたデモンストレーションであり、残り1回は見学会によるものである。大型懸垂短網抄紙機については、稼働回数8回のうち実際の依頼試験として稼働したのは3回で、残り5回は展示会用のテーブルクロスの作成(4回)及び見学会(1回)である。

定期監査資料によると、いずれの大型主要設備も有効に活用していることになっているが、このような稼働状態では、一般的には有効活用しているとは認

めがたい。多目的テスト抄紙機に至っては1億5千万円近い装置が、年間に3回しか試験研究に利用されていない状態を有効に活用されているとしているが、どのような根拠を以て有効と判断しているのかはなほ疑問である。

③ 監査資料の使用状況欄の記載内容について

工業技術センターで現物確認時に一部の重要物品について使用状況を確認したところ、監査資料においてはすべて有効活用しているとなっているにもかかわらず、実験終了により今後使用見込みがない、最近においては使用実績がない、旧式により実用性がない、廃棄の予定はないが使用ができない、廃棄予定等の理由により実際には使用していない重要物品があった。さらに、有効活用しているとされている重要物品の内その所在すら不明となっていたものもあった。

同センターでは、近年の厳しい財政状態もあり、設備の更新は困難な状態になっている。しかし、設備等はただ敷地内に存在するだけでも不必要なコストの発生をきたすものもある。また、早期の処分により相当額の投資の回収ができる可能性も存在しないわけではない。新規の取得のみでなく、処分の方法まで含めた予定を検討することはこのような時期においては必要なことであり、そのためには、設備の稼働状況や稼働の見込みを把握し、関係書類に明記するとともに関係者に周知することは重要なことである。

同時に、監査資料は、監査時においてその所管する部課の財産管理状況を把握する上で重要な書類であることから、財産の使用状況について適切に記載すべきである。

なお、水産試験場の監査資料では上記記載事項について使用していないものとその理由を具体的に記載していた。

(7) 物品の所属替え処理漏れおよび登録漏れについて

① 内水面漁業センターの物品の所属替え処理漏れおよび登録漏れについて

内水面漁業センターは、平成10年度に海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会へ所属が移っているが、その所管する備品(108点)について海洋局水産振興課から商工労働部産業技術委員会へ所属替えがされていないかった。

所属替えがなされていなかったのは、事務処理を失念したという理由により、平成10年以降に同センターで取得した備品について物品管理簿に登録されていなかったのは、同センターの所属が海洋局水産振興課から商工労働部

産業技術委員会に移った際に、同センターの財務会計処理の特殊性が、十分に引き継ぎされていなかったためと思われる。

いずれにせよ、同センターにおいては、備品について財産規則に基づいた備品台帳等による物品管理は平成10年度以降全くなされなかった。さらには、全く管理しなくても問題が発生しなかったという事実を現している。

② 水産試験場に移管すべきものについて

栽培漁業センター所管の施設で、水産試験場の所管とするよう本課へ移管手続の書類を提出していたが、未だに本課担当の他の担当業務が繁忙を極めたという理由で処理が遅れているものがある。遅くとも平成19年度中には移管手続を完了させるとのことであるが、早急に適正な処理をする必要がある。

2. 薬品管理に関する事項

(1) 管理規程及び台帳管理について

工業技術センターでは、毒劇物の管理について、ISOにもとづき化学物質管理規程を作成するとともに、管理簿による管理を行っている。なお、工業技術センターは今回監査の対象とした高知県の公設試験研究機関の中で唯一管理規程を作成し、毒劇物の台帳管理をしていた。しかし、毒劇物の管理は、県の施設が各々独自の 방법으로管理するにはふさわしくない重要事項であり、嚴重の上にも嚴重になされるべきものである。他の公設試験研究機関のみならず、県全体として毒劇物の管理ガイドラインを作成し、毒劇物の管理方法の統一と管理の嚴重化を図るべきである。

(2) 現物管理について

毒劇物について台帳をもとに実地棚卸をおこなったところ、各試験研究機関で以下のような問題点が発見された。

- ① 水銀の廃棄処理の台帳への記載漏れとなっているもの
- ② 毒物の管理について、棚卸を行っていないもの
- ③ 毒劇物を保管している部屋は施錠されているが、保管棚の施錠をしていないものや机の上に出したままになっているもの
- ④ 紙産業技術センターで所有している核燃料物質で使用見込みのないもの
- ⑤ 毒劇物を保管している棚の転倒防止柵がとりはずされているもの
- ⑥ 毒劇物を保管している薬品棚には転倒防止柵はなくガラス戸になってい

るもの

- ⑦ 毒劇物管理簿に記載されていない毒劇物が、施錠されていない冷蔵庫内及び実験台の上であり、そのことを担当者が把握していなかったもの
- ⑧ 台帳管理していない劇物ネグホン(500g)、ダイアジノン(6,000g)について、そのことを担当者が把握していなかったもの
- ⑨ ガラス瓶に入った硫酸、塩酸の保管棚は木製で、ガラス戸は薄く割れやすく、転倒防止の柵もついていないもの

特に毒劇物は、嚴重な数量管理をするとともに管理場所の安全性にも配慮する必要がある。保管棚の材質、転倒防止柵等安全の面から再度見直しする必要がある。

(3) 形式的にしか作成されていなかった管理台帳について

畜産試験場における毒劇物の管理台帳は今回の外部監査に対応するためだけに形式的にのみ作成され、監査以後放置されている。このような管理の実態は全く無意味であると同時に勤務時間中に無駄な作業をしているとしかいいようがない。毒劇物管理の重要性を認識するとともに、安全で効果的な管理を実施すべきである。

畜産試験場における毒劇物の現物確認の過程においてなお、養鶏担当の管理するクロロホルムについて台帳と現物に差異が生じていたため、実査後の平成20年2月22日においてあらためて台帳を確認したところ、台帳と現物の差異の訂正もしておらず、実査時以降は台帳の作成もしていないとの回答を口頭で得た。そのため、その台帳の提出を求めたところ、実査日の平成19年12月5日から平成20年2月22日までの台帳を畜産試験場で平成20年2月22日に訴求して記入したものが提出された。

この台帳の作成は、そもそも、今回の包括外部監査にあたって毒劇物を管理するための規定を作成すべきではないかと指摘したところ、畜産試験場においてもこの指摘に基づき毒劇物管理簿の作成を開始しているものである。

しかしながら、上記の監査後には台帳を作成していなかったという事実は、今回の県の対応は実効性のあるものにはなっておらず、その場しのぎで形式的にしか台帳を作成しておらず、実際に毒劇物を台帳管理する為には作成していないと言われても仕方のないことである。

3. 財産管理及び利用状況に関する事項

(1) 公有財産の管理状況の把握について

公有財産については、①不動産、②船舶、浮標、浮棧橋及び浮きドック並びに航空機、③①及び②に掲げる不動産及び動産の従物など、その範囲を定め、これを行政財産と普通財産とに分類している(地方自治法第238条)。高知県は、公有財産、物品、債権及び基金に関する事務取扱の制度を整え、その適正な運用を図るため「高知県財産規則」(昭和39年高知県規則第39号)を制定している。公有財産等県の財産の取得、管理及び処分に関する財産管理事務は、この規則に基づき行われる。

なお、総務省は「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(H18.8.31)において貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産計算書の4表を標準形とし、公会計整備の推進に取組むことを要請しており、当該指針から3年後を目処としている。いずれ総務省から、この会計方式で報告を求められる。

ところで、今回の外部監査において各試験研究機関の現状をみると、

- ① 工業技術センターの敷地が当該名義の土地として「公有財産台帳システム」で検索しても出力できないもの
- ② 農業技術センター山間試験室の敷地内において町の集会所が建設されているにもかかわらず無断使用として認識(把握)していないもの
- ③ 農業技術センター用地内の旧職員宿舎は今後使用予定がないにもかかわらず用途廃止等を行っていないもの
- ④ 農業技術センターにおいて新設の地下水井戸等の工作物が財産台帳に登載されていないもの
- ⑤ 果樹技術センターの地下水を源泉とする自家用水道について財産台帳上、明確になっていないもの
- ⑥ 水産試験場において地下水を源泉として使用していた旧井戸用水道施設について用途廃止等を行っていないもの
- ⑦ 水産試験場において使用している養魚用海上筏施設が他の出先機関の所属となっているもの

などが見受けられ、全く利用されなくなった職員宿舎及び井戸用水道施設が長期間行政財産のままで放置されているものもある。とりわけ、不動産及び動産の従物であるテニスコート等工作物については、必ずしも公有財産としての認識されていないことが多く、財産台帳に登載されていなかったり、登載されても不明確・不完全のものが多い。

公会計整備の方向は、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた企業会計方式によるものであり、土地・建物と同様に工作物も貸借対照表上に表示され、決算書類に反映されることから、いずれもその正確な把握と記録は重要である。今後の公会計整備の方向においても及び現状の会計においても正確な財産の把握が重要であることから、財産の管理を明確にするためには、高知県財産規則に基づき所管する財産について公有財産台帳において財産区分、種類、用途、所在、数量、取得価格その他必要な事項を記載し、変動があった場合には、その都度修正しておく必要がある。

(2) 火災保険の付保状況について

各試験研究機関の主に建物について、火災保険の付保状況を確認するために、財産管理システムから出力した財産一覧と建物共済承認明細書を照合した結果、過剰に付保されていたり、十分に付保されていなかったりしていると思われるものがあつた。火災保険の加入対象物件は、工作物、動産については部局長が特に加入の必要を認めるものとされており、火災保険の付保にあたっては、その必要性を十分に検討する必要がある。

- ① 工業技術センター所管の機器の一部は工業技術センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過しており、他の設備の状況からも、あえて火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われるもの
- ② 紙産業技術センターは主要な設備についても保険を掛けているが、同センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過しており、他の設備の状況から、あえて火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われるもの
- ③ 畜産試験場所管の建物について、堆肥舎の増築部分のみに保険を掛けており、一体として機能している本体部分は保険の加入がもれていたもの
- ④ 森林技術センターの木質系炭化材実験棟について、火災のおそれがあるため火災保険の加入が必要であると判断しておきながら、産業技術部内の連絡が不十分で加入手続がされなかったもの
- ⑤ 森林技術センターの主要な設備ではなく、取得後相当年数が経過しており、他の設備の状況から、あえて火災保険を掛ける必要性は乏しいと思われるもの

4. 生産品等の受払の事務手続きについて

(1) 生産品等の受払の事務手続き

「高知県生産品等事務取扱要領」は、出先機関における生産品等の受払及び調定手続きについて必要な事項を定め、生産品等に係る事務処理の適正化を図ることを目的として定められたものであるが、生産（払出）伝票及び生産品等管理簿の記載に関し以下のような事項が発生していた。

取扱要領に従って事務手続きをするのが困難であるならば、取扱要領自体を見直すことを含めて検討し、不適切な事務処理が放置されたまま黙認されるような状態を解消すべきである。

- ① 農業技術センターの各担当者は生産（払出）伝票を作成しなければならないことを認識しておらず、生産（払出）伝票が全く作成されていなかった。
- ② 農業技術センターでは生産品等管理簿には生産品等の売上明細書をもとに、売上明細表の出荷数量を生産品等の生産数量、および売り払いとしての払出数量として記載しているため、試験調査用および廃棄された生産品等は生産品等管理簿に記載されず、生産品のすべてを対象に整理するという本来の生産品等管理簿の役目を果たしていない。
- ③ 畜産試験場の生産品等管理簿の平成17年度における払出処理の記帳漏れについて全く同様の記載漏れが平成18年度にも発生しており、事務処理が改善されたとはいえないもの
- ④ 畜産試験場で物品売払収入と生産品売払収入の区分に誤りがあったもの
- ⑤ 畜産試験場で単純な転記漏れで入卵検査台帳に入卵及び孵化の記録があるにもかかわらず、生産払出伝票に種卵の生産及び払出の記帳がなかったもの
- ⑥ 畜産試験場で単純な転記漏れで孵化した育成鶏の生産及び払出の記帳の生産払出伝票への払出処理の記帳がないもの
- ⑦ 畜産試験場で単純な転記ミスで種卵の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの
- ⑧ 畜産試験場で単純な転記ミスで育成鶏の入卵検査台帳記録と生産払出伝票記録に差異のあるもの
- ⑨ 畜産試験場で平成17年度の入卵検査台帳を誤って平成18年度の生産払出伝票に転記したもの

(2) 棚卸差異について

畜産試験場において、成鶏の飼育数量について実地棚卸数と帳簿上の数量

20%を超える差異が発生している。実地棚卸数と帳簿上の数量の差異が20%を超える差異が発生している生産品等管理簿は、管理簿の体をなしていないどころか、まさに無用の長物であり、形式的にただ作成するという目的で作成されているといっても過言ではないものである。このような管理簿では、日々の生産品等管理簿作成にかかる事務は、全く無意味な作業であり、単なる時間の浪費、さらにいえば県民財産の無駄使いと非難されても致し方ないものである。看過することの出来ない不適切な事務執行であり、管理簿等の必要性から、記帳方法及びその点検方法まで含めて、仕事の仕方を根本から見直す必要がある。

繰り返し指摘するが、このような実態とかけ離れ、何ら検証されることのない管理簿を無為に作成し続けるのは、まさに県民に対する背信行為であると認識すべきである。

5. 利用料・使用料に関する事項

(1) 利用許可の申請手続きについて

工業技術センター及び紙産業技術センターでは各施設の管理条例及び条例施行規則により、その利用の許可をするときは利用許可書を交付するものとされているが、利用許可申請書への許可した旨を証する所長、部長、班長、担当者の押印は後日されており、許可した場合に交付すべき利用許可書は交付していない。簡素化という言葉を隠れ蓑にした利用許可手続の逸脱以外のなものでもない。許可があったことを証する許可書の交付を省略することは施行規則に従った適切な事務処理とは認められない。

(2) 利用料の納付方法について

工業技術センター他の機器設備の利用に際し、利用者は「利用許可申請書」に高知県収入証紙を貼付することにより使用料を納付するのであるが、この高知県収入証紙は、センターの窓口では販売されておらず、利用者は別の販売している場所まで収入証紙を購入にいかなくてはならない。

このような使用料の納付方法に県は全く疑問を抱いていないように思われるが、民間企業では想像できないくらいサービス性の低い、異常といってもよいくらいの料金の納付方法である。利用者の利便性も考慮した料金の支払い方法を検討すべきである。

(3) 使用料・手数料に関する実勢価格等の調査について

高知県の施設等の使用料・手数料は、使用料・手数料経費（実勢価格）算出

表により算出された実勢価格に基づいて、社会情勢、物価指数、他県との比較等の検討をして決定されている。なお、受益者負担の原則にたった料金の適正化や経済情勢の変化への迅速な対応をはかるため4年ごとに一斉の見直しを行っている。

実勢価格の計算は、「使用料・手数料に関する実勢価格等の調査について」に基づいて、その機器又は試験にかかる人件費、印刷製本費、使用する機械の減価償却費およびその他の経費の前年度の合計額を算出し、これを前年度の実績件数で除することにより計算される。

紙産業技術センターの主要5設備のうち「多目的不織布製造装置による抄紙試験」について、平成15年度の見直しの際に作成した実際の実勢価格の計算過程を示したものが、下表の「実際に計算された実勢価格」である。また、使用料・手数料経費（実勢価格）算出表に記載された計算手順通りに計算した場合の実勢価格が「減価償却費を計算方法通りに計算した場合の実勢価格」である。

多目的不織布製造装置による抄紙試験 前年度実績9件 単位：円

| | 実際に計算された実勢価格 | 減価償却費を計算方法通りに計算した場合の実勢価格 | 算定根拠 |
|-------|--------------|--------------------------|------------------------------------|
| 人件費 | 140,021 | 140,021 | 1件あたりの所要時間190分×9件÷60分×職員平均給料4,914円 |
| 印刷製本費 | 0 | 0 | |
| 減価償却費 | 41,541 | 6,154,250 | 取得価額123,085,000円÷耐用年数20年 |
| その他 | 46,000 | 46,000 | |
| 合計 | 227,562 | 6,340,271 | |
| 1件あたり | 25,284 | 704,474 | 合計÷前年度実績9件 |
| 税込金額 | 26,540 | 739,697 | |

上表によれば、減価償却費の計算結果が大きく異なっている。

減価償却費の計算は、その設備の取得価額を耐用年数で除することにより年間の減価償却費を算出するのであるが、上表の「実際に計算された実勢価格」に記載されている金額は、41,541円であり実勢価格算出表に記載された計算手順通りに計算した場合の年間の減価償却費6,154,250円（＝取得価額123,085,000円÷耐用年数20年）と、大きく食い違っている。これは平成15年度の見直しに際して、減価償却費は1時間あたりの金額の1.5倍を以て償却費としているためである。

そのため、結果として「実際に計算された実勢価格」26,540円に対し、「減価

償却費を計算方法通りに計算した場合の実勢価格」739,697円は約28倍もの数値になっている。

なお、上記の「使用料・手数料に関する実勢価格等の調査について」に基づく計算方法は、いわば実際原価計算を基本にしたものであるが、実績の稼働を基準に計算するため稼働率による影響を強く受けることになり、製品の単価を計算する方法としては合理的な方法とはいえない。

これに対し、平成7年度の実勢価格の計算に用いた方法は、実績件数に係わらず、人件費、印刷製本費、減価償却費その他の費用の1時間あたりの標準的なコストを計算し、これを合計して算出する方法であったが「使用料・手数料に関する実勢価格等の調査について」には基づかないが、方法自体は合理的なものである。

実勢価格はそのままで使用料・手数料となるわけではないが、その決定にあたり基礎的な金額として計算されるものであるため、その金額は合理的に計算されたものでなければならない。したがって、その計算方法を改めるべきである。

6. 契約に関する事項

(1) 機械警備委託の長期継続契約化について

平成16年11月、地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）により、長期継続契約の範囲が拡大され、「翌年度以降にわたり物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」（地方自治法施行令第167条の17）については長期継続契約をすることができる。高知県は、この施行令に基づき「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」（平成17年条例第2号）を定めている。

ところで、当該条例の施行についての依命通達（16高管財第856号）及び契約事務の適正化についての通達（高管財第781号）において、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保することにより更なる経費の削減やより良質のサービスの提供を受けることが求められることから、契約期間に上限を設けている。

これによると、庁舎の保守その他維持管理については契約締結を年度開始前に行うものとして一会計年度とされ、各試験研究機関においては、機械警備委託業務はこれに含まれると認識されている。従って、各試験研究機関における機械警備委託業務についてみると、債務負担行為による水産試験場の長期継続契約を除き、長期継続契約は締結されていない。

一方、その単年度契約をみると、例えば「当該機械警備による制御システム

は、当警備会社のオリジナルで契約相手を変更すると集積回路を取替えなければならず、多額の経費を要する…」(工業技術センター)などの理由により、安易に単独随意契約によって機械警備設置業者と単年度契約を長年にわたり継続してきている。

しかしながら、これは、単に毎年度同じ理由により単年度契約を繰返しているだけで実質的には終わりのない長期継続契約であって、これら通達で云う、契約に相手方を見直す機会及び更なる経費削減等の趣旨とは相容れないものである。

機械警備委託は、自動警報装置等を当該庁舎等に設置されて実施される。これを、毎年度業者を代え、一会計年度ごとに設置と撤去とを繰り返すことは、一般的に警備面で継続性に齟齬をきたし、経費的にも不経済とされている。他方、長期間にわたり同一業者と契約を継続することは契約参加の機会均等など正当な競争性を阻害する。

自動警報装置等機械設備には耐用年数が定められており、減価償却年限があることから、その一定の年限をもってする長期継続契約等複数年契約とするなど、公平の観点から一定期間が経過するごとに競争入札とすべきである。

なお、工業技術センターの複写サービス契約は、いわゆる再リース契約であるが、条例でいう長期継続契約には該当しない。長期継続契約を締結することができる契約は、単年度主義を貫くと事務執行上不経済であることなどの理由により定められたものであり、地方自治法上例外的な契約であることから年度をまたがる短期の契約について安易に適用すべきなく、当該会計年度期間内とすべきである。

(2) 清掃委託において経費積算の基準化・統一化を行うべきもの

庁舎清掃委託業務契約について、今回包括外部監査の対象とした産業技術部の10試験研究機関のうち、指名競争入札により委託業者を決定している試験研究機関及び予定価格調書における積算基礎は、下表のとおりである。水産試験場は、定期清掃のみで小額による見積競争により決定しているが、その他畜産試験場等5試験研究機関は、当該庁舎について清掃業務を委託していない。

清掃委託業務は、日常清掃と定期清掃(特別清掃)に分かれる。日常清掃は、庁舎に常駐して定期清掃以外の一般的に比較的軽易な日常の清掃を行うもので、場所は違っても同質な業務であることから人件費の算出基礎に大きな差は生じない筈である。定期清掃(特別清掃)は、年2回等定期的に実施するもので機械器具等を使用し、また高所等の作業を要する場合もある。これら面積単価に

ついては「建設物価」で公表され、容易に把握することができる。

ところで、下表をみると、予定価格調書の積算基礎の表現方法及び積算内容は、各試験研究機関にまちまちである。即ち、予定価格の合計しか記載しないところ、記載があっても日常清掃において清掃対象面積の表示の有・無、人件費の単価の相違、賞与の有・無などそれぞれまちまちである。また、定期清掃においても積算上重要な要素である対象面積の表示のないものがあり、それぞれの単価も異なっている。さらに、共通部分で消耗品等及び諸経费率等に相当の差があるなどまちまちであり、その取扱いに統一性を欠いている。

清掃委託業務契約における、日常清掃の人件費単価、定期清掃(特別)の面積単価、及び諸経费率等・消耗品費等その他共通経費について各研究機関によって取扱いが異なると積算金額が大きく変動する。庁舎清掃は、県においては数十年前から外部に業務を委託しているものであり、既に多くのノウハウは蓄積されているはずであることから、その取扱いについて全体的に整合性をもたせるように経費積算の基準化・統一化を行うべきである。

試験研究機関の積算状況

| 項目 | | 紙産業技術 C | 農業技術 C | 工業技術 C | 森林総合 C |
|----------|--------|---|------------------------------------|---|----------------------|
| 日常清掃 | 対象面積 | 2,574.5 m ² | 8,425 m ² | 記載なし | 1,654 m ² |
| | 人件費(月) | — | 156,550 円 | 80,000 円、賞与別 | 記載なし |
| | 人数 | — | 2 人 | 4 人 | 記載なし |
| 清掃 | 年額 | 1,020,000 円 | 156,550 円×12 月× 2 人=3,757,200 円 | 80,000 円×12 月× 4 人=3,840,000 円 賞与 400,000 円 | 記載なし |
| 定期清掃 | 対象面積 | 1,740 m ² | 8,425 m ² 弱 | 記載なし | 1,253 m ² |
| | 床ワックス等 | 1,740 m ² ×150 円× 2 回=522,000 円 | 10,700 円×30 人= 321,000 円 | 165,000 円×2 回= 330,000 円 | 記載なし |
| | 対象面積 | 記載なし | 記載なし | 記載なし | 1,654 m ² |
| | ガラス清掃 | 240,000 円 | 10,700 円×13 人= 139,100 円 | 100,000 円×2 回= 200,000 円 | 記載なし |
| 共通経費 | 消耗品等 | 20,000 円×12 月= 240,000 円 | 1,060,200 円 | 12,260 円×12 月= 147,120 円 | 記載なし |
| | 貸与制服 | — | 36,800 円 | — | 記載なし |
| | 減価償却費 | — | 100,000 円 | — | 記載なし |
| | 諸経費等 | 直接経費・12% | 直接経費・15% | 直接経費・5% | 記載なし |
| 予定価格(除税) | | 2,264,640 円 | 6,142,430 円 | 5,530,476 円 | 4,096,000 円 |
| 落札額(除税) | | 2,260,000 円 | 4,158,000 円 | 5,450,000 円 | 2,400,000 円 |

(注1) 定期清掃で回数表示のないのは1回のところである。

(注2) 工業技術センターについては、この他に定期清掃(作業)として植栽の消毒、植栽の剪定、構内除草等が含まれている。

7. 旅費に関する事項

高知県においては平成18年度から新旅費システムへ移行し、旅費額の計算等は旅費事務センター（近畿日本ツーリスト社）に委託している。計算に際しいくつかの問題が発生しており県はそれらを認識している。さらに、監査委員は平成18年度に、「新旅費システムについて」として随時監査を実施している。今回の外部監査は新旅費システム自体を監査の対象としたものではないが、その過程で問題となった旅費に関する事項をまとめておく。

(1) 同一区間の旅行で区間距離が異なる旅行について

出発地、目的地、経路、路程すべてが同じ旅行で、旅費額が異なる場合が発生する。以下のケースはともに旅費システム上やむを得ない事象として取り扱われている。

① GISのデータ更新に伴うもの

出発地から目的地までが全く同じ旅行について、区間距離が異なり、結果的に支払われる旅費額が異なるものがある。

発生の原因は、距離情報のデータベース更新に際しての区間距離の見直しにともない、同一区間の距離が変更される場合があるためである。距離の見直しの影響はほぼ1km以内であるため金額的には29円程度である。

② 出発地と目的地の定義の違いによるもの

距離計算に際し出発地はその地点を起点とするのに対し、目的地はその地点の属するエリアの重心点を起点として計算される。そのため、同一旅程の旅行でも逆方向への旅費額が異なる場合がある。これらはともに旅費システム上やむを得ない事象として取り扱われている。

(2) 旅費事務センターでのデータ入力ミスについて

旅費事務センターでのデータ入力ミス及び旅費計算手続の周知不足による旅費額の誤計算が発生している。新旅費システムでは、旅費額の計算等は旅費事務センターに委託しており、委託先の事務処理の精度にかかるといえる。主な、誤計算の原因は以下のとおりである。

- ① 区間距離の端数処理の誤り
- ② 区間距離の手計算により単純集計ミス

- ③ 旅程の入力ミス
- ④ 高速代金の二重入力
- ⑤ 高速代金の入力漏れ
- ⑥ 自己都合による宿泊地変更に伴う宿泊諸費の支給誤り

旅費事務センターでは、旅費計算等の入力ミス及びチェック漏れ等の情報をセンター内で共有するようし、チェック体制を強化し、旅費計算書を作成する段階での誤りをなくすよう体制を強化している。

しかし、旅費事務センターにおける上記の誤処理のうち①および②は旅行距離の合計を手計算により入力することから生じたものである。現在の旅費事務センターの事務手順のうちこの旅行距離の手計算は膨大な量になっていると予想される。手計算による入力には、合計距離の計算ミス、合計距離の入力ミス等の発生が起りうる。その量が膨大であれば、ミス発生の可能性も増加する。合計距離は自動計算にするか、現在の手計算入力に対し、自動計算の結果でチェックする方法を導入すれば事務量も減少しミスも完全に防止できるものである。また④及び⑤についても、旅程計算で高速道路が利用可能な区間において一般的な自動チェック項目として設定すれば、相当の部分は防止できるものである。上記のような手計算及びチェックに要した事務量を他のチェックに振り向けることにより旅費計算の精度は相当に向上するものと思われる。

(3) 旅費システムと決裁システムの紙ベースでの二重決裁について

平成19年1月の新旅費システムの改訂より、旅行命令簿の決裁、旅行完結の決裁等は電子ベースで行われるため、これまで紙出力されていた旅行命令簿等の帳票は紙出力されなくなった。

しかし、水産試験場においては、改訂後も旅費命令簿等の帳票書類を紙出力し、かつ、電子決裁と平行して紙ベースでも決裁に準ずる処理をしている。また、海洋深層水研究所においても、旅費事務センターにおける旅費額の計算ミスを確認し、是正する目的で旅行命令簿等の帳票書類を紙出力し、その内容を確認している。

紙ベースによる決裁に準ずる処理は、実質的に二重決裁していることに他ならない。即刻二重決裁を中止するとともに、早急に電子決裁システムによる事務処理に移行すべきである。

また、陸路計算書等の紙出力についても国庫補助金等の添付書類として出力を要する場合等やむを得ない場合を除き、中止すべきである。

旅費事務のアウトソーシングの結果、各所属には旅費額の確認は一切要求されていないはずである。もし、すべての所属により旅費をチェックする必要があるのであれば、明確に制度化すべきである。全庁的レベルで実施されている事務手続について、特定の所属が独自の事務処理を付加することは、規定を遵守するという意味において問題がないとはいえない。もし全庁的レベルで改善が必要と判断するのであれば、全庁的手続として実施すべきである。

旅費額の確認は、会計指導課等の専門部署に任せ、各所属における旅費額の確認及び紙出力は、国庫補助金等の添付書類に要する場合等やむを得ない場合を除き、極力廃止する方向で検討すべきである。

この指摘は、各所属で仕事の仕方について独自の工夫をして、より効率的な事務処理を実現しようとする試みをやめるべきだという意味ではない。全庁的普遍的な性格を有する旅費のような事務手続きについては、決められたことを守るという姿勢が重要であるとともに、仮に付け加えることでより効率性や正確性が増すような手続については、1 所属のノウハウとするのではなく、全庁的に取り入れる姿勢を有するべきだという意味である。

8. 情報セキュリティに関する事項

高知県は情報セキュリティ対策として基準第6-1-(8)において「職員は、自己が所有するコンピュータ及び記録媒体を庁舎内に持ち込み、かつ、使用してはならない。」としているが、農業技術センター、同茶業試験場、畜産試験場、森林技術センター、水産試験場においては、個人所有のパソコンを庁舎内に持ち込み、業務に使用している。畜産試験場においては、備品配置図に個人所有である旨明示されているパソコンまでであった。

パソコン本体については、所属長の承認の有無にかかわらず持ち込みが禁止されている。対策基準に沿った適切な処置をとる必要がある。

9. アウトソーシングに関する事項（清掃業務の内部処理について）

水産試験場は、前年度までは日常清掃と定期清掃を併せて外部業者に委託していたものであるが、予算執行額を削減するため当年度においては定期清掃のみを外部業者に委託し、日常清掃については職員がローテーションを組み、毎日実施することとしている。

県庁内では、アウトソーシング計画が積極的に推進されている。一方、予算削減に伴い今まで業務委託されていたものが内部的に処理される傾向にある。これは、逆に高コストを招来するとともに県のアウトソーシング計画に逆行すること

となる。元々、アウトソーシングは、民間に任せられるものは任せ、行政をスリムにしてコア業務を充実させるとともに、合わせてコスト削減にも寄与させようとするものである。研究員等が直接清掃業務に従事するというは取りも直さず本来業務にゆとり、余裕があることであり、清掃業務委託と直接の職員清掃と比較検討するとともに改めて本来業務、とりわけコア業務について精査すべきである。

10. 研究員の大学院派遣研修費用について

高知県大学院派遣研修事業実施要綱によれば、科学技術の進展、複雑・多様化する社会・経済環境等に対応でき、かつ、所属機関での研究業務に必要な高度な専門的知識及び研究開発能力を習得させることにより、本県における産業技術の振興に資することを目的として、産業技術部に属する試験研究機関の技術職員を大学院に派遣している。

派遣経費の負担は検定料、入学金、授業料、その他必要経費につき、予算の範囲内で負担（原則全額県負担）することとなっており、平成18年度においては、高知大学に6名、京都大学に1名、岡山大学に1名、合計で8名の大学院派遣研修を実施している。

ところで、昨今、行政官長期在外研究員制度を利用して留学した者のうちの早期退職者に学費等留学費用の返還義務がないことが問題視されているのであるが、高知県には、大学院派遣研修費用の返還に関する取り決めがなされていない。産業技術部では、過去においてそのような事例が存在しないため、特に対策は考えていないということであるが、国や他県の実例等参考に、大学院派遣研修費用の返還に関する取り決めについて検討する必要がある。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1. 物品の管理に関して

物品は、いわば現金がその財産的形態を変えた動産とみることができることから、その出納については現金の出納手続が準用され、出納長・収入役は地方公共団体の長への通知がなければ物品の出納をすることができないものとされている。このことは、公務員になった最初の研修で必ずふれられることである。県が有する物品は、現金がその姿を変えたものであり慎重な取扱が求められている。また地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」としている。

しかるに、高知県の物品管理は、ずさんとしきいいようがない状態であることは、監査の結果において明らかである。さらに、正確性を欠いた形式的事務の遂行は、無駄そのものと自覚する必要がある。

現在のような物品管理方法の継続は、実際の事務処理の継続も含めてもはや許されるものではない。内水面漁業センターの例もあり、実際管理しなくても支障がないのであれば、作業自体を廃止することはできないかといったレベルから、法的な制約の範囲内で、可能な限り簡潔で効果的な物品管理の方法を採用すべく検討すべきである。

2. 毒劇物の管理に関して

毒劇物については、標準化された管理マニュアルが存在していないことは監査の結果のとおりである。毒劇物については、予想される大地震に対する対応も含めて、具体的な管理手法を標準化し厳重で安全な管理体制を構築すべきである。

3. コスト意識の低さ

今回の外部監査で明らかとなった高知県の試験研究機関の「コスト意識の低さ」というより「コスト意識の無さ」は、あきれた状態といわざるを得ない。

たとえば、有効利用といったとき、科学的思考が得意なはずの試験研究機関において実証的数値により有効に利用されている状態であるという説明を受けることは出来なかった。紙産業技術センターにおける多目的テスト抄紙機等の有効利用に関する実際のやりとりではセンター側の説明では、あくまで雰囲気では説明されていないという印象しかない。また、畜産試験場における凍結精液の原価管理や、農業技術センター山間試験室上東試験地のスイカの栽培、海洋深層水研

究所のミネラル調整液製造設備に際しての恐ろしくずさんな需要予測など、コスト意識といったものの欠如の事例は枚挙にいとまがない。重ねて言うが、現在、試験研究機関の職員で、依頼研究や、機器の使用料の原価を即座に答えられる職員がどれほどいるであろうか。ミネラル調整液 1L の今現在の実際原価はいくらか？

なぜこのようなことを意見として記載しているかといえば、依頼試験 1 件あたりのコストを把握していれば、県の試験研究機関所有の機器で出来るのと同等の効果を実現できる他の手法を検討する糸口となる。たとえば、県外の施設にある特殊機器の利用に際しては、旅費の補助で対応する等の方法の検討である。

私自身、試験研究機関の効率化の追求や、コスト意識の徹底のために、安易に地方独立行政法人への移行を進言するものではない。しかし、現在の高知県の試験研究機関の、あまりのコスト意識の低さを目の当たりにする時、「公共性」、「透明性」、「自主性」を基本理念として、「自己責任」、「企業会計原則」、「ディスクロージャー」、「業績給与制」を実現しつつ、地方の特性に配慮した制度設計を目指している地方独立行政法人導入は、試験研究機関の運営の効率化といった側面からは有効な手段であると思う。しかし、高知県のような民力が決して強いとはいえない地方においては、試験研究のような採算性の低い事業は、効率化への強い意識の保持や、高いコスト意識の浸透といった前提のもとで、いわば産業基盤整備の観点から県が担い続けるべきであると考え。

4. 形式的な外部評価

終了研究課題の外部評価手続きについては、監査の結果においてふれているが、外部の科学・技術全般に知識のある専門家又は有識者からなる委員(大学院教授、NPO役員、会社役員、農業関係団体役員等)6名による評価会を行っているが、結論から言うと、形骸化した評価会であるという印象をうけた。

問題点としてはまず、評価会における課題選定基準についてであるが実際のところこれはない。「試験研究等の成果の評価課題の選定基準は特にあるわけではなく、各外部評価委員が任意に選定したものうち10課題を選び評価する。」(産業技術振興課の説明)ということになっている。このことは、評価の入り口から、非常に漠然とした基準により評価の対象となる課題が選定されている印象を与える。

ついで評価結果の公表はなされていない。その理由は、委員の構成をみても、課題について相当に詳しい委員と、全くの専門外の委員が非常に漠然とした基準の中で評価しているためであると思われる。そのため、評価の結果について、実

際上とりまとめが行われているとは認められる状況ではない。実際に、正反対の評価がでてもとりまとめ作業はなく、「このように外部評価委員によって評価が異なることもあり、実用性や実効性といった面からの指摘については参考にしていく程度である。」という産業技術振興課の説明を受けている。

県は、「公正(客観性・透明性)な視点」という形式にこだわりすぎて、結果として有効な評価すら放棄しているようにすら見える。

5. 試験研究機関における業務のアウトソーシングについて

試験研究機関における業務のアウトソーシングについては、高知県庁全体に対して言われているのと同様の問題点があり、職員自身もその主要部分は認識していると思われるが、ここに意見として記載する。

(1) コア業務についてはさらに十分な検討をすべきである。

コア業務の検討が十分でないと、県庁の大切なノウハウが失われる危険が生じる。特に、試験研究機関においては、経験により蓄積される技術が失われてしまうおそれがある。アウトソーシングの積極的な推進に関する庁議申し合わせ事項(平成17年10月11日)の数値目標については、異論もあるところであるが、一定の数字上の成果は達成している。しかし今後のアウトソーシングの推進にあたっては、県民が外から見た県庁のコア業務といった視点も重視する必要がある。すなわちそれが、県民が県庁に求めているものだからである。さらに、公設試においては、コア業務の設定如何、その存続にも重大な影響を与えかねない。

(2) 民間に負担を付け回ししてはいけない

業務のアウトソーシングは行政機能の減量的手段としてとらえられている面はあるが、民間の安い労働力による外面的な県庁のスリム化、効率化は絶対に避けなければならない。県全体の労働生産性を考えた場合、単なるジョーカーの押しつけにすぎないような形式的アウトソーシングは、何も生産しない。県庁に残った職員の高い給与水準を維持しているだけの結果とならないよう心ずる必要がある。

(3) 外部リソースの有効活用にも配慮する必要がある

アウトソーシングには、本来二つの面があり、高知県においてのみならず、他の地方公共団体においてもスリム化の面にだけ目が向いているくらいがある。アウトソーシングには外部の高度な専門性の有効利用、高度な専門性の外部委

託という重要な側面もある。今回の外部監査における聞き取りにおいて、特に試験研究機関のアウトソーシングに際して重視すべきと思われるこの面の検討が不十分であるという印象を受けた。外部リソースの有効活用ということ突き詰めていくと、公設試自身のアウトソーシングということまで含めた検討が求められる論点でもある。

公設試自体のアウトソーシングないし地方独立行政法人化については、私自身にとって課題として大きすぎるくらいがある。しかし、高知県の試験研究機関のあり方の検討事跡をみると、正面から公設試自体のアウトソーシングないし地方独立行政法人化について検討した資料は見つからなかった。今後外部有識者も含めて、このことについて県で検討し、一定の方向付けをしていただきたい。

以 上

< 参 考 資 料 >

参考資料 1 産業技術部の事務分掌

(1) 産業技術振興課

- 1 部の政策の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 部内の予算、組織及び定数に関する事。
- 3 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関する事。
- 4 部内の事業評価及び行政経営品質向上活動の推進に関する事。
- 5 部内の事務の総合調整に関する事。
- 6 科学技術の振興に関する事。
- 7 研究職員の研修に関する事。
- 8 工業技術センターに関する事。
- 9 紙産業技術センターに関する事。
- 10 農業技術センターに関する事。
- 11 畜産試験場に関する事。
- 12 森林技術センターに関する事。
- 13 海洋深層水研究所に関する事。
- 14 内水面漁業センターに関する事。
- 15 水産試験場に関する事。
- 16 前各号に掲げるもののほか、産業技術の振興に関する事とて他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関する事。

(2) 研究開発課

- 1 産業分野の試験研究開発の企画及び調整に関する事。
- 2 産業分野の技術支援に関する事。
- 3 産業分野の研究開発及び技術支援に関して、他の部との連携及び調整に関する事。
- 4 試験研究成果の公表及び評価に関する事。
- 5 試験研究に関する産学官の連携に関する事。
- 6 高知県産業振興センターの業務のうち、産業技術部所管の試験研究機関に係る研究開発及び技術支援に関する事。

(3) 知的財産課

- 1 県の知的財産権に関する事(他の課及び室の主管に属する事項を除く。)
- 2 職員の職務発明に関する事(他の課及び室の主管に属する事項を除く。)
- 3 知的財産の創造・保護・活用の推進に関する事。
- 4 高知県知的所有権センターに関する事。

参考資料 2 産業技術部・産業委員会事務局関連機関の職員定数の推移

産業技術部・産業技術委員会事務局及び所管試験研究機関の職員定数の推移

※() 番号は非常勤職員(定数の内数)。固定・改定前配属は、定数の内数を再掲。職員異動は定数の内数。山形試験場は、平成15年度に産業技術センターと統合し、山形試験場となる。平成19年度からは山形試験場となる。平成19年度からは産業技術センターとなる。

Table with columns for fiscal years (H10 to H19) and rows for various departments and agencies. It shows the number of staff members and their changes over time.

参考資料 3 平成18年度試験研究機関別執行状況(他部局分を除く)

Table showing the execution status of examination and research institutions in fiscal year 2006. It includes columns for institution names and various performance metrics.

参考資料 4 平成16年度から平成19年度科学技術振興費の状況

平成19年度予算

| | 科学技術振興費 | 農林水産研究費 | 林業研究費 | 水産業研究費 | 工業研究費 | 合計 |
|---------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|
| 総額 | | 54,647,000 | | 14,066,000 | 1,642,000 | 70,355,000 |
| 国庫 | 1,030,147,000 | | | | | 1,030,147,000 |
| 道県共同費 | 568,239,000 | | | | | 568,239,000 |
| 国庫費 | 325,496,000 | 9,258,000 | 322,000 | 2,463,000 | 696,000 | 338,935,000 |
| 国庫金 | 5,557,000 | 8,816,000 | 3,255,000 | 5,922,000 | 6,906,000 | 30,506,000 |
| 国庫費 | 3,900,000 | 4,037,000 | 3,989,000 | 497,000 | 12,763,000 | 19,206,000 |
| 国費 | 17,194,000 | 11,533,000 | 2,265,000 | 7,364,000 | 6,928,000 | 45,224,000 |
| 道府費 | | | | | | 0 |
| 道県費 | 30,437,000 | 117,781,000 | 23,771,000 | 58,022,000 | 40,544,000 | 290,555,000 |
| 道府費 | 6,823,000 | 5,384,000 | 1,474,000 | 3,574,000 | 2,468,000 | 19,723,000 |
| 道府費 | 3,485,000 | 25,132,000 | 21,441,000 | 29,680,000 | 38,995,000 | 173,463,000 |
| 道府費 | 469,000 | 4,273,000 | 759,000 | 1,288,000 | 338,000 | 7,237,000 |
| 工事費 | 268,500,000 | | | | | 268,500,000 |
| 道県費 | 998,000 | 401,000 | 274,000 | | 389,000 | 2,062,000 |
| 国庫財源購入費 | | | | | | 0 |
| 道県購入費 | 190,406,000 | 2,460,000 | 368,000 | | 6,690,000 | 199,864,000 |
| 国庫財源補助費 | 4,118,000 | 739,000 | 152,000 | 1,329,000 | 539,000 | 6,877,000 |
| 国庫財源補助費 | 394,000 | | | | | 394,000 |
| 道府費 | | 179,000 | 31,000 | 49,000 | 18,000 | 277,000 |
| 道府金 | | | | | | 0 |
| 合計 | 2,451,939,000 | 241,845,000 | 54,252,000 | 171,966,000 | 126,448,000 | 3,052,450,000 |

平成18年度決算

| | 科学技術振興費 | 農林水産研究費 | 林業研究費 | 水産業研究費 | 工業研究費 | 合計 |
|---------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|
| 総額 | | 54,408,133 | | 13,934,300 | 1,641,200 | 69,983,733 |
| 国庫 | 1,117,614,063 | | | | | 1,117,614,063 |
| 道県共同費 | 584,586,895 | | | | | 584,586,895 |
| 国庫費 | 338,497,947 | 8,541,540 | 322,708 | 2,254,287 | 511,289 | 350,127,771 |
| 国庫金 | 3,915,254 | 6,414,000 | 4,144,820 | 4,116,300 | 6,977,254 | 25,568,128 |
| 国庫費 | 2,213,627 | 452,000 | 2,796,990 | 252,061 | 4,208,684 | 11,683,262 |
| 国費 | 16,729,384 | 9,883,959 | 2,789,211 | 3,898,969 | 7,382,604 | 36,514,027 |
| 道府費 | | | | | | 0 |
| 道県費 | 34,829,949 | 111,198,449 | 22,240,713 | 57,392,313 | 56,932,629 | 282,594,041 |
| 道府費 | 5,091,281 | 4,622,947 | 1,357,257 | 3,189,323 | 1,778,982 | 16,039,790 |
| 道府費 | 3,432,493 | 21,749,119 | 27,388,953 | 89,972,894 | 35,329,516 | 174,063,975 |
| 道府費 | 418,296 | 3,792,330 | 1,218,642 | 1,194,713 | 354,192 | 6,988,173 |
| 工事費 | | | | | | 0 |
| 道府費 | 866,294 | 711,133 | 677,464 | 72,904 | 775,671 | 3,103,466 |
| 国庫財源購入費 | | | | | | 0 |
| 道県購入費 | 26,983,436 | 5,721,969 | 985,950 | 614,719 | 13,482,000 | 47,788,125 |
| 国庫財源補助費 | 4,274,860 | 671,389 | 166,889 | 1,536,190 | 989,100 | 7,238,528 |
| 国庫財源補助費 | 545,230 | | | | | 545,230 |
| 道府費 | | 146,309 | 39,609 | 39,600 | 17,600 | 237,118 |
| 道府金 | | | | | | 0 |
| 合計 | 2,133,990,493 | 228,208,254 | 61,251,419 | 175,682,297 | 126,902,299 | 2,725,044,762 |

平成17年度決算

| | 科学技術振興費 | 農林水産研究費 | 林業研究費 | 水産業研究費 | 工業研究費 | 合計 | |
|---------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|------------|
| 総額 | | 53,739,203 | | 1,584,800 | 14,201,644 | 1,641,200 | 71,046,847 |
| 国庫 | 1,157,934,193 | | | | | 1,157,934,193 | |
| 道県共同費 | 601,647,530 | | | | | 601,647,530 | |
| 国庫費 | 347,160,252 | 9,489,950 | 494,910 | 2,453,420 | 360,530 | 360,112,662 | |
| 国庫金 | 5,539,432 | 14,896,560 | 3,919,379 | 8,681,800 | 7,961,278 | 42,109,469 | |
| 国庫費 | 2,024,713 | 235,900 | | 2,494,000 | 639,000 | 5,392,713 | |
| 国費 | 15,304,333 | 11,898,118 | 1,902,443 | 6,278,985 | 8,080,035 | 43,463,924 | |
| 道府費 | | | | | | 0 | |
| 道県費 | 38,794,139 | 107,313,370 | 24,433,729 | 47,813,965 | 67,516,411 | 306,871,614 | |
| 道府費 | 4,902,234 | 4,313,848 | 3,685,293 | 3,421,303 | 2,949,069 | 20,137,757 | |
| 道府費 | 13,864,903 | 26,662,486 | 16,900,366 | 34,408,138 | 41,835,359 | 173,671,252 | |
| 道府費 | 1,033,251 | 3,519,930 | 994,399 | 973,425 | 1,448,742 | 7,969,747 | |
| 工事費 | 24,779,931 | | | | | 24,779,931 | |
| 道府費 | 4,019,849 | 844,673 | 218,854 | 272,972 | 2,576,829 | 7,969,157 | |
| 国庫財源購入費 | | | | | | 0 | |
| 道県購入費 | 26,243,871 | 4,314,930 | 66,000 | 379,625 | 8,664,676 | 39,669,092 | |
| 国庫財源補助費 | 4,045,490 | 1,021,288 | 217,468 | 1,658,600 | 572,659 | 7,415,405 | |
| 国庫財源補助費 | 464,024 | | | | | 464,024 | |
| 道府費 | | | | | | 0 | |
| 道府金 | | | | | | 0 | |
| 道府費 | | 178,100 | 39,600 | 39,600 | 17,600 | 275,900 | |
| 道府金 | | | | | | 0 | |
| 合計 | 2,348,763,119 | 241,696,636 | 33,642,161 | 385,265,688 | 144,796,834 | 3,053,964,438 | |

平成16年度決算

| | 科学技術振興費 | 農林水産研究費 | 林業研究費 | 水産業研究費 | 工業研究費 | 合計 | |
|---------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|------------|
| 総額 | | 54,613,928 | | 1,584,800 | 14,223,969 | 1,641,200 | 72,343,637 |
| 国庫 | 1,234,077,563 | | | | | 1,234,077,563 | |
| 道県共同費 | 621,541,591 | | | | | 621,541,591 | |
| 国庫費 | 363,348,133 | 9,290,164 | 435,944 | 2,547,216 | 662,819 | 376,303,276 | |
| 国庫金 | 11,850,961 | 14,920,387 | 2,920,500 | 7,929,810 | 8,389,542 | 45,829,199 | |
| 国庫費 | 2,083,032 | 45,000 | | 2,495,000 | 858,000 | 5,481,032 | |
| 国費 | 28,334,523 | 4,682,106 | 1,738,765 | 6,898,114 | 5,988,619 | 50,582,127 | |
| 道府費 | | | | | | 0 | |
| 道県費 | 101,490,581 | 79,317,643 | 11,975,965 | 43,668,510 | 70,242,982 | 306,695,781 | |
| 道府費 | 6,499,267 | 6,097,956 | 1,255,134 | 4,105,664 | 6,562,927 | 24,519,948 | |
| 道府費 | 23,161,218 | 28,846,530 | 14,922,960 | 82,533,613 | 49,285,583 | 197,730,903 | |
| 道府費 | 5,088,932 | 3,165,543 | 774,643 | 1,048,682 | 1,566,797 | 11,644,597 | |
| 工事費 | | | | | | 0 | |
| 道府費 | 8,678,463 | 757,653 | 1,746,955 | 492,179 | 2,269,634 | 13,944,844 | |
| 国庫財源購入費 | | | | | | 0 | |
| 道県購入費 | 65,680,091 | 3,725,720 | 293,900 | 8,615,390 | 26,814,769 | 105,131,770 | |
| 国庫財源補助費 | 6,532,299 | 566,888 | 98,200 | 1,379,600 | 495,519 | 9,072,506 | |
| 国庫財源補助費 | 127,779 | | | | | 127,779 | |
| 道府費 | | | | | | 0 | |
| 道府金 | | | | | | 0 | |
| 道府費 | | 91,200 | 39,600 | 39,600 | 26,400 | 206,800 | |
| 道府金 | | | | | | 0 | |
| 合計 | 2,485,301,061 | 284,099,198 | 37,711,873 | 179,972,228 | 173,794,712 | 3,080,749,872 | |

参考資料 5 国の科学技術基本計画及び施策と戦略的重点課題並びに高知県における主な取り組み経過

【参考資料 5】 国の科学技術基本計画及び施策と戦略的重点課題並びに高知県における主な取り組み経過

| 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-----------------|---|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国の科学技術基本計画 | 第1次科学技術基本計画(2014年) | | | 第2次科学技術基本計画(2016年) | | | | 第3次科学技術基本計画(2018年) | | | | | | | | |
| 国の科学技術基本計画の重点課題 | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | | | | | | |
| 高知県の取り組み | 高知県科学技術振興指針(2014年) | | | 高知県科学技術振興指針(2016年) | | | | 高知県科学技術振興指針(2018年) | | | | | | | | |
| 高知県の取り組みの重点課題 | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | | ① 産業分野の競争力向上 ② 社会課題の解決 ③ 国際競争力の向上 | | | | | | | | |
| 高知県の取り組みの進捗状況 | 高知県科学技術振興指針(2014年) | | | 高知県科学技術振興指針(2016年) | | | | 高知県科学技術振興指針(2018年) | | | | | | | | |
| 高知県の取り組みの成果 | 高知県科学技術振興指針(2014年) | | | 高知県科学技術振興指針(2016年) | | | | 高知県科学技術振興指針(2018年) | | | | | | | | |
| 高知県の取り組みの課題 | 高知県科学技術振興指針(2014年) | | | 高知県科学技術振興指針(2016年) | | | | 高知県科学技術振興指針(2018年) | | | | | | | | |
| 高知県の取り組みの展望 | 高知県科学技術振興指針(2014年) | | | 高知県科学技術振興指針(2016年) | | | | 高知県科学技術振興指針(2018年) | | | | | | | | |

参考資料 6 高知県科学技術振興指針「創造的活力をもつ社会の構築をめざして」

20世紀は、科学技術を基にした産業革命、技術革新、情報化などによって目覚ましい発展を遂げてきました。科学技術、とりわけ急速な情報化の進展によって、これまでとは違った社会経済構造や新しいしくみが生ま育つ時代を目前にしています。

変革する時代の中であって、今後、高知県の産業が発展するとともに、県民生活の向上や文化の推進が図られ、本県が持続的な発展をしていくには、本県の抱える様々な課題に対応する科学技術の振興が必要です。

こうしたことから、21世紀に向けて本県の更なる飛躍を図るため、本県の科学技術振興の基本方針と戦略を示し、総合的、計画的に科学技術振興行政を推進していくための基本となる「高知県科学技術振興指針」を策定いたしました。

今後は、この指針に基づき、具体的な科学技術振興施策の展開を図り、創造的活力を持つ社会の構築に取り組んでまいります。県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、「高知県科学技術振興指針」の策定にあたり、熱心に御審議をいただきました高知県科学技術振興会議の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました多くの方々へ心からお礼申し上げます。

平成10年3月

高知県知事 橋本 大二郎

第1章 高知県科学技術振興指針の意義と役割

20世紀は、科学技術の進歩によって社会が発展を遂げた時代です。

21世紀を前にした現在、情報通信ネットワークの進展に伴い、社会と経済が世界を視野に入れて活動するグローバル化、それらの境がなくなるボーダーレス化、より開放的になるオープン化などの新しい潮流が生まれ、経済構造が大きく変化しています。一方では、ベンチャー企業の台頭、新産業の急成長などの動きが活発になっています。生活スタイルの多様化、環境問題への関心の高まりなど、人と自然が共生し、安全に暮らせる豊かな地域社会を求める意識も高まっています。

また、産業化を超えるような新しい社会変化も起きています。すなわち、社会の活力の源泉が従来の経済力から、情報や智の開拓へと広がり、情報や智の創造、表現、普及が広く国民全体の活動となりつつあります。こうした情報や智をつくり出すような場を提供していくことも地域の発展にとって不可欠な条件となっています。

来るべき21世紀は、

- ① ネットワーク化が構造を変革する社会
- ② ボーダーレス化のさらなる進展による障壁のない市場を持つ社会
- ③ 人間の活動が地球環境と調和し、共生する社会

を指向して発展していくものと考えられます。

こうした変革に対応して、本県の生産活動や知的活動を発展させ、創造的活力を持つ社会を構築するためには、本県の風土的精神である「てき儻不羈」という自由かつ達な気質を生かすとともに、人口の減少、高齢化など本県の抱える課題を踏まえながら、

- ① 「社会の活力を生み出す科学技術」の推進

② 「人間や社会と親和する科学技術」に対する認識と理解

③ 「環境と調和し、社会の持続的発展を支える科学技術」の振興

という3つの視点に立った科学技術の振興に、総合かつ計画的に取り組んでいきます。

この指針は、今後10年間を見通し、本県の科学技術振興の基本方針と戦略を示すことにより、県としての科学技術の振興に対する取り組みを明らかにするものです。

第Ⅱ章 科学技術振興の基本指針

本県の科学技術の振興は、安定した就労を保障する産業の振興、研究開発を推進する人材育成、安全を確保する社会基盤の整備など、「創造的活力を持つ社会の構築」を図るものであり、次の3つの柱に基づく取り組みを推進していきます。

1 「智的空间」を支える高知

現在、世界は過去の歴史に類例を見ない急激なスピードで科学技術革命、とりわけ情報革命の時代を経験しています。社会構造が変革の時を迎えた今、情報や知識が社会における活力の基礎となるとともに、人類の社会経済的活動の場は、これまでの国家や企業という固定された空間から、情報や知識を生み出す物理的境界のない、いわゆる「智的空间（サイバースペース）」へと変化していきます。

これからの人間の活動の場である「智的空间」では、情報や知識を生み出す「智業」とでも呼ぶ新しい業態と情報・知識の創造や普及に従事する「智民」とでも呼ばれる人々により、非常に分散的な新しいシステム、すなわち「智場」が形成されます。そこが新時代の企業活動の場となり、これまでとは全く異なる新たなサービスや新産業が次々と生まれるものと予想されています。

こうしたことから、本県は、全国に先駆けて地域社会内の情報ネットワークの充実とネットワーク利用文化を開拓する知識の集積に取り組み、それとともに、世界中の地域と結び情報ネットワーク化を推進することによって物理的・地理的な境界をなくし、社会経済活動を大きく前進させる高度な情報ネットワーク環境、いわゆる情報プラットフォームを整備していきます。また、こうしたネットワークを活用する産業集積の促進にも取り組んでいきます。

2 「ものづくり」を大事にする高知

本県経済が公共経済依存型から高付加価値型のものづくりを中心とするバランスのとれた産業構造に転換するためには、あらゆる産業分野の高度化が必要であり、世界的な競争の中で際立った特徴を持つ「ものづくり」と、その基盤となる技術力や研究開発力の強化が求められています。

このため、市場や産業界などのニーズも踏まえ、大学などの学、公設試験研究機関の官、企業を中心とする産、そして県民が一体となった研究開発体制によって「ものづくり」を支援していきます。こうした産学官民の取り組みにより既存の産業が振興され、研究開発型企業や独自技術を持った創造的自立型企業の育成を図ることも可能となります。

「ものづくり」を支える最も重要な基盤は、優れた技術者、技能者、研究者といった人材であることから、産業界、教育機関、職業訓練機関などが一体となって人材の確保・育成を総合的に推進していきます。また、優れた技術や技能を継承し、本県のものづくりに貢献できるような仕組みづくりを進めていきます。

3 「持続発展（サステイナブルデベロップメント）」する高知

本県は、温暖な気候、緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋など、豊かな環境や

資源に恵まれています。地域社会が発展し続けるためには、県内の経済活動や県民の日常生活において、エネルギー・資源の消費や環境への負荷が少ないライフスタイルと生産体制をつくっていくことによって、環境低負荷型（エミッションミニマム）の社会を目指していかなければなりません。

こうした取り組みによって、高知の持つ環境、資源、文化を生かし、その価値をさらに高めていきます。

第Ⅲ章 高知県の現状と課題

本県は、科学技術活動に必要な研究集積や連携が全国レベルに比べて少なく、このことが、県経済のみならず、県民生活などさまざまな面で活力の高まりを欠くなどの影響を与えています。

1 社会経済の状況

(1) 社会環境

本県の人口は、平成7年(817千人)までの過去5年間で約8千人減少しています。要因の一つとして職場を求める若年者の流出があげられ、平成8年の高等学校卒業生では、就職者数2,761人の約30%が県外就職となっています。総人口に占める過疎市町村の人口比率は全国第6位、道路密度は全国第45位となっていますが、特に中山間地域における過疎化が進んでおり、中山間地域の活性化は本県にとって大きな課題です。このため、若年者に魅力ある働く場を創出するとともに、定住環境を整備することなどが求められています。

また、本県は全国よりも約15年早く高齢化が進行しており、平成7年国勢調査では、本県の65才以上の人口比率は全国第2位、老年化指数は全国第1位となっています。現状のまま推移すれば、本県の高齢者の比率は、2000年には4人に1人が高齢者となる一方、今後、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれています。急速な高齢化は、地域社会を支える年代層の減少により社会の正常な発展に大きな影響を及ぼすことから、科学技術の面からも積極的な対応が求められます。

(2) 自然環境

本県は降雨量が多く、昭和36年から平成2年までの30年間の年間降水量の平均は、2,582mmで全国第2位となっています。日照時間についても同じ30年間の平均で、2,107時間と全国第2位となっています。また、本県の林野率は全国第1位、良質な石灰石の産出量は全国第3位となっており、天然エネルギーや資源に恵まれています。さらに、四万十川の清流に代表されるように豊かな自然環境を有している一方で、台風を代表とする災害が多いという特徴も持っています。

こうしたことから、本県独自の豊かな資源・環境を生かす技術開発、環境低負荷型の社会を実現するための技術開発、台風・大地震などの災害から暮らしを守るための技術開発が必要となっています。

他方では、社会の活力を向上させるため、豊富な自然環境を積極的に活用していく科学技術の振興が求められています。

(3) 経済環境

本県の平成7年度の県内総生産は、2兆3,828億円となっています。産業別に見ると、第一次産業は1,473億円(構成比6.2%)、第二次産業は6,412億円(構成比26.9%)、第三次産業は1兆7,029億円(構成比71.5%)となっています。

県内総生産額の産業別構成比は、国の産業構造と比較して第一次産業(国1.9%)と第三次産業(同67.0%)の割合が高く、これに対して第二次産業(同35.2%)の割合が低いことが特徴

となっています。従って、就業人口の産業別構造をみると、全国と比較して第一次産業の割合が極めて高い一方で、第二次産業が著しく低く、特に就業人口に占める製造業の就業者の割合は全国平均の55.5%にとどまっています。

本県には、優れた技術と開発力により世界に飛躍する頼もしい企業もある一方で、全体としては科学技術活動に対する取り組みが不十分です。今後は、科学技術の振興を基盤として独自技術を持った企業の育成に努めるとともに、情報通信関連産業などの成長産業の振興を強化することにより、本県の産業構造の転換を図っていくことが大きな課題となっています。

2 科学技術の状況

(1) 研究機関

本県の主な研究機関としては、4大学、4短大・高专等があり、国立研究所、公設試験研究機関、民間の研究部門などを含めると、県全体の研究機関は35組織となっています。

また、高等教育機関には共同研究センターやリエゾンオフィスなどが設置されるとともに、公的機関による産学官の連携推進組織も設置されています。

こうした組織の活動を通じて、共同研究の推進など、産学官の交流・連携も次第と活発になってきており、県民生活や地域産業の発展に貢献できる体制が整備されつつあります。

しかし、連携・交流の行われている分野に偏りがあること、連携を指向する企業が一部にとどまっていることなどの問題も見受けられます。

今後、本県の研究集積の充実を図るとともに研究成果の普及や実用化を進めていくためには、

- ① 研究者・技術者の能力を十分に発揮させる制度・体制の整備
- ② ニーズやシーズを反映した効果的な研究開発
- ③ 研究機関相互の効果的な連携・交流
- ④ 研究成果の効果的な普及

などに取り組んでいくことが求められます。

(2) 研究者・技術者

科学技術の基本は「人」であり、優秀な研究者の育成・確保は重要な課題です。しかし、近年の児童・生徒は、小学校から高校へと学年が上がるに従って理科への関心が低下する傾向にあること、学生の理工系離れや理工系学生の製造業離れが顕著になっていることなどが全国的に指摘されており、このことは本県にとっても大きな課題となっています。

本県の平成8年の研究者数は、大学673人、高专64人、短大84人の計821人で、単位人口当たりでは全国の中位となっています。これに対して、平成8年の人口千人当たり学生数は11.0人で、全国平均24.9人を大きく下回っています。このように、本県の大学などの研究者は、単位人口当たりでは全国比較でも中位にありますが、学生の数が少ないこと、研究者の集積自体が小さいことが課題となっています。

また、平成7年度の公設試験研究機関の人口当たりの機関数や研究者数は、全国比較で上位にあるものの、研究者1人当たりの研究費は全国平均を下回っています。民間企業の人口当たり研究機関数は全国比較で中位程度ですが、人的体制を含めた研究開発機能の強化が課題となっています。

こうしたなかで、平成9年4月の高知工科大学の開学により、これまで本県に不足していた科学技術分野に幅広い人材の集積が見込まれています。このことが県内大学などの研究者の相互連携を生み出すとともに、さまざまな分野の研究開発を活性化していくものと期待されます。

一方、本県の地域産業を支えてきた技術者集団が、高齢化などによって減少してきており、優

れた技能・技術の承継とともに、ものづくりを支える人材の養成が大きな課題となっています。

第四章 科学技術振興の取り組むべき方向

本県の活力の増大を図るため、農林水産業や伝統産業、地場産業などの産業の高度化・高付加価値化を推進するとともに、既存企業の誘致の促進を図ります。同時に、創造的、先端的な技術を生み出す研究開発を推進することにより、新しい成長産業を育てていきます。

また、本県独自の文化は、新しいライフスタイルの創出や豊かな感性に基づく独創的な発想を生み出す礎となるものです。住んでいることが楽しい個性ある地域社会をつくっていくため、こうした文化を大切にしながら、資源エネルギーの有効利用や自然環境との調和など、社会の持続的発展を支える研究開発を推進していきます。

1 高度情報社会の構築

情報技術の進展は、人々の交流と創造の能力を高め、自由で均等な参加機会を与えるとともに、さまざまな分野において新たな可能性をもたらします。このことは、新しいサービスを提供する新規産業の創出や既存産業の高度化を通じて、新たな雇用を生み出すとともに、新しいライフスタイルをつくりだしていくことも期待できます。

本県は、他に先駆けて高度情報社会の構築に取り組み、情報産業の集積やネットワークを利用した地域産業の高付加価値化を進めるとともに、情報の集積により「知的空間」としての高知県の知価の向上を図っていかねばなりません。

このため、「KOCHI 2001 PLAN」を積極的に推進するとともに、本県発展の戦略のための情報基盤として、だれもが容易に利用できる「情報プラットホーム」を整備していきます。また、こうした取り組みを通じて人材の育成と集積を図るとともに、情報通信技術の研究開発を推し進めていきます。

2 産業の振興

(1) 地域特性を活かした産業の振興

本県の産業を振興するため、中山間地域の自然環境や農地・森林などの持つ環境保全機能を生かした農林水産業の試験研究に加え、豊かな環境を社会の活性化につなげる手法の開拓など、地域の特性を生かせる利用方策を確立させていきます。そうすることによって、持続発展型社会を支える産業技術の進展を図っていきます。

一方で、科学技術を生かした既存産業の高度化、消費者ニーズにこたえるための市場・生産情報の活用、そして既存企業の誘致も進めていきます。また、国際的な競争を勝ち抜くため、生産物・製品の付加価値化を図る技術開発、就業者の高齢化や後継者不足に対応する技術開発を進めていきます。さらに、海洋深層水、光エネルギー、森林資源など、「本県固有の資源を有効に活用する技術開発」に取り組んでいきます。

(2) 先端技術産業の創出

創造性の高い基礎技術や応用技術の開発のための意欲を高め、世界の動きを先取りした独創的な「ものづくり」に挑戦するとともに、産学官による地域先導的な共同研究を推進していきます。

特に、産業への波及効果が大きいネットワーク関連などの情報通信技術や情報サービス産業に必要なマルチメディア技術、ソフトウェア技術などの研究開発を進めていきます。

また、今後発展が期待される知能機械技術、電子・光技術、センサー技術、半導体技術などの

超高度技術、複合素材・高機能材料などの素材技術の開発、そしてバイオ技術の研究などを推進していきます。

3 持続発展型社会の構築

(1) 快適な生活環境の創出

本県が持続発展をしていくためには、環境低負荷型の社会の創出につながる取り組みが不可欠であり、県民の事業活動や日常生活において、エネルギーや資源の消費が少ない製品やサービスなどの開発、提供を促進する取り組みを進めていきます。

また、健康で安全な生活ができる社会を築くため、環境変化の把握や生態系に影響を与える環境リスクの低減に関する研究を進めていきます。

さらに、県民の生命と財産を自然災害などから守るため、総合的なシステムの導入や保健・医療・福祉の一体的なネットワーク化に取り組んでいきます。

とりわけ、保健、医療の分野は生命に関わる分野であり、新生児から高齢者まで、それぞれの年齢階層を通じて生涯健康づくりを推進していきます。

加えて、安全で快適に暮らせる生活環境をつくり出すため、快適性、安全性、利便性に配慮された生活環境を創出する社会工学システムの研究や、地域情報を統合し、生活環境を向上させる新しい建設技術の研究も進めていきます。

(2) 高齢者等への対応

将来、生産年齢人口の減少が見込まれることから、健全な高齢者などにとって働きがいのある快適な作業環境をつくりだすことが大切です。また、熟練した技術や技能を持った高齢者などが就業するうえでの配慮が必要です。こうした対応として、

① 人間が年をとっていくことに対して工学面などから支援していく加齢工学（ジェロントロジー）の研究の推進

② 高齢者や障害者の能力を引き出すように配慮された機器の開発

などによって、高齢者などにとって働きやすく、また、安心して働くことのできる条件整備に取り組んでいきます。

一方で、高齢者や障害者への対応として、個々の力を引き出す補助器具などの研究開発、医療や介護の充実、安らぎと潤いのある生活空間を創出する技術開発などを進めていきます。

特に、高齢者などがハンディキャップに対する意識をなくし、自らの力で社会にとけ込んでいけるような介助に関する研究開発が大切です。このため、寝たきりの予防の研究、ケアを必要とする高齢者や障害者の生活を援助する機器などの開発、そして地域福祉ネットワークシステムの整備などを進めていきます。

(3) 新しい文化づくり

高知の独特な文化は、本県の気候・風土や自然と人々の生活の中で融合し醸成されており、産業経済、日常生活、芸術、芸能などあらゆる分野の中に息づいています。科学技術の発展は、独創的な産業や快適な生活環境を創出し、これまで培われてきた本県の文化的風土の中に新しい要素をつくりだす可能性を持っています。

このため、文化と科学技術が調和した振興を図るとの視点から、これまで培われた高度なスキルや技能を地域の技術文化として高める取り組みを行います。また、新しいライフスタイルの創造や文化的な生活空間の創出につながる技術とシステムの研究など、本県の特徴と主体性をもった取り組みも進めていきます。

第V章 科学技術の振興基盤のあり方

科学技術の振興を図るため、優秀な人材の確保・育成や研究開発基盤の整備を進めるとともに、産学官民が協調する効果的な研究体制づくりを推進していきます。

1 人材の育成・確保

県内産業の活性化や県民生活の向上につながるさまざまな分野で科学技術を振興していくには、次代の科学技術を担う青少年の育成を積極的に推進していかなければなりません。特に、本県は著名な学者や文化人を数多く輩出しており、創造性豊かな県民の資質を生かして、日本のビル・ゲイツが生まれるような取り組みを進めたいものです。

そのためには、幼少期から科学技術に対する興味を抱かせる教育、個性を生かし豊かな創造力を伸ばす教育、そして自発性を最大限に引き出し、旺盛な探求心をはぐくむ自由かつ達な気風を尊重する教育などに取り組んでいかなければなりません。

こうした取り組みによって科学への関心を高め、科学的なものの見方・考え方を育てていくため、

- ① 観察・実験に重きをおいた教育の充実とそれを担う教育者の育成
- ② 科学技術をおもしろく学ばせる学習
- ③ 科学技術が生活の身近な場で生きていることを体験、認識させる学習
- ④ 科学技術が社会を発展させる基盤であるという認識と理解を深めさせる学習
- ⑤ 科学技術博物館など幼少期から科学技術に接する環境の整備などを進めていきます。

また、世界を視野に入れた人材の集積を図るためには、国際的な研究者の交流や研究開発活動を進めていく取り組みも欠かせません。

このため、大学や公設試験研究機関などにおいて、人材の活発な交流を可能とする制度や体制の整備に取り組むとともに、産業界においても、研究開発型企業として発展していくため、優秀な人材を受け入れることができる体制づくりや研究開発を重視した企業活動が促進されるよう、必要な支援をしていきます。

さらに、人材の交流を活発化させていくため、研究者、技術者並びにその家族にとって、本県の生活環境や文化、教育などが魅力あるものとなるように努めていきます。

2 研究開発基盤の整備と産学官の連携

県民や産業界のさまざまなニーズにこたえていくとともに、研究者や技術者の能力を最大限に発揮させるため、

- ① 大学、公設試験研究機関ならびにその他の研究開発施設の充実と支援
- ② 先導的研究など技術の流れに対応できる研究費の確保など、大学及び試験研究機関の基盤整備を進めていきます。

また、効果的な研究開発を推進するためには、研究組織・研究分野の枠を超えた連携・交流を図り、独創的な発想や優れた研究シーズを生かすなど、総合力が発揮できる産学官の共同研究が欠かせません。

そのため、

- ① 国内外の大学、国立研究所、公設試験研究機関、企業の連携・交流による広域的研究開発の推進

- ② 研究テーマや研究資源などをコーディネートする研究支援体制の整備
 - ③ 広域ネットワーク型研究開発を促進する情報ネットワークの形成
 - ④ 研究開発を効果的、重点的に推進する資金の拡充
 - ⑤ 異業種交流活動の積極的な推進
 - ⑥ 産業振興センターなどの研究支援機関の充実
- などに取り組んでいきます。

3 研究成果の活用と普及

科学技術の振興によって生み出された成果が、本県産業の振興と県民生活の向上に結びついていくような体制づくりを産学官民が協調しながら推進していくことが極めて重要です。また、その成果が効果的に移転・活用され、産業基盤の充実が図られるよう積極的な支援が必要です。

このため、

- ① 大学や公設試験研究機関などの研究成果の積極的な公表・公開
 - ② 公設試験研究機関などにおける研究成果の普及指導体制の強化
 - ③ 大学におけるリエゾンオフィス機能の充実
 - ④ 大学、国・県の研究機関の技術移転の促進など、知的財産権の有効活用を図る基盤づくり
 - ⑤ 研究成果を製品や商品に結びつけるためのベンチャー企業などに対する支援
 - ⑥ 産業の活性化と利便性の高い生活空間の創出につながる情報ネットワークの整備
 - ⑦ 科学技術の芽を産業的に育てる手段として、公的機関によるモデル事業の導入など支援策の充実
 - ⑧ 県民や企業などに積極的な情報提供を行うための科学技術関連データベースの構築とネットワーク化
- などを推進していきます。

4 推進体制の整備

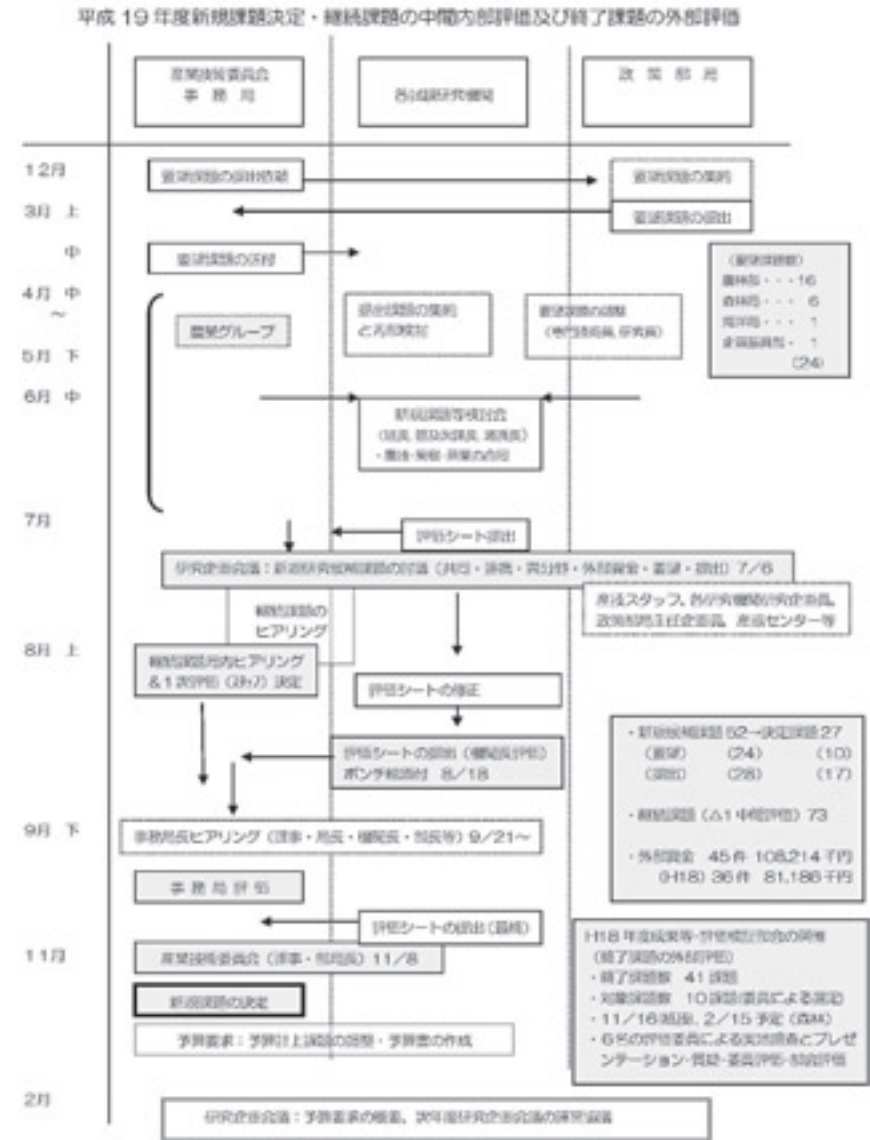
科学技術に関するさまざまな活動を効果的に進めるためには、基盤整備、研究開発、成果の普及などを一貫した施策として推進するとともに、市場や県民ニーズに基づいた施策の展開と透明性のある評価制度の確立が不可欠です。

このため、

- ① 科学技術振興、産学官民の連携及び戦略的・横断的な研究開発等を推進する組織の強化
- ② 公設試験研究機関をはじめ、県内の研究機関における透明性のある厳正・適切な評価制度の導入
- ③ 科学技術活動を広く県民のものとし、啓発や普及なども行うための産学官民が参加する非営利団体、すなわち科学技術アカデミーといった組織の創設などに取り組んでいきます。

---委員一覧表および審議経過の記載は省略した。---

参考資料 7 平成19年度新規課題決定・継続課題の中間内部評価及び終了課題の外部評価



| | | | | | | |
|----|-------------|---|---|---|---|--|
| 17 | 1 95,482 | 1 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 実地調査を実施した内訳(ア)と「ア」の調査目的が異なるが、調査結果が一致している。 |
| 18 | 1 95,340 | | 1 | | | |
| 15 | 4 98,432 | 1 | 3 | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 「ア」以外の調査結果のみである。この調査は従来から人工衛星測位の精度が向上している。 |
| 16 | 1 92,138 | 1 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) この研究で得られた高精度の位置情報は、従来の位置情報の精度向上に必要不可欠な要素であることが実地調査の結果明らかになった。 |
| 19 | 4 | | | | | |
| 12 | 2 | 1 | 1 | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 従来のように従来、従来の「ア」の調査目的が「ア」の調査目的により、調査結果の精度が向上している。 |
| 11 | 1 | 1 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 10 | 1 | 1 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 9 | 0 | 0 | | | | |
| 8 | 0 | 0 | | | | |
| 7 | 11 | 4 | 5 | 0 | 0 | |

| 終了年度 | 調査費 (百万円) | 調査の回数 | | | | 調査の目的 |
|------|--------------|-------|----|----|----|--|
| | | 調査 | 調査 | 調査 | 調査 | |
| 17 | 4 96,487 | | 1 | 3 | | |
| 16 | 9 96,330 | 1 | 3 | 4 | 1 | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 15 | 4 95,340 | | 1 | 3 | 1 | |
| 14 | 4 96,080 | 1 | | 3 | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 「ア」以外の調査結果のみである。この調査は従来から人工衛星測位の精度が向上している。 |
| 13 | 1 95,340 | | | | | 4 |
| 12 | 4 | 2 | 1 | 1 | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 11 | 3 | 3 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 10 | 5 | 3 | | 1 | 1 | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 9 | 4 | 3 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 8 | 5 | 2 | | | | ○「ア」の調査目的(国内実地調査) 調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。調査結果の精度が向上している。 |
| 7 | 43 | 13 | 4 | 13 | 11 | |

注1 各年度の終了年度に属した研究費(百万円)の合計
注2 調査の回数
調査一回とは、調査が行われる研究費
調査一回とは、調査が行われる研究費
調査一回とは、調査が行われる研究費
調査一回とは、調査が行われる研究費

参考資料 9 職員の旅費に関する規則第10条

職員の旅費に関する規則

第10条 国内旅行における路程の計算は、次の区分に従い行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路

ア 公用車又は自家用車を利用する場合 任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出された路程

イ ア以外の交通機関による場合

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の調べに係る路線図に掲げる路程

イ 軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者の調べに係る営業キロ程表に掲げる路程第6条第3項を次のように改める。

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず地方公共団体の長、その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

3 路程を計算する場合の起点は、出発地点、経由地点、目的地点又は帰着地点とする。ただし、公用車又は自家用車を使用する場合の当該使用区間の起点(出発地点及び帰着地点を除く。)は、各市町村の大字を単位とする区域及びこれと同等と認められる区域内において、任命権者が人事委員会に協議して定める地点とする。

人事委員会との協議事項

① 公用車又は自家用車を利用する場合の路程

インクリメント・ピー株式会社の提供する「MapFan OnPage データ配信タイプ」及び「MapFan OnPage ルート検索オプション」(GIS(地理情報システム Geographical Information Systemの略称)により路程を自動算出する方法。

② 公用車又は自家用車を利用する場合の起点

株式会社アルプス社製の「町大字ポリゴンデータ」の地図データ及びMapInfo社製の「MapInfo MapXtreme」により算出された大字を単位とする区域の東西南北に平行な最大外接長方形の対角線の交点

参考資料 10 普通旅費（公共交通機関利用なし）の事務処理フロー

